

ト、貸座敷業(第四條)

二、所得税法施行地に於て支拂を受くる俸給、給料及賞與並に此等の性質を有する給與にして常時十人以上の使用人を使用し税務署長の指定したる個人より受くるものは所得税法第十條に規定する甲種の勤勞所得とし其の他の個人より受くるものは同條に規定する乙種の勤勞所得とす(第五條)

三、次の法人に對する預金で元本三千圓を超えざるもの利子に於ては所得税法第十一條第一項第五號の規定に依り分類所得税を課せず

- イ、工業組合、商業組合、貿易組合及漁業協同組合
- ロ、工業組合聯合會、商業組合聯合會、貿易組合聯合會及商工組合中央金庫

ハ、恩給金庫及庶民金庫(第七條)

四、水産業の所得は所得税法第十二條第一項第四號の規定に依り前三年間毎年の總収入金額より必要の經費を控除したる金額の合計額を前三年間に於て水産業を有したる年數にて除し之を算出す(第八條)

五、所得税法第十二條の規定に依り總収入金額より控除すべき經費は種苗蠶種肥料の購買費、家畜其の他のものの飼養料、仕入品の原價、原料品の代價、場所物件の修繕費又は借入料、場所物件又は業務に係る公課、雇人の給料、収入を得るに必要なる負債の利子其の他収入を得るに必要なるものに限り但し家事上の費用及之に關聯するものは之を控除せず(第十條)

六、甲種の勤勞所得に屬する賞與(賞與の性質を有する給與を含む以下同じ)以外の給與に付ては所得税法第十六條第一項の規

定に依り左の金額を其の給與より控除す

- イ、支拂を受くべき給與が一月分なるときは六十圓
- ロ、同半月分なるときは三十圓經由して所轄税務署に提出すべし(第十四條)

八、同一の支拂者より甲種の勤勞所得に屬する給與の中賞與のみの支拂を受くる者の該賞與に付ては支拂の際に於ては所得税法第十六條第一項の規定に依る控除は之を爲さず但し左の各號に該當する場合に於ては各其の定むる所に依る

イ、其の年中に他に甲種の勤勞所得を有せざる場合に於ては本人の申請に依り七百二十圓を賞與より控除し過納と爲りたる分類所得税に相當する金額を還付す

ロ、其の年中に他に甲種の勤勞所得を有する場合に於て其の金額が百二十圓に満たざるときは本人の申請に依り七百二十圓と該勤勞所得との差額を賞與より控除し過納と爲りたる分類所得税に相當する金額を還付す

前項但書の規定に依り控除を受けんとする者は翌年一月三十一日迄に其の申請書を所轄税務署に提出すべし(第十五條)

九、次に掲ぐる法人より受くる剩餘金の分配に付ては所得税法第二十一條第一項中配當利子所得甲種第三號に規定する税率百分の十は之を百分の五とす

- イ、産業組合、工業組合、商業組合、貿易組合、漁業協同組合及蠶絲共同施設組合
- ロ、工業組合聯合會(第二十二條)

十、甲種の勤勞所得に屬する賞與以外の給與に付ては所得税法第二十四條第一項の規定に依り給與を受くる者の申請に依り其の

年一月一日現在の扶養家族一人に付左の金額を分類所得税額より控除す

イ、支拂を受くべき給與が一月分なるときは一圓

ロ、同半月分なるときは五十錢

ハ、同一旬分なるときは三十四錢

ニ、同一週分なるときは二十四錢

ホ、前各號に該當せざる給與なるときは年十二圓の割合に依り給與の支給期間に應じて算出したる金額(第二十四條)

十一、同一の支拂者より甲種の勤勞所得に屬する賞與と賞與以外の給與とを併せ受くる者の該賞與に對する分類所得税に付ては其の年中に於て受くる賞與以外の給與に對する分類所得税にして前條に規定する控除金額に達せざるものあるときに限り其の不足額を賞與に對する分類所得税額より控除す

第十四條第二項及第三項の規定は前項の場合に付之を準用す

(第二十五條)

十二、同一の支拂者より甲種の勤勞所得に屬する給與の中賞與のみの支拂を受くる者の該賞與に對する分類所得税に付ては支拂の際に於ては所得税法第二十四條第一項の規定に依る控除は之を爲さず

前項の場合に於て其の年中に他の所得に付所得税法第二十四條第一項又は第二十五條第一項の規定に依る控除を受けざる扶養家族あるときは給與を受くる者の申請に依り其の扶養家族一人に付十二圓を分類所得税額より控除し過納と爲りたる分類所得税に相當する金額を還付す

重要新法令

に其の申請書を所轄税務署に提出すべし(第二十六條)

十二、同居の戸主又は家族中二人以上の者が甲種の勤勞所得に屬する給與を受くる場合に於て其の中一人の甲種の勤勞所得に對する分類所得税額より所得税法第二十四條第一項の規定に依る控除を爲したる扶養家族に付ては其の他の者の甲種の勤勞所得に對する分類所得税額よりは同項の規定に依る控除を爲さず

(第二十七條)

十三、不動産所得、事業所得、乙種の勤勞所得又は山林の所得に對する分類所得税に付ては所得税法第二十五條第一項の規定に依り所得を有する者の申請に依り其の年一月一日現在の扶養家族一人に付十二圓を分類所得税額より控除す(第二十八條)

十四、所得税法第二十六條に規定する不具疾病者は心身喪失の常況に在る者、聾者、啞者、盲者其の他重大なる傷痍を受け又は不治の疾患に罹り常に介護を要する者を謂ふ(第三十條)

十五、左に掲ぐる法人より受くる剰余金の分配に付ては所得税法第三十三條第三項に規定する割合百分の一は之を百分の〇・五とす

- イ、産業、工業、商業、貿易各組合、漁業協同組合及蠶絲共同施設組合
- ロ、工業組合聯合會

第八章 雜則

一、納税義務者災害、失業其の他の事由に因り著しく資力を喪失し納税困難と認むるときは納税義務者の申請に依り其の不動産所得、乙種の配當利子所得、事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得若し乙種の退職所得に對する分類所得税又は總所得に對

する総合所得税に付之を軽減又は免除す(第八十二條)
 二、納税義務者前條の規定に依り所得税の軽減又は免除を受けんとするときは事由を具し所轄税務署に申請すべし(第八十三條)

33 法人税法施行規則(十五・三・三一公布勅令第一三五號十五・四・一施行)
 一、次に掲ぐる公共團體には法人税法第十一條の規定に依り法人税を課せず
 その公共團體名は所得税法施行規則第一條の公共團體名に同じ(第五條)

二、次に掲ぐる物産の製造業を営む法人には法人税法第十二條の規定に依り所得に對する法人税を免除す
 その物産名は所得税法施行規則第二條に同じ(第六條)
 次に掲ぐる物産の探掘又は採取を業とする法人には法人税を免除するその物産名は所得税法施行規則第二條に同じ

33 特別法人税法施行規則(十五・三・三一公布勅令第一三六號十五・四・一施行)
 40 配當利子特別税法施行規則(十五・三・三一公布勅令第一三七號十五・四・一施行)

41 遺囑税法施行規則(十五・三・三一公布勅令第一三九號十五・四・一施行)
 42 建築税法施行規則(十五・三・三一公布勅令第一四〇號十五・四・一施行)

一、建築税法第一條第二號の規定に依り建築税を課すべき家屋を定むること左の如し。
 イ、洋風店
 ロ、貸 席
 ハ、貸座敷

43 臨時利得税法施行規則中改正(十五・三・三一)公布勅令第一四二號十五・四・一施行)
 一、營業利得に對する臨時利得税の納税義務者災害、失業其の他の事由に因り著しく資力を喪失し納税困難と認めるときは納税義務者の申請に依り其の營業利得に對する臨時利得税を軽減又は免除す。

所得税法施行規則第八十三條乃至第八十五條の規定は前項の規定に依る臨時利得税の軽減又は免除に付之を準用す(第二十一條)

44 營業税法施行規則(十五・三・三一公布勅令第一四三號十五・四・一施行)
 一、左に掲ぐる營業は營業税法第二條の規定に依り營業税を課すべき營業とす。

イ、兩替業
 ロ、演劇興行業
 ハ、寄席業
 ニ、遊技場業
 ホ、遊覽所業
 ヘ、藝妓置屋業
 ト、貸座敷業(第一條)

二、法人の純益は營業税を課すべき營業に付其の純益金より總損金を控除して之を計算す(第二條)

三、個人の純益は營業税を課すべき營業に付其の總収入金額より必要の経費を控除して之を計算す(第七條)

四、營業税法第十條第一項の規定に依り總収入金額より控除すべき地租額は其の營業用の土地にして家事に關聯せざるものに付

必要の経費を控除して之を計算す(第七條)

重要新法令

ニ、引手茶屋(第一條)
 二、建築價額は次に掲ぐる金額の合計額に依る
 イ、家屋の建築に要したる金額(疊、建具その他の造作に要したる金額を含む)
 ロ、電氣、瓦斯、水道其の他の附屬設備の設置に要したる金額
 ハ、門、圍障、庭園其の他の附屬築造物の築造に要したる金額(第二條)

三、建築税法第五條第二號の規定に依り左の公共團體を指定す
 イ、府縣組合、市町村組合、町村組合及市町村内の區
 ロ、市町村學校組合、町村學校組合及學區
 ハ、水利組合、水利組合聯合及北海道土功組合(第三條)

四、建築税法第五條第三號の規定に依り建築税を課せざる家屋を定むること左の如し
 イ、長屋、共同住宅及寄宿舍
 ロ、一時の使用に供する家屋(第四條)

五、建築税法第六條第三號の規定に依り建築税を免除する家屋を定むること左の如し
 イ、土地區劃整理の施行に因り取毀したる家屋に代へて建築したる家屋
 ロ、行政執行法第四條の處分に因り取毀したる家屋に代へて建築したる家屋(第五條)

六、建築税法第六條及前條に掲ぐる家屋を建築したる場合に於ては建築税を免除す但し其の家屋の床面積が従前の家屋の床面積を超過する場合に於ける超過部分に付ては此の限に在らず
 前項但書の場合に於ける超過部分の建築價額は新に建築したる

き経費は仕入品の原價、原料品の代價、場所物件の修繕費又は借入料、場所物件又は營業に係る公課、雇人の給料、収入を得るに必要なる負債の利子其の他他収入を得るに必要なるものに限る但し家事上の費用及之に關聯するものは之を控除せず(第八條)

五、左に掲ぐる物産の製造業を営む者には營業税法第十二條の規定に依り營業税を免除す
 物産名は所得税法施行規則第二條に掲ぐる物産名に同じ
 左に掲ぐる物産の探掘又は採取の事業を営む者には營業税法第十二條の規定に依り營業税を免除す
 物産名は所得税法施行規則第二條に掲ぐる物産名に同じ(第九條)

六、營業税法第十四條第二項の規定に依り營業税額より控除すべき地租額は營業税を課すべき營業の用に供する土地に付納付したるものに限る但し貸付けたる土地に對する地租額の控除は其の土地に付生じたる純益の總額に百分の一・五を乗じたる金額を越ゆることを得ず
 前項の場合に於て營業税を課すべき營業と其の他の營業とに共通して使用する土地あるときは其の地租總額を營業税を課すべき營業に屬する収入金額と其の他の營業に屬する収入金額とに按分して控除額を計算す但し収入金額の割合に依るを不適當とするときは資産價額又は純益の割合其の他適當なる方法に依り之を計算することを得(第十二條)

七、營業税法第十四條第三項の規定に依り營業税額より控除すべき地租額は其の營業用の土地にして家事に關聯せざるものに付

三三九

納付したるものに限る。

前項の地租額は前年中に納付したる金額に依り之を計算す。

第十二條第二項の規定は營業税を課すべき營業と其の他の營業とに共通して使用する土地に對する地租額の控除に付之を準用す(第十五條)

八、個人の營業税の納稅義務者災害、失業其の他の事由に依り著しく資力を喪失し納稅困難と認むるときは納稅義務者の申請に依り其の營業税に付之を輕減又は免除す。

所得稅法施行規則第八十三條乃至第八十五條の規定は前項の規定に依る營業税の輕減又は免除に付之を準用す。(第二十六條)

45 酒稅法施行規則(十五・三・三一公布勅令第一四五號十五・四・一施行)

一、酒場、料理店其の他酒類を専ら自己の營業場に於て飲料に供することを業とする者は酒稅法第十七條の免許を受くることを要せず(第十條)

二、酒類製造者が其の製造したる酒類を輸出したるときは酒稅法第四十一條第一項の規定に依り其の酒類造石税を免除す

酒稅法第三十七條第一項の規定の適用を受けて製造場より移出したる酒類を移出先の營業者が輸出したるときは同法第四十一條第一項の規定に依り其の酒類造石税額に相當する金額を交付す(第二十九條)

46 砂糖消費稅法施行規則(十五・三・三一公布勅令第一四七號十五・四・一施行)

一、外國に輸出する果實蜜及之に類するものの製造の用に供する

砂糖に付ては砂糖消費稅法第十一條第一項第三號に依り消費稅を免除す(第十八條の二)

二、砂糖消費稅法第十一條第一項第三號の適用を受けて引取りたる砂糖を原料として煉乳又は菓子、糖果若は果實蜜及之に類するものを製造せむとするときは豫め製造場を定め所轄稅務署の承認を受くべし

前項の承認を受けむとする者は製造すべき物品の種類及製造方法、使用すべき砂糖の種類並に製造者の住所及氏名又は名稱を記載したる申請書を製造場所轄稅務署に提出すべし(第十八條の三)

三、砂糖消費稅法第十一條第一項の適用を受けて引取りたる砂糖精蜜、糖水を使用して同項各號に規定する物品を製造せむとするときは其の使用の都度所轄稅務署の承認を受くべし

前項の承認は毎回五百斤以上の場合に限り之を與ふるものとす第一項の規定は消費稅を課せられたる第二種乙の砂糖を使用し第三種の砂糖を製造し又は消費稅を課せられたる砂糖、精蜜、糖水を使用して砂糖消費稅法第十二條の適用を受くる砂糖、精蜜、糖水を製造せむとする場合に付之を準用す

前項の場合に於ては原料として使用する砂糖、精蜜、糖水に付消費稅納付済又は擔保提供済なることを證すべき書類を提出すべし但し所轄稅務署に於て必要なしと認むるときは此の限に在らず(第十八條の四)

四、砂糖消費稅法第十一條第一項の適用を受けて引取りたる砂糖精蜜、糖蜜、糖水は他の砂糖、精蜜、糖水と區別して設置すべし(第十八條の五)

47 織物消費稅法施行規則(十五・三・三一公布勅令第一四八號十五・四・一施行)

一、織物消費稅法第一條但書の規定に依り消費稅を課せざる織物の原料を定むること左の如し

イ、芭蕉、ロ、黄麻、ハ、葛、ニ、藤、ホ、椏、ヘ、楮、ト、鳳梨、チ、科、リ、竹、ヌ、紙、ル、襪、オ、ステープル、ファイバー(第三十一條)

48 物品稅法施行規則(十五・三・三一公布勅令第一五〇號十五・四・一施行)

一、物品稅法第一條に掲ぐる第一種の物品中第十六號及第三十號に掲ぐるものに付物品稅を課すべき場合は一回の賣買總金額が一萬圓を超える場合に限る但し強制競賣の場合は物品稅を課せず(第二條)

二、第一種又は第二種の物品にして通常容器と共に販賣せらるるものの價格は其の容器の價格を加へたる金額に依る(第十一條)

三、燐寸の本数は軸木の本数に依る但し二個以上の點火裝置を附したるものに付ては其の點火裝置の個數に依る。(第十三條)

四、第一種の物品の販賣者又は製造者が第一種の物品を保稅地域より引取る場合に於ては物品稅は之を徵收せず

前項の場合に於ては販賣場又は製造場の所轄稅務署より交付を受けたる販賣者又は製造者たることを證明すべき書類を所轄稅關に提出すべし

第一項の場合に於ては物品稅法第八條第二項の規定に依る申告書の提出を要せず(第十四條)

五、物品稅の免除を受けずして輸出したる物品を再輸入し之を保

重要新法令

稅地域より引取る場合に於ては物品稅を徵收せず

前條第三項の規定は前項の場合に付之を準用す(第十五條)

六、物品稅法第十三條第一項第三號の規定に依り物品稅を免除する物品は次の通り

イ、醫療用に供するもの但し第三種の物品を除く
ロ、機械用又は工業用に供するもの但し燐寸並に飲料又は食料品の製造の用に供する餡、葡萄酒及春芽糖を除く
ハ、神社、寺院又は教會に於て式典用又は禮拜用に供するもの但し第三種の物品を除く

ニ、教育用に供するもの但し中等學校又は小學校に於て使用する寫真機、映寫機、寫真用フィルム、蓄音機、蓄音機用レコード、ピアノ、オルガン、箏、三絃、ラヂオ聴取機、擴聲用增幅器及擴聲器に限る

ホ、軍用に供するもの但し陸海軍の購入に係る毛皮、毛皮製品、帽子、靴、トランク、靴、寢臺、第一種第二十六號の皮革製品、織物、織物製品、メリヤス、メリヤス製品、犬、寫真機

寫真機部分品、寫真用乾板、寫真用フィルム、寫真用感光紙、雙眼鏡、雙眼鏡、銃、銃部分品、藥莖及彈丸に限る

ヘ、通信用に供するもの但し無線電信又は無線電話(放送無線電話を除く)の用に供するラヂオ聴取機及受信用真空管に限る(第二十六條)

三、左の各號の一に該當する場合に於ては物品稅法第十四條の規定に依る交付金を交付せず
イ、菓子、糖果又は果實蜜及之に類するものの輸出後一年以内

に交付金の交付を申請せざるとき

ロ、菓子、糖果又は果實密及之に類するものの一回の輸出數量が三百斤に満たざるとき(第三十三條)

49 遊興飲食税法施行規則(十五・三・三一公布勅令第一五一號十五・四・一施行)

一、次に掲ぐる場所に於ける遊興及飲食には遊興飲食税法第一條の規定に依り遊興飲食税を課す

イ、貸座敷 ロ、引手茶屋(第一條)

二、遊興飲食の料金は花代、揚代、飲食料、席料其の他名義の何たるを問はず遊興飲食税法第一條に規定する場所の經營者が遊興又は飲食を爲したる者より其の遊興又は飲食に付領収すべき金額の合計額に依る(第二條)

三、次に掲ぐる遊興飲食の料金を付ては其の料金が一人一回三圓に満たざる場合と雖も遊興飲食税を課す

イ、娼妓の揚代、藝妓に類する者の花代其の他之に類するもの

ロ、洋風の設備を有し婦女が客席に侍して接待するカフェー、バー其の他の料理店(客席に侍して接待する婦女が常時五人以下なるものを除く)に於ける遊興飲食の料金(第三條)

50 入場税法施行規則(十五・三・三一公布勅令第一五三號十五・四・一施行)

一、入場料又は収益の總額を左の目的に充つる場合に於ては入場税法第五條の規定に依り入場税を免除す

イ、軍人の慰恤並に支那事變の爲に従軍したる軍人及軍屬の家族又は遺族の慰問其の他の軍事援護

ロ、兵器、艦船其の他の國防金品の献納(第四條)

二、第一種の催物(第一種の場所に於ける演劇、活動寫眞、演藝

利得金額決定の通知を爲したる個人の臨時利得税並に純益金額決定の通知を爲したる個人の營業税

ロ、製造者數査定済の酒類に對する酒類造石税

ハ、製造場外に移出せられたる酒類に對する酒類庫出税及清涼飲料に對する清涼飲料税並に販賣せられたる第一種の物品又は製造場より移出せられたる第二種若しくは第三種の物品に對する物品税

52 地方税法施行令(十五・三・三一公布勅令第一九八號本令は昭和十五年分地方税より之を適用す但し家屋税附加税に關する規定は昭和十七年度分より之を適用す)

一、地方税法第十二條第一項第二號及第三號の規定に依り公共團體を指定すること左の如し、府縣組合、市町村組合、町村組合

市町村内の區、學區、水利組合、同聯合、北海道土功組合

(第三條)

二、地方税法第六十一條の規定に依り府縣知事の許可を要する事項にして次に掲ぐるものは内務大臣及大藏大臣の許可を受くべし

イ、東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市及名古屋市に關

すること

ロ、人口廿萬以上の市(前號に掲ぐる市を除く)に於て本税の百分の二百六十を超え地租附加税、家屋税附加税又は營業税附加税の賦課率を定むること

ハ、前二條に掲ぐる市以外の市に於て本税の百分の二百八十を超え地租附加税、家屋税附加税又は營業税附加税の賦課率を定むること

重要新法令

観物、競馬其の他の催物を謂ふ)若は設備の主催者は經營者又は第二種の場所の經營者入場税法第五條の規定に依り入場税の免除を受けんとするときは七日前に左の事項を具し第一種又は第二種の場所の所轄稅務署に申請し承認を受くべし

イ、期間 ロ、入場料又は収益の總額を支出すべき事業又は目的

ハ、入場料 ニ、収入支出の概算書

前項の承認を受けたる者其の開催又は經營を終了したるときは直に證憑書類を添へ収入支出の計算書を提出すべし(第五條)

51 國稅徵收法施行規則中改正(一五・三・三一公布勅令第一五九號十五・四・一施行)

一、地租の外左の國稅は市町村に於て之を徵收すべし

イ、分類所得税(甲種の配當利子所得、甲種の勤勞所得及甲種の退職所得に對する分類所得税を除く)

ロ、綜合所得税(所得税法第六條第一項に規定する綜合所得税を除く)

ハ、個人の臨時利得税

ニ、個人の營業税(第一條の二)

二、第八條第二號及第三號「國稅徵收法第四條の一に依り徵收することを得る國稅は左に掲ぐるものにして納期に到り税金の徵收を完うすること能はずと認むるものに限る(一)造石數査定済の酒類、酒精並酒精含有飲料の造石税及造石數査定済の麥酒税(二)製造場外に移出せられたる清涼飲料に對する清涼飲料税」を左の如く改む

イ、所得金額決定の通知を爲したる分類所得税及綜合所得税、

三、町村に於て本税の百分の三百を超え地租附加税、家屋税附加税又は營業税附加税の賦課率を定むること(第四條)

四、昭和十五年分及昭和十六年度分の都市計畫特別稅家屋税の賦課の制限左の如し

府縣稅 家屋賃賃價格の百分の三・五の百分の十二・五以内

市町村稅 家屋賃賃價格の百分の三・五の百分の三十四以内

53 陸軍航空工費令(十五・四・一公布勅令第二〇七號同日施行)

54 府縣制施行令中改正の件(十五・四・一公布勅令第二三三號同日施行)

一、分擔金は府縣制第一百一條の事件に關し必要なる費用に充つる爲之を徵收す

分擔金の徵收額(數年を期して徵收するときは其の總額)は當該土地の受益の限度を超ゆることを得ず

地方税法第十四條の規定に依り不均一の課税を爲し若は府縣の一部に課税を爲し又は同法第七十七條の規定に依り水利税を課するときは同一事件に關し分擔金を徵收することを得ず

分擔金の徵收を受くる者の範圍及其の徵收方法は府縣に於て之を定む(第二十六條)

55 市制町村制施行令中改正の件(十五・四・一公布勅令第二三四號同日施行)

一、分擔金は市制第二百二十二條又は町村制第二百二條の財産、營造物又は事件に關し必要なる費用に充つる爲之を徵收す

分擔金の徵收額(數年を期して徵收するときは其の總額)は市制第二百二十二條又は町村制第二百二條の財産、營造物又は事件に因る受益の限度を超ゆることを得ず

三四三

地方税法第十四條の規定に依り不均一の課税を爲し若は市町村の一部に課税を爲し又は同法第七十八條の規定に依り水利地益税を課し若は同法第七十九條の規定に依り共同施設税を課するときは同一事件に關し分擔金を徴收することを得ず分擔金の徴收を受ける者の範圍及其の徴收方法は市町村に於て之を定む(第四十條)

56 陸軍志願兵令(十五・四・二四公布勅令第二九一號同日施行)
57 日本輸出農産物株式會社法の施行に關する件(十五・六・十五公布勅令第四〇七號同日施行)

一、日本輸出農産物株式會社法第一條の規定に依り農産物を指定すること次の通り
除虫菊、薄荷、青豌豆、菜豆(大手亡、中長鶉、長鶉及大福)菜種及菜種油、馬鈴薯澱粉(第一條)

58 本炭需給調節事業令(十五・六・二六公布勅令第四三六號同日施行)

- 一、政府は本炭の需給を調節する爲必要ありと認むるときは本令に依り本炭の買入及賣渡を行ふ
- 前項の買入及賣渡の價格は時價に準據して之を定む(第一條)
- 二、政府が買入を爲す本炭は國及地方公共團體の生産に係る本炭販賣組合及販賣組合聯合會の取扱ふ本炭並に本炭の生産又は取扱を爲す者より賣渡の申出ありたる本炭とす(第二條)
- 三、政府の行ふ本炭の賣渡は購買組合及購買組合聯合會、商業組合及商業組合聯合會、本炭の賣買を業とする者其の他農林大臣の適當と認むる者に對し之を行ふものとす(第三條)

59 本炭需給調節特別會計規則(十五・六・二六公布勅令第四三七號)

司法保護事業法に依る司法保護事業の用に供する家屋
ハ、農業 庫業者の農業倉庫及聯合農業倉庫業者の聯合農業倉庫

ニ、私立圖書館にして大藏大臣の指定するものに於て直接に其の用に供する家屋

ホ、民法第三十四條の規定に依り設立したる法人其の他營利を目的とせざる法人に於て事務所の用に供し又は直接に公益の用に供する家屋にして大藏大臣の指定するもの

ヘ、一時の使用に供する家屋(第二條)

一、住家(寄宿舍を含む)

ロ、店舗(旅館、料理店及事務所を含む)

ハ、工場(發電所及變電所を含む)

ニ、倉庫

ホ、雜種家屋(第四條)

三、貸賃價格を一般に定むる場合に於ては之を定むる年の前前年四月一日現在の家屋税を課すべき家屋に付同日現在の貸賃價格を調査す(第七條)

四、家屋臺帳に登録せられたる家屋所有者家屋の所在、種類又は構造を變更したるときは遲滞なく其の旨を所轄稅務署に申告すべし但し家屋税法に依る異動申告を爲す場合は此の限に在らず(第九條)

重要新法令

五、家屋が家屋税法第二十一條第一號、第三號又は第四號に該當するときは各家屋の情況に應じ従前の貸賃價格を配分して家屋税を課すべき家屋の貸賃價格を定む

昭和十五年度より適用)

60 裝飾師會令(十五・六・三公布勅令第四四〇號十五・七・一施行)

一、本令に於て裝飾師會と稱するは道府縣裝飾師會又は日本裝飾師會を謂ふ(第一條)

二、公私立の裝飾師會又は其の出張所に於て割歸又は裝飾に従事する裝飾師は其の裝飾師會又は出張所の所在地を、裝飾師會又は其の出張所以外の場所に於て割歸又は裝飾に従事する裝飾師は其の住所を區域とする道府縣裝飾師會の會員とする

前項以外の裝飾師は其の住所を區域とする道府縣裝飾師會の會員と爲ることを得る(第三條)

61 家屋税法施行規則(十五・七・十三公布勅令第四六七號十五・七・十三施行)

一、家屋税法第三條第一號の規定に依り次の公共團體を指定す

イ、府縣組合、市町村組合、町村組合及市町村内の區

ロ、市町村學校組合、町村學校組合及學區

ハ、水利組合、水利組合聯合會及北海道土功組合(第二條)

ニ、家屋税法第三條第五號の規定に依り家屋税を課せざる家屋を定むること次の通り

イ、耕地整理組合、同聯合會、重要物産同業組合、同聯合會、森林組合、同聯合會、酒造組合、同聯合會、同中央會、水産組合、同聯合會、外國領海水産組合、同聯合會、畜産組合、同聯合會、農會、水産會、商工會議所其の他此等の公共團體に準すべきものの事務所の用に供する家屋

ロ、社會事業法に依る社會事業、救護法に依る救護施設、少年救護法に依る少年救護院、母子保護法に依る母子保護施設及

家屋が家屋税法第二十一條第二號に該當するときは従前の貸賃價格を合算して家屋税を課すべき家屋の貸賃價格を定む(第十條)

六、家屋税法第五十四條但書の規定に依り貸賃價格の合計金額が五圓に滿たざるときは家屋税を徴收せず(第二十四條)

七、家屋税の賦課徴收に關する規定は昭和十七年分家屋税より之を適用す(第二十七條)

62 日本輸出農産物株式會社法第二十條第一項の規定に依る命令等に關する件(十五・七・十三公布勅令第四六八號十五・七・十五施行)

一、指定農産物の生産(加工を含む以下同じ)又は販賣を爲す者は農林大臣の指定する道府縣(以下指定道府縣と稱す)に於て生産せられたる農林大臣の指定する指定農産物(以下統制農産物と稱す)を當該指定道府縣外に搬出することを不得但し左の各號の一に該當する場合は此の限に在らず

イ、日本輸出農産物株式會社の販賣したる統制農産物を搬出するとき

ロ、日本輸出農産物株式會社の販賣したる指定農産物を加工して生産したる統制農産物を搬出するとき

ハ、特別の事由に因り農林大臣の許可を受けたるとき(第一條)

ニ、指定道府縣に於て指定農産物の加工を業とする者は日本輸出農産物株式會社の販賣したるものに非ざれば當該指定道府縣に於て生産せられたる統制農産物を加工することを不得但し次の各號の一に該當する場合は此の限に在らず

イ、自己の生産したる統制農産物を加工するとき

ロ、特別の事由に因り農林大臣の許可を受けたるとき(第二條)
 63 商業組合法第三十二條の二第二項の規定に依り小商業者の範圍を定むるの件(十五・七・二四施行勅令第四八七號十五・七・二五施行)

一、商業組合法第三十二條の二の小商業者とは左の各號の一に該當する者を謂ふ
 イ、資本金額五千圓を超えざる商業者
 ロ、商工大臣の指定する種類の商業者にして其の資本金額商工大臣の指定する金額を超えざるもの

前項の規定に依り商業小組合の組合員たる者と營業上特に密接なる關係ある同一業種の商業者にして當該商業小組合の主たる事務所の設置豫定地又は所在地を管轄する地方長官の承認を受けたるものは前項の規定に拘らず當該商業小組合に付之を商業組合法第三十二條の二の小商業者とす

64 陸軍燃料廠令(十五・八・一公布勅令第四九三〇號同日施行)

65 陸軍航空通信學校令(十五・八・一公布勅令第四九九號同日施行)

66 農業水利臨時調整令(十五・八・五公布勅令第五一六號十五・八・十施行)

一、國家總動員法第八條の規定に基き食糧農産物の生産を確保する爲早急等に際し臨時應急の措置として行ふ農業水利調整は本令の定むる所に依る(第一條)
 二、地方長官は關係ある市町村長、水利組合の管理者其他命令を以て定むる法人の代表者等の申請に因り農業水利調整地域を設定することを得る

地方長官農業水利調整の爲必要ありと認むるときは、申請がなくとも、調整地域を設定することを得る
 地方長官が調整地域を設定したときは其の旨を公示する(第二條)

三、地域設定の公示があつたならば地域の全部又は一部を區域とする市町村の市町村長、水利組合の管理者、其の他の法人の代表者はその地域の調整管理者となる
 地方長官必要ありと認むるときはその外に適當と認むる者を調整管理者に指定することが出来る

調整管理者は命令の定むる所に依り遲滞なく總代を選任し地方長官に届出づべし
 總代を選任せず又は選任することが出来ないときは地方長官は關係者中より總代を指定すべし(第三條)

四、調整管理者(總代あるときは總代)は命令の定むる所に依り遲滞なく農業用水の分配其他農業用水の使用に關し必要なる農業水利調整計畫を定め地方長官の認可を受くべし、之を變更せんとするときは亦同じ
 地方長官前項の規定に依り認可を爲す場合に於て必要ありと認むるときは更生して認可することを得る

調整管理者又は總代農業水利調整計畫を定めず又は定むることが出来ないときは地方長官は農業水利調整計畫を定むることを得る(第四條)
 五、農業水利調整計畫の公示があつたときは農業水利調整地域内に於て農業用水に關し權利を有し又は農業用水の使用を爲す者はその權利の行使又は農業用水の使用に付農業水利調整計畫に

従ふべし

前項の者は調整管理者が爲す管理を妨害することを得ず

(第六條)

六、地方長官農業水利調整地域内に於て必要ありと認むるときは第六條第一項の爲す當該地域内の農業水利施設の新設、變更若しは廢止又は農業水利に關する協定、其の變更若しは廢止其他の行爲を禁止又は制限することを得る(第七條)

七、地方長官必要ありと認むるときは農業水利調整計畫の變更を命じ又は其の變更を爲すことを得る(第八條)

八、地方長官農業水利調整の必要なに至りたるものと認むるときは農業水利調整地域の設定を取消し又は農業水利調整計畫の廢止を命ずることを得る

農業水利調整計畫の實施期間終了したとき又は地方長官前項の規定に依り農業水利調整計畫の廢止を命じたときは農業水利調整地域の設定は取消されたものとする(第十條)

農業水利調整に要する費用は命令の定むる所に依り第六條第一項の者の負擔とする(第十一條)

十、本令又は本令に基いて發する命令に規定した事項に關する行政廳の處分に對しては訴願し又は行政裁判所に出訴することを得ず(第十七條)

67 牧野法施行令改正の件(十五・八・六公布勅令第五一八號十五・八・十施行)

一、牧野法第二條のこの規定に依り土地の讓渡又は使用收益の權利の設定若しは讓渡に關する協議を爲すことを得る土地は御料地たりし土地に付ては明治三十一年一月十三日、國有地たりし土

重要新法令

地にして北海道に在るものに付ては明治五年十月十日、國有地たりし土地にして府縣に在るものに付ては明治二十三年四月五日以後に於て公共團體又は私人の所有と爲りたるものに限る(第二條)
 63、臨時家族手當給與の件(十五・八・十四公布勅令第五二五號十五・十・一施行)
 一、判任官、同待遇者、囑託員、雇員、傭人又は職工に對し當分月額十圓以内の臨時家族手當を給することを得る

第七十五議會通過法律案

〔内閣〕

1 東北興業株式會社法中改正法律(十五・四・一公布法律第八〇號同日施行)

第二六條第一項「東北興業株式會社の每營業年度に於ける配當し得べき利益金額が拂込みたる株金額に對し第三營業年度迄に在りては年百分の四、第四營業年度以降に在りては年百分の六の割合に達せざるときは政府は第十五營業年度迄之に達せしむべき金額を補給すべし但し其の額は每營業年度に於ては拂込みたる株金額に對し年百分の六の割合、各營業年度を通じては五百五十萬圓を超ゆることを得ず」中「五百五十萬圓」を「八百五十萬圓」に改む

2 東北振興電力株式會社法中改正法律(十四・四・一公布法律第八一號同日施行)

一號同日施行)
 社債發行限度を商法の制限を超えて、拂込株金額の五倍迄擴張同社の事業擴充に備へた

3 恩給法中改正法律(十五・三・二九公布法律第二一號十五・四・一施行)

- 一、第十八條第三項を「内地に於ける道府縣立以外の公立の小學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校に類する各種學校の教育職員に恩給を給する經濟に對しては國庫は其の教育職員に俸給の二分の一に相當する金額を交付す」と改正
- 二、戰地外戰務加算、外國鎮戍加算、殖民地加算、の率を若干低下し、戰車加算を新設し、國境警備加算を増率した、また第三十八條第一項「公務員其の職務を以て邊陲又は不健康の地域に引續き一年以上在勤したるときは其の期間の一月に付一月以内を加算す不健康なる業務に引續き一年以上服務したるとき亦同じ」中「一年以上服務したる」を「六月以上服務したる」に改めた

- 三、第五十八條第一項「普通恩給は之を受くる者左の各號の一に該當するときは其の間之を停止す」の第三號を次の如く改む
「三、之を受くる者三十歳に滿つる月迄は普通恩給の四分の一、三十歳以上三十五歳に滿つる月迄は普通恩給の六分の一、三十五歳以上四十歳に滿つる月迄は普通恩給の八分の一を停止す但し増加恩給又は傷病年金と併給せらるゝ場合には之を停止せず同條同項第四號を次の如く改む
「四、恩給年額千圓以上にして其の恩給外の所得の年額四千圓を超ゆるときは (イ)恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が六千圓以下なるときは五千圓を超ゆる金額の一分五厘の金額に相當する金額を停止す但し恩給の支給額は年額千圓を下らしむことなし (ロ)恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が

六千圓を超え八千圓以下なるときは五千圓を超え六千圓以下の金額の一分五厘の金額と六千圓を超ゆる金額の二割の金額との合計額に相當する金額を停止す但し恩給の支給額は年額千圓を下らしむることなく其の停止年額は恩給年額の二割を超ゆることなし」(ハ)恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が八千圓を超え一萬一千圓以下なるときは五千圓を超え六千圓以下の金額の一分五厘の金額と六千圓を超え八千圓以下の金額の二割の金額と八千圓を超ゆる金額の二割五分の金額との合計額に相當する金額を停止す但し恩給の支給額は年額千圓を下らしむることなく其の停止年額は恩給年額の二割五分を超ゆることなし (ニ)恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が一萬一千圓を超ゆるときは五千圓を超え六千圓以下の金額の一分五厘の金額と六千圓を超え八千圓以下の金額の二割の金額と八千圓を超ゆる金額の三割の金額との合計額に相當する金額を停止す但し恩給の支給額は年額千圓を下らしむることなく其の停止年額は恩給年額の三割を超ゆることなし

四、第七十二條に左の一項を加ふ
戸籍届出の委託を爲した後届出人死亡し其の死亡後委託に基く届出が受理せられ又は戸籍届書を郵送した後届出人死亡し其の死亡後届書が受理せられたるとき其の届出が他の法令に依り届出人死亡の時に爲されたものと看做さるゝ場合に於ては其の届出に因り公務員又は之に準ずべき者と同一戸籍内の祖父、祖母、父、母、妻、子又は兄弟姉妹と爲る者は第一項の規定の適用に付ては當該届出か届出人の死亡後二年内に受理せられたると

- きに限り届出人の死亡の時より公務員又は之に準ずべき者の祖父、祖母、父母、夫、妻、子又は兄弟姉妹として之と同一戸籍内に在りたるものと看做す
- 4、大正十一年法律第五十二號中改正法律(統計資料實地調査に關する件)
元來農業統計と労働統計の實地調査に關する法律であるが、技術に關する統計の實地調査もこの法律に基づいて施行し得るやうにした

〔内務省〕

- 5 都市計畫法中改正法律(十四・四・一公布法律第七十六號)
一、都市計畫の基本觀念中に交通、衛生、保安、經濟等と共に防空を明定した
- 二、都市計畫として内閣の認可を受けたる公園、綠地若は廣場の區域内又は都市計畫として内閣の認可を受けたる土地區劃整理の區域内に於ける建築物に關する制限にして都市計畫上必要なものは勅令を以て之を定む (第十一條の二)
- 三、新たに綠地に關する規定を設け、これに必要な土地は收用又は使用し得ることとした

新税制

今回の税制改正は、經濟新體制に對應せしめるため、わが國の税體系を一變したもので、わが國税制史上劃期的なものである。

重要新法令

- 一、中央地方の負擔の均衡
- 二、經濟政策との調和
- 三、收入の増加と税制の弾力性
- 四、税制の簡易化を主眼として改正された。尙新税制關係の法律は家屋税法を除き、凡て、三月二十九日に公布され、四月一日から施行された。

〔國稅〕(大藏省)

6 所得税法改正法律(法律第二十四號) 第一章 總則

- 一、本法施行地に住所を有し又は一年以上居所を有する個人は所得税を納むる義務がある(第一條)
- 二、前條の規定に該當しない個人で左の各號の一に該當するときは其の所得に付てのみ所得税を納むる義務がある
イ、本法施行地に資産又は事業を有するとき
ロ、本法施行地に於て公債、社債若は預金の利子又は合同運用信託の利益の支拂を受くるとき
ハ、本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人より利益若は利息の配當又は剩餘金の分配を受くるとき
ニ、本法施行地に於て俸給、給料、歳費、費用辨償(月額又は年額を以て支給するものに限る以下同じ)、年金(郵便年金を除く)、恩給、賞與若は退職給與又は此等の性質を有する給與の支拂を受くるとき (第二條)
- 三、法人左の各號の一に該當するときは其の所得に付てのみ所得

税を納むる義務がある

イ、本法施行地で公債、社債若は豫金の利子又は合同運用信託の利益の支拂を受くるとき

ロ、本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人より利益若は利息の配當又は剰餘金の分配を受くるとき (第三條)

四、道府縣、市町村其の他命令を以て指定する公共團體、神社、公益法人には所得税を課さない (第四條)

五、命令を以て指定する重要物産の製造、採掘又は採取を業とする個人には命令の定むる所に依り開業の年及其の翌年より三年間其の業務より生ずる所得に付所得税を免除する (第五條)

六、所得税は之を分類所得税及綜合所得税の二種とする (第九條)

第一章 分類所得税

一、分類所得税は左の所得に付之を賦課す

第一 不動産所得

第二 配當利子所得

第三 事業所得

甲種 本法施行地に於て支拂を受くる公、社債、預金(法人に對する預金に限る)の利子及合同運用信託の利益並に本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益若は利息の配當又は剰餘金の分配

乙種 營業に非ざる貸金の利子並に甲種に屬せざる公、社債又は豫金の利子、合同運用信託の利益及法人より受くる利益若は利息の配當又は剰餘金の分配

第三 事業所得

一、分類所得税は左の所得に付之を賦課す

第一 不動産所得

第二 配當利子所得

第三 事業所得

甲種 本法施行地に於て支拂を受くる公、社債、預金(法人に對する預金に限る)の利子及合同運用信託の利益並に本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益若は利息の配當又は剰餘金の分配

乙種 營業に非ざる貸金の利子並に甲種に屬せざる公、社債又は豫金の利子、合同運用信託の利益及法人より受くる利益若は利息の配當又は剰餘金の分配

第三 事業所得

一、分類所得税は左の所得に付之を賦課す

第一 不動産所得

第二 配當利子所得

第三 事業所得

甲種 本法施行地に於て支拂を受くる公、社債、預金(法人に對する預金に限る)の利子及合同運用信託の利益並に本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益若は利息の配當又は剰餘金の分配

乙種 營業に非ざる貸金の利子並に甲種に屬せざる公、社債又は豫金の利子、合同運用信託の利益及法人より受くる利益若は利息の配當又は剰餘金の分配

第三 事業所得

一、分類所得税は左の所得に付之を賦課す

第一 不動産所得

第二 配當利子所得

甲種 左に掲ぐる營業の所得

(一)物品販賣業 (二)金銭貸付業 (三)物品貸付業 (四)製造業(五)運送業 (六)倉庫業 (七)請負業 (八)印刷業 (九)出版業 (十)寫真業 (十一)席貸業 (十二)旅人宿業 (十三)料理店業 (十四)周旋業 (十五)代理業 (十六)仲立業 (十七)問屋業 (十八)鑛業 (十九)砂鑛業 (二十)湯屋業 (二十一)理髮美容業 (二十二)其の他命令を以て定むる營業

乙種 農業、畜産業、水産業等の所得、醫師、辯護士等の所得其の他の種目に屬せざる總ての所得

第四 勤勞所得

甲種 本法施行地に於て支拂を受くる俸給、給料、歳費、費用辨償、年金、恩給(一時金たる恩給を除く)及賞與並に此等の性質を有する給與但し命令を以て定むる個人より支拂を受くるものを除く

乙種 甲種に屬せざる俸給、給料、歳費、費用辨償等

第五 山林所得

第六 退職所得 (第十條)

二、次の各號に該當する所得には分類所得税を課せず

イ、軍人及軍屬の從軍中の俸給、手當及賞與

ロ、傷痍疾病者の恩給並に遺族の恩給及年金

ハ、旅費、學資金及法定扶養料

ニ、郵便貯金の利子及命令を以て定むる當座預金の利子

ホ、元來三千圓を超えざる銀行貯蓄預金、産業組合貯金其の他命令を以て定むる預金の利子

ヘ、乙種の事業所得中營利を目的とする繼續的行爲より生じた

五、乙種の配當利子所得は百圓に満たざるときは分類所得税を課せず (第十五條)

六、甲種の勤勞所得に付ては命令の定むる所に依り年七百二十圓の割合に依り給與の支給期間に應じて算出したる金額を其の給與より控除す

同一の支拂者より賞與又は賞與の性質を有する給與と其の他の給與とを併せ受くる者に付ては先づ給與に付之を爲し不足あるときは命令の定むる所に依り賞與又は賞與の性質を有する給與に及ぶ (第十六條)

七、事業所得及乙種の勤勞所得に付ては命令の定むる所に依り其の所得より左の金額を控除す

イ、事業所得に付ては五百圓

ロ、乙種の勤勞所得に付ては七百二十圓 (第十七條)

八、山林の所得に付ては其の所得より五百圓を控除す(第二十條)

九、分類所得税は左の税率に依り之を賦課する

第一 不動産所得 百分の十

第二 配當利子所得 百分の十

甲種 國債の利子 百分の四、國債以外の公債の利子 百分の九、其の他百分の十 乙種 百分の十

第三 事業所得

甲種 百分の八・五 乙種 百分の七・五

第四 勤勞所得 百分の六

第五 山林の所得 所得金額が千六百圓以下は百分の五、以上は

百分の七・五

第六 退職所得 所得金額が二萬圓以下の金額 百分の六、二萬圓を超える金額 百分の十二、十萬圓を超える金額 百分の二十五、五十萬圓を超える金額 百分の四十

銀行貯蓄預金 産業組合貯金其他命令を以て定むる預金の利子及産業組合、工業組合、商業組合等命令を以て定むる法人より受くる剰餘金の分配に付ては前項中配當利子所得甲種第三號に規定する税率百分の十は之を百分の五とする (第二十一條) 十、甲種の勤勞所得に對してはその年一月一日現在の扶養家族一人につき年百五十圓の割合に依り給與の支給期間に應じて算出した金額の百分の八に相當する金額を分類所得税額より控除する

同一の支拂者より賞與又は賞與の性質を有する給與と其の他の給與とを併せ受くる者に在りては前項の控除は先づ賞與及賞與の性質を有する給與以外の給與に對する分類所得税に付之を爲し不足あるときは命令の定むる所に依り賞與又は賞與の性質を有する給與に對する分類所得税に及ぶ (第二十四條) 十一、不動産所得、事業所得、乙種の勤勞所得又は山林の所得に對する分類所得税に付ては命令の定むる所に依り其の年一月一日現在の扶養家族一人に付百五十圓の百分の八に相當する金額を分類所得税額より控除す (第二十五條) 十二、本法に於て扶養家族とは當該所得を有する者の同居の妻並に同居の戸主及家族中年齡十八歳未満若しくは六十歳以上又は不具廢疾の者を謂ふ (第二十六條) 十三、自己若しくは家族又は其の相繼人を保險金受取人とする生命保

險契約の爲に拂込みたる保險料あるときは命令の定むる所に依り保險料中金額二百圓以内に於て命令を以て定むる金額の百分の六に相當する金額を不動産所得、事業所得、勤勞所得又は山林の所得に對する分類所得税額より控除す (第二十六條)

第三章 綜合所得税

一、綜合所得税は個人の總所得に付之を賦課す但し第一條の規定に該當せざる個人に在りては本法施行地に於ける資産又は事業より生ずる所得に付てのみ綜合所得税を賦課す (第二十八條) 二、第十一條第一項第一號乃至第五號及第七號の所得、一時恩給及退職給與並に此等の性質を有する給與等には本税を課さない (第二十九條) 三、總所得金額五千圓以下のときは綜合所得税を課さない (第三十二條)

四、綜合所得税は總所得金額を左の各級に區分し遞次に各税率を適用して之を賦課す但し第八條に規定する利益の配當及山林の所得は其他の所得と之を區分し其の所得を五分したる金額中千圓を超え五千圓以下の金額に對しては百分の五の税率を、五千圓を超える金額に對しては本項の税率を適用して算出した金額を五倍したるものを以て各其の税額とす 五千圓を超える金額 百分の十、八千圓を超える金額 百分の十五、一萬二千圓を超える金額 百分の二十、二萬圓を超える金額 百分の二十五、三萬圓を超える金額 百分の三十、五萬圓を超える金額 百分の三十五、八萬圓を超える金額 百分の四十、十二萬圓を超える金額 百分の四十五、二十萬圓を超える金額 百分の五十、三十萬圓を超える金額 百分の五十

五、五十萬圓を超える金額 百分の六十、八十萬圓を超える金額 百分の六十五 (第三十三條)

第六章 審査、訴訟及行政訴訟

一、政府の通知せる所得金額に對し異議あるときは、通知を受けたる日より二十日以内に政府に審査の請求を爲すことを得る (第六十七條)

二、所得審査委員會の決議による政府の決定に不服ある者は訴願又は行政訴訟を爲し得る (第七十一條)

第七章 徴收

一、甲種の配當利子所得、甲種の勤勞所得又は甲種の退職所得に對する分類所得税は支拂者支拂の際之を徴收し翌月十日迄に政府に納入すべし (第七十二條)

二、不動産所得 乙種の配當利子所得、事業所得、乙種の勤勞所得、山林所得及び乙種の退職所得に對する分類所得税並びに個人の綜合所得税は賦課課税にして年額を四分する (第七十三條)

第八章 雜則

一、納税義務者災害、失業其他の事由に因り著しく資力を喪失し納税困難と認むるときは政府は命令の定むる所に依り所得税を軽減又は免除することを得 (第七十五條)

二、律給、給料、歳費、費用辨償、年金、恩給若しくは賞與又は此等の性質を有する給與の支拂を爲す者は命令の定むる所に依り必要なる事項を政府に申告すべし (第七十九條)

三、道府縣、市町村其他の公共團體は所得税の附加税を課することを不得 (第八十七條)

7 法人税法(法律第二十五號)

重要新法令

一、本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人に對してはその所得及び資本の全部に付賦課し、本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人に對しては本法施行地に於ける資産又は營業の所得及之に關する資本に付てのみ法人税を賦課する (第一條第二條) 二、各事業年度の所得、清算所得、各事業年度の資本に對し法人税を賦課する (第三條) 三、法人の各事業年度の所得は各事業年度の純益金より總損金を控除したる金額に依る、法人が各事業年度に於て納付したる又は納付すべき法人税及臨時利得税は前項の所得の計算上之を損金に算入しない (第四條) 四、道府縣、市町村其他の命令を以て指定する公共團體、神社等には法人税を課さない (第十一條) 五、命令を以て指定する重要物産の製造、採掘又は採取を爲す法人には命令の定むる所に依り製造、採掘又は採取の事業を開始したる年及其の翌年より三年間其の業務より生ずる所得に付法人税を免除する (第十二條) 六、法人が國債を所有するときは國債の利子額中その國債を所有した期間の利子額の七割に相當する金額をその所得より控除する、但しその利子が外貨債特別税又は配當利子特別税を課せらるるものなるときは、それ等税の相當額を控除したる殘額の七割を控除する (第十三條) 七、法人の各事業年度の臨時利得税額は當該事業年度の所得金額より之を控除す (第十四條) 八、法人税は次の税率に依り之を賦課する

イ、各事業年度の所得
 本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人 所得金額の百分の十八、本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人 所得金額の百分の二十八
 ロ、清算所得 所得金額の百分の二十八
 ハ、各事業年度の資本 資本金額の千分の十五(第十六條)
 ニ、北海道、府縣、市町村其の他の公共團體は法人税の附加税を課することを得ず(第三十三條)
 8 特別法人税法(法律第二十六號)
 産業組合、商業組合等に對し、「時局ニ順ミ當分ノ内應分ノ負擔ヲ爲サシムルガ爲」本税を創設しに。
 一、本法に於て特別の法人とは次に掲ぐる法人を謂ふ
 イ、産業組合及商業組合聯合會
 ロ、商業組合及商業組合聯合會(所屬の組合員、組合又は聯合會をして出資を爲さしめざるものを除く)
 ハ、工業組合及工業組合聯合會(所屬の組合員、組合又は聯合會をして出資を爲さしめざるものを除く)
 ニ、貿易組合及貿易組合聯合會(所屬の組合員、組合又は聯合會をして出資を爲さしめざるものを除く)
 ホ、漁業協同組合及漁業組合聯合會
 ヘ、蠶絲共同施設組合
 ト、産業組合中央金庫
 チ、商工組合中央金庫(第二條)
 二、特別法人税は特別の法人の剰餘金に付之を賦課す(第三條)
 三、特別の法人の剰餘金は各事業年度の總益金より總損金を控除

したる金額に依る(第四條)
 四、特別法人税の税率は百分の六とす(第九條)
 五、特別の法人前條の規定に依り政府の通知したる剰餘金額に對し異議あるときは通知を受けたる日より二十日以内に不服の事由を具し政府に審査の請求を爲すことを得
 前項の請求ありたる場合と雖も政府は税金の徴收を猶豫せず(第十四條)
 六、特別法人税の賦課は支那事變終了の年の翌年十二月三十一日迄に終了する事業年度分限りとす(附則)
 9 配當利子特別税法(法律第二十七號)
 一、本法施行地に本店を有する法人より利益の配當を受くる者及本法施行地に於て公債又は社債の利子の支拂を受くる者に付本法に依り配當利子特別税を課す(第一條)
 二、本税は利益の配當又は公債の利子に賦課する(第二條)
 三、次のものには之を課さない(第四條)
 イ、所得税法その他の法律により所得税を課せられざるもの受くる利益の配當又はその所有に關する公債の利子
 ロ、配當率年一割以下の利益の配當
 ハ、利率年四分以下の國債の利子又は利率年四分五厘以下の國債以外の公債の利子
 ニ、外貨債特別税法第一條第二項に規定する外貨債の利子
 四、配當利子特別税の税率左の如し
 イ、利益の配當 配當金中配當率年一割の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額の百分の一五
 ロ、公債又は社債の利子

甲 國債 利子金額中利率年四分の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額の百分の十五 乙 國債以外の公債又は社債 利子金額中利率年四分五厘の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額の百分の十五(第五條)
 五、配當利子特別税を課せらるる利益の配當又は公債の利子に付き所得税を課する場合は配當利子特別税相當額を控除したる残額にこれを行ふ(第十三條)
 10 相続税法中改正法律(法律第二十九號)
 一、本法施行地に住所を有する者の死亡に因る家督相續で其の課税價格五萬圓以下のものに付ては命令の定むる所に依り課税價格より相續開始當時の被相續人の同居家族中年齡十八歳未満若しくは六十歳以上又は不具廢疾の者一人に付千圓を控除す
 同様の遺産相續にして其の課税價格三萬圓以下のものに付ては命令の定むる所に依り課税價格より相續開始當時被相續人の親權に服し且被相續人と同居する子の年齢十八歳未満又は不具廢疾の者一人に付千圓を控除す
 前二項の規定に依り控除すべき金額は課税價格より遺贈の價格及第三條の規定に依り相續財産の價格に加へたる贈與の價格を控除したる残額に相當する金額を越ゆることなし(第五條の二)
 二、第六條中「相續税を課せず」の下に「前條の規定に依る控除を爲したる爲課税價格が家督相續に在りては五千圓、遺産相續に在りては千圓に満たざるに至りたるとき又同じ」を加ふ
 三、課税價格の階級別税率は次の通り
 イ、家督相續

課税價格	税率
一萬圓以下の金額	百分の十
一萬圓を越ゆる金額	百分の十五
二萬圓を越ゆる金額	百分の二十
三萬圓を越ゆる金額	百分の二十五
四萬圓を越ゆる金額	百分の三十
五萬圓を越ゆる金額	百分の三十五
七萬圓を越ゆる金額	百分の四十
十萬圓を越ゆる金額	百分の五十
十五萬圓を越ゆる金額	百分の六十
二十萬圓を越ゆる金額	百分の七十
三十萬圓を越ゆる金額	百分の八十
四十萬圓を越ゆる金額	百分の九十
五十萬圓を越ゆる金額	百分の百
六十萬圓を越ゆる金額	百分の百一
七十萬圓を越ゆる金額	百分の百二
八十萬圓を越ゆる金額	百分の百三
九十萬圓を越ゆる金額	百分の百四
一百萬圓を越ゆる金額	百分の百五

以下略

A は「相續人が被相續人の家族たる直系卑屬なるとき」
 B は「相續人が被相續人の指定したる者、民法九百八十二條の規定に依り選定せられたる者、被相續人の家族たる直系尊屬又は入夫なるとき」
 C は「相續人が民法第九百八十五條の規定に依り選定せられたる者なるとき」

課税價格	税率
五千圓以下の金額	百分の二十
五千圓を越ゆる金額	百分の三十
一萬圓を越ゆる金額	百分の四十
二萬圓を越ゆる金額	百分の五十
三萬圓を越ゆる金額	百分の六十
四萬圓を越ゆる金額	百分の七十
五萬圓を越ゆる金額	百分の八十
六萬圓を越ゆる金額	百分の九十
七萬圓を越ゆる金額	百分の百
八萬圓を越ゆる金額	百分の百一
九萬圓を越ゆる金額	百分の百二
十萬圓を越ゆる金額	百分の百三
十一萬圓を越ゆる金額	百分の百四
十二萬圓を越ゆる金額	百分の百五
十三萬圓を越ゆる金額	百分の百六
十四萬圓を越ゆる金額	百分の百七
十五萬圓を越ゆる金額	百分の百八
十六萬圓を越ゆる金額	百分の百九
十七萬圓を越ゆる金額	百分の百
十八萬圓を越ゆる金額	百分の百一
十九萬圓を越ゆる金額	百分の百二
二十萬圓を越ゆる金額	百分の百三

軍要新法令

三萬圓を超える金額	千分の六十	千分の九十
四萬圓を超える金額	千分の八十	千分の百十
五萬圓を超える金額	千分の百	千分の百十
七萬圓を超える金額	千分の百二十	千分の百二十
十萬圓を超える金額	千分の百五十	千分の百五十
十五萬圓を超える金額	千分の百八十	千分の百八十
二十萬圓を超える金額	千分の二百	千分の二百
二十五萬圓を超える金額	千分の二百二十	千分の二百二十
以下略		

Aは相続人が直系卑屬なるとき
Bは相続人が配偶者又は直系尊屬なるとき
Cは相続人が其の他の者なるとき

11 建築税法(法律第三十號)

支那事變特別税法による建築税を單一稅法化したもので、不慮と認められる種類の建築を選び、建築材節約の意を含めてある一、本法施行地に於て左に掲ぐる家屋を建築(増築及改造を含む以下同じ)したる者には本法に依り建築税を課す
イ、居住の用に供する家屋
ロ、料理店業、席貸業其の他之に類する營業の用に供する家屋にして命令を以て定むるもの
ハ、演劇、活動寫眞、演藝又は觀物(相撲、野球、拳闘其の他の競技にして公衆の觀覽に供することを目的とするものを含む)の開催の用に供する家屋(第一條)
二、建築税は家屋(附屬工作物を含む以下同じ)一構毎に其の建築價額を標準として之を賦課す
一構の家屋の一が前條の家屋に該當する場合に於ては其の

部分を以て一構の家屋と看做す(第二條)
三、建築税は建築價額より五千圓を控除したる金額の百分の十に相當する金額を以て其の稅額とす(第四條)
四、次に掲ぐる家屋を建築したる場合には建築税を課せず
イ、建築價額一萬圓未満の家屋
ロ、公用又は公共の用に供する爲、道、府縣市町村其の他命令を以て指定する公共團體が建築したる家屋
ハ、其の他命令を以て定むる家屋(第五條)
五、次に掲ぐる家屋を建築したる場合に於ては命令の定むる所に依り建築税を免除す
イ、災害に因り燒失又は損壞したる家屋に代へて建築したる家屋
ロ、法令に依り收用又は使用せられたる家屋に代へて建築したる家屋及法令に依る敷地の收用又は使用に因り取毀したる家屋に代へて建築したる家屋
ハ、其の他命令を以て定むる家屋(第六條)
12 鑛區税法(法律第三十一號)
鑛業法、砂鑛區税法及び臨時租稅措置法中にあつた鑛區税に關する規定を一括して規定したるもの
一、本法施行地に在る鑛區及砂鑛區には本税を課す(第一條)
二、鑛區税は次の稅率に依り之を賦課す
イ、試掘鑛區 面積千坪毎に 三十錢
ロ、探掘鑛區 面積千坪毎に 六十錢
ハ、砂鑛區 河床 延長一町毎に 三十錢 河床に非ざるもの面積千坪毎に 三十錢

前項の場合に於て千坪未満又は一町未満の端數は之を千坪又は一町として計算す(第二條)

13 臨時利得税法中改正法律(法律第三十二號)

事變の影響等による増加利得に對し増徴し負擔の均衡を圖らうとするもの
一、法人の現事業年度の利益が現事業年度の資本金額に對し年百分の十の割合を乘じて算出したる金額を超過する場合に於て其の超過額を以て法人の利得とす(第四條)
二、法人の現事業年度の利益は現事業年度の純益金より總損金を控除したる金額に依る但し相互保險會社及會員組織の取引所に在りては現事業年度の剩餘金に依る
法人が現事業年度に於て納付したる又は納付すべき法人税及臨時利得税並に當該事業年度に於て納付したる分類所得税にして法人税法第十六條の規定に依り其の額を法人税額より控除すべきものは前項の利益の計算上之を損金に算入せず(第五條)
三、個人の利益が昭和十一年以前三年の平均利益を超過する場合に於て其の超過額を營業所得とす(第九條)
四、前條の規定に依り營業所得を計算する場合に於て昭和十一年以前三年の平均利益が七千圓又は現年の利益の三分の一に相當する金額の何れが多額なる一方の金額に達せざるときは其の多額なる一方の金額を以て平均利益とす(第九條の二)
五、個人の利益は前年中の總收入金額より必要の經費(收入を得るに必要な負債の利子を含む以下同じ)を控除したる金額に依る

(第十條)
六、個人の利益が一萬圓未満なるときは營業利得に對する臨時利得税を課せず(第十一條)

七、法人の臨時利得税は利得金額に對し百分の二十五乃至百分の六十五を課税することとしてある。然し資本金十萬圓以下の小法人については、右稅率を夫々百分の十程度輕減することになつてある(第十四條)
八、稅率適用區分の場合の基準利益率の算定方法は「昭和十一年十二月三十一日以前三年内」即ち昭和九、十、十一の三ヶ年に互る平均利益率による、尤も平均利益率のないときは又一割未満のときは一割とし、二割を超えるときは二割を、夫々平均利益率とする(第十四條の二)
九、個人の臨時利得税は左の稅率に依り之を賦課す
營業利得 利得金額の百分の三十
讓渡利得 利得金額の百分の二十五(第十四條の五)
14 鹽業税法(法律第三十三號)
本税は地方自治體の獨立財源となるものであるが、課税標準その他の統一を期するため一部は國稅として徵收し、その儘道府縣に還元的に交付する
一、本法施行地に本店、支店その他の營業場を有する營利法人に課税する(第一條)
二、本法施行地に營業場を有し次に掲ぐる營業を爲す個人に課税する
(一)物品販賣業 (二)金錢貸付業 (三)物品貸付業 (四)製造業 (五)運送業 (六)倉庫業 (七)請負業 (八)印刷業 (九)

出版業 (十) 寫眞業 (十一) 席貸業 (十二) 旅人宿業 (十三) 料理店業 (十四) 周旋業 (十五) 代理業 (十六) 仲立業 (十七) 問屋業 (十八) 鑛業 (十九) 砂鑛業 (二十) 湯屋業 (二十一) 理髮美容業 (二十二) 其他命令を以て定むる營業 (第二條)

三、營業稅は次の純益に付之を賦課す
イ、法人 各事業年度の純益清算純益
ロ、個人 前條に掲ぐる營業の純益

四、法人の各事業年度の純益は各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に依る
法人が各事業年度に於て納付したる又は納付すべき法人稅及臨時利得稅並に當該事業年度に於て納付したる分類所得稅にして法人稅法第十六條の規定に依り其の額を法人稅額より控除すべきものは前項の純益の計算上之を損金に算入せず
法人の各事業年度開始の日前三年以内に開始したる事業年度に於て生じたる損金にして命令を以て定むるものは第一項の純益の計算上之を損金に算入す (第四條)

五、法人の各事業年度分の臨時利得稅額は當該事業年度の純益金額より之を控除す (第九條)

六、個人の純益は前年中の總收入金額より必要の經費 (收入を得るに必要なる負債の利子を含む以下同じ) を控除したる金額に依る

所得稅及臨時利得稅は前項の必要の經費に之を算入せず
營業利得に對する臨時利得稅額は當該臨時利得稅を課せらるべき年分の純益金額より之を控除す (第十條)

七、左に掲ぐる營業の純益には營業稅を課せず

(一) 政府の發行する印紙切手類の賣捌
(二) 度量衡の製作、修覆又は販賣
(三) 新聞紙法に依る出版
(四) 本法施行地外に在る營業場に於て爲す營業
(五) 個人の自己の收獲したる農産物、林産物、畜産物若は水産物の販賣又は之を原料とする製造但し特に營業場を設けて爲す販賣又は製造を除く (第十一條)

八、命令を以て指定する重要物産の製造、採掘又は採取を業とする者には命令の定むる所に依り製造、採掘又は採取の事業を開始したる年及其の翌年より三年間其の營業より生ずる純益には營業稅を免除す (第十二條)

九、個人の純益金額四百圓に満たざる時は營業稅を課せず (第十三條)

十、營業稅の稅率は百分の一・五とす
法人が各事業年度に於て納付したる地租額は命令の定むる所に依り當該事業年度の營業稅額より之を控除す
個人が其の營業用の土地に付納付したる地租額は命令の定むる所に依り當該事業年度の營業稅額より之を控除す
前二項の場合に於て控除すべき地租は純益計算上之を損金又は必要經費に算入せず

第二項及第四項の規定は法人の清算純益に對する營業稅に付之を準用す (第十四條)

十一、昭和十四年一月一日より昭和十六年一月一日に至る期間引續き爲したるに非ざる個人の營業の純益に付ては政府は命令の定むる所に依り昭和十五年分又は昭和十六年分に限り營業稅を

輕減又は免除し又は純益金額の計算に關し特例を設くることを得 (附則第四十三條)

15 地租法中改正法律 (法律第三十四號)

一、稅率は百分の三・八より百分の二に改む
二、田畑地租の納期開始の時に於て納稅義務者の住所地市町村及隣接市町村内に於ける田畑賃賃價格の合計金額が其の同居家族の分と合算し二百圓未滿なるときは納稅義務者の申請に依り其の田畑の當該納期分地租は命令の定むる所に依り之を免除す但し耕作せざる田畑に付ては此の限に在らず (第七條第一項)

三、地租は各納稅義務者に付同一市町村内に於ける田の賃賃價格の合計金額と田以外の土地の賃賃價格の合計金額とに依り各別に算出し之を徵收す但し合計金額が五圓に滿たざるものに付ては地租を徵收せず (第七十三條)

16 酒稅法 (法律第三十五號)

從來の酒稅關係法律を綜合し單一稅法と爲し、これにより、大體三割程度の國庫の増收を圖らうとした

一、酒類とはアルコール分一度以上の飲料を謂ひ、(第二條) 酒類を分ち清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒、果實酒及雜酒とする (第三條)

二、酒類を製造せんとする者は製造すべき酒類の各種類につき製造場一箇所毎に政府の免許を受けねばならない (第十四條)

三、毎酒造年度に於て清酒及び合成清酒は各三百石、白酒味淋及び燒酎は各五十石、麥酒は一萬石以上の製造者でなければ製造の免許は與へられない (第十五條)

四、酒類の販賣業を爲さうとする者は政府の免許を受けねばなら

ない (第十七條)

五、酒稅は造石稅、庫出稅の二種とする (第二十六條)

六、免許を受けずして酒類を製造した者は五千圓以下の罰金に處し其の製造に係る酒類並に其の機械、器具及容器は之を沒收する (第六十條)

17 清涼飲料稅法中改正法律 (法律第三十六號)

稅制改正に伴ひ稅率を引上げたもの
18 砂糖消費稅法中改正法律 (法律第三十七條)

色相課稅制度を廢止し、製造方法課稅制度 (種別を分密糖と含密糖に大別する) を採用した。

一、政府の承認を受け製造場又は保稅地域より引取らるる砂糖、糖蜜又は糖水にして左の各號の一に該當するものに付ては命令の定むる所に依り消費稅を免除す

イ、砂糖、糖蜜又は糖水の製造の用に供するもの
ロ、アルコールの製造の用に供するもの

ハ、煉乳又は外國に輸出する菓子、糖果其他命令を以て定むる物品の製造の用に供する砂糖前項の砂糖、糖蜜又は糖水を引取るときは命令の定むる所に依り消費稅額に相當する擔保を提供せしむることを得

第一項の砂糖、糖蜜又は糖水にして引取後六月以内に其の用途に供せられたることの證明なきものに付ては直に其の消費稅を徵收す但し天災其他已むことを得ざる事由に因り亡失したるものにして政府の承認を受けたるものに付ては此の限に在らず

第一項第三號の規定の適用を受けて引取りたる砂糖を使用して

菓子、糖果其他命令を以て定むる物品を製造したる者が之を政府の指定したる期間内に外國に輸出したることを證明せざる場合に於ては製造者より直に其の消費税を徴収す前項但書の規定は此の場合に付之を準用す

第四條第二項の規定は第二項の擔保に付之を準用す(第十一條)

二、左の各號の一に該當する場合に於ては之を砂糖、糖蜜又は糖水を製造するものと看做す

イ、砂糖に加工して其の種別を上昇するとき

ロ、砂糖、糖蜜又は糖水に砂糖、糖蜜、糖水及水以外の物品を混和して其の數量を増加するとき(第十一條之三)

三、命令の定むる所に依り政府の承認を受け消費税を課せられたる砂糖、糖蜜又は糖水を原料として製造したる砂糖(第三種の砂糖を除く)、糖蜜又は糖水に付ては之を製造場より引取るも消費税の徴収を爲さず(第十二條)

四、消費税を課せられたる砂糖を原料として煉乳を製造したる者又は消費税を課せられたる砂糖を原料として製造したる菓子、糖果其他命令を以て定むる物品を外國に輸出したる者には命令の定むる所に依り其の原料として使用したる砂糖に付課せられたる消費税額に相當する金額以下の交付金を交付することを得(第十二條之二)

19 織物消費税法中改正法律(法律第三十八號)

一、第一條「織物には本法に依り消費税を課す但し左の各號の一に該當する織物に付ては此の限に在らず」の但書を「但し全重量百分中九十五以上の綿其他命令を以て定むる原料を以て組

成する織物に付ては此の限に在らず」と改正

二、税率を織物價格の百分の九より百分の十に引き上げた

20 物品税法(法律第四十號)

一、次に掲ぐる物品で命令を以て定むるものに課税する、

第一種、甲類(寶石若しくは中寶石又は之を用ひたる製品、眞珠又は眞珠を用ひたる製品、貴金屬製品又は金若しくは白金を用ひたる製品、藍甲製品、珊瑚製品、琥珀製品、象牙製品及七寶製品、毛皮又は毛皮製品、羽毛製品又は羽毛を用ひたる製品)乙類(時計、文房具、身邊用細貨類、化粧用具、喫煙用具、帽子、杖、鞭及傘、靴及トランク、靴及履物、書畫及骨董、室内裝飾用品、玩具、運動具、照明器具、電氣器具及瓦斯器具、圍碁及將棋用具、家具、漆器、陶磁器及硝子製造具にして別號に掲げざるもの、貴金屬を鍍し又は張りたる製品にして別號に掲げざるもの、皮革製品にして別號に掲げざるもの、織物、メリヤス、レース、フェルト及同製品並に組物、果物、菓子、盆栽、盆石及鉢植類、愛玩用動物及同用品)

第二種甲類(寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品、寫眞用の乾板、フィルム及感光紙、蓄音器及同部分品、蓄音器用レコード、樂器、同部分品及附屬品、雙眼鏡及雙眼鏡、銃及同部分品、藥莢及彈丸、ゴルフ用具、同部分品及附屬品、娛樂用のモーターボート、スケル及ヨット、撞球用具、ネオン管及同變壓器、喫煙用ライター、乗用自動車、化粧品)乙類(ラヂオ聴取機及同部分品、受信用真空管、擴音用增幅器及擴聲器、扇風機及同部分品、暖房用の電氣、瓦斯又は礦油ストーブ、冷蔵庫及同部分品、金庫及鋼鐵製家具、シャンプー及洗粉

紅茶、咖啡及其の代用物並にコ、ア、嗜好飲料但し酒類及清涼飲料を除く)

第三種、燐寸、鉛葡萄酒及麥芽糖

同一物品で第一種及第二種に該當するものは之を第二種とし、

甲類及乙類に該當するものは甲類とする(第一條)

二、物品税の税率次の通り

第一種 甲類 物品の價格百分の二十

乙類 物品の價格百分の十

第二種 甲類 物品の價格百分の二十

乙類 物品の價格百分の十

第三種 (一) 燐寸千本に付 五錢

(二) 鉛葡萄酒及麥芽糖

イ、麥芽糖化の方法に依り製造したる鉛百斤に付二圓

ロ、其の他の鉛葡萄酒並に麥芽糖百斤に付二圓五十錢(第二條)

三、前條の價格は第一種の物品に付ては小賣業者の販賣價格、第二種の物品に付ては製造場より移出する時の價格とす但し保税地域より引取らるる第一種又は第二種の物品にして引取人より税金を徴収するものに付ては引取の際に於ける價格とす(第三條)

四、物品税は第一種の物品に付ては販賣せられた物品の價格に應じ小賣業者より、第二種又は第三種の物品に付ては製造場より移出せられた物品の價格又は數量に應じ製造者より之を徴収する、但し保税地域より引取らるる物品に付ては命令を以て定むる場合を除くの外引取られた物品の價格又は數量に應じ引取人から徴収する(第四條)

重要新法令

21 遊興飲食税法(法律第四十一號)

一、料理店、貨席、旅館其他命令を以て定むる類似の場所に於ける遊興及飲食に課税する(第一條)

二、遊興飲食の料金が一人一回三圓以下の場合には本税を課さない(第三條)

三、税率は遊興飲食の料金の一分五厘、藝妓の花代は三割(第二條)

四、道、府縣、市町村その他の公共團體は本税の課税標準たる料金に對し地方税を課し得ない(第十六條)

22 通行税法(法律第四十三號)

課税對象は汽車、電車、乗合自動車及び汽船の乗客であるが乗車船區間四十軒以下の三等乗客には課税しない

23 入場税法(法律第四十四號)

一、本法に依り入場税及特別入場税を課す(第一條)

二、入場税は次に掲ぐる第一種の場所に入場する者又は第二種の場所の設備を利用する者に之を課す

第一種 (一) 演劇、活動寫眞、演藝又は觀物を催す場所 (二) 競馬場 (三) 前二號に掲ぐるものを除くの外一定の催物又は設備を爲し公衆の觀覽又は遊戯に供する場所にして命令を以て定むるもの

第二種 (一) 舞踏場、麻雀場、撞球場 (二) ゴルフ場、スケート場(第二條)

三、第一種の場所の入場料が一人一回十九錢に満たざる場合には入場税を課せず
前項の規定は回数、定期又は貸切にて入場の契約を爲したる場

合には之を適用せず(第四條)
 四、特別入場税は連動競技にして學生生徒又は該競技を爲すことを業とせざる者の行ふものに付觀覽の爲競技場に入場する者より料金を徴する場合に於て其の入場者に之を課す(第九條)
 五、特別入場税の税率は特別入場料の百分の十とす(第十條)
 六、特別入場料が一人一回十九錢に満たざる場合には特別入場税を課せず

第四條第二項の規定は別項の場合に付之を準用す(第十一條)
 24 印紙税法中改正法律(法律第二十四號)

物品切手は、記載金高三圓以下は従前通り三錢とし、記載金高三圓以上の場合はこれを數段階に分ち遞増税率を定めた

25 狩獵法中改正法律(法律第四十七號)

26 支那專賣特別稅法及臨時租稅增徴法廢止法律(法律第五〇號)

27 營業收益稅法廢止法律(法律第五十一號)

28 資本利子稅法廢止法律(法律第五十二號)

29 法人資本稅法廢止法律(法律第五十三號)

30 臨時租稅增徴法中改正法律(法律第五十四號)

一、當分の内本法に依り所得稅、法人稅、田畑地租、營業稅、砂糖消費稅、織物消費稅、登録稅及臨時利得稅を輕減又は免除する(第一條)

31 家屋稅法(十五・七・十二公布同日施行)

第一章 總則

一、本法施行地に在る家屋にして住家、店舖、工場、倉庫、其の他の建物に課稅する(第一條、第二條)
 二、次の家屋には家屋稅を課さない(但し有料借家は此の限に在らず)

第三章 家屋の異動

一、家屋を建築したとき、増築したとき、家屋稅を課せざる家屋が家屋稅を課する家屋と爲つたとき、家屋稅を課せざる家屋の一部が家屋稅を課するものと爲つたときは、家屋所有者は三十日以内に稅務署長に對し申告義務を負ふ(第十六條、第十八條)

二、家屋を建、増築した時、家屋稅を課せざる家屋が家屋稅を課する家屋と爲つたとき等は、直ちに其の賃貸價格を定める、家屋が毀損し所有者が其の旨を申告した時も直に其の賃貸價格を定めかへる(第十七條、第十九條)

三、一個の家屋が數個の家屋と爲つたとき、數個の家屋が一個の家屋と爲つたとき、家屋稅を課する家屋の一部が家屋稅を課せざるものと爲つたとき、家屋の一部が所有者を異にするに至つたときは其の所有者は稅務署に對し申告義務がある(第二十一條)

第四章 家屋賃貸價格調査委員會

一、賃貸價格を一般に定むる毎に各稅務署所轄内に家屋賃貸價格調査委員會を置く、而して稅務署所轄内に在る市については命令を以て特に賃貸價格調査委員會を置くを得る、調査委員會は之を置くべき區域内の各市町村に於て家屋稅を課すべき家屋の所有者の選舉に依る調査委員會を以て之を組織する、調査委員の定数は命令を以て之を定める(第二十四條)

第五、家屋稅の徵收
 一、家屋稅は各納稅義務者に付同一市町村内に於ける家屋の賃貸價格の合計金額に依り算出し之を徵收する、但し賃貸價格の場合

重要新法令

イ、國、道、府、縣、市町村其の他公共組合等の公用又は公共用家屋

ロ、神社、寺院又は教會用の家屋

ハ、(國寶保存法又は史蹟名勝天然記念物保存法に依り)國寶史蹟、名勝として指定せられた家屋

ニ、私立の幼稚園、小學校、中學校、高等女學校、實業學校、專門學校、高等學校及大學並に大藏大臣の指定する其の他の私立學校に於て直接に保育又は教育の用に供する家屋

ホ、其の他命令を以て定むる家屋(第三條)

三、課稅標準は家屋臺帳に登録した賃貸價格、賃貸價格は貸主が公課、修繕費其の他家屋の維持に必要な經費を負担する條件を以て之を賃貸する場合に於て貸主の收得すべき一年分の金額に依り、定める(第六條)

四、税率は百分の一、七五(第七條)

第二章 賃貸價格の調査決定

一、賃貸價格は新築、増築、又は異動した場合を除き家屋賃貸價格調査委員會の議に付し政府が之を定める(第十條)

二、新築、増築、家屋稅を課せざる家屋が課する家屋と爲つたとき、家屋稅を課せざる家屋が課する家屋と爲つた場合には其の賃貸價格は類似の家屋の家屋臺帳に登録した賃貸價格に比準し家屋の狀況に應じて之を定める(第十一條)

三、賃貸價格は五年毎に一般に之を改定する(第十二條)

四、賃貸價格を一般に定むる場合に於ては之を定むる年の前々年四月一日現在の家屋稅を課すべき家屋に付之を調査する(第十三條)

計金額が命令を以て定むる金額に満たざるときは家屋稅を徵收せぬ(第五十四條)

32 昭和十二年法律第九十四號中改正法律(支那專賣ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免稅、徵收豫備等ニ關スル件)

(法律第九十四號)

一、第一條は支那專賣の爲從軍した軍人軍屬の納付する昭和十二年以降の第三種所得稅、地租、營業收益稅を命令の定むる所に依り輕減又は免除し得ることを規定してゐるが、之に一項を追加し「支那專賣の爲從軍したる軍人及軍屬の納付する昭和十五年以降の分の所得稅及營業稅に付亦前項に同じ」こととした

二、第二條は支那專賣のため從軍した軍人軍屬の昭和十三年以降の第三種所得稅及び營業收益稅につき命令を以て課稅標準の決定に關する特例を設くるを得ることを規定してゐるが、之に一項を追加し「支那專賣の爲從軍したる軍人及軍屬の納付する昭和十五年以降の分の所得稅及營業稅に付亦前項に同じ」こととした

〔地方稅〕(内務省)

33 地方稅法(法律第六十號)

第一章 總則

則

一、府縣稅は次の通り

イ、普通稅(國稅附加稅、獨立稅)

ロ、目的稅

市町村稅は次の通り

イ、普通稅(國稅附加稅、府縣稅附加稅、獨立稅)(第二條)

第二章 普通税

第一節 府縣税

- 一、國稅附加税として課すことを得る府縣税、地租附加税、家屋税附加税、營業税附加税、鑛區税附加税（第四十四條）
- 二、地租附加税、家屋税附加税及營業税附加税の賦課率は同一府縣に於ては之を同一と爲すが、負擔の均衡上特に必要あるときは此の限に在らず（第四十五條）
- 三、地租附加税、家屋税附加税又は營業税附加税の賦課率が本税の百分の百を超ゆるときは内務大臣及大藏大臣の許可を受ける必要がある、但し次の場合に賦課率が本税の百分の百二十を超えない時は此の限ではない
 - イ、災害應急費、災害復舊費、傳染病豫防費及國營事業費負擔金に充つる借入れたる負債の元利償還の爲費用を要するとき
 - ロ、災害應急又は復舊の爲費用を要するとき
 - ハ、傳染病豫防の爲費用を要するとき（第四十六條）
- 三、鑛區税附加税の賦課率は本税の百分の十を超えることを得ない（第四十七條）
- 四、獨立税として課すことを得る府縣税、段別税、船舶税、自動車税、電柱税、不動産取得税、漁業權税、狩獵者税、藝妓税（第四十八條）
- 五、段別税は減租年期地及免租年期地（減租年期地又は免租年期地に類する土地を含む以下之に同じ）に對し評定賃賃價格を標準として其の所有者（賃權又は百年より長き存續期間の定ある地上權の目的たる土地に付ては其の賃權者又は地上權者）に課

税する、但し減租年期地又は免租年期地と爲りたる年の四月一日に始る年度及其の翌年度より二年度間は之を課することを得不い

段別税の賦課率は地租の稅率に其の府縣に於ける地租附加税の賦課率を乗じたるものを超ゆることを得ない

府縣の全部又は一部に亘る災害又は天候不順に因り收穫皆無に歸したる田畑に付ては納稅義務者の申請に因り其の年度の段別税は免除される

段別税は耕地整理免租年期地に對しては賦課することを得不い

が、開墾免租年期、地目變換減租年期等で賃賃價格が定められた場合は別である（第四十九條）

六、船舶税は總噸數二十噸以上の船舶に對し主たる定繫場所在の府縣に於て其の所有者に賦課する、主たる定繫場が不明なときは定繫場所在の府縣中船舶港の存する府縣に主たる定繫場があるものと看做す（第五十條）

七、不動産取得税は其の所在の府縣に於て取得者に課税するが家督相續又は遺産相續に因る不動産の取得法人の合併に因る不動産の取得、委託者より受託者に信託財産を移す場合の不動産の取得等の場合には不動産取得税を賦課することを得不い（第五十三條）

八、漁業權税は漁業權（入漁權を除く）又は其の取得に對し其の漁場所在の府縣に於て課税する（第五十四條）

第二節 市町村税

- 一、國稅附加税として課し得る市町村税、段別税附加税、船舶税附加税、自動車税附加税、電柱税附加税、不動産取得税附加税、漁業權税附加税、狩獵者税附加税、藝妓税附加税（第五十八條）
- 二、府縣税附加税として課し得る市町村税、段別税附加税、船舶税附加税、自動車税附加税、電柱税附加税、不動産取得税附加税、漁業權税附加税、狩獵者税附加税、藝妓税附加税（第五十八條）
- 三、地租附加税、家屋税附加税及營業税附加税の賦課率は同一市町村に於ては之を同一と爲すべきであるが、負擔の均衡上特に必要ある場合に於て府縣知事の許可を受けたときは別である（第五十九條）
- 四、府縣税附加税（段別税附加税を除く）の賦課率は同一市町村に於ては同一と爲すべきであるが、負擔の均衡上特に必要あるときは別である。段別税附加税の賦課率は地租の稅率に其の市町村に於ける地租附加税の賦課率を乗じたるものを當該府縣の段別税の賦課率を以て除して得たものを超ゆることを得ない（第六十條）
- 五、地租附加税、家屋税附加税又は營業税附加税の賦課率が本税の百分の百を超ゆるときは府縣知事の許可を受ける必要がある、但し次の場合に於て賦課率が本税の百分の二百四十を超えないときは此の限りではない
 - イ、小學校營繕費、災害應急費、災害復舊費、傳染病豫防費及國營事業費負擔金に充つる爲借入れたる負債の元利償還の爲費用を要するとき
 - ロ、災害應急又は復舊の爲費用を要するとき
 - ハ、傳染病豫防の爲費用を要するとき（第六十一條）
- 六、鑛區税附加税の賦課率は本税の百分の十を超えることを得ない（第六十二條）

七、獨立税として賦課し得る市町村税、市町村民税、舟税、自轉車税、荷車税、金庫税、扇風機税、屠畜税、犬税、府縣に於て第四十八條に掲ぐる獨立税を課せざるものがあるときは市町村は之を市町村の獨立税として賦課し得る、市町村はこの外別に税目を起して獨立税を賦課し得る（第六十三條）

八、市町村民税は次の者に對し之を賦課する、但し貧困に因り公私の救助や扶助を受ける者は別である

- イ、市町村内に一戸を構ふる個人又は一戸を構へなくとも獨立の生計を營む個人
- ロ、市町村内に事務所、營業所又は家屋敷を有する個人
- ハ、市町村内に事務所又は營業所を有する法人
- ハの法人に付ては其の事務所又は營業所毎に賦課する（第六十四條）

九、市町村民税の納稅義務者一人に對する賦課額は次の金額を超ゆることを許されない

人口七十萬以上の市	二千圓
其の他の市	千五百圓
町	千圓
村	五百圓

市町村民税の賦課總額は次の金額に第六十四條に定むる納稅義務者數を乗じたる額を超ゆることを得ない

人口七十萬以上の市	八圓
其の他の市	六圓
町	四圓
村	二圓

十、舟税は總噸數二十噸未滿の舟に對し主たる定繫所々在の市町

村に於て其の所有者に賦課する主たる定繋所不明のときは定繋所々在の市町村中船籍港の存する市町村に主たる定繋所があるものとする (第六十七條)

第三章 目的 稅

一、府縣は都市計畫法の施行に要する費用に充てる爲左の都市計畫稅を課することを得る

- 地租割 地租の百分の二十五以内
- 家屋稅割 家屋稅の百分の二十五以内
- 營業稅割 營業稅の百分の二十五以内
- 府縣稅獨立稅割 府縣稅獨立稅の百分の十三以内

二、市町村は都市計畫法の施行に要する費用に充てるため次の都市計畫稅を課することを得る

- 地租割 地租の百分の六十八以内
- 家屋稅割 家屋稅の百分の六十八以内
- 營業稅割 營業稅の百分の六十八以内
- 府縣稅獨立稅割 府縣稅獨立稅の百分の三十四以内
- 市町村稅獨立稅割 市町村稅獨立稅の百分の三十四以内
- 市町村民稅に對しては市町村稅獨立稅割を課することを得ない
- 市町村は右の外別に稅目を起して都市計畫稅を課することを得る (第七十六條)

三、府縣は水利に關する事業に要する費用に充てる爲該事業に因り特に利益を受くる土地に對し次の水利稅を課し得る

- 地租割
- 段別割

水利稅の賦課額(數年を期して賦課するときは其の總額)は當該土地の受益の限度を超ゆることを得ない (第七十七條)

地租割

四、市町村は水利に關する事業其の他土地の利益と爲るべき事業に要する費用に充てる爲該事業に因り特に利益を受くる土地に對し次の水利地益稅を課することを得る

段別割

五、市町村は共同作業場、共同倉庫、共同集荷場其の他之に類する施設に要する費用に充てる爲該施設に因り特に利益を受くる者に對し共同施設稅を課することを得る

共同施設稅の賦課額(數年を期して賦課するときは其の總額)は當該納稅義務者の受益の限度を超ゆることを得ない (第七十九條)

附則

一、本法は昭和十五年分地方稅より之を適用する、但し家屋稅附加稅及家屋稅割に關する規定は昭和十七年度分より之を適用する (第八十七條)

34 地方分與稅法 (法律第六十一號)

第一章 總則

一、還付稅及配付稅を以て地方分與稅とし還付稅は道府縣に、配付稅は道府縣及市町村に對して分與する (第一條)

第二章 還付稅

一、毎年度分として分與すべき還付稅は當該年度に於て徵收すべき地租、家屋稅及營業稅とする (第三條)

第三章 配付稅

一、毎年度分として分與すべき配付稅の額は前々年度に於て徵收した所得稅及法人稅の百分の十七・三八並に入場稅及遊興飲食稅の百分の五十とする

配付稅の額が前年度に於ける分與額の百分の百十を超過するときは其の超過額は之を當該年度に於て分與すべき額より減額する、配付稅の額が前年度に於ける分與額の百分の九十に不足するときは其の不足額は之を當該年度に於て分與すべき額に増額する (第六條)

二、配付稅は次の區分に依り道府縣及市町村に對して分與する

- イ、道府縣配付稅 配付稅總額の百分の六十二
- ロ、市町村配付稅 配付稅總額の百分の三十八 (第十條)
- 三、道府縣配付稅は之を第一種配付額及第二種配付額に分ち第一種配付額は道府縣の課稅力を標準とし、第二種配付額は道府縣の財政需要を標準として分與する (第十三條)
- 四、市町村配付稅は大都市配付稅、都市配付稅及町村配付稅の三種とする 大都市とは人口七十萬以上の市を、都市とは人口七十萬未満の市を謂ふ (第十九條)
- 五、大都市配付稅は之を第一種配付額及第二種配付額に分ち第一種配付額は大都市の課稅力を標準とし、第二種配付額は大都市の財政需要を標準として分與する (第二十一條)
- 六、都市配付稅は之を第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額に分ち第一種配付額は都市の課稅力を標準とし、第二種配付額は都市の財政需要を標準とし、第三種配付額は特別の事情ある都市に對し其の事情を斟酌して分與する (第二十七條)
- 七、第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額は夫々都市配付

稅總額の百分の四十七・五、百分の四十七・五及百分の五とする (第二十八條)

八、町村配付稅は第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額に分ち第一種配付額は町村の課稅力を標準とし第二種配付額は町村の財政需要を標準とし、第三種配付額は特別の事情ある町村に對し其の事情を斟酌して分與する (第三十四條)

九、第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額は夫々町村配付稅總額の百分の四十七・五、百分の四十七・五及百分の五とする (第三十五條)

35 府縣制中改正法律 (法律第六二號)

府縣稅の賦課徵收に關する基本規定を設け、府縣稅に關する諸規定を削除し受益者分擔金の制度を整備し府縣に於ける都市經濟分別の特例を廢止する等の改正をなした

36 市制中改正法律 (法律第六三號)

右の兩法律は、市町村稅の賦課徵收に關する基本規定を設ける外、市町村稅に關する諸規定を削除し、併せて稅外收入を市町村の第一次收入とする建前を改め受益者分擔金の制度を整備する等の改正をなした

〔大藏省〕

38 政府出資特別會計法 (十五・三・二七公布法律第十號昭和十五年より施行)

一、政府の出資に關する會計は特別とし其の歳入を以て歳出に充てる

重要新法令

他の法律に別段の定ある出資及勅令を以て定むる出資は之を他の特別會計の所屬とする (第一條)

39 金資金特別會計法中改正法律 (十五・四・一公布法律第七十八號同日施行)

一、第三條第一項の「本資金は總額五千萬圓を限り豫算の定むる所に依り之を産金の増加を圖る爲必要な費途に使用することを得」の中「五千萬圓」を「二億圓」に改め「産金の増加」の下に「及金の集中」を加へた

40 臨時資金調整法中改正法律 (十五・三・三〇公布、法律第七〇號同日施行)

新たに割増金附報國債券を發行すると共に、貯蓄債券の割増金の最高限度を百五十倍から三百倍に引き上げた

41 外國爲替管理法中改正法律 (十五・三・二七公布法律第十八號同日施行)

〔陸海軍省〕

42 要塞地帯中改正法律 (十五・四・四 公布法律第九四號)

要塞地帯第一區、第二區、第三區をそれぞれ擴張し、罰則を重くする等改正した

43 委託又は郵便に依る戸籍届出に關する法律 (十五・三・二三公布法律第四號四・一施行)

一、戸籍届出の委託を爲した後届出人死亡し其の死亡後其の委託に基き届書の提出ありたる場合に於ては届出人が戦時又は事變

に際し戦闘其の他の公務に従事し自ら戸籍の届出を爲すこと困難なるに因り其の委託を爲したるものなることには裁判所の確認ありたるときに限り戸籍吏其の届書を受理することを得
その届書には其の事由を記載し且前項の確認ありたることを證する書面を添付することを要する (第一條)
二、第一條第二項の確認は受託者の申立に依り届出人の最後の住所地を管轄する區裁判所に於て非訟事件手續法により之を爲す (第二條)
三、第一條に依る届書が受理されたときは届出人の死亡の時に届出があつたものと看做す (第三條)
四、一般に届出人の生存中郵送したる戸籍の届書は其の死亡後に於ても戸籍吏之を受理することを得 (第四條)

〔文部省〕

44 市町村義務教育費國庫負擔法改正法律 (十五・三・二九公布法律第二二號四・一施行)

國庫負擔金の交付先が道府縣に變更され、從來市町村財政の調整的方法として採られて來た、特別市町村に對する國庫支出金増加交付の制度は廢止された

一、市町村立尋常小學校の教員(代用教員を含む)の俸給の爲道府縣に於て要する經費の半額は國庫が負擔する (第一條)
二、市町村立尋常高等小學校の尋常科は市町村立尋常小學校と看做す (第三條)

〔農林省〕

45 昭和十二年法律第九十號中改正法律 米穀應急措置に關する件 (十五・三・二三公布法律第二號同日施行)

一、政府が米穀の買入をなし得るのは米價が標準最高價格の一定割合以下であつた場合に限られてゐたのを、その制限を撤廢して時價に準據して定める價格で買入をなし得ることとし、米穀の配給上特に必要ある場合には米穀以外の穀物、穀粉の買入や賣渡もなし得ることとした (第二條)

46 日本肥料株式會社法 (十五・四・八公布法律第一〇一號一部七・二二施行)

肥料の供給を確保するため、肥料の供給確保、配給統制を行ふ強力な機關を設置することになつた。本會社には資金調達利益配當等について特別の保護特典を與へる反面、政府の充分な監督を加へる

一、資本金五千萬圓 (第一條)

政府半額出資 (第四條)

二、同會社は次の事業を營む

イ、肥料の買入及販賣

ロ、肥料の輸出、輸入、移出及移入

ハ、肥料の製造、肥料製造事業に對する投資其他肥料の供給確保上必要な事業

ニ、其他肥料の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要な事業

肥料は硫酸アンモニア、石灰窒素、過磷酸石灰、カリ鹽及命令を以て定める其の他の肥料とする (第九條)

三、前記肥料以外の肥料の配給統制事業を行ふ株式會社に投資す

重要新法令

ることが出来る (第十條)
四、政府は日本肥料株式會社に對し肥料の製造業者と協議の上其の製造工場の經營の管理を爲すべきことを命ずることを得る (七十一條)

47 農産物検査法 (十五・四・五公布法律第九十八號)

道府縣で區々に實施してゐる農産物検査を統合して國營とし、検査の統一及び適確を期すると共に配給の圓滑に資せんとした
一、米穀、麥類及び菜種は種別、品位、量目又は包装には國營の農産物検査所の検査を受けなければ賣買等に因る受渡を爲し又は主務大臣の指定する地域(大都市その他農産物の生産數量の僅少ななる検査施行除外地)に搬入することが出来ない、但し次のものに付ては此の限りではない
イ、内地以外の地域に於て生産せられたこと明なるもの、
ロ、主務大臣の指定する地域内にあるもの
ハ、災害により検査を免除せられたるもの
ニ、其他命令を以て定むるもの (第一條)

二、政府は(道府縣の希望があれば)前記以外の農産物の検査をも行ひ得る (第二條)

48 日本輸出農産物株式會社法 (十五・四・八公布法律第一〇〇號十五・六・十七施行)

この會社によつて輸出農産物の集荷を確保し、これを輸出業者等に圓滑に配給せしめることとなつた。

一、資本金千萬圓 (第二條)

半額政府出資 (第四條)

二、本會社は次の事業を營む

- イ、指定農産物の買入及販賣
 - ロ、指定農産物の出荷に必要な資材の配給
 - ハ、指定農産物の加工の委託
 - ニ、前三號の事業に附帯する事業
 - ホ、其の他本會社の目的達成上必要なる事業 (第十條)
- 49 農會法中改正法律 (十五・四・五公布法律第九號十五・八・一五施行)

- 農業の指導獎勵と共に適切なる統制を行ひ得るやうにし、部落の農業團體との連繫を周密ならしむる事を目的とする
 - 一、第三條「農會は其の目的を達する爲左の事業を行ふ」の第一項「農業の指導獎勵に關する施設」の中「指導獎勵」の下に「及統制」を加へ同條に次の一項を加へる「前項第一號の農業の統制に關する施設に關し必要なる事項は命令を以て之を定む」
 - 二、市町村農會の區域内の農業團體は市町村農會に加入し得る (第六條の二)
 - 三、行政官廳必要ありと認むるときは市町村農會の會員に對し當該農會の行ふ農業の統制に従ふやう命ずることを得る (第三十一條の二)
- 50 木炭需給調節特別會計法 大藏省提出 (十五・三・三日公布法律第七三號昭和十五年度より施行)
- 木炭の需給の調節のため政府の行ふ木炭の買入、賣渡又は貯藏に關する一切の歳入歳出を特別會計を以てすることにした
- 51 裝飾師法 (十五・四・二公布法律第八九號七・一施行)
- 一、裝飾師たらんとするものは主務大臣の免許を受け裝飾師名簿

〔商工省〕

獸醫師の不足を緩和するため臨時的に獸醫手なる制度を設けた

- 55 鑛業法中改正法律 (十五・四・八公布法律第一〇二號一部十五・六・一〇施行)
 - 一、鑛業法上の鑛物として明礬石、螢石、石棉を追加した。また炭化水素を主成分とする天然ガスは全部石油と見なすこととした
 - 二、試掘權の期間を四年に延長し、三十三條の二 (一) 試掘權者試掘權の存續期間満了後十日以内に同種の鑛物に付更に鑛業の出願を爲したるときは舊試掘權區に係る部分に付ては他の出願人に對し優先權を有す
 - 前項の場合に於て他人の出願の目的異種の鑛物なるときは第三十一條の規定を準用す此の場合に於ては前項の出願を爲したる者を以て鑛業權者と看做す (一) を削除した、また探掘の價值ありと認められた場合には試掘權者に探掘の出願を命じ得ることとした
 - 三、鑛業出願地が他人の異種の鑛物の鑛區と重複する場合他人の鑛業に妨害なしと認めらるゝ限りこれを許可する
- 56 砂鑛法中改正法律 (十五・四・八公布法律第一〇三號)
- 一、砂鑛權の出願に土地所有者の承諾を不要とし、砂鑛權の出願があつた時は鑛山監督局長がその土地所有者、地上權者に對してそれを通知することにした (第九條)
- 57 商工組合中央金庫法中改正法律 大藏省共營 (十五・四・二公布法律第八八號十五・五・三施行)

重要新法令

- に登録を受くる必要がある (第一條)
 - 二、裝飾師に非ざれば馬の削蹄若は裝飾又は牛の裝飾を業務と爲すことを得ない (第四條)
 - 三、裝飾師は勅令の定むる所に依り道府縣裝飾師會を設立すべし道府縣裝飾師會は日本裝飾師會を設立することを得る (第六條)
- 52 家畜傳染病豫防法中改正法律 (十五・四・四公布法律第九十三號)
- ダニ熱、雜雞 痢、家禽ペストを法定傳染病中に加へ、豚コレラ、豚疫、豚丹毒に罹り又は罹つた疑ひある家畜の屍體については化製に依る利用を許し、又、これ等の屍體の皮及び牛の傳染性流産、ダニ熱、馬・綿羊・山羊の疥癬に罹り又は罹りたる疑ある家畜の屍體の皮については消毒に依る利用を許すことにした

- 53 牧野法中改正法律 (十五・四・四公布法律第九四號八・一〇施行)
 - 一、行政官廳は牧野中特に牧野として保護する必要あるものを牧野指定地に指定することを得る (第一條の二)
 - 二、道府縣市町村牧野組合畜産組合等が馬のための牧野を設けようとするときは先づその土地の所有者と協議を爲し (第二條の二) 協議が調はなかつた時は強制的に土地を買取り又は借受け得ることとした (第二條の二)
 - 三、政府は馬の受託放牧をなす爲牧野の經營を爲すことを得る (第二十五條の五)
- 54 獸醫師法等の臨時特別に關する法律 (十五・四・四公布法律第九二號)
- 一、特別割賦貸付の總額に關する制限を緩和し、長期に亘る特別割賦貸付であつても、政府資金の融通を爲す場合には制限規定を適用しない
 - 二、金庫は所屬組合又は所屬聯合會の爲に其の出資拂込金の受入又は其の配當金の支拂の取扱を爲す
 - 三、月賦償還貸付は期限五年を超えるものについても認める
 - 四、商工債券は割引の方法を以て發行し得る
- 58 損害保險國營再保險法 大藏省提出 (十五・三・三〇公布法律第七四號十五・五・二九施行)
- 戰爭其の他の變亂に際し保險料の昂騰亦抑制し又は保險の圓滑なる引受を確保する爲損害保險の再保險を行ふ。戰爭其の他の變亂終了後の狀況に依り、保險會社の外國の保險者に對する再保險取引を困難又は不適當とする様な場合に政府保險の圓滑なる引受を確保する爲特に必要ありと認められる時も亦同様である (第一條)
- 59 有材合成事業法 (十五・四・四公布法律第九六號)
- 一、本法は國防の整備及産業の發達を期する爲有材合成事業の確立を圖ることを目的とする (第一條)
 - 二、有材合成事業を營まんとする者は政府の許可を受くる必要がある。但し勅令を以て定むる有材合成事業は別である (第三條)
- 60 商業組合法中改正法律 (十五・四・四公布法律第九七號十五・七・二五施行)
- 一、商業組合は其の名稱中に商業組合なる文字を用ふべし、但し第十七條の二又は第二十七條の二の規定に依る商業組合は統制

- 商業組合なる文字を用ふべし (第四條)
- 二、特別の事情ある場合行政官廳は統制事業を行ふ商業組合の定款や營業統制規程の變更を爲すことを得る (第二十六條)
- 三、行政官廳が監督上特に必要ありと認めたる時は商業組合の理事又は監事の選任又は解任を爲すことを得る
- 前項の規定により選任せられた理事又は監事の解任は行政官廳の認可を受くるに非ざれば其の効力を生じない (第二十一條の三)
- 四、商業組合中央會、所屬の商業組合及商業組合聯合會の事業及財産の狀況に付監査の事業を行ふ場合には商業組合監査員を置くべし
- 商業組合監査員の選任及解任は行政官廳の認可を受くべし (第五十四條の二)
- 五、行政官廳は商業組合中央會又は商業組合監査員に對し商業組合又は商業組合聯合會の監査上必要な命令を爲すことを得る (第五十四條の二)
- 六、商業小組合は小商業者を以て組織し組合員の共同の利益増進を圖るを以て目的とし組合員の取扱商品の仕入、保管、運搬其の他の組合員の營業に關する共同施設を爲すものとする
- 商業小組合は法人とする商業小組合は前記事業の外組合員の營業に關する指導、研究調査其の他組合の目的を達するに必要な施設を爲すことを得る (この共同事業によつて弱小商業者の共同經營を圖るのである) 商業小組合は其の名稱中に商業小組合なる文字を用ふべし (第三十二條の二)
- 三、右の商業者とは、原則としてその事業に投下されてゐる固定

- 資本、流動資本の總額が三千圓に達せざる程度のを云ふ (勅令第四百八十七號)
- 四、その組織は組合地區を定めず氣の合つた者が任意に寄り集つた組織とする
- 五、組合員數は大體十人以上とする (第三十二條の二)
- 六、商業小組合は商業組合の組合員となることを得る。小商業者が商業者が商業小組合の組合員となつた場合は當該商業の商業組合に加入し得ない
- 行政官廳は商業小組合に對し商業組合に加入することを命ずることが出来る (第三十二條の六)
- 61 輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法 (法律第八六號十 五・五・三施行)
- 62 昭和九年法律第四十五號中改正法律貿易調節及通商權二關スル件ニ大藏省提出 (十五・四・三公布)
- 63 輸出毛織物取締法 (十五・四・四公布法律第九五號)
- 64 石炭配給統制法 (十五・四・八公布法律第一〇四號)
- 資本金五千萬圓の日本石炭株式會社を創設し、石炭を一手に買上げさせ、その買上炭を適正價格で配給させる、生産、輸移入業者、等の指定會社は、その石炭を日本石炭販賣會社に賣渡さなければならぬ

〔逕信省〕

- 65 自動車交通事業法中改正法律 (十五・四・一〇公布法律第一〇六號)

- 一、貨物自動車事業に關しては、舊法の定期定路線と然らざるものにとに區分する取扱方を廢し、法律上は單に貨物自動車運送事業のみとして取扱ふこととした
- 二、政府は貨物自動車の整備を圖るため貨物自動車運送事業者に對し補助金を交付し得る (第十六條の七)
- 三、旅客自動車運送事業、旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業の業者は統制及び共同利益の増進を目的とする自動車運送事業組合を設立し得る (第十六條の十、第十六條の十一) 政府は之に對して補助金を交付し得る (第十六條の二十八)
- 四、旅客自動車運送事業、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業又は自動車運送事業を營む株式會社は抵當權の目的と爲す自動車交通事業財團を設定し得る
- 66 金嶺山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道の經營廢止に關する補償の爲公債發行に關する法律 (十五・四・二公布法律第八四號同日施行)

〔厚生省〕

- 67 國民體力法ニ文部省共管 (十五・四・八公布法律第一〇五號)
- 一、政府は國民體力の向上を圖る爲本法に依り國民の體力を管理する。管理とは國民の體力を検査し其の向上に付指導其の他必要なる措置を爲すを謂ふ (第一條)
- 二、被管理者とは本法施行地内に居住地を有する帝國臣民たる未成年者で、陸海軍軍人にして現役中のもの又は戰時若は事變に際し召集中のもの、陸海軍の學生生徒等を除く (第二條)
- 三、保護者とは被管理者に對し親權を行ふ者 (又は後見人) で本

重 烟 新 法 令

- 法施行地内に居住地を有するものを謂ふ (第三條)
- 四、其の年十一月三十日に年齢二十年に達しない被管理者は本法の定むる所に依り體力検査を受くることを要する。保護者は被管理者をして體力検査を受けしむる義務を負ふ、被管理者を教育、監護又は使用の目的を以て寄寓せしむる者も同じ (第四條)
- 五、市町村長は其の市町村内に居住地を有する被管理者の體力検査を行ふべし、事務所、商店、工場、事業場等の事業主又は管理人で地方長官より命ぜられたものは使用せる被管理者の體力検査を行ふべし
- 勅令を以て定むる學校、幼稚園の學校長、園長も在學する被管理者の體力検査を行ふべし (第五條)
- 六、保護者、使用者等は被管理者の氏名、生年月日其の他必要事項を市町村長に届出づべし (第六條)
- 七、被管理者が體力検査を受けた時は本人又は保護者に對し體力手帳を交付する (第八條)
- 八、檢診療養の指導其の他體力管理に關する醫務に従事せしむる爲國民體力管理醫を置く (第九條)
- 九、地方長官は體力検査に基き必要ありと認むるときは本人又は保護者に對し國又は公共團體の體力向上施設の利用、就業の場所又は時間の制限、業務の變更其の他の體力向上に關する指示を爲すことを得る、また必要ありと認むるときは被管理者を使用する者に對しても之を爲すことを得る (第十一條)
- 十、地方長官は體力検査に基き主務大臣の指定する疾病に罹れる被管理者につき療養に關する、處置を命ずることを得る但し官

立の學校等に在學在園する被管理者に對しては勅令を以て別段の定を爲すことを得る

- 前項の處置を命ぜられた者貧困の爲其の義務を履行することが出來ないときは地方長官は申請に依り國民體力管理醫につき療養の指導を受けしむることを得る (第十二條)
- 十一被、管理者を使用する者は體力検査の結果を不當に採用して被管理者に對し不利益なる取扱を爲すことを得ない (第十四條)

68國民優生法 (十五・五・一)

- 一、本法は惡質なる遺傳性疾患の素質を有する者の増加を防遏すると共に健全なる素質を有する者の増加を圖り以て國民素質の向上を期することを目的とする (第一條)
- 二、優生手術と稱するのは生殖を不能ならしむる手術又は處置にして命令を以て定むるものを謂ふ (第二條)
- 三、次の疾患に罹れる者は其の子又は孫が醫學的經驗上同一の疾患に罹る虞が特に著しいときは本法に依り優生手術を受くることを得る、但し特に優秀なる素質を併せ有すと認められるときは此の限ではない
 - イ、遺傳性精神病
 - ロ、遺傳性精神薄弱
 - ハ、強度且惡質なる遺傳性病性的性格
 - ニ、強度且惡質なる遺傳性身體疾患
 - ホ、強度なる遺傳性畸形
- 四、等親以内の血族中に前記疾患に罹れる者を有したる者同志が結婚した場合に、その子供が醫學的經驗上同一の疾患に罹る虞

が特に著しいとき、前記疾患に罹れる子を有し、更に醫學的經驗上同一疾患に罹る子が出生する虞が特に著しいときにも優生手術を受け得る

- 四、優生手術を受くることを得るものはその申請を爲すことを得る、その場合に本人が配偶者を有する時は配偶者、三十歳に達せざるとき又は心神耗弱者なるときはその家に在る父母の同意を必要とする、優生手術を受くることを得る者が心神喪失者である場合にはその申請は其の家に在る父母が之を爲すことを得る、但し配偶者がある時は配偶者及其の家に在る父母が之を爲すことを得る (第四條)
- 五、優生手術を受くることを得る者に對し監護上の處置、保健上の指導又は診療を爲したる精神病院法に依る精神病院若は保健所の長又は命令を以て定むる醫師は本人の同意を得て優生手術の申請を爲すことを得る。その場合に本人配偶者を有するときは配偶者の同意をも、三十歳に達せざるとき又は心神耗弱者なるときは其の家に在る父母の同意をも得ることを要する
- またその場合に本人心神喪失者なるときは其の家に在る父母の同意を以て本人の同意に代ふるものとする (第五條)
- 六、第五條の規定に依り優生手術の申請を爲すことを得る者が本人の疾患著しく惡質なるとき又は其の配偶者本人と同一の疾患に罹れるものなるとき等其の疾患の遺傳を防遏することを公益上特に必要ありと認むるときは同條の規定に依る必要なる同意を得ること能はざる場合でも其の理由を附して優生手術の申請を爲すことを得る (第六條)
- 七、地方長官が優生手術の申請を受理したときは、地方優生審査

第七十五議會の成績

- 一、豫算 (十六件)
 - 昭和十五年(單位千圓)
 - 一、本豫算 五、八二二、九六二
 - 二、追加豫算第一號 五七、六八四
 - 三、追加豫算第二號 二一六、六八四
 - 四、臨時軍事費豫算追加 四、四六〇、〇〇〇
 - 昭和十四年(單位千圓)
 - 一、追加豫算第一號 一〇、九七五
 - 二、追加豫算第二號 二九、〇三九
 - 三、追加豫算第三號 三八、〇九二
- 二、新法律 (百八件)
- 三、其の他
 - 決算二件(是認)
 - 承諾を求むる件 七件(承諾)
 - 議員提出法案(衆議院) 二十五件(内衆議院のみ通過十六件、成立なし)

第七十五議會兩院の分野

衆議院	貴族院	皇室	研究	正統	公和	火曜	同友	同成	無所
十二月二十二日現在	十二月二十二日現在	十二月二十二日現在	十二月二十二日現在	十二月二十二日現在	十二月二十二日現在	十二月二十二日現在	十二月二十二日現在	十二月二十二日現在	十二月二十二日現在
衆議院	貴族院	皇室	研究	正統	公和	火曜	同友	同成	無所
衆議院	貴族院	皇室	研究	正統	公和	火曜	同友	同成	無所
衆議院	貴族院	皇室	研究	正統	公和	火曜	同友	同成	無所

重要新法令

- 69職業紹介法中改正法律 (十五・三・三〇)公布法律第七四號四・一(施行)
- 職業紹介法第七條は、職業紹介所及び聯絡委員に關する費用の一部は地方費で負擔することを規定してゐるが、この地方負擔を廢止し全額國庫負擔となす必要上、その第七條を制限した

政治

新體制への發足

平沼内閣總辭職

(昭和十四年八月二十八日)

不肖輩に大命を拜し内閣重責の重任に當りて以來、日夜聖旨を奉體して閣僚と協力し、一意専心、時艱を克服して東亞の新秩序を建設し、以て聖戰の目的達成に邁進して参つたのであります。而して外交は建國の皇謨に則り、道義を基礎として世界の平和と文化とに寄與する第一義とし、此の方針の下に對歐政策を考慮し、屢次之を閣下に奏聞し來つたのであります。

然るに今回締結せられたる獨蘇不可侵條約に依り、歐洲の天地は複雑怪奇なる新情勢を生じたので我が方は之に鑑み從來準備し來つた政策は之を打切り、

更に別途の政策樹立を必要とするに至りました。

是は明かに不肖が屢次奏聞したる所を變更し、再び聖慮を煩はし奉ることとなりましたので、輔弼の重責に顧み、洵に恐懼に堪へませぬ。臣子の分として此の上現職に留りますことは、聖恩に狎るゝの惧があります。猶ほ國內の體制を整へ、外交の機軸を改め、此の非常時局を突破せんとするに當つては局向を轉換し、人心を一新するを以て刻下の急務と信ずるものであります。

以上の理由により日本閣下に伏し、謹みて骸骨を乞ひ奉つた次第であります。

(平沼首相談 昭・二四・八三)

阿部内閣一覽表 (昭和十四年八月三日親任式)

内閣總理大臣兼外務大臣	陸軍大將 正三勳一	阿部 信行	
内務大臣兼厚生大臣	正三勳一	小原 直	
大藏大臣	企畫院總裁 正四勳二	青木 一男	
陸軍大臣	陸軍大將 從三勳一 功五	畑 俊六	
海軍大臣	海軍中將 正四勳一	吉田 善吾	
司法大臣	海軍中將 從三勳二	宮城 長五郎	
文部大臣	正三勳二	河原田 稼吉	
農林大臣兼商工大臣	海軍造兵中將 從三勳二	正三勳一	伍 堂 卓雄
逓信大臣兼鐵道大臣	正三勳一	永 井 柳太郎	
拓務大臣	勳三	金光 庸夫	

阿部内閣

總理大臣放逐

(昭和十四年八月三十日)

諸君 不肖私は此のたび描らざるも組閣の大命を拜しました。

帝國が眞に未曾有の重大時局に直面してゐるときに當り淺才微力私ごとがお受けすること、は、まことに恐懼措くところを知らぬ、たゞ一身を挺してひたすはたゞたゞ一身を挺してひたすは

今や世界の現状は、益々複雑多岐、變轉極まりなく、世界に於て極めて重要な國際的地位を有する帝國は、まさに毅然たる一大決心を以て之に臨まねばならぬ秋に際會して居るのであります。

然しながら之に處すべき途は

たゞ一つ、即ち稜威の下、國民朝野の強力なる一致團結により、關連自在、一路所信に邁進することであると確く信じて疑はぬのであります。事變處理に對する帝國の方針は豫ねて確乎不拔のものがあり、之に伴ふ東亞新秩序の確立は實に我が國不動の國策であり、之が爲に必要な國際環境の調節も亦現下の喫緊事であり、あらゆる方策はすべて此の大使命遂行の目標に集中せらるゝのでなければならぬと思ひます。

政府としましては固よりあくまで獨自の立場を堅く持し、苟くも帝國の使命を理解し協力を吝まざるものに對しては、これと協力し、其の交りを密にしてともに世界平和の確立人類文化の進歩に貢獻せんことを期するのであります。然しながら苟くも帝國の使命達成を妨げ、帝國の進路を阻まんとするがごときものがありませんならば、斷乎た

政治

る決意を以て之に對處するのであり、覺悟は之を持つて居るのであります。

一方國內に於きましては、國內機構を刷新して國防國家の新體制を強化し、軍備の充實、生産の擴充、經濟統制の合理的促進等を斷行し、銃後對策の徹底を圖り以て時艱の克服に邁進したいと考へて居るのであります。

何分組閣早々のことであり、未だ具體的な諸問題に就いてお話しすべき機會に至りませぬが、要するに、國外に對する方策はあくまで自主獨往、而も諸外國を十分帝國の使命を認識諒解せしめ、之に依り國際關係の調和を圖り、國內の諸施策はどこまでも明快且つ敏捷、よく世界の事情に對處し、かくして長くも宸襟を安んじ奉り、又國民諸君の期待に副ひたいものと思ふのであります。

諸君に於かれましては帝國が

いままさに如何なる立場に在るか十分に諒解せられ心を一にし、力を一にし、以て新東亞建設の鴻業に參劃せられ、ともに帝國無窮の進展に最も熾烈なる熱意を示されんことをこゝに衷心から切望して已まない次第であります。

阿部内閣總辭職

(昭和十五年一月十四日)

不肖昨年八月圖らずも大命を拜して輔弼の重責に任じ、爾來

米内内閣一覽表 (昭和十五年一月六日親任式)

内閣總理大臣	海軍大將 正三勳一 功四	米内 光政(六) 岩手
外務大臣	從三勳一	有田 八郎(五) 新潟
内務大臣	從二勳一	伯爵兒玉 秀雄(六) 山口
大藏大臣	從三勳一	櫻内 幸雄(六) 島根
陸軍大臣	陸軍大將 正三勳一 功五	畑 俊六(六) 福島
海軍大臣	海軍中將 從三勳一	吉田 善吾(六) 佐賀
司法大臣	從三勳二	木村 尙達(六) 熊本
文部大臣	從二勳一	松浦 鎮次郎(六) 愛媛
農林大臣	從三勳二	島田 俊雄(六) 島根
商工大臣	勳三	藤原 銀次郎(七) 長野

三七七

三七六

逋信大臣 陸軍大將正三勳一功二 正四勳二 勝 正憲(六三)福岡
 鐵道大臣 小磯 國昭(六)山形 正五勳三 松野 鶴平(五)熊本
 拓務大臣 吉田 茂(五)大分 從四勳三 石渡莊太郎(五)東京
 厚生大臣 正三勳二 廣瀨 久忠(五)山梨
 内閣書記官長 正四勳三 竹内 可吉(五)鹿兒島
 法制局長官 圖りたいと思つて居ります。
 企業院總裁 此の如き事態に對處して國內に於ては戰時國民生活の確保に努め、進んで戰時態勢を強化し以て國力の充實、國運の進展を期したいと思ひます。今後執るべき諸方策に就ては、來るべき帝國議會に於て開陳する心算であります。米内内閣總理大臣談)

大命を拜して
 不肖今回圖らずも大命を拜し恐懼に堪へません。私は全力を擧げて輔弼の重責を竭したいと思ひます。
 今や時局は極めて重大であります。舉國一致不拔の信念を以て東亞新秩序の建設に邁進せねばならぬと痛感致すのであります。

支那事變の處理に就ては、既に決定された不動の方針があります。之を踏襲することは固より、近く將に樹立を見んとする支那新中央政府の成立發展を支援すること等を俟ちません。國際關係に於てはあくまで自主的立場を堅持しつゝ國交の調整を

新體制への發足

昭和十五年六月一日

六・三 聖職貫徹議員聯盟、政治體制の整備に關する方策を

可決 中島派新黨實現に邁進
 六・四 有馬風見兩氏近衛公
 六・五 近衛公内閣記者團に
 六・六 政友統一派解體決議
 六・七 明倫會新黨問題で決
 六・八 議
 六・九 聖賢聯盟各黨總裁に
 六・一〇 新黨の立役者(永
 井、前田、山崎、金光、風見)會合
 六・一一 大日本生産黨新黨に反對運動
 六・一二 日本國黨新黨反對
 六・一三 聲明
 六・一四 民政自主的立場より
 六・一五 改組決意
 六・一六 民政一々會新黨運動
 六・一七 反對
 六・一八 近衛首相辭表提出、
 六・一九 聲明發表
 六・二〇 聖賢聯盟政民三派に
 六・二一 解黨懲源 櫻井民政幹事長
 六・二二 公の意見には敬意を表する
 六・二三 談を發表 社大解黨聲明
 六・二四 民政黨指導精神更改
 六・二五 全體會議 中島總裁解黨の用
 六・二六 久原總裁解黨言明

▼民政新宣言新政綱を發表
 ▼久原派解黨大會、有志新體制
 研究會に参加 ▼政友統一派解
 黨
 七・一八 ▼大命近衛公に降下
 ▼近衛公記者團に語る
 七・二一 ▼民政強硬派脱黨
 七・二二 ▼近衛内閣成立 ▼初
 開議により新政策取扱方針決定
 ▼新體制研究會々々新體制實現
 を期すとの聲明
 七・二六 ▼國同解黨
 七・二八 ▼民政脱黨派新體制促
 進俱樂部結成
 七・二九 ▼首相、有馬伯と會見
 七・三〇 ▼中島派解黨大會 ▲
 東亞建設國民聯盟新體制に好意
 的靜觀
 八・一 ▼劃期的基本國策公表
 ▼内閣參議存置 ▼首相、末
 次大將會談
 八・二 ▼新體制促進大同團結
 世話人會 ▼新體制研究會解散
 ▼新體制促進クラブ會合
 八・五 ▼民政總務會解黨決定

▼聖賢聯盟發展の解散 ▼新體
 制促進同志會結成準備會
 八・八 ▼新體制結成大懇親會
 八・九 新體制常任世話人政府
 鞭撻
 八・一〇 ▼新體制同志會特別委
 員設置 ▼民政代議士會
 八・一五 ▼民政解黨大會
 八・一七 ▼新體制要綱決定 ▼
 公正會は新體制靜觀
 八・一九 ▼新體制促進同志會東
 建聯と提携に決定
 八・二〇 ▼貴院研究會新體制問
 題協議
 八・二一 ▼貴院火曜會政府聲明
 を待つて態度決定
 八・二二 ▼新體制準備委員の顔
 觸れ確定
 八・二三 ▼貴院研究會勸選團協
 議 ▼準備委員會常任幹事六氏
 決定 ▼新體制促進同志大會常
 任世話役人會、舊民政黨員の入
 會を認める
 八・二四 ▼在野法曹團新體制宣
 言
 八・二五 ▼大日本黨全國大會

八・二六 ▼貴院五葉會近衛公を
 支持鞭撻
 八・二八 ▼新體制準備會初總會
 開く ▼近衛首相新體制基本理
 念聲明 ▼貴院同和會緊急總會
 八・二九 ▼皇道翼賛青年聯盟決
 定
 八・三〇 ▼貴院公正會新體制協
 議 ▼新體制組織大綱原案纏る
 八・三一 ▼新體制中央指導部と
 連絡機關必要とせず陸軍當局
 の見解 ▼新體制促進同志會
 外交轉換の國民運動展開決定
 ▼新倫理觀を確立、新體制補佐
 會で決定
 九・一 ▼新體制常任幹事會組
 織大綱原案協議
 九・三 ▼第二回新體制準備會
 九・四 ▼有馬伯首相訪問
 九・五 ▼交友俱樂部も新體制
 後援 ▼新體制促進同志會準備
 委員會と懇談
 九・六 ▼第三回準備會
 九・七 ▼日本革新黨解黨
 七・三 日本革新黨協議會
 七・四 日本國黨新政治體制要
 望
 七・五 ▼社大解黨大會 ▼社大
 代議士暫定俱樂部結成 ▼日本
 革新黨の解黨による大日本黨決
 成式舉行 ▼新政治體制につき
 近衛公所信被逐
 七・一〇 ▼民政有志代議士新體
 制參加申合
 七・一一 ▼新政治體制研究會準
 備會
 七・一二 ▼民政黨櫻井幹事長
 七・一三 ▼民政黨櫻井幹事長
 新體制確立反對せずとの聲明
 七・一四 ▼新體制研究會創立
 七・一五 ▼民政有志代議士總裁に進言
 七・一六 ▼米内内閣總理辭職決定

近衛内閣一覽表

(昭和十五年七月三十一日親任式)

内閣總理大臣 從二勳一公爵 近衛 文麿(五) 東京

外務大臣兼拓務大臣	從四勳一	松岡	洋右(六)	山口
内務大臣兼厚生大臣	正三勳二	安井	英二(五)	東京
大藏大臣	正四勳二	河田	烈(五)	東京
陸軍大臣	陸軍中將正四勳一	東條	英機(五)	岩手
海軍大臣	海軍中將從三勳一	吉田	善吾(五)	佐賀
司法大臣	正五勳三	風見	章(五)	茨城
文部大臣	從四勳三	橋田	邦彦(五)	東京
農林大臣	正三勳三	石黒	忠篤(五)	東京
商工大臣		小林	一三(六)	山梨
逓信大臣兼鐵道大臣		村田	省藏(六)	東京
無任所大臣企畫院總裁	從四勳三	星野	直樹(四)	東京
内閣書記官長	正五勳三	富田	健治(四)	京都
法制局長官	從三勳二	村瀬	直養(五)	愛知

近衛内閣の更迭補充

海軍大臣更迭、後任及川古志郎大將(十五・九・五)
 開僚補充、小川郷太郎(鐵道) 秋田清(拓務) 金光庸夫(厚生)
 親任式九月廿七日

近衛内閣の

基本國策要綱

(昭和十五年八月一日政府發表)
 世界は今や歴史的一大轉機に

際會し數個の國家群の生成發展を基調とする新なる政治經濟文化の創成を見んとし、皇國亦有史以來の大試練に直面す、この秋に當り眞に華國の大精神に基く皇國の國是を完遂せんとせば右世界史的發展の必然的動向を把握して庶政百般に亘り速かに根本的刷新を加へ萬難を排して國防國家體制の完成に邁進する事を以て刻下喫緊の要務とす。依つて基本國策の大綱を策定す

- 一、皇國の國是は八紘を一字とする華國の大精神を世界平和の確立を招來することを以て根本とし先づ皇國を核心とし日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亞の新秩序を建設するに在りこれがため皇國自ら速かに新事態に即應する不拔の國家態勢を確立し國家の總力を擧げて右國是の具現に邁進す
 - 二、内外の新情勢に鑑み國家總力發揮の國防國家體制を基底とし國是遂行に遺憾なき軍備を充實す、現下の外交は大東亞の新秩序建設を根幹とし先づその重心を支那事變の完遂に置き國際的大變局を遠觀し建設的にして且彈力性に富む施策を講じ以て國運の進展を期す
 - 三、内政の急務は國體の本義に基き庶政を一新し國防國家體制の基礎を確立するに在り、これが爲左記諸件の實現を期す
- 1、國體の本義に透徹する教學の刷新と相俟ち自我功利の思想を排し國家奉仕を第一義とする國民道徳を確立す
 - 2、強力なる新政治體制を確立し國政の綜合統一を圖る
 - (イ)官民協力一致各々其の職域に應じ國家に奉公することを基調とする新國民組織の確立
 - (ロ)新政治體制に即應し得べき議會翼賛體制の確立
 - (ハ)行政の運用に根本的刷新を加へその統一と敏活とを目標とする官界新態勢の確立
 - 3、皇國を中心とする日滿支三國經濟の自主的建設を基調とし國防經濟の根基を確立す
 - (イ)日滿支を一環とし大東亞を包容する協同經濟圈の確立
 - (ロ)官民協力による計畫經濟の遂行特に主要物資の生産、配給、消費を貫く一元的統制機構の整備
 - (ハ)綜合經濟力の發展を目標とする財政計畫並に金融統制の確立強化

(昭和十五年八月一日發表)
 近衛内閣の基本國策のうち、その外交方針を敷衍説明するた

新體制の基本理念 (昭和十五年八月二十八日發表)

近衛總理大臣聲明

私は年來皇道を世界に宣布することが皇國の使命であると主張して來た者であります、實際關係より皇道を見ますればそれは、要するに各國民各民族をして各その處を得せしむることに歸着すると信ずるのであります。即ち我國現前の外交方針としてはこの皇道の大精神に則り先づ日滿支をその一環とする大東亞共榮圈の確立を圖るにあらねばなりません、これが總て力強く皇道を宣布し公正なる世界平和の樹立に貢獻する道程に上る所以であります。而して、我國民はこの道程に横はるところの有形無形一切の障礙を排除するはもとより更に進んで我に同調する友邦と提携不退轉の勇猛心を以て、天より課せられたる我が民族の理想と使命の達成を

期すべきものと堅く信じて疑はぬものであります。今や我が國は世界的大動亂の渦中に於て、東亞新秩序の建設といふ未曾有の大事業に邁進しつゝある。この秋に當り世界情勢に即應しつゝ能く支那事變の處理を完遂すると共に、進んで世界新秩序の建設に指導的役割を果す爲には、國家國民の總力を最高度に發揮してこの大事業に集中し、如何なる事態が発生するとも獨自の立場に於て迅速果敢且有効適切に之に對處し得るやう高度國防國家の體制を整へねばならぬ。高度國防國家の基礎は強力なる國內體制にあるので、こゝに政治經濟、教育、文化等あらゆる國家國民生活の領域に於ける新體制確立の要請があるのである。此要請は一内閣一黨派一個人の要請を遙に超えたる國家的要請であり、又何等か特定の政策の爲にのみ必要とされる一時的なる要請でも無く必要に應じて如何なる政策をも強力に遂行し得る爲の恒常的なる要請である。今我が國が、かくの如き國內新體制を確立し得るや否やは、正に國運興隆の成否を決定するものといはねばならぬ。

かゝる新體制に含まるゝものとしては、先づ、統帥と國務との調和、政府部内の統合及能率の強化、議會翼賛體制の確立等が擧げられねばならぬ、これ等の事項については、政府の立場においても鋭意その實現を期しつゝある。併しながら更に重要なものはこれ等の基礎をなす萬民翼賛の所謂國民組織の確立であつて、こゝ

に準備會を招請し協議協力を求めんとするもの、正にこの問題についてである。

この國民組織の目標は、國家國民の總力を集結し、一億同胞をして生きた一體として齊しく大政翼賛の臣道を完うせしむるにある。かゝる目標を達成するには、全體國民がその日常生活の職場々々に於て翼賛の實を擧げ得るやうにせねばならぬのである。思ふに從來の如く國民の大多數が、三年か四年に一度の投票により選舉に参加するのみを以て、政治と關係する唯一の機會とするが如き状態にあつては、國民全部が國家の運命に熱烈なる關心を持ち得なかつたのも寧ろ當然といふべきであらう。

國民組織は國民が日常生活に於て國家に奉公する組織なるが故に、それは經濟及文化の各領域に亘つて樹立されねばならぬ、即ち經濟に於ても文化に於ても、あらゆる部門がそれ／＼縦に組織され、更に各種の組織を横に結んで統合するところの全國的な組織が作られねばならぬ、今日經濟文化兩方面に於て、政策を樹立する當局者が國民の實際活動について眞の理解を有せず、又國民の側に於ても國家の政策決定に無關心であり、かくて取締るものと取締られるものとが、對立關係に置かるゝ如き傾向があるは、正しく萬民翼賛の實を擧ぐべく組織なき處より生まれる缺陷である。かく考ふる時、いふ所の國民組織の眼目が奈邊にあるかは自ら明白である。即ちそれは國民をして國家の經濟及文化政策の樹立に内面より參與せしむるものであり、同時にその樹立される政策をあらゆる國民生活の末梢に至るまで行互らせるものなのである、かゝる組織の下に初めて、下意上達、上意下達、國民の總力が政治の上に集結されるのである。

以上の如き國民組織が完成される爲には一つの國民運動が必要である。元來かくの如き國民運動は國民の間から自發的に盛り上つて來るべきであつて、政府がこの種の運動を企畫指導し、又はこれを行政機構化するとは國民の自發的總力の發揮を妨ぐるの虞があるのである。併しながら現下の情勢はかゝる運動の自然發生的展開にのみ期待するを許さず、且又下からの運動は動もすれば分派的抗争に陥り眞實の國民運動となり得ぬ虞がある。茲において政府も亦この運動に對して當然積極的に之を育成指導する必要があるのである。かく觀じれば國民組織の運動は實に官民協同の國家的事業であり、全國的な國民翼賛運動に外ならぬのである。而してそれは單に狭き意味に於ける精神運動ではなく、實に政治理想と政治意識の高揚を目的とするものである。之がためには廣く朝野有名無名の人材を登用して運動の中核體を組織しそこに強力なる政治力と實踐力を結集せしむることがこの運動に不可欠の要件となるのである。

かくの如くこの運動は高度の政治性を有するものではあるが、それは斷じて所謂政黨運動では無い、政黨は抑々個別的分化的な部分の利益、立場を代表することをその本質の中に藏してゐる。勿論部分なき全體はないのであるから政黨がその中に部分的要素を持つといふことのみを以て之を非難するは必ずしも當らぬ。殊に經濟活動の基礎が自由主義の原理にあつた時代に於ては、かゝる政黨の存立もその意味があつたのであつて、我が國に於ても政黨が藩閥官僚勢力に對し民意を伸張したことは之を認めねばならぬ。併しながら同時に政黨の過去に於ける行動が動もすれば、我が國會議協賛の本然の姿から逸脱する憾みの少くなかつたことも亦之

を否定すべくもない。

國民組織の運動はかゝる自由主義を前提とする分立的黨政治を超越せんとする運動であつて、その本質はあくまで舉國的、全體の、公的なるものである、それは國民總力の集結一元化を促進することを目的とするものであり、従つて、その活動分野は國民の全生活領域に及ぶものである。國民組織運動はその故に、假りに民間運動として始められた場合に於ても、既に本質上は、從來の概念に於ける政黨運動ではない、むしろ政黨も政派も經濟團體も文化團體も凡てを包括して公益優先の精神に歸せしめんとする超政黨の國民運動たるべきものである。況んや此の運動が政府の立場に於てなされる場合はそれは如何なる意味に於ても政黨運動ではあり得ない、苟くも廟堂に立つて輔弼の重責に任ずる者は、あくまで全體の立場に立つものであつて、自ら部分的對立的抗争性をその本質の中に含む政黨運動に従事することは許されぬものと考ふるのである。

國民組織、特に政府に依つて爲さるゝ國民組織の運動が、政黨運動の形を取るべきものでないこと上述の如くであるが、さればと言つて所謂一國一黨の形をとることも亦到底許されぬ、何となれば一國一黨は一つの「部分」を以て直ちに「全體」となし、國家と黨を同一視し、「黨」に反對するものを以て國家に對する叛逆と斷じ「黨」の權力的地位を恒久化し、黨首を以て恒久的なる權力の把持者となすことを意味するからである。かゝる形態が他國に於て如何に優秀なる實績を示したりとはいへ、その形態を直ちに日本に於て認むることは、一君萬民の我が國體の本義を紊るものと謂ふべきである。我が國に於ては萬民齊しく翼賛の責に任

ずるのであつて、一人若くは一黨が權力によつて翼賛を獨占する事は絶対に許されぬ、萬一翼賛の意思に於て異なるものありとすれば、それこそ聖斷に仰ぐべきであり、一度び聖斷の下されたときは凡ての臣僚が「承詔必謹」の大義に歸一することが日本政治の眞の姿でなければならぬ。要之新なる國民組織は、國民があらゆる部門に於て大政翼賛の誠を致さんとする國家的且恒常的な組織である。素より之が完成は至難の事に屬するとはいへ而も政府は之を以て時艱を克服するに最善の途なりと信ずる。本年二月十一日には、長くも大詔を渙發せられ非常の世局に際し我々臣民の處すべき道を明かにし給うたのであるが、政府は茲に聖旨を奉戴し、挺身してかゝる國民翼賛運動の先頭に立ち、現下我が國の直面する大試練を突破して以て皇運扶翼の重責を完うせんとするものである。新體制準備會は軍、官、民各方面の權威者に參集を請ひ、かくの如き國民組織の一般的構成、國民運動の中核體の組織、それと現存團體との調整、國家機構との連繫等につき協議協力を乞はんと請するものである。

新體制準備委員決定

(十五・八・二二)

- 元遞相 永井柳太郎
- 元商相 小川郷太郎
- 元拓相 岡田 忠彦
- 元厚相 金光 庸夫
- 元鐵相 秋田 清
- 元學界代表 前田 米藏
- 元農相 東大總長工博
- 元農相 平賀 謙
- 元內相 後藤 文夫
- 元內相 有馬頼寧伯
- 産組中央會々頭 大河内正敏
- 工學博士 井田馨楠男
- △衆議員代表

日獨伊三國同盟成立 (昭和十五・九・二七)

詔書

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一字タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜眷々措カザル所ナリ而シテ今ヤ世局ハ其ノ騷亂底止スル所ヲ知ラズ人類ノ蒙ルベキ禍患亦將ニ測ルベカラザルモノアラントス朕ハ禍亂ノ戡定平和ノ克復ノ一日モ速ナランコトニ軫念極メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト其ノ意圖ヲ同ジクスル獨伊兩國トノ提攜協力ヲ議セシメ茲ニ三國間ニ於ケル條約ノ成立ヲ見タルハ朕ノ深ク憐ブ所ナリ惟フニ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遠遠ナリ爾臣民益々國體ノ觀念ヲ明徴ニシ深ク謀リ遠ク慮リ協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

昭和十五年九月二十七日

各國務大臣副署

- 常任總務 有馬頼寧伯、後藤文夫、前田米藏、永井柳太郎、大河内正敏子、井田繁楠男、古野伊之助、中野正剛、橋本欣五郎、八田嘉明、局長
事務總長 伯有馬 頼寧
總務局長(兼務) 伯有馬 頼寧
議會局長 前田 米藏
組織局長 後藤隆之助
企畫局長 企畫院次長 小畑 忠良

外務省發表

(昭和十五年九月二十七日午後九時十五分)日、獨、伊三國間に本二十七日ベルリンにおいて左記要旨の三國條約締結せられたり

日本國、ドイツ國、及びイタリ國間三國條約要旨
大日本帝國政府、ドイツ國政府及びイタリ國政府は萬邦をして各々その所を得せしむるを以て恒久平和の先決要件なりと認めたるにより大東亞及び歐洲の地域において各其の地域における東西民族の共存共榮の實を擧ぐるに足るべき新秩序を建設し且之を維持せんことを根本義となし右地域においてこの趣旨に據れる努力につき相互に提携し且協力することに決意せり而して三國政府は更に世界到る所において同様の努力をなさんとす諸國に對し協力を各まざるものにして斯くして世界平和に對する三國終局の抱負を實現せ

日獨伊三國同盟成立 (昭和十五・九・二七)

詔書

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一字タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜眷々措カザル所ナリ而シテ今ヤ世局ハ其ノ騷亂底止スル所ヲ知ラズ人類ノ蒙ルベキ禍患亦將ニ測ルベカラザルモノアラントス朕ハ禍亂ノ戡定平和ノ克復ノ一日モ速ナランコトニ軫念極メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト其ノ意圖ヲ同ジクスル獨伊兩國トノ提攜協力ヲ議セシメ茲ニ三國間ニ於ケル條約ノ成立ヲ見タルハ朕ノ深ク憐ブ所ナリ惟フニ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遠遠ナリ爾臣民益々國體ノ觀念ヲ明徴ニシ深ク謀リ遠ク慮リ協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

昭和十五年九月二十七日

各國務大臣副署

- 常任總務 有馬頼寧伯、後藤文夫、前田米藏、永井柳太郎、大河内正敏子、井田繁楠男、古野伊之助、中野正剛、橋本欣五郎、八田嘉明、局長
事務總長 伯有馬 頼寧
總務局長(兼務) 伯有馬 頼寧
議會局長 前田 米藏
組織局長 後藤隆之助
企畫局長 企畫院次長 小畑 忠良

外務省發表

(昭和十五年九月二十七日午後九時十五分)日、獨、伊三國間に本二十七日ベルリンにおいて左記要旨の三國條約締結せられたり

日本國、ドイツ國、及びイタリ國間三國條約要旨
大日本帝國政府、ドイツ國政府及びイタリ國政府は萬邦をして各々その所を得せしむるを以て恒久平和の先決要件なりと認めたるにより大東亞及び歐洲の地域において各其の地域における東西民族の共存共榮の實を擧ぐるに足るべき新秩序を建設し且之を維持せんことを根本義となし右地域においてこの趣旨に據れる努力につき相互に提携し且協力することに決意せり而して三國政府は更に世界到る所において同様の努力をなさんとす諸國に對し協力を各まざるものにして斯くして世界平和に對する三國終局の抱負を實現せ

日獨伊三國同盟成立 (昭和十五・九・二七)

詔書

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一字タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜眷々措カザル所ナリ而シテ今ヤ世局ハ其ノ騷亂底止スル所ヲ知ラズ人類ノ蒙ルベキ禍患亦將ニ測ルベカラザルモノアラントス朕ハ禍亂ノ戡定平和ノ克復ノ一日モ速ナランコトニ軫念極メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト其ノ意圖ヲ同ジクスル獨伊兩國トノ提攜協力ヲ議セシメ茲ニ三國間ニ於ケル條約ノ成立ヲ見タルハ朕ノ深ク憐ブ所ナリ惟フニ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遠遠ナリ爾臣民益々國體ノ觀念ヲ明徴ニシ深ク謀リ遠ク慮リ協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

昭和十五年九月二十七日

各國務大臣副署

- 常任總務 有馬頼寧伯、後藤文夫、前田米藏、永井柳太郎、大河内正敏子、井田繁楠男、古野伊之助、中野正剛、橋本欣五郎、八田嘉明、局長
事務總長 伯有馬 頼寧
總務局長(兼務) 伯有馬 頼寧
議會局長 前田 米藏
組織局長 後藤隆之助
企畫局長 企畫院次長 小畑 忠良

外務省發表

(昭和十五年九月二十七日午後九時十五分)日、獨、伊三國間に本二十七日ベルリンにおいて左記要旨の三國條約締結せられたり

日本國、ドイツ國、及びイタリ國間三國條約要旨
大日本帝國政府、ドイツ國政府及びイタリ國政府は萬邦をして各々その所を得せしむるを以て恒久平和の先決要件なりと認めたるにより大東亞及び歐洲の地域において各其の地域における東西民族の共存共榮の實を擧ぐるに足るべき新秩序を建設し且之を維持せんことを根本義となし右地域においてこの趣旨に據れる努力につき相互に提携し且協力することに決意せり而して三國政府は更に世界到る所において同様の努力をなさんとす諸國に對し協力を各まざるものにして斯くして世界平和に對する三國終局の抱負を實現せ

- △財界代表 東京瓦斯社長 井坂 孝
日商會頭 八田 嘉明
△外交界代表 前駐伊大使 白鳥 敏夫
△愛國團體代表 元內相海軍大將 末次 信正
陸軍砲兵大佐 橋本欣五郎
東方會々長 中野 正剛
黑龍會主幹 葛生 能久
△言論界代表 同盟通信社々長 古野伊之助
朝日新聞專務取締役緒方 竹虎
日々新聞取締役會長高橋眞五郎
讀賣新聞社々長 正力松太郎
△自治團體代表 全國町村長會々長 岡崎 勉
準備委員二名追加 (十五・八・廿三)
△愛國團體代表 太田 耕造
△米議院代表 麻生 久

大政翼賛會 首腦部決定

(昭和十五・九・二七)

んことを欲す仍つて日本國政府はドイツ國政府及びイタリ國政府は左の通り協定せり
第一條 日本國はドイツ國及びイタリ國の歐洲における新秩序建設に關し指導的地位を認め且つ之を尊重す
第二條 ドイツ國及びイタリ國は日本國の大東亞における新秩序建設に關し指導的地位を認め且つこれに尊重す
第三條 日本國、ドイツ國及びイタリ國は前記の方針に基く努力につき相互に協力すべきことを約す、更に三締約國中何れかの一國が現に歐洲戰爭又は日支紛争に參入しをらざる一國によつて攻撃せられたる時は三國はあらゆる政治的、經濟的及び軍事的的方法により相互に援助すべきことを約す
第四條 本條約實施のため各々日本國政府、ドイツ國政府及びイタリ國政府により任命せらるべき委員より成る混合専門委

政治

員會は遲滞なく開催せらるべきものとす
第五條 日本國、ドイツ國及びイタリ國は前記諸條項が三締約國の各々とソヴイエト聯邦との間に現存する政治状態に何等の影響をも及ぼさざるものなることを確認す
第六條 本條約は署名と同時に實施せらるべく實施の日より十年間有効とす、右期間満了前適當なる時期において條約中の一國の要求に基き條約國は本條約の更新に關し協議すべし

近衛首相の放送演説

今回、政府は世界歴史の一大轉換期に際し長くも天皇陛下の宏大な無邊なる聖旨を仰ぎ奉りドイツ及びイタリと三國條約を締結し世界恒久の平和と進歩のため協力邁進するに決したのであります、この秋に當り不肖内閣總理大臣の要職を辱らし顧み

しこゝに全國民諸君に向つて率直に時局の真相を語り諸君の大發奮に懇へたいと思ふのであります。
◇顧みれば支那事變勃發以來すでに三星霜殺聖文武なる陛下の御稜威の下、忠勇義烈なる陸海將士の奮闘により實に空前の戦果を収め得たのであります、しかしながら、この間東亞をめぐる關係列國の動きはますます、事變の性質を複雑にしその解決を困難ならしめてゐるのであります、究極するに日支の紛争は世界舊體制の重壓の下に起れる東亞の變態的内亂であつてこれが解決は世界舊秩序の根底に横たはる矛盾に一大斧鉞を加へることによつてのみ達成せられるのであります、即ち日本は眼前の支那事變を解決すると同時に全世界の紀元を更新すべき絶大な偉業に參畫しその重要な役割を分擔せねばならなくなつたのであります、活眼を開いて東亞と歐洲の現状をみれば日獨伊

三國は實に各その持場において舊秩序打開のために共通の努力を續けつつあるのであります、即ちドイツおよびイタリは歐洲において新秩序を建設せんとしてゐるのであり、日本は大東亞の地域においてアジア本來の姿に基く新秩序の建設を期しつつあるのであります。
◇抑々世界歴史の現段階において直ちに世界を一單位とする組織の完成を期待することは出来ないのであります、世界の諸民族が數箇の共存共榮圏を形成することは必然の勢ひであります、しかし日本が東亞において、ドイツ、イタリが歐洲において、この共存共榮圏を指導すべき立場に立つことは歴史上より見るも地理上より見るも經濟上より見るもこれまた必然の勢ひである、私はかゝる必然の傾向を阻まんとするところに歐洲に於いては第二次大戰の勃發を見、東亞においては准戰時的國際關係の緊張を示すに至つ

山形

新日本の發足を祝福する山形縣の國民大會は山形市において...

翼賛會運動規約

大政翼賛會の規約は十九日の常任總務會で修正原案を審議の結果左の通り決定、發表された...

第二條 本運動は萬民翼賛、一億一心、職分奉公の國民組織を確立しその運用を圓滑ならしめ...

第十條 中央本部の事務を處理する爲事務局を置き之を局及部に分つ...

長は總裁之を指名す其の任期は一年とす、但し再指名を妨げず...

を決す

貴族院議員名簿

Table of names and titles for the House of Peers, including 皇親, 親王, 公爵, etc.

Table of names and titles for the House of Peers, including 伯爵, 子爵, 男爵, etc.

Table of names and titles for the House of Peers, including 三爵, 五選, 勅選, etc.

Table of names and titles for the House of Peers, including 大織, 裏松, 梅園, etc.

	静岡縣	3 2 1 2 3 1 5 5 1 1 1 3 4 5 5 4 2	愛知縣	1
太倉坂	渡極服服内塚鈴杉椎小加加岡大大小安笠		松	
田元川	邊口部部藤本木浦尾山藤藤本野口原藤		田	
正仙要正	玉善崎英守 正武辨松鏡鋼實一喜三孝		正	
一	三右衛門	五太九		
藏耶一孝	耶門市明正三吾雄匡壽耶一耶造六耶三		一	
	岐阜縣		滋賀縣	
1 2	1 2 1 1 1 1 2 3 2	山梨縣		
大伊	青森服堤田 堀平田笠今	山山山宮深平春津高		
野藤	木部中 内野邊井井	田崎口本沼野名倉木		
伴東	亮幸岩康養 良力七重新	順釵忠雄豐光成龜桑		
一	太次	五一大	太	
陸耶	貫耶吉耶達 平三六治造	策二耶耶耶雄章作耶		
	宮城縣		長野縣	
2 1	4 3 1 1 2 3 3 4 1 2 2 3 4	2 3 3 1 1 2 3		
小内ヶ	百宮丸松羽野中田田小小北植	三牧古四清木加		
山崎	瀬澤山本田溝原中中山山原原	村野屋田 村藤		
倉作	胤辨忠武 謹 邦 邦阿悅	武良慶銳 作錄		
之三	三嗣	太智二	次	
助耶	渡勇耶雄耶勝司耕治亮耶助	夫三隆吉寬耶造		
	岩手縣		福島縣	
2 1 1 1 2 2	3 1 1 3 3 2 2 2 2 1	1 2 1 1 1 2		
鶴八高田志泉	山栗堀星比林仲中助釘	守村庄北菊大		
見角橋子賀	田山切 佐 西野川本	屋松司村池石		
祐三壽一和國	六 善 昌平三寅啓衛	榮久一文養倫		
太 多 三	兵	四	之	
輔耶耶民利耶	耶博衛一平馬良吉耶雄	夫義耶衛助治		

三九五

	新潟縣	2 2 1 1 1 1 2 2 1	長崎縣	5 2 3
增武高佐佐小北川加今	森牧本馬則西佐川太		若米吉	
田田岡藤藤柳 合藤成	山田場元岡保副田		宮窪田	
義德大興謙牧吟直知留	耕英元卯竹畢 理		貞滿賢	
三 之	太次			
一耶輔一助衛吉次正助	肇藏作治耶耶雄隆一		夫亮一	
	群馬縣		埼玉縣	
1 1 1 2 2 2 1 1	2 1 1 1 3 3 1 2 3 3 2	3 2 1		
中須清篠木木金青	橫南松松古野高高坂出石	三松松		
島永水原檜暮澤木	川崎永永島中橋橋本井坂	宅木井		
知 留義三武正精	重 義 義徹泰守宗兵義	正 郡		
久 三 四大	太			
平好耶政耶夫雄一	次一雄東英也雄平耶吉平	一弘治		
	茨城縣		千葉縣	
3 1 2 1 2 3 3 2 1 3	2 1 3 1 1 1 3 2 3 2 3	2		
山中中豐川風佐大内飯	吉成土多篠川小字岩今池	最		
井				
本崎川田崎見藤内田村	植島履田原島高賀瀬井田	上		
桑俊 豐巳 洋竹信五	庄 清滿陸正長四 健清	政		
吉秀浩吉耶章助助也耶	亮勇耶長朗耶耶亮彦秋	三		
	奈良縣		栃木縣	
2 2 1 1 2 1	2 2 1 1 1 2 2 1 1	1		
濱長川片尾馬	森松船坪高小木岡江	渡		
池井崎岡崎岡	上村田山田平村田原	邊		
文 恒行次	國光 德耘重淺喜三			
平源克一雄耶	雄三中彌平吉七治耶	健		

三九四

	愛媛縣		香川縣		德島縣
	1 3 3 2 1 2	2 1 2 1 2 1	2 2 1 1 1 2	1 1	
	武高砂河大小	矢宮三前松藤	三眞田紅生秋	松西	
政	知島田上本野	野脇土川浦本	木鍋村露田田	山田	
治	勇龜重哲貞寅	庄長忠正伊捨	武秀和	常郁	
	太 太	太	夫勝吉昭平清	次 平	
	記郎政太郎吉	郎吉造一平吉		郎平	
		福岡縣		高知縣	
	3 1 3 3 4 2 4 4 1 2 4 3 2	2 2 1 2 1 1	2 3 1		
	增原野鶴田田末小簡龜勝岡石	依林長佐大淺	村村松		
	永口田 原尻松池牛井 野井	光 野竹石井	瀬上田		
	元初俊惣春生借四几貫正龍德	好讓長晴 茂	武紋喜		
	太 一 一 久	秋治廣記大猪	男郎郎		
	也郎作市次五郎郎夫郎憲一治				
	熊本縣		佐賀縣		大分縣
	1 1 1 2 1	2 1 1 2 1 2	1 2 2 1 1 1 2	3 1 2	
	木大石伊安	藤中田一池愛	長重清金小一綾	山松松	
	村麻坂豆達	生野中瀬田野	野松瀬光野宮部	崎本尾	
	正唯 富謙	安邦亮俊秀時	綱重規庸 房健	達治三	
	義男繁人藏	太 一 一 民雄郎	矩 治太	之一 藏	
		郎 一 一 民雄郎	良治雄夫廉郎郎	輔郎藏	
		鹿兒島縣		宮崎縣	
	3 1 3 2 2 2 1 3 1 3 2 1	2 1 2 2 2	2 1 2 2 2		
	山松永富東寺津小小金岩井	三陣曾鈴伊	三松坂小藏		
	元方田吉鄉田崎林泉井元上	浦 木木藤	善野田山原		
	龜幸良榮 市尙三純正榮知	虎軍重憲岩	信鶴道七敬		
	次次	次	房平男		
	郎郎吉二實正武郎世夫郎治	雄吉貴郎男			

三九七

	秋田縣		山形縣		青森縣
	1 1 2 1 2 2	2 1 1 2 1 2 1 2	1 2 1 2 2 1	2	
	中中土信三小山	松西高清佐熊木伊	森工工菊小小	松	
	川田田太俣田	岡方橋水藤谷村藤	田藤藤池野原	川	
	重儀莊儀清義	俊利熊德 直武五	重十鐵良謙八	昌	
	春直助門吾孝	三馬郎郎啓太雄郎	郎雄男一一善	藏	
	鳥取縣		富山縣		石川縣
	2 1 2 1 2 1	1 1 1 2 2 2			
	稻 松野土高卯石	長磐永櫻喜青	添齋熊猪池		
	田 村村倉見田坂	谷本井井多山	田藤谷毛田		
	直 謙嘉宗之毅豐	長太柳兵壯憲	敬直五利七		
	道 三六明通郎一	次吉郎郎郎三	耶橋門榮		
	廣島縣		岡山縣		島根縣
	3 1 2	1 2 1 2 1 1 1 2 2	1 2 1 2 1 2		
	作岸木	行星玉小黑久岡小犬	原俊高島櫻沖		
	田田原	吉島野谷田山田川養	橋田內島		
	高正七	角二知節壽知忠鄉	夫孫圓俊幸鎌		
	大 郎	治郎義夫男之彦郎健	次 三		
	郎記郎		郎一 郎雄雄三		
		和歌山縣		山口縣	
	2 2 2 1	2 2 1 2 2 2 1 1	2 3 2 3 1 1 2 3 1 3		
	田世小木	福西西中窪國青安	山森望宮古藤肥永名土		
	淵耕山本	田村川野井光木部	道田月澤田田田山川屋		
	豐弘谷主	佛茂貞治義五作	襄福圭 喜若琢忠侃		
	吉一藏郎	夫生一介道郎雄寬	一市介裕三水司則市寬		

河北年鑑

三九六

沖繩縣

縣會議員名簿

北海道

3	1	2	2	4	4	2	5	5	4	3	1	4	5	3	1	4
波邊	山本	村上	松浦	松尾	深澤	坂東	南雲	東條	手代	田代	澤田	北田	木下	大島	板谷	赤松
泰厚	元太	周太	孝之	吉平	幸平	正朔	隆貞	正吉	利治	勝吉	成吉	寅吉	順助	克磨	宗一	嗣和
邦三	伊具	伊具	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田	柴田
商	農	農	醫	醫	醫	醫	醫	醫	醫	醫	醫	醫	醫	醫	醫	醫
登米	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋	高橋
伊達	伊達	伊達	伊達	伊達	伊達	伊達	伊達	伊達	伊達	伊達	伊達	伊達	伊達	伊達	伊達	伊達

安部	加藤	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野
安部	加藤	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野
安部	加藤	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野
安部	加藤	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野
安部	加藤	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野
安部	加藤	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野
安部	加藤	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野
安部	加藤	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野
安部	加藤	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野
安部	加藤	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野	菅野

二戸郡 金子 太右衛門 38 商業 小保内 樺之助 47 神官 青森縣 (定員三五)	青森市 山崎 岩男 40 辨理士 和田 喜太郎 51 會社員 大澤 喜代一 40 米穀業 横山 實 38 農業者	弘前市 櫻田 清 芽 56 會社重役 清藤 唯七 48 林業輸出商	八戸市 浦 武夫 58 吳服商 近藤 喜一 39 會社員	東津輕郡 中 吉松 49 農業者 岸 榮知雄 47 無職 中村 隆一 70 公吏	西津輕郡 増田 清教 56 農業者 長内 長五郎 68 酒造業 菊谷 龜吉 50 會社重役	中津輕郡 藤田 重太郎 62 農業者 佐藤 多市 60 農業者	最上郡 秋田縣 (定員三六)	秋田市 佐野 良太郎 58 職業者 井野 英次郎 55 辯護士	南秋田郡 薄田 太三郎 64 農業者 加賀谷 保吉 40 農業者 平澤 長吉 47 農業者 二田 儀儀 45 農業者 伊藤 文吉 47 農業者	北秋田郡 金 作之助 55 農業者 山 重勇 45 農業者 川 新明 49 農業者 成田 重太郎 52 農業者 田 磯松 52 農業者	鹿角郡 仙北郡 山本 修太郎 58 農業者 仙北郡 威 48 農業者	仙北郡 杉 修二 47 農業者 上 良治 59 農業者 有明 次郎 35 農業者	
高杉 隆治 56 農業 長内 健榮 55 農業 西谷 壽朗 48 農業 外川 清司 38 農業 成田 清四郎 41 農業 北津輕郡 喜十郎 55 農業 秋田 喜治 50 農業 三上 俊治 52 農業 上野 武雄 50 農業	南津輕郡 長谷 健榮 55 農業 西川 壽朗 48 農業 外川 清司 38 農業 成田 清四郎 41 農業	北津輕郡 喜十郎 55 農業 秋田 喜治 50 農業 三上 俊治 52 農業 上野 武雄 50 農業	上北郡 井關 友彦 65 畜産業 戸 康一郎 59 農業 中野 吉太郎 61 商業 大坂 七郎 57 商業	下北郡 野島 清助 43 酒造業 中野 榮藏 45 海産商 河野 慶藏 55 重役	三戸郡 副金 澤慶 55 農業者 柳澤 甚一郎 54 農業者 工藤 清吉 53 農業者	山形縣 (定員三七)	京野 孝之助 50 酒造業 藤田 慶次郎 35 農業者 加藤 金司 57 農業者	平鹿郡 齋藤 喜左衛門 47 農業者 淺利 勇吉 68 會社員 田中 健吉 31 產組理事 土田 德松 68 農業者	雄勝郡 佐藤 吉治 51 農業者 藤地 時之助 51 醫藥師 佐藤 有秀 58 釀造業	由利郡 佐藤 大八 50 農業者 佐藤 豊八 50 農業者 佐藤 直之助 45 農業者 大井 直之助 45 農業者	河邊郡 仙北郡 山本 善之助 31 農業者 山本 正二 55 農業者 山本 孫兵衛 46 釀造業	山本郡 山本 正二 55 農業者 山本 孫兵衛 46 釀造業	平山 清十郎 51 農業者 平山 高通 52 農業者 平山 孫兵衛 46 釀造業
山形市 伊藤 勘兵衛 68 會社員 角張 東順 64 僧侶 米澤市 又藏 66 農業者 加藤 富之助 52 著述業	鶴岡市 中村 作右衛門 54 倉庫業	酒田市 飯野 光文 60 會社員	南村山郡 酒井 久三郎 53 農業者 小井 金吾 42 農業者	東村山郡 藤山 善兵衛 63 農業者 高橋 常治 46 出版業	西村山郡 佐藤 忠治 66 農業者 野野 豐太郎 46 農業者 清野 朋太郎 71 農業者	北村山郡 松澤 敬之 55 會社重役	仙臺市 (定員四四) 鈴木 小太郎 櫻井 亮英 佐藤 又三郎 梅津 喜一 上川 武雄 高橋 榮三郎 佐藤 十兵衛 中澤 利兵衛 松浦 增一 小西 利兵衛 千川 盛義 齋藤 利三郎 森川 盛義 安部 學道 牛田 惠治 清野 泉 櫻井 廣平 中澤 三左衛門 樋口 喜一郎 加藤 卯吉 岩崎 隆平 鳥海 亥太郎 山本 勘助 岩淵 喜平治 犬飼 勘助 山田 正治 芳賀 祐次郎 遊佐 廣太 水川 剛毅治 工藤 重兵衛 高橋 喜三郎 鈴木 重兵衛 佐々木 幸助 鴻巣 榮一 日野 吉夫 中野 忠治 石崎 行盛 清野 源太郎 七浦 利兵衛 早坂 忠 篠塚 宏	石巻市 (定員三〇) 松本 幸之助 阿部 源吉 阿部 慶二 草刈 清治 高田 十三郎 鈴木 榮一 相澤 庄太郎 山形 政藏 澤口 清治郎 毛利 總七郎 阿部 權左衛門 古原 萬左衛門 武藤 光雄 淺野 廣記 志摩 善兵衛 千葉 正右衛門 清野 源助 相澤 豊治郎 岡部 榮助 高橋 國治 三宅 松治郎 福島 一郎 米倉 平七	福島市 (定員三〇) 遠藤 三浦 傳次 丹治 竹之助 須藤 一朗 金澤 庫之助 木村 重吉 佐久間 六郎 北川 次男 坪井 萬三 押田 中 菊野 長義 大沼 孫之助 松江 登里男 佐久間 文七郎 佐藤 府之助 三浦 勇 井筒 忠雄 藤卷 元治 松本 忠雄 高木 善一郎				

最上郡 秋田縣 (定員三六)	秋田市 佐野 良太郎 58 職業者 井野 英次郎 55 辯護士	南秋田郡 薄田 太三郎 64 農業者 加賀谷 保吉 40 農業者 平澤 長吉 47 農業者 二田 儀儀 45 農業者 伊藤 文吉 47 農業者	北秋田郡 金 作之助 55 農業者 山 重勇 45 農業者 川 新明 49 農業者 成田 重太郎 52 農業者 田 磯松 52 農業者	鹿角郡 仙北郡 山本 修太郎 58 農業者 仙北郡 威 48 農業者	仙北郡 杉 修二 47 農業者 上 良治 59 農業者 有明 次郎 35 農業者
京野 孝之助 50 酒造業 藤田 慶次郎 35 農業者 加藤 金司 57 農業者	平鹿郡 齋藤 喜左衛門 47 農業者 淺利 勇吉 68 會社員 田中 健吉 31 產組理事 土田 德松 68 農業者	雄勝郡 佐藤 吉治 51 農業者 藤地 時之助 51 醫藥師 佐藤 有秀 58 釀造業	由利郡 佐藤 大八 50 農業者 佐藤 豊八 50 農業者 佐藤 直之助 45 農業者 大井 直之助 45 農業者	河邊郡 仙北郡 山本 善之助 31 農業者 山本 正二 55 農業者 山本 孫兵衛 46 釀造業	山本郡 山本 正二 55 農業者 山本 孫兵衛 46 釀造業
山形市 伊藤 勘兵衛 68 會社員 角張 東順 64 僧侶 米澤市 又藏 66 農業者 加藤 富之助 52 著述業	鶴岡市 中村 作右衛門 54 倉庫業	酒田市 飯野 光文 60 會社員	南村山郡 酒井 久三郎 53 農業者 小井 金吾 42 農業者	東村山郡 藤山 善兵衛 63 農業者 高橋 常治 46 出版業	西村山郡 佐藤 忠治 66 農業者 野野 豐太郎 46 農業者 清野 朋太郎 71 農業者
仙臺市 (定員四四) 鈴木 小太郎 櫻井 亮英 佐藤 又三郎 梅津 喜一 上川 武雄 高橋 榮三郎 佐藤 十兵衛 中澤 利兵衛 松浦 增一 小西 利兵衛 千川 盛義 齋藤 利三郎 森川 盛義 安部 學道 牛田 惠治 清野 泉 櫻井 廣平 中澤 三左衛門 樋口 喜一郎 加藤 卯吉 岩崎 隆平 鳥海 亥太郎 山本 勘助 岩淵 喜平治 犬飼 勘助 山田 正治 芳賀 祐次郎 遊佐 廣太 水川 剛毅治 工藤 重兵衛 高橋 喜三郎 鈴木 重兵衛 佐々木 幸助 鴻巣 榮一 日野 吉夫 中野 忠治 石崎 行盛 清野 源太郎 七浦 利兵衛 早坂 忠 篠塚 宏	石巻市 (定員三〇) 松本 幸之助 阿部 源吉 阿部 慶二 草刈 清治 高田 十三郎 鈴木 榮一 相澤 庄太郎 山形 政藏 澤口 清治郎 毛利 總七郎 阿部 權左衛門 古原 萬左衛門 武藤 光雄 淺野 廣記 志摩 善兵衛 千葉 正右衛門 清野 源助 相澤 豊治郎 岡部 榮助 高橋 國治 三宅 松治郎 福島 一郎 米倉 平七	福島市 (定員三〇) 遠藤 三浦 傳次 丹治 竹之助 須藤 一朗 金澤 庫之助 木村 重吉 佐久間 六郎 北川 次男 坪井 萬三 押田 中 菊野 長義 大沼 孫之助 松江 登里男 佐久間 文七郎 佐藤 府之助 三浦 勇 井筒 忠雄 藤卷 元治 松本 忠雄 高木 善一郎			

内池五郎 高木嘉助 渡邊文 鈴木修一 高橋龜松 久保嘉七 新沼泰助
 半谷眞雄 矢萩信二 瀧田保 大野富三 盛岡市 (定員三五) 荒木田忠太郎 東西六衛
 山口兼次郎 若松市 (定員三〇) 西勝新太郎 横井八十吉 岡田喜助 白土末吉 猪又重次郎
 高瀬喜左衛門 松山良純 山田玉藏 吉田喜次郎 川村松助 水原友二郎 岩館爲三 川崎重太郎
 山内芳美 齋藤鐵次 國分傳次郎 三浦達雄 佐々木太郎 上野正一郎 菅原勇三郎 長崎金助
 森澤政武 菊地健藏 鈴木正義 宗像正八 小林和 龜島重治 佐々木太兵衛 金森多六
 穴澤政吉 芳賀一 淵上平次郎 丹治盛重 四戸熊藏 宮善次郎 永澤龜次郎 菊池己之太郎
 國分孝一 五十嵐忠藏 藤田榮久 坪井榮作 石川金次郎 關根豐太郎 菊池己之太郎
 大賀須未八 鈴木善九郎 佐藤喜代八 渡邊秀治 村井久太郎 石川嘉七 八戸市 (定員三六)
 長尾修治 福田惣兵衛 田中利勝 平井三郎 戶塚勇助 吉田契造 笹本與吉
 星健吉 渡邊貞治 荒川淺次郎 矢吹初彌 齋藤德太郎 酒井萬藏 室岡榮三 尾崎誠
 成田熊藏 後藤喜代之助 野崎滿藏 佐藤幸太郎 高橋佐太郎 松島齋助 野里千代吉
 松本新次 龜谷鐸雄 吉村安治郎 蓮沼龍輔 北太進 大坪義太郎 接木惣吉 木村源一郎
 廣瀬善四郎 町田德次郎 矢吹龜作 山野邊義政 小泉多三郎 根子恭介 西久保次郎 田山秀之助
 鈴木忠助 小林喜四郎 松崎松治 鈴木庫左 藤原德太郎 小笠原三吉 上野芳太郎 三浦廣藏 五戸岩次郎
 森川孫藏 日野晴日子 佐瀨三郎 多田井笑次郎 金古政通 小野谷五郎 小笠原三吉 三浦廣藏 五戸岩次郎
 日野晴日子 佐瀨三郎 多田井笑次郎 金古政通 小野谷五郎 小笠原三吉 上野芳太郎 三浦廣藏 五戸岩次郎
 風間悌藏 郡山市 (定員三六) 藤田榮助 萩原義雄 澤田權兵衛 平松治助 山田義郎 古里萬次郎
 久保田龍太 多田暢 菅本庄治 鈴木彌太郎 岡谷茂三 佐藤龜太郎 浪打石丸 大里德藏
 德田佐七 原孝吉 川崎文治 松本德一 岡谷茂三 佐藤龜太郎 浪打石丸 大里德藏
 上田源八 國分藤三郎 鈴木庄之助 關内正一 小谷野兼吉 永八 澤田松吉 川口朝次郎
 福内和介 大島正 鈴木庄之助 關内正一 小谷野兼吉 永八 澤田松吉 川口朝次郎

西田三千藏 大南岩藏 青木源三郎 米田三太郎 菊地健次郎 高島清五郎 藤澤末吉
 西入文吉 金澤慶二 大沼政吉 遠藤運藏 長谷部元伸 門間直藏 藤澤信一郎
 前田孝吉 三上西藏 舟山貞齋 根津又太郎 櫻井仲藏 小川八十次郎 藤澤信一郎
 土田興市 神吉彌 後藤淳五郎 今野清治 佐藤重二 豐田龜三 吹浦忠治
 伊藤金藏 杉沼秀七 伊藤新助 右野好明 水野重二 齊藤吉右衛門 佐藤末松
 八木橋常吉 櫻田清芽 加藤富之助 小栗佐助 阿部榮治 齋藤真藏 深浦宗壽
 宮川久一 笹森長 濱田忠喜 高橋銳吉 富原定次郎 山澤琢治 近江周治
 野村隆文 柏幸治郎 山田金右衛門 駒形總吉 眞島藤右衛門 齋藤菊治 野口周治
 神山唯七 工藤道生 石倉惣吉 須佐吉德 眞島藤右衛門 齋藤菊治 野口周治
 清藤隆文 竹内榮七 山形市 (定員三六) 須佐吉德 眞島藤右衛門 齋藤菊治 野口周治
 溝江武秀 小山内鐵藏 垂石宥芳 角張宗治 小野寺保吉 林日向 豐作 水越德太郎
 千葉久作 工藤福彌 武田忠次 山口久松 小野寺保吉 林日向 豐作 水越德太郎
 久保喜一郎 河津周助 澤渡尚之助 和合貞治郎 金野岩治 矢野義孝 菅原勝次郎
 武田東一 花境喜倫 成原理三郎 齋藤利義 大内有恒 矢野義孝 菅原勝次郎
 工藤重任 花境喜倫 成原理三郎 齋藤利義 大内有恒 矢野義孝 菅原勝次郎
 岸孫藏 米澤市 (定員三六) 玉ノ井憲太郎 伊藤勤兵衛 加藤仁右衛門 岡部秀温 佐藤信三郎
 舟山小太郎 佐藤仁助 日下部憲之助 清水淺五郎 伊藤茂太郎 尾關謙一郎 佐藤助治
 猪俣政次郎 金子功太郎 安原主税 大河原圓之助 瀧澤茂雄 尾關謙一郎 佐藤助治
 古海勘三郎 瀧澤茂雄 尾關謙一郎 佐藤助治
 佐藤德助 瀧澤茂雄 尾關謙一郎 佐藤助治

第七十五議會と東北

事變下第三度目の議會たる第七十五回帝國議會は舊體制下最後の議會と見るべきものであらうが、遺憾ながら有終の美を濟したものと云ひ難い。再開劈頭に行はれた民政黨の齊藤隆夫氏の質問演説はつひに約一ヶ月に亘つて甚だ齒切れの悪い紛紜を惹起しよかれあしかれこの議會を最もはつきり特徴づけるものとなつてしまつた。この懲罰事犯から自由主義の往生際の悪さを結論することもできやうが、むしろ一般的にはこの世界的轉換期の事態の困難さ、更に特殊的には、日本におけるそのなほ一層の難しさを指示するものとし、深甚の注意に値ひするものである。

この甚だ香しからぬ事件を除けば七十五議會は甚だ平凡な議會であつた。前議會におけるやうな國家總動員法とか電力國家管理とかいふやうな大法案がなかつたといへ、議員の論議が前古未曾有の事變遂行下におけるものとは思はれぬやうな低調なものである一方には、政府側でもこれら議員を奮起せしめるほどの熱のある態度は示さなかつた。世界的にも一大變局に際會してゐるが、わが國にとつても未曾有の轉換期に當面してゐるにも拘らず、この世界並びにわが國の現在當面する地位情勢を分析し、この大轉換の見通しを與へるやうな論議は遺憾ながら議員からも政府側からも聞かれなかつた。

昨年下期には米、木炭の消費物資を初め、電力、鐵、石炭等の生産資材に深刻な不足を來したことは人の知る通りである。されば、そもそも時代の動きなどには關心を有せざる議會が、この當

やう適當なる處置を講ずべし

の二項を希望條項として附した。しかしまたかかる條項が附せられただけであつて、委員會における論議も二月二十一日から三月六日に至る十一回に亘り、振興兩會社の問題はいふよりはむしろ東に關する問題を網羅した觀がある。

論議の題目となつた主なるものを列挙すれば、東北應設置問題、東北振興豫算を豫算面上明示する件、振興兩社の經營方針、兩社首腦者の頻繁なる異動、兩社本支店所在地問題、東北の電源開發未開發水利權の振電への移讓、埋藏資源の開發と帝國鐵發との競合問題、國有林開放、國有林施設計畫變更、北上、米代等河川改修、鐵道網整備等甚だ多岐に亘るが、各委員により最も頻繁に繰返されたものは當時時節極眉の問題であつた肥料の適量適期配給のことであつた。

以上の項目を一瞥しただけでもこの委員會の論議には目新しいものが少いことが明かである。即ち従來東北の問題として論じられて來たものが殆ど残らず登場してをり、宛然東北問題のおさらびをしてゐる如くではあるが、未曾有の事變下において舉國、東亞新秩序へと大轉換を経過しつつある際における論議としては甚だ物足りない。特に東北に課された重要使命たる食糧増産のためには肥料確保が先決問題であり、東北は特に然る事情があるため多くの希望や意見を見るに至つたのは、成程事變下ならではあり得なかつたところではあらうが、これとて問題の取上げ方は根本的なものを缺いてゐると言はねばならぬものであつた。東北興業が疏安を生産するはずであつたが、全然行はれてゐないではないかといふ質問もそれ自體機械的ではあるが、政府の答辯にしても

第七十五議會と東北

面應急の諸對策の論議に専心したことは當然で、本會議、豫算總會、各委員會において、この當面の問題は蒸し返し論ぜられた。法律としては就中「米穀の應急措置に關する件」「木炭供給調節特別會計法」「石炭配給統制法」等に結實した。これらの應急的經濟立法と成立百八法案中四十五件の多数を占める國稅、地方稅制の劃期的改正とが七十五議會の實質的成果を見るべきものである。これらの應急的經濟諸對策は特に米、木炭、肥料、飼料等に關する限り東北地方と最も關係が深く、地方稅、地方分與稅制も東北地方として大いに關心させられるところである。さればかかる問題について東北地方選出の議員が東北的見地から活潑に論議を展開したことは勿論である。例へば村松久義氏(宮城、民政)が二月十日の本會議において農林省の米穀應急對策に不安があるとして米穀管理の徹底的一元化、切符制による消費規正を論じてゐる。しかし特に純然たる東北の問題にのみ限定して行はれた論議を挙げると、東北興業會社法中改正法律案及び東北振興電力會社法中改正法律案に關する討論がある。前者は政府より毎年支出する補給金限度五百五十萬圓を八百五十萬圓に引上げんとするもの、後者は社債發行限度を商法の制限に拘らず拂込金額の五倍に擴張せんとするものであつて、兩會社がますます事業の擴大を圖らんとする以上格別問題を惹起すべき議案ではない。三月七日の衆議院本會議で委員長報告通り可決された所以であるが、委員會は一、政府は東北興業並に東北振興電力兩會社の經營方針が消極且官僚的なるに鑑み是が是正に就き適當なる處置を講ずべし、二、政府は東北地方が農業を中樞とする特殊性あるに鑑み東北興業株式會社をして右特殊性に適應する事業の實現を期せしむる

機械の輸入が困難になつたためであるとか電力供給がどうであつたとかいふ程度の更に機械的なものである。僅かに菊地養之輔氏(宮城、社大)が日滿經濟プロツクの見地から東北の農民、開拓民政策を論じたのが、多少とも時代に觸れたものであつた。

以上の如く兩法案委員會における論議は従來東北問題として論ぜられて來たものの總ざらへ以上に出でず、政府の答辯も甚だ形式的で實質的な成果に乏しかつたが、中から多少とも内容のあつた論議を拾つて見れば、兒玉内相が二月二十六日の委員會で、東北應設置問題につき従來研究中といふ答辯が恒例となつてゐたのに對し、東北應設置は東北を外れ並みに扱ふことになり面白くないとて相當はつきり反對の意向を表明し、同時に東北が一プロツクとして他地方に對し特異の地位にあることを認めて六縣獨自の長官會議の意義を強調したこと、現在の計畫における東北電源開發の限度が明かにされ且つ阿賀川水系を主とする未開發水利權を東北振電へ移讓する件に關し善慮考慮する旨の言明を得たことこの委員會のみではなかつたが木炭増産に關聯し國有林施設計畫に檢討を加へ伐採量増加を考慮する旨の確言を得たこと等である。

要する本委員會は本會議そのものが左様であつたやうに、その多方面に亘る論議にも拘らず甚だ時局色に乏しいものであつた。即ちその論議は事變下なればこそ初めて現れた如きものでなく、また從來あつた問題にしても事變との關聯の下にその見通しと結びつけて論じられることがなかつた。しかしそもそも東北振興とは何ぞやといふ根本問題につき議員政府共に果して幾許の見識を有してゐるか、甚だ心許ないものがあることをも本委員會及び本

單位地域に分ち各單位地域別に人口分布、聚落配置、大都市租開、工業立地、電力、交通、水利、教育、文化、厚生施設等に關する総合的計畫を樹立せんとするものである、而して地方計畫の實施に必要な立法措置として地方計畫法を制定する旨で目下内務省に於て國土開發の爲の高度なる公共性を規定する地方計畫法案を立案中で來議會に提案の運びとなる豫定である

東北六縣地方連絡協議會

十五・七・二一 商工農林兩省共同主催東北六縣地方連絡協議會は十二日午前十時から宮城縣廳で開催、主催者側商工省最上物價局第三課長、農林省寺園經營改善課長外關係官、地方側林宮城縣知事外六縣經濟部長及六縣各關係課長等五十餘名出席、林宮城縣知事の挨拶後、木炭、米麥、飼料等の増産需給調整に關

國民政府の陣容

Table listing government officials and their positions, including the President, Vice President, and various ministers and department heads.

蘇浙皖三省綏靖軍總司令

軍事參議院長(代理)任 援道 軍事訓練部長(代理)蕭 叔章 政治訓練部長(兼任)陳 公博 政治訓練部長(兼任)陳 公博 政治訓練部長(兼任)陳 公博 政治訓練部長(兼任)陳 公博

常務委員兼建設總署督辦

常務委員兼建設總署督辦 王克敏 常務委員兼財政總署督辦 王克敏 常務委員兼綏靖總署督辦 齊燮元 常務委員兼教育總署督辦 齊燮元 常務委員兼實業總署督辦 齊燮元

子大岡 忠綱 子北條 傳八

子大岡 忠綱 子北條 傳八 子高橋 實斐 子大久保 立 子松本 眞平 子酒井 忠正 子白根 竹介 子瀧川 儀一

長岡隆一郎 下出 民義

長岡隆一郎 下出 民義 古島 一雄 芳澤 謙吉 澁澤 金藏 仁井田 益太郎 岡田 文次

政治

體育

陸上競技

第十回明治神宮大會

各縣豫戰

青森縣(十四・八青森) 男子の部 百米白取(ノーマル) 一・一秒五...

九秒八 △走高跳千葉 △走幅跳齋藤(黒石)六米四一...

日鐵釜石(一三米八七) △砲丸投松岡(花中)一〇米〇三...

女子の部 六十米青山(山形第二) △百米三井(山形二女)...

四 △棒高跳森山(入山)三米八〇 △砲丸投内地(OB)一〇米七〇...

關東北、北海道高專大會

東北帝大主催第十回關東、東北、北海道陸上競技大會は昭和十五年六月二日二高グラウンドで舉行二高優勝

米繼走二高三分四〇秒五 △砲丸投佐久間(學習院)一三米二三...

北日本中等競技大會

福島高商主催第十二回北日本中等學校陸上競技大會は昭和十四年十月同校グラウンドで舉行新潟商業優勝す

△百十米障得鈴木(梅檀中)一七秒六 △八百米繼走新潟商一分三七秒七...

東北中等陸上競技會

山形高校主催全東北中等學校陸上競技大會は昭和十四年九月山形縣營グラウンドで舉行、トラックに鶴岡中學、フィールドは寒河江中學優勝

秒三 △五千米荒澤(米中)一七分四三秒八 △低障得小松(新中)一八秒...

三局對抗陸上

東京、札幌、仙臺鐵道局對抗陸上競技大會は十五年八月四日二高競技場に舉行、札幌連覇

跳大鳥(札)一米八一 2日本(東) △圓盤投1布袋(札)三三米八九2小林(東) △槍投1小林(東)五米八五2 森田(東) △走巾跳1渡邊(東)六米七二2 佐藤(仙) ▲綱得點1札鐵四五點 東鐵四五點 仙鐵六點

全國高校陸上

第十五回全國高校陸上競技大會は七月二十七・八の兩日神宮競技場に舉行、學習院優勝 二高はトラックに優勝す。 △圓盤投佐久間(學習院)三八米 一、△走高跳秋間(北大豫)一米九一 △四百米新庄(成蹊)五三秒八 △八百米鈴村(北大豫)二分四秒一 △槍投菅原(學習院)五米四四 △四百米繼走二高(宮崎、長崎、齋藤、岩淵)四五秒九 △棒高跳中原(四高)三米四〇 △鐵槌投佐久間(學習院)四九米七〇 △五千米津村(福岡)一六分四九秒六(大會)

新) △二百米采野(武藏)二三秒 五 △三段跳尾本(二高)一三米 四八 △高障碍秋間(北大豫)一六秒八 △千六百米繼走二高(長崎、土井、齋藤、岩淵)三分三七秒二

二高對水高陸上

第十二回二高對水高陸上競技大會は六月十六日水高トラックで行はれたが五一對一八のスコアで二高四連覇

トラック

△百米1長崎(二)一八秒八2箱根(水) △四百米1岩淵(二)五秒四(大會新)2長崎(二) △八百米1土井(二)二分九秒三2中江(二) △千五百米1羅(二)四分三〇秒二(大會新)2土井(二)四分三四秒八(大會新) △高障碍1箱根(水)一七秒一(大會新)2岩淵(二)八百米繼走1二高一分三六秒七2水高

全仙臺對

專修大學陸上

全仙臺對專修大學陸上競技會は六月三十日二高グラウンドで舉行、廿六對廿一で仙臺軍勝つ △百米神田(專)一二秒 △砲丸投成田(仙)一三米一五 △四百米岩淵(仙)五三秒五 △棒高跳小長谷(仙)三米五〇 △千五百米山下(專)四分一秒 △走幅跳佐藤(仙)六米六六 △圓盤投長友(仙)二八米四七 △五千米高跳市川(仙)一米七〇 △八百米繼走 仙臺 熊谷、岩淵、長崎、齋藤 一分三六秒四

山形軍對專修大陸上

專修大學對山形軍對抗陸上競技は六月二十九日山形縣營グラウンドで行はれ、五十四點對三十七點で山形軍が敗退した △百米1神田(專)一一秒四 △千五百米1山下(專)四分一八秒 五 △四百米1櫻岡(專)五六秒 三 △五千米1山下(專)一五秒 三五秒二 △槍投1海鋒(山形)三七米六三 △圓盤投1樋渡(山形)三五米六五 △走巾跳1折原(山形)六米一四 △走高跳1大村(專)一米六五

スキ

全日本選手權大會

昭和十五年年度の全日本スキ1選手權大會は、昭和十五年二月二日から三日間信州上諏訪の雪ノ海を、また同八日から五日間越後の高田と信州の妙高山麓を各會場として行はれた第十回明治神宮體育大會冬季競技に包含

されて舉行された。

調信局對抗(八キロ)

1 札幌五二分四九秒 2 樺太五八分三三秒 3 名古屋 4 東京 5 仙臺

鐵道局對抗(八キロ)

1 札幌五六分一秒 2 新潟五八分四五秒 3 東京 4 仙臺

警防團對抗(八キロ)

1 秋田(星川、村上、七尾、菅生、鈴木)五一分五七秒 2 青森(山田至、山田盛、菊池、外崎、泉谷)五三分四一秒 3 樺太 4 北海道

警防團南縣對抗(八キロ)

1 新潟五四分三八秒 2 北海道五五分四三秒 3 長野 4 群馬 5 青森 6 宮城

青年團府縣對抗(八キロ)

1 山形(高橋、佐藤、片倉、堀遠藤)五八分五五秒 2 新潟一時間七分四九秒 3 福井

工場鎮山府縣對抗(八キロ)

1 北海道五三分九秒 2 新潟五三分五七秒 3 岩手五六分五六

4 樺太

青年團府縣對抗(八キロ)

1 新潟五〇分二四秒 2 長野五二分一五秒 3 岩手五七分八秒

長距離競走

壯年組 1 村上吉五郎(秋田林友)一時間三九分一八秒 2 五十嵐精司(新鐵)一時間四五分五七秒 3 松橋四三吉(新鐵)一時間四六分二五秒

少年組

1 山本謙一(五所川原農)一時間二九分四二秒 2 鈴木幸太郎(秋田林友)一時間三〇分八秒 3 佐藤七郎(札遼)一時間三三分五八秒

成年組

1 増田眞一(新潟上古志)一時間一九分四七秒 2 關戸力(札鐵)一時間二二分五三秒 3 井上健二(札鐵)一時間二三分二〇秒 4 久慈(札鐵) 5 小笠原(豐原聯) 6 菅生(秋田林友)

新複合競技

1 若尾金之丞(明大)四二二(滑二三四、四回一五六、八) 2 島田鐵郎(明大)四二三 3 奥村

(札鐵)四二九 4 小島(早大)四三四 5 近藤(小樽市役所)四四一 6 大野(早大) 7 中澤(草津) 8 野崎(三井砂川) 9 成田(手稻嶺山) 10 神島(五所川原農)

滑降

1 中川信吾(札鐵)四分一四秒二 2 中澤清(草津)四分二一秒〇 3 島田鐵郎(明大)四分二二秒 4 大野(早大) 4 若尾(明大) 5 奥村(札鐵) 6 小島(早大) 7 成田(手稻嶺山)

回轉

1 橋本茂生(小樽商)一四一、八 2 若尾金之丞(明大)一四二、八 3 島田鐵郎(明大)一四六、六 4 奥村(札鐵)

純飛躍

少年組 1 森史郎(飯山中)二一八、八〇(五六米五〇、五五米五〇) 2 大久保正(札鐵光星商)二二七、三〇(五七米五〇、五三米) 3 砂田(小樽商)二二二、六〇(五三米、四六米五〇) 4 松宮(旭川中)二〇七、六〇 5 安宅(小樽商)二〇七、五〇 6 米

成年組

1 久慈康男(札鐵)長距離二四〇、飛躍二〇九計四四九 2 坂田時人(慶大三九九、八三) 田山武雄(秋田林友)三九三、五 4 石川(大夕張) 5 竹見(太平洋炭)

一般男子競走(三二キロ)

1 豐原聯伊藤三六分四五秒、小笠原三五分四一秒、蛭子三四

分二六秒、佐藤三五分三七秒) 二時間二分二九秒 2 札幌鐵道(久、井上、關戸、但野) 二時間二分四分三 秋田林友(星川、村上、七尾、菅生) 二時間二分四分五秒 4 青森林友(菊池、外崎、山田、泉谷) 5 新潟鐵道

耐久競走 1 増田眞一(上古志) 三時間一八分五五秒 2 大柳政雄(札幌) 三時間二分三秒 3 關戸力(札幌) 三時間二分一七秒 4 但野(札幌) 5 山田(青森)

男子中等校府縣對抗總走 1 大館中學(秋田) 二時間三分四分五秒 2 名寄中學(北海道) 二時間五分五秒 3 大泊中學(樺太) 二時間六分二九秒 4 飯山中學(長野) 5 五所川原農(青森) 6 高田中學(新潟) 7 盛岡商業(岩手) 8 米澤工業(山形)

女子競技 新複合競技 1 木元(小樽市高女) 三四九二 田村(豊原) 三五〇三 關澤(岩見澤高女) 三六四〇

全日本學生 スキー選手權大會

第十三回全日本學生スキー選手權大會は昭和十五年一月十七日に開會式を行ひ引續き、十八日より四日間長野野澤野澤スキー場で華々しく舉行された、第一部は明大、第二部は立大が優勝 新複合 第一部1若尾(明大) 九七、六二 鳥田(明大) 八一、三三 3 星野(明大) 八四、八四 4 小島(早大) 5 逸見(明大) 6 岡部(弘高) 7 第二部1 江河(法大) 一一七、〇〇 2 田村(立大) 3 野田(立大) 4 田澤(慶大) 5 森垣(山高) 6 谷村(盛農) 耐久競技 第一部1 關(明大) 二時間五九分三四秒 2 杉本(大北) 三時間一分五〇秒 3 梅田(明大) 三時間二分一〇秒 4 第二部1 太田(盛農) 三時間四分五十六秒 2 武田(法大) 3 的野(立大) 4 伴(盛農) 長距離 第一部1 菊池(明大) 一時間二分六秒 2 坂田(慶大) 3 齋藤(明大) 4 第二部 1 小幡(慶大) 一時間三〇分三八秒 2 五十嵐(法大) 3 多田(法大) 4 森(山形高) 繼走 第一部1 早大一時間五五分六秒 2 明大一時間五九分四秒 3 日大 4 北大 5 弘高 6 第二部1 山形高二時間一五分一九秒 2 慶大 3 法大 4 立大 5 盛農 複合競技 第一部1 菊池(明大) 四二四、七點 2 逸見(明大) 3 及川(明大) 4 第二部 1 小幡(慶大) 四二四、七點 2 河村(立大) 3 土田(立大) 4 松浦(山高) 純飛躍 第一部1 菅野(小樽高商) 二二四、六點 2 西(法大) 3 龍田(早大) 4 第二部 1 河野(立大) 二〇九、六二 小幡(農大) 3 森田(山高) 4 松浦(山高) 各校得點 (第一部) 明大六二 早大二四 日大一六 北大一三 小樽高商七 慶大七 弘高三 (第二部) 立大三三 法大三一 慶大三一 山高二三 盛農一三

スケート

全國學生氷上選手權大會

第十五回全國學生氷上選手權大會はスピード競技を日光で昭和十五年一月六日より三日間、フイギユア及びホツケイは東京芝浦スケート場で一月七日より十日まで舉行。

ホツケイ競技 慶應大學16 1 東北帝大 立大3 1 2 明大

全國高校氷上選手權大會

第十回全國高校氷上競技大會は昭和十四年十二月三十日より翌年一月二日まで日光細尾リンクで舉行、スピードに北大豫科が三連覇した。

スピード競技 各校得點 1 北大豫五六點 2

成城二六點 3 二高三・五點

氷上ホツケイ 第一回戰 東京府立高校4 1 2 二高

準決勝 成城高校3 1 2 松本高校 府立高校3 1 2 北大豫科 決勝戰 府立高校2 1 1 成城高校

全國中等選手權大會

第十回全國中等學校氷上選手權大會は昭和十五年一月十一日から三日間日光細尾リンクで舉行

ホツケイ競技 第一回戰 盛岡中學11 0 慶應普通部 準決勝 苫小牧中學5 1 3 盛岡中學 決勝 京城師範3 1 2 苫小牧中學

關東北高專ホツケイ

東北帝大主權關東北高專校氷上

上ホツケイ選手權大會は昭和十五年一月二十日、二十一日仙臺五色沼リンクで舉行。

準決勝 二高9 1 0 仙臺高工 明大豫科15 0 青山學院 決勝戰 明大豫科4 1 0 二高

五帝大氷上ホツケイ

第五回五帝大氷上ホツケイリンク戰は昭和十四年十二月三十日より翌年一月六日まで日光細尾リンクで舉行。戰績次の通り 京城帝大6 1 3 京都帝大 京都帝大7 1 2 東京帝大 北海道帝大6 1 2 京都帝大 東北帝大3 1 2 京城帝大 東京帝大4 1 0 北海道帝大 東北帝大3 1 1 京都帝大 北海道帝大8 1 2 京城帝大 東北帝大3 1 2 北海道帝大 東京帝大4 1 1 京都帝大 東京帝大 棄權 東北帝大

なほ東京帝大對東北帝大の第一

位決定戰は東北大都合により出場せぬことになつたので棄權と認められ、東京帝大の優勝と決定した。

東北氷上競技大會

第三回東北スケート競技選手權並に三都市對抗大會兼明治神宮體育大會スケート豫選は昭和十五年一月十三、十四日盛岡市高松池リンクにおいて舉行された。

▲スピード千五百米 1 先河原(八戸) 二分五七秒五 2 佐々木(盛岡) 3 高橋(八戸) 4 穴戸(仙臺) 5 赤川(盛岡) 6 苔米地(八戸)

▲五千米オーブン 1 先河原(八戸) 一〇分三秒 2 佐々木(盛岡) 3 太田(盛岡) 4 穴戸(仙臺) 5 赤川(盛岡) 6 河村(八戸) ▲フイギユアースクール 1 黒澤(仙臺) 二五、五點 2 久保(八戸) 一 九、二點 3 早坂(仙臺) 一七、二、五點

- 4 赤沼(盛岡)九二・七點
 ▲スピード五百米
 1 先川原(八月)五一秒 2 佐々木(盛岡) 3 高橋(八月) 4 穴戸(仙臺) 5 木村(仙臺) 6 小山(盛岡)

- ▲一萬米
 1 先川原(八月)二〇分六秒四
 2 佐々木(盛岡) 3 赤川(盛岡)
 4 高橋(八月) 5 太田(盛岡)
 6 河村(八月)

- ▲二千米競走
 1 盛岡三分四七秒二 2 仙臺 3 八戸
 ◇スピード總得點
 八戸四三、盛岡四〇、仙臺一四
 ▲ホツケ
 東北帝大4—1 盛岡 南光學院5—1 八戸
 決 勝
 東北帝大4—2 南光學院
 ▲三都市對抗ホツケ
 八戸4—0 盛岡 仙臺5—3 盛岡 八戸6—2 仙臺

水上競技

東北學生水上競技會

第三回東北學生水上競技大會は昭和十四年九月二高プールで舉行、二高優勝。
 第一部 五十米小野(東北大)一分八秒 △二百米北原(二高)二分四五秒 △四百米北原(二高)四分〇秒 △百米平泳大八木(二高)一分三二秒 △三百米平泳大八木(二高)三分二六秒五 △五十米背泳大場(東北大)三六秒三 △百米背泳大井(二高)一分一九秒六 △二百米繼泳二高(美野、北原、大井、永井)二分一秒六 △八百米繼泳二高(米野、永井、現岡、北原)二分三一秒六
 各校得點 二高一〇二點 東北

關東北北海道高專水上

帝大九〇點 仙臺高工一六點
 東北帝大主催第十回關東北北海道高專水上競技大會は十五年七月二高プールで舉行、北大豫科が二年連覇した。
 各校得點 1 北大五七 2 小樽高商五四 3 函館高水四六 4 二高四三 5 福島高商四二 6 東北學院一六
 △二百米繼泳 1 北大二分二秒六 2 小樽 △四百米 1 兒玉(北大) 五分四〇秒 2 能登路(小樽) △二百米平泳 1 梶山(北大)二分五九秒八(大會新) 2 半野(福島) △百米背泳 1 上西(學院) 2 甲斐(小樽) △二百米 1 内田(函館)二分三七秒四 2 衛藤(福島) △八百米 1 北原(二高)二分三七秒 2 宮本(北原) △二百米背泳 1 上西(學院)二分五九秒二(大會新) 2 中澤(二高) △百米

宮城縣選手權大會

日本選手權大會宮城縣選は十五年八月八日仙臺市愛宕プールにおいて開催。
 △千五百米大浦(仙一中)二分五三秒四 △百米板野(東北學院)一分一秒二 △五十米背泳上西(東北學院)三六秒一 △二百米平泳村松(東北學院)三分二九秒 △二百米鷺谷(日大)二分一六秒八(大會新) △百米背泳上西(學院)一分二三秒 △百米平泳加茂(仙一中)一分三五秒三 △四百米鷺谷(日大)五分四一秒一
 山形縣大會

漕艇

東北選手權競漕大會

大澤(岩中)三八秒四 △百米一島(岩師)一分一秒 △二百米平泳一宮(盛商)三分二五秒 △八百米一澤口(盛中)一分四分八秒三 △百米背泳一曾部(盛中)一分二三秒九 △二百米一宮田(盛商) △百米平泳一宮(盛商) △四百米繼泳一盛商四分三〇秒七
 タイム五分一秒九
 ▲中等學校固定席艇競漕 △第一回一青森中學タイム五分三九秒七 △第二回一本莊中學タイム五分三六秒二
 ▲中等學校固定席艇決勝 1 青森中學タイム五分二秒五 2 本莊中學

中等學校固定席全國大會

八月十日、十一日、於横濱沖
 ◇準決勝(A)一青森中學四分一秒五秒 (B)一福岡師範四分三四秒 (C)一小樽中學四分一七秒
 ◇決勝 1 青森中學四分七秒 2 小樽中學(差二分)一艇身
 第十一回全國高校漕艇選手權大會は八月一日尾久二千米コースで舉行、二高が優勝した。
 △第一回戦A組一高六分二九秒四 2 八高一艇身弱B組一二高六分二四秒八(獨漕)

全國高校漕艇

十四年秋季リーグ戦は九月二日より十月二十日まで神宮球場で舉行、早慶同率となり決勝戦の結果慶應優勝。
 一回戦 二回戦
 早10—3 法 早8A—7 法
 慶3—3 帝 慶2A—1 帝
 立3—0 明 明1—0 立
 慶1—1 明 慶2—0 明
 法5A—0 立 法1—0 立
 早7—3 帝 早1—1 帝
 慶6—4 法 法5—1 慶
 立6—0 帝 立1—1 帝
 早5—1 明 早5A—4 明
 法7A—3 帝 法2—2 帝
 慶2A—1 立 慶4—3 立

野球

東京大學野球リーグ戦

十四年秋季リーグ戦は九月二日より十月二十日まで神宮球場で舉行、早慶同率となり決勝戦の結果慶應優勝。
 一回戦 二回戦
 早10—3 法 早8A—7 法
 慶3—3 帝 慶2A—1 帝
 立3—0 明 明1—0 立
 慶1—1 明 慶2—0 明
 法5A—0 立 法1—0 立
 早7—3 帝 早1—1 帝
 慶6—4 法 法5—1 慶
 立6—0 帝 立1—1 帝
 早5—1 明 早5A—4 明
 法7A—3 帝 法2—2 帝
 慶2A—1 立 慶4—3 立

岩手縣中等學校會

第八回岩手縣中等學校水泳大會は七月二十七日岩手師範プールに開催され盛岡中學優勝す。
 △三百米混繼泳1盛岡中學四分一三秒八 △四百米1澤口(盛中)六分三秒 △五十米背泳1

明6-2 法 明9A-0 法
立5A-1 早 早2A-1 立
明3-0 帝 明4A-0 帝
早9A-1 慶 慶4A-1 早
慶2-0 早

十五年春季リーグ戦は四月九日から六月二十二日まで神宮球場に於て舉行、明、慶、立何れも七勝三敗の同率となり優勝は預りとなつた。

一回戦

二回戦

慶4A-3 帝 慶17-3 帝
立2-1 早 早8-5 立
明6-0 法 明10A-4 法
早8A-4 帝 早12-5 帝
立7A-2 明 立3-1 明
立3-0 慶 慶10-8 立
早4A-1 法 早10-3 法
明10A-2 帝 明7-3 帝
慶5A-3 法 慶6-3 法
明2-1 慶 慶2-0 明
法8-0 帝 帝4-1 法

明2-1 早 明5A-1 早
立2-0 帝 立10-0 帝
法8A-7 立 立1A-0 法
早4-3 慶 慶3-2 早

六大學優勝史

(早慶戦復活後)

大正十四年 春季 秋季
昭和二年 慶大 早大
同三年 慶大 早大
同四年 慶大 早大
同五年 慶大 早大
同六年 慶大 早大
同七年 慶大 早大
同八年 法大 立大
同九年 法大 立大
同十年 明大 早大
同十一年 明大 早大
同十二年 明大 早大
同十三年 明大 早大
同十四年 早大 明大
同十五年 同率一位 明大 早大

全國實業專門學校野球

東北強選(七月十三日-十六日)

福島市營グラウンド
△一回戦 福島高商14-6 仙臺高工
△二回戦 高岡高商7-0 米澤高工
△三回戦 東北學院15-5 多賀高工
△四回戦 桐生高工7-5 小樽高商
△五回戦 福島高商18-1 長岡高工
△六回戦 高岡高商3-1 福島高商
△七回戦 桐生高工15-2 東北學院
△八回戦 桐生高工5-0 高岡高商

全國中等學校野球大會

(昭和十五年)

宮城縣 (七月二十五日-二十九日) 仙臺市評定河原球場
△一回戦 仙臺一中6-4 仙臺二中
△二回戦 宮城水産6-3 東北學院
△三回戦 仙臺商業14-12 育英

中學校 宮城工業16-12 東北商業
仙臺一中5-3 梅檀中學 東北
中學5-0 宮城水産
△準決勝 仙臺一中7-5 宮城工業
△決勝 東北中學8-2 仙臺商業
△決勝 仙臺一中2-1 東北中學

福島縣 (七月二十三日-二十六日)

△一回戦 福島市營球場
△二回戦 福島中學5-4 平商業 安積
△三回戦 白河中學8-4 喜多方中學 福島中學
△四回戦 保原中學 磐城中學10-1
△五回戦 郡山商業 相馬中學6-5
△六回戦 喜多方商業8-2
△七回戦 安達中學 喜多方商業8-2
△八回戦 石川中學 會津中學8-0 福島商業
△九回戦 若松商業7-1 双葉中學
△十回戦 喜多方商業13-0 相馬中學
△十一回戦 磐城中學2-0 若松商業 福島中學
△十二回戦 會津中學 安積中學
△十三回戦 白河中學
△準決勝 磐城中學14-2 喜多方商業 福島中學17-2 安積中學
△決勝 福島中學3-0 磐城中學

山形縣 (七月十八日-二十一日)

酒田市日和山公園球場
△一回戦 酒田工業2-0 米澤中學 米澤商業15-13 酒田中學 山形中學11-1 鶴岡工業 山形商業4-1 酒田商業 鶴岡中學4-2
△準決勝 山形中學7-0 米澤商業 山形商業5-1 鶴岡中學
△決勝 山形中學4-3 山形商業

東北地方大會

(八月一日-四日) 仙臺市評定河原球場

△一回戦 山形商業6-2 宮城工業 山形中學14-0 仙臺商業 仙臺一中7-4 福島中學 東北中學9-0 磐城中學
△準決勝 仙臺一中7-2 山形中學 山形商業6-3 東北中學
△決勝 仙臺一中5-0 山形商業

奥羽各縣強選

岩手縣 (七月二十五日-三十日) 盛岡市

體育

△福岡中學15-1 宮古水産 花巻中學12-0 千厩農産 盛岡商業10-0 遠野中學 釜石商業7-3 黒澤尻中學 一關中學3-0 盛岡中學 福岡中學10-3 花巻中學

△準決勝 福岡中學2-0 盛岡商業 一關中學3-2 釜石商業
△決勝 福岡中學7-4 一關中學
秋田縣 (七月二十六日-三十日) 秋田市營球場
△大館中學4-3 能代工業 大曲商業14-2 能代商業 秋田中學15-0 金足農産 秋田師範2-0 角館中學 鷹巣農林11-0 本莊中學 秋田商業8-0 横手中學
△準々決勝 大館中學4-3 土崎商業 秋田中學7-1 大曲商業 能代中學4-2 秋田商業
△準決勝 秋田師範6-4 鷹巣農林
△準決勝 秋田中學13-2 大館中學 秋田師範9-7 能代中學
△決勝 秋田中學13-4 秋田師範

青森縣 (七月二十六日-二十九日) 青森市沖館球場

△青森商業13-5 東興義塾 青森師範23-0 木造中學 弘前工業14-2 八戸中學 五所川原農6-0 三本木農 青森中學20-1 青森商業 青森師範4-1 青森工業
△準決勝 五川原農1-0 青森師範 弘前工業12-2 青森中學
△決勝 五所川原農13-1 弘前工業
奥羽大會 (八月二日-四日) 秋田市外八橋球場
△一回戦 秋田中學7-1 一關中學 福岡中學11-1 秋田師範 弘前工業16-1 大館中學 五所川原農5-4 能代中學
△準決勝 弘前工業9-8 秋田中學 福岡中學6-2 五所川原農
△決勝 福岡中學11-4 弘前工業

全國大會 (八月十二日-十四日)

大會優勝史

△一回戦 松本商業7-3 日大三中 海草中學4-3 京都商業 鳥田商業9-4 千葉商業 市岡中學4-0 東邦商業
△準決勝 海草中學3-1 松本商業 鳥田商業6-2 市岡中學
△決勝 海草中學2-1 鳥田商業

東北地方 1 秋田中學 2 一關中學 3 盛岡中學 4 一關中學 5 盛岡中學 6 一關中學 7 盛岡中學 8 秋田中學 9 仙臺一中 10 秋田中學 11 仙臺二中 12 盛岡中學 13 福岡中學 14 福岡中學 15 福岡中學 16 東北中學 17 盛岡中學 18 遠野中學 19 盛岡中學 20 福島師範 21 福島師範 22 山形中學 23 山形中學 24 山形中學 25 山形中學 26 仙臺一中

11 高松商業 12 靜岡中學 13 高松商業 14 松本商業 15 廣島商業 16 廣島商業 17 中京商業 18 中京商業 19 中京商業 20 吳港中學 21 松山商業 22 岐阜商業 23 中京商業 24 平安中學 25 海草中學 26 海草中學

全國高校野球

第六回全國高等学校野球大會は七月十七日より二十三日まで東北帝大及び二高兩球場において舉行された。

奥羽地方 (11回東北大會より分離) 11 秋田商業 12 八戸商業 13 青森師範 14 八戸中學 15 秋田師範 16 八戸中學 17 秋田中學 18 秋田中學 19 秋田中學 20 秋田中學 21 秋田商業 22 盛岡商業 23 秋田中學 24 青森師範 25 青森中學 26 福岡中學

△一回戰 六高4—1 東京 靜岡6—3 新潟 八高5—1 松本 福岡7—6 成蹊 五高10—3 二高 松江11—7 浦和 一高10—2 松山 三高5—3 弘前 山口16—0 四高 北大豫科10A—0 大阪 高知5—3 七高 廣島3—1 水戸 山形1—0 佐賀府立高9A—1 富山

七月六日—九日 仙臺市評定 河原球場 (一回戰) 青森林友5—3 福島鐵道 釜石製鐵14—1 青森鐵道 仙臺3—2 秋田日石 (準決勝) 釜石製鐵5—4 青森林友 仙臺6—1 山形專賣局 (決勝) 仙臺4—0 釜石製鐵 全國大會 八月五日—十二日 後樂園球場 (一回戰) 撫順滿俱4—3 東京藤倉電線 大連實業10—1 旭

七月二十五日—二十九日 (七月二十五日—二十九日) 後樂園球場 (一回戰) 札幌8—5 門司 (二回戰) 名古屋11—1 大阪 廣島7—2 本省 仙臺17—3 新潟 東京6—0 札幌 (準決勝) 廣島5—4 名古屋 仙臺12—5 東京 (決勝) 廣島11—10 仙臺

東北嶺山野球

八月十七、八兩日仙臺瀨橋球場において舉行。
(一回戰) 尾去澤11—4 田川 日本石油20—1 好問
(二回戰) 入山6—1 細倉 日石5—0 花岡 小坂14—1 磐城 尾去澤4—2 松尾
(準決勝) 小坂10—5 尾去澤 日石7—3 入山
(決勝) 日石11—4 小坂

山形高校2 (11) 0 桐生高工 (1) 0 北大豫科1 (抽籤勝) 0 1 0 0 0 0 1 福島高商 (抽籤勝) 0 1 0 0 0 0 1 慶大豫科5 (4) 1 0 0 0 0 0 岩手醫專 仙臺高工2 (0) 2 1 1 0 1 1 新潟高校 北大豫科0 (抽籤勝) 0 0 0 0 0 0 0 山形高校 (抽籤勝) 0 0 0 0 0 0 0 東京醫專3 (3) 0 2 0 2 0 2 二高

全國中等學校蹴球選手權大會 東北豫選は八月七日から三日間山形中學グラウンドで舉行、仙臺二中優勝。
盛岡中學3 (1) 2 1 0 0 0 山形中學 仙臺二中2 (0) 2 1 0 0 0 鶴岡中學 (準決勝) 0 0 0 0 0 0 0 東北學院 鶴岡工業0 (抽籤勝) 0 0 0 0 0 0 0 仙臺二中2 (1) 1 0 0 0 0 0 盛岡中學 (決勝) 0 2 0 0 0 0 0 鶴岡工業 仙臺二中2 (0) 2 0 0 0 0 0 鶴岡工業

昭和十五年五月十二日東北帝大評定河原グラウンドで行はれ 東北帝大勝つ。
東北帝大4 (3) 1 0 1 1 0 1 全仙臺 (全日本蹴球選手權) 第六回全日本蹴球選手權大會第一日は五月二十四日神宮外苑競技場において舉行。
慶大 應B3 (2) 1 0 0 0 0 東北帝大

蹴球

北日本高専校蹴球大會

東北帝大主催第十一回北日本高専校蹴球大會は七月十四日東北帝大評定河原運動場で舉行。

△一回戰

慶大豫科3 (2) 1 0 0 0 0 東北學院 新潟高校2 (1) 1 0 0 0 0 高岡高商 仙臺高工5 (2) 3 0 0 0 0 長岡高工

東京醫專0 (抽籤勝) 0 0 0 0 0 0 0 北大豫科 慶大豫科1 (1) 0 1 0 0 0 0 東京醫專

體育

全國大會 八月二十四日—二十八日、甲子園南運動場において舉行、仙臺二中は第二日長崎師に勝ち、第三日滋賀師範に敗

東京工大主催第十一回全國高工蹴球大會は昭和十四年十二月二十六日より二十八日まで東京工大球場で舉行、仙臺高工は決

全國高工蹴球大會

勝において惜敗した。

一回戦

仙臺 4-2 横濱

名古屋 1-1 山梨

(抽籤勝)

神戶 2-0 濱松

準決勝

仙臺 2-0 名古屋

神戶 3-1 廣島

決勝

神戶 2-1 仙臺

全國高等學校蹴球大會

東京、京都兩帝大主催第十七回全國高等蹴球大會は昭和十五年一月元旦から六日まで東大球場で舉行、松山が優勝した。

第一回戦

神戶 1-0 弘前

東大 1-0 二高

東北帝大對北大定期戦

東北帝大對北海道帝大定期戦

戦は五月十九日東北帝大評定河原グラウンドで舉行、東北帝大勝つ。

東北帝大 1-0 0 0 北 大

(東北大)

部岡中田甲場田川部賀村

色福田池愛大本山岡志中

GK FB HB WF

藤野澤田村原國上藤口居

加吉奥湯奥藤下村瀬川鳥

(北大)

15 3 3

7 2 4

GK GK FK

15 3 3

ラグビー

全國中等ラグビー

仙臺地區豫選大會 第二十二回中等ラグビー仙臺地區豫選大會は昭和十四年十月八日仙臺評定河原グラウンドにおいて舉行、盛岡中學優勝す。

△一回戦

北 大 12 (6 6 3) 9 東北大

仙鐵對東北帝大ラグビー

(昭和十四年九月二十四日評定河原グラウンド)

仙鐵 16 (13 3 8) 8 帝大

中等學校東西對抗

第十回明治神宮大會に行はれた東西對抗中等學校ラグビーに關東代表秋田工業勝つ。

秋田工業 32 (21 11 5) 8 神戸二中

全國鐵道ラグビー

第八回全國鐵道ラグビー大會は昭和十四年十一月二十四日より三日間東京月島專大球場で舉行す。

第二回戦

仙鐵 22-9 本省

準決勝

新潟 8-3 東鐵

仙臺工業 24-10 青森中學

盛岡中學 9-6 仙臺商業

△決勝

盛岡中學 12-0 仙臺工業

東北大會 全國中等ラグビー東北代表決定戦は十月二十三日盛岡市岩手醫專グラウンドで舉行

秋田工業東北代表となる。

盛中 0-0 0 0 0 0 0 0

秋工 2 5 3 2 0 4 21 37 58

全國大會 第二十二回全國中等學校ラグビー大會は昭和十五年一月二、三、五、七の四日間甲子園南運動場で舉行、秋田工業は決勝戦において惜くも敗れた

△第二回戦

養正中學 18-0 崇徳中學

秋田工業 19-0 同志社中學

北野中學 17-0 福岡商業

撫順中學 21-5 保善中學

△準決勝

秋田工業 6 (3 3 0) 6 北野中學

(秋田工業抽籤勝)

撫順中學 11 (8 3 5) 5 養正中學

△決勝

撫順中學 11 (8 3 3) 3 秋田工業

高專ラグビー

東北豫選

第十五回全國高專ラグビー大會東北豫選は昭和十四年十一月三日仙臺評定河原グラウンドで舉行、秋田鐵山專門優勝す。

△東北學院對桐生高工

桐生 3 1 1 1 0 0 3 3 6

學院 1 0 0 0 0 1 14 8 26

△二高對秋田鐵專

二高 1 0 0 0 0 0 3 0 3

鐵專 1 3 0 0 0 0 3 9 12

△岩手醫專對東北學院

岩手 1 1 0 0 0 0 延 0 3 3 0 6

學院 0 1 0 0 0 1 1 0 6 5 11

新鐵ラグビー選征 (一五、六、九岩手醫專グラウンド)

新鐵 3 (3 0 0) 3 岩手醫專

二軍 17 (11 6 0) 0 盛岡中學

混合 52 (27 25 0) 0 奥羽電燈

東北帝大對東

京帝大定期戦

(一四・一・二十九仙臺評定河原グラウンド)

東北 0 0 0 0 0 0 0 0 0

東京 0 4 3 5 0 0 15 37 52

東北學院對青山學院

(一四・一・二十九仙臺評定河原グラウンド)

青山 26-5 東北

關東北七人制

ラグビー

東北帝大主催第十一回關東北

定期ラグビー

第十回定期ラグビー戦は十月日北大グラウンドで舉行す。

體 育

△決勝戦

學院 0 0 0 0 1 1 3 3 6

T G P G 1 1 3 3

鐵專 1 3 1 2 0 0 8 19 15

葉浦竹上村永野

千三佐井上末丹

(學院)

(鐵專)

藤田田野東原林木

近録山松河小野々々

良熊田村本藤川田

佐藤木岡佐羽本

(學院)

(鐵專)

合田井藤部山

河飯村佐阿立

(鐵專)

東北帝大對北大

定期ラグビー

第十回定期ラグビー戦は十月日北大グラウンドで舉行す。

體 育

北 大 12 (6 6 3) 9 東北大

仙鐵對東北帝大ラグビー

(昭和十四年九月二十四日評定河原グラウンド)

仙鐵 16 (13 3 8) 8 帝大

中等學校東西對抗

第十回明治神宮大會に行はれた東西對抗中等學校ラグビーに關東代表秋田工業勝つ。

秋田工業 32 (21 11 5) 8 神戸二中

全國鐵道ラグビー

第八回全國鐵道ラグビー大會は昭和十四年十一月二十四日より三日間東京月島專大球場で舉行す。

第二回戦

仙鐵 22-9 本省

準決勝

新潟 8-3 東鐵

仙臺工業 24-10 青森中學

盛岡中學 9-6 仙臺商業

△決勝

盛岡中學 12-0 仙臺工業

東北大會 全國中等ラグビー東北代表決定戦は十月二十三日盛岡市岩手醫專グラウンドで舉行

秋田工業東北代表となる。

盛中 0 0 0 0 0 0

秋工 2 5 3 2 0 4 21 37 58

全國大會 第二十二回全國中等學校ラグビー大會は昭和十五年一月二、三、五、七の四日間甲子園南運動場で舉行、秋田工業は決勝戦において惜くも敗れた

△第二回戦

養正中學 18-0 崇徳中學

秋田工業 19-0 同志社中學

北野中學 17-0 福岡商業

撫順中學 21-5 保善中學

△準決勝

秋田工業 6 (3 3 0) 6 北野中學

(秋田工業抽籤勝)

七人制ラグビー大會は昭和十五年五月五日仙臺評定河原帝大運動場に二十二チーム参加して舉行、中等校は梅檀中A組、高専校及び一般の部では法大専門並に法友クラブがそれ、優勝した。戦績左の通り。

- 中等校準決勝
梅檀中A 3(0)0 盛岡中A
岩手中A 14(8)0 岩手中B
梅檀中A 6(0)0 岩手中A
法大専5 (5)0 0 岩手醫專
法友クラブ5 (5)0 3 札鐵
日立A 11(6)0 0 仙臺簡保
法友クラブ21 (15)0 0 日立A

馬術

東北學生馬術大會

第十六回東北學生馬術競技大會は五月四、五兩日仙臺市工兵山及び宮城野原練兵場で舉行。(減點法)
大學對抗競技(野外騎乗、障礙卷リレ) 1 東大一六〇
2 東京農大二一〇
高等校對抗競技(野外騎乗、障礙卷リレ) 1 早大専門部
九〇 2 盛岡高農一六〇
東北學生馬術聯盟内對抗(野外騎乗、障礙) 1 弘高六〇、2 二高二四〇、3 東北學院二五〇

全國高校馬術

第十七回全國高校馬術大會第二日は八月四日陸大馬場で舉行二高は二・五點の差で八高を破り昭和八年以來二度目の制覇を遂げた(減點法)
準々決勝

庭球

東北選手權大會

第九回東北選手權庭球大會は昭和十四年十月十四日より四日間東北帝大コートで開催す。
△單二回戰
二高 五三一八〇 六高 八二・五一一七八・七五弘前
八高一〇五・一三三六・七五 五高 三四一四六 三高
△準決勝
二高二二四・五一二三八 姫路
八高五二一・一〇一二五 四高
△決勝
四三・五二四六 八高
第九回東北選手權庭球大會は昭和十四年十月十四日より四日間東北帝大コートで開催す。
△單二回戰
内藤(東北大) 1 李(仙高工)
柳澤(早大) 1 飯淵(弘高)
鈴木(東北大) 1 神澤(宇高農)
福持(早大) 1 央(弘高)
近岡(早大) 1 黒須(東北大)
吉澤(高工) 1 布施(東北大)
△複準決勝
近岡(早大) 6 1 3 内藤(東北大)
(早大) 6 1 4 (東北大)
△同決勝
内藤(東北大) 2 1 1 柳澤(早大)
鈴木(東北大) 2 1 1 藤澤(早大)
近岡(早大) 2 1 0 菅(東北)
福持(早大) 2 1 0 菅(東北)
△同決勝
近岡(早大) 6 1 0 内藤(東北大)
福持(早大) 6 1 2 鈴木(東北大)
高専校東北リ

第九回全國高専校庭球大會東北ゾーンは七月十四日から三日間東北帝大コートに舉行、高校の部に弘前高校、専門學校の部には桐生高校優勝す。
高校の部
一回戰
弘前高校3 1 2 新潟高校
二 高3 1 2 北大豫科
準決勝
水戸高校3 1 2 二高
弘前高校4 1 1 山形高校
決勝戰
弘前高校3 1 2 水戸高校
専門學校の部
一回戰
桐生高校3 1 2 高岡高商
小樽高商4 1 1 宇都宮高農
準決勝
桐生高工3 1 2 福島高商
小樽高商4 1 1 仙臺高工
決勝戰
桐生高工3 1 1 小樽高商

二高對山高定期戰

昭和十四年六月二日二高コトで開催、山高勝つ。
山高7 (複3 1 0) 2 二高
(單4 1 2)

軟式庭球

北日本中等校庭球大會
東北學院高等學部主催第十七回北日本中等學校庭球選手權大會は八月十六、七兩日東北學院中學部コートにおいて舉行、前年覇者平商業外三十九校参加、盛岡中學優勝す。
準決勝戰
新潟師範4 1 2 宮城工業
盛岡中學4 1 0 福島商業
決勝戰
盛岡中學6 1 4 新潟師範
東北中等校庭球
岩手醫專主催東北中等學校庭球大會は六月三十日盛岡建設コ

トで開催、盛岡中學優勝。
準々決勝
盛岡中學4 1 1 福岡中學
八戸中學6 1 5 岩手師範
△決勝
盛岡中學4 1 0 八戸中學
關東北々海道庭球選手權
昭和十五年五月五日弘前市設コートで開催す。
△學生準決勝
盛岡中學4 1 2 弘前中學
大館中學4 1 1 青森中學
△同決勝
盛岡中學4 1 2 大館中學
△實業準決勝
小村(岩) 4 1 0 北條(楡)
小田(岩) 4 1 1 佐々木(山)
高橋(東) 4 1 1 關田(坂)
原田(鐵) 4 1 1 關田(坂)
△同決勝
小村(岩) 4 1 1 高橋(東)
小田(岩) 4 1 1 原田(鐵)
秋田、山形、新潟三縣
中等庭球
新潟、秋田、山形三縣中等學校庭球選手權大會は八月四日酒

田商業學校コートで開催。
準々決勝
新潟中學 4 1 1 酒田中學
本庄中學 A 4 1 2 秋田中學
山形商業 5 1 3 本庄中學 B
山形中學 4 1 0 新潟商業
準決勝
本庄中學 A 4 1 2 新潟中學
山形中學 4 1 1 山形商業
決勝戰
山形中學 4 1 1 本庄中學
秋田縣男子中等學校
庭球大會
八月六日土崎商業學校コートで開催、十一校参加
準決勝
本庄中學 12 1 5 大館中學
秋田師範 10 1 6 能代中學
△決勝戰
本庄中學 9 1 8 秋田師範
磐城縣中等校庭球大會
磐城軟球協會主催復活第一回福島縣中等學校庭球大會は八月四日磐城中學コートで開催。
準決勝

磐城中學 4-1 平商業
田沼中學 4-10 安積中學

決勝戦

磐城中學 5-13 田沼中學
東北男子中等校庭球大會
仙臺庭球同好會主催第十五回
東北男子中等學校庭球選手権大
會は六月十六日仙臺高工コ
ートで舉行、參加校十六。

▽準決勝

角田中學 4-1 宮城工業
角田中學 4-1 田村中學

▽決勝

角中(佐藤) 4-2 角中(森)
角中(高山) 4-2 角中(鎌田)

東北女子庭球

宮城縣體育協會主催第七回東
北一般女子庭球大會は八月四日
仙臺仙鏡コートに舉行、女學校
六校、松苑俱樂部、簡易保險の
二團體參加す。

▽準々決勝

磐城 城 4-12 松苑
山形第二 4-10 山形谷地
磐城 4-11 新庄

簡易保險 4-12 磐城

▽準決勝

磐城 城 4-10 簡保
磐城 城 4-12 山形第二

▽決勝戦

磐城(内藤) 4-12 磐城(山野邊)
仙臺局管内庭球大會
第四回仙臺管内庭球大會は八
月十七日仙臺評定河原球場で開
催

▽準決勝

郡山局 6-14 鶴岡局
仙臺局 9-1 盛岡工務

▽決勝戦

仙臺局 4-12 郡山局
仙臺局庭球大會
第八回東北嶺山庭球大會は八
月十七、八兩日東北大法文コ
ートで開催。

◇團體決勝戦

入山 2-1 日石
代表ダブルス決勝
椿田(小坂) 4-2 岩倉(入山)
高橋(坂) 4-1 石上(山)
全國中庭球大會

北日本高専校大會

東北帝大主催第十回北日本高
専校籠球大會は六月二日二高コ
ートにおいて舉行、福島高商が
二高を破つて優勝した。

▽一回戦

弘前高校 5-0 盛岡高農
山形高校 5-0 米澤高工

▽準決勝

福島高商 45-19 弘前高校
二高 47-127 山形高校

▽決勝

福島高商 47-38 二高

宮城縣男子一般

選手権

第七回宮城縣男子一般籠球選
手権大會兼明治神宮豫選は昭和
十四年十月一日二高コートに開
催、東北帝大が選手権並びに神
宮出場権を獲得した。

東京市立二中 26-14 山形中學
第二部(師範學校の部)

一回戦

埼玉 40-34 山形
宮城 35-24 金澤
茨城 35-31 秋田

二回戦

埼玉 38-25 宮城

定期戦

第八回北海道帝大對東北帝大
定期籠球戦は六月九日二高コ
ートで舉行、東北帝大八連勝す。

東北帝大 53-17 25 北大

得点 60 0 1 3 2 2 1 3 25 9

反 0 0 1 3 2 2 1 3 25 9

(北大) 竹道橋浦 田川

小明高三 柳小

F C G

橋田木藤永木藤野條松

(東北) 高藤佐佐富鈴齋上南高

得点 12 4 17 4 2 0 2 4 8 0

反 0 0 4 4 0 2 1 3 3 0 17

籠球

全國中等選手権大會

第十六回全日本男子中等學校
籠球選手権大會は昭和十四年九
月二十三日より三日間明大、東
京一中、國民體育館各コートで
舉行、第一部は新潟中學、第二
部は新潟師範、第三部は新潟商
業と各部とも新潟軍の全勝とな
つた。
第一部(中學校の部)
二回戦

▽準決勝
東北 大 54-29 飯野川青年
アーレス 57-43 二高

▽決勝戦

東北 大 43-39 アーレス
東北中等籠球大會は昭和十四年九月
十七日二高コートで舉行、宮城
師範優勝す。

東北中等籠球

▽準決勝

宮城師範 68-30 石巻中學
小牛田農 44-24 横手中學

▽決勝

宮城師範 62-28 小牛田農
宮城縣男子中等籠球
(一四、九、一〇) 宮城女子師
範コート)

宮城縣男子中等籠球

▽一回戦

小牛田農 41-25 仙臺一中
石巻中學 51-7 古川中學
仙臺商業 21-11 育英中學

▽準決勝

石巻中學 38-24 小牛田農
宮城師範 51-6 仙臺商業

▽決勝戦

宮城師範 59-28 石巻中學
東北女子籠球大會
(一四、一〇、一九) 宮城女子
師範コート)

東北女子籠球大會

▽二回戦

山形鳴鳴 37-10 仙臺吉田
福島高女 31-5 仙臺簡保
山形宮内 41-6 宮城一女
山形二女 33-12 宮城女師

▽準決勝

山形鳴鳴 28-15 山形二女
福島高女 21-12 山形宮内

▽決勝

福島高女 24-23 山形鳴鳴
宮城縣女子中等籠球
(一四、九、一〇) 宮城女師コ
ート)

古川女 28-10 二高女
古川女 51-0 登米實女

決勝

宮城縣男子中等校
排球
(一四、九、一〇) 宮城女師コ
ート)

一回戦

宮城師範 2-0 角田中
古川中 2-10 仙臺一中
宮城師範 2-10 仙臺一中

二回戦

宮城師範 2-10 古川中學
古川中學 2-10 角田中學

定期戦

宮城縣女子中等校
排球
(一四、九、一〇) 宮城女師コ
ート)

一回戦

古川女 27-23 女師
吉田女 14-12 二高女
涌谷女 31-11 一高女

決勝

吉田女 20-14 涌谷女

優勝戦

古川女 23-10 吉田女

排球

宮城縣男子中等校
排球
(一四、九、一〇) 宮城女師コ
ート)

一回戦

宮城師範 2-10 角田中
古川中 2-10 仙臺一中
宮城師範 2-10 仙臺一中

二回戦

宮城師範 2-10 古川中學
古川中學 2-10 角田中學

定期戦

宮城縣女子中等校
排球
(一四、九、一〇) 宮城女師コ
ート)

一回戦

古川女 28-10 二高女
古川女 51-0 登米實女

1ト) △Aコート準決勝
 女 師210二高女
 大河原實女210女子職業
 決勝
 女 師210大河原實女
 △Bコート準決勝
 石巻實女211涌谷女
 一高女211三高女
 決勝
 石巻實女210一高女
 優勝戦
 女 師210石巻實女

△準決勝
 山形嚶鳴 21192111 宮城女師
 福島高女 212911522 山形二女
 △決勝戦
 山形嚶鳴 21211126 福島高女

第九回都市對抗卓球大會第一日は五月二十六日吳市五番丁小学校で舉行全仙臺惜敗す。
 △一回戦
 仙 臺310吳
 △二回戦
 東 京310仙 臺

▽優勝戦

帝大A413二	葛西	水谷	八木	水谷	土井	葛西
2122	2121	201921	121821	121821	2122	2122
1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111
1620	1112	22117	112117	112117	1620	1120
山岡	山岡	濱口	濱口	濱口	羽鳥	山岡

東北女子排球大會

(一四、一〇、一九 宮城女師コート)
 △二回戦
 山形嚶鳴 2121116 米澤高女
 宮城女師 2121119 福島日東
 山形二女 21211516 宮城二女
 福島高女 21211411 宮城一女

卓球

都市對抗東北豫選
 山形縣卓球協會主催山形、宮城、福島三縣都市對抗卓球大會は第九回全國大會東北豫選を兼ねて昭和十五年五月十二日山形市第四小學校で舉行、仙臺チームが優勝した。
 △第一回戦
 仙 臺311山 形
 福 島310米 澤
 △決勝戦
 仙 臺312福 島

宮城縣學生卓球リーグ戦

東北帝大卓球部主催宮城縣下學生卓球リーグ戦は昭和十五年六月九日二高卓球道場で開催東北帝大A組優勝す。戦績次の通り
 帝 大410藥 専
 市 工411帝 大B
 青 英411藥 専
 二 高410帝 大B
 帝 大A410藥 専
 帝 大A410青 英
 二 高412市 工
 △三、四位決定戦
 市 工411青 英

武道

天覽武道大會
 紀元二千六百年奉祝天覽武道大會は六月十八日から三日間宮城内濟寧館に於て催され武道の真髓を遺憾なく發揮した。
 弓道
 ◇府縣選士演武1 牧田關(長野) 一二五七
 ◇指定選士演武1 波呂伊助(福岡) 一二四一
 劍道
 ◇府縣選士準決勝
 五段登場(宮城)メー四段吉岡(愛媛)
 四段望月(東京)メー五段竹下(廣島)
 ◇同決勝
 四段望月(東京)ツード五段登場(宮城)
 ◇指定選士決勝
 教士増田(東京)コ一教士津崎(京都)

官民合同射撃大會

東北學生射撃聯盟第七回官民合同全仙臺射撃大會は昭和十五年六月九日追廻射撃場で開催、参加三十六チーム。
 ◇團體 第一班1 郷軍榴ヶ岡分會 第二班1 東北學院中學部
 第三班1 傷痍軍人教員養成所
 第四班1 第二高女
 ◇個人 第一班1 宮本(東北學院) 第二班1 大瀧(東北學院中) 第三班1 工藤(一般) 第四班1 加瀬谷(女專教員)

射撃

北日本高専校大會
 東北帝大主催第十一回北日本高専校射撃大會は昭和十五年七月十二日仙臺市追廻陸軍射撃場において舉行、参加校九、二高優勝す。
 ◇團體 二高(門脇、中村、高木)

宮城縣男子中等卓球

(十四、九、一〇 宮城女師コート)
 △Aコート準決勝
 佐々木(仙商)310笹森(角中) 青田(角中)310佐々木(縣工)
 決勝
 青 田312佐々木
 △Bコート準決勝
 若生(青英)312安海(角中) 大熊(青英)311町田(仙商)
 決勝
 大 熊 棄權 若 生
 △優勝戦
 青 田312大 熊

宮城縣女子中等卓球

(十四、九、一〇 宮城女師コート)
 △Aコート準決勝

柔道

◇府縣選士決勝
五段藤原(東京)優勢勝 四段松本(京都)
◇指定選士決勝
五段木村(東京)背負投五段石川(東京)

青年演武大會

大日本武徳會主催關東北、北海道地方青年演武大會は宮城縣廳武徳殿で八月二十日劍道、二十一日柔道及び弓道を舉行了した

劍道

△中等學校の部
第四回戦
宮城工(宮城) 北海中(北海道)
土崎商(秋田) 米澤商(山形)
秋田中(秋田) 水戸商(茨城)
沼田中(群馬) 米澤中(山形)
準決勝
土崎商業4-1-1 宮城工業
秋田中學4-1-1 沼田中學
秋田中學4-1-1 土崎商業

青年團の部

準決勝
仙臺(宮城) 遠田(宮城)
山形(山形) 札幌(北海道)
決勝
仙臺4-1-1 山形

中等學校の部

第四回戦
田村中學 福島商業
宮城水産 盛岡商業
盛岡中學 秋田師範
宮城師範 福島中學
準決勝
田村中學 宮城水産
盛岡中學 宮城師範
決勝
田村中學 盛岡中學
△青年團の部
準決勝
桐生市 仙臺市
石巻市 名取郡
桐生市 石巻市

弓道

(二十五射)
1 茨城日立青年團15中2 山形商業14中3 仙臺二中14中4 福島商業12中

高専校劍道

第十七回關東北々海道高専校劍道大會は七月十二、十三兩日東北帝大講堂に開催、早大専門優勝す。

第一回戦

二高(大将同士)横商専 福島高商(不戦一名)北大豫科 早大専(不戦一名)拓大豫科 岩手醫専(不戦一名)弘前高校 小樽高商(不戦七名)東北醫専 東北學院(不戦一名)東京醫専
△第二回戦
二高(不戦二名)國大高師 早大専(不戦四名)福島高商 岩手醫専(不戦七名)盛岡高農 東北學院(大将同士)小樽高商
△準決勝
早大専(不戦二名)二高
東北學院(不戦二名)岩手醫専

◇決勝
早大専(不戦一名)東北學院
高専校柔道
第二十七回全國高専校柔道大會東北豫選は七月十六日から四日間東北帝大講堂で舉行、北大豫科優勝す。

第一回戦

弘前高校(不戦一名)盛岡高農 東北學院(不戦三名)二高 新潟高校(不戦一名)山形高校
△第二回戦
北大豫科(不戦五名)新潟高工 東北學院(不戦三名)山形高校 二高(不戦五名)盛岡高農 北大豫科(不戦六名)弘前高校
△決勝
北大豫科(不戦一名)東北學院
關東北々海道中等校柔道
二高主催第十八回關東北々海道中等學校柔道爭覇戦は五月二十六日二高講堂で舉行、豊島師

範連覇す

第三回戦

盛岡中學(不戦二)双葉中學
豊島師範(不戦二)一關中學
東北中學(抽籤勝)梅檀中學
田村中學(不戦三)築館中學
△準決勝
田村中學(不戦一)東北中學
豊島師範(不戦一)盛岡中學
△決勝
豊島師範(不戦一)田村中學

全國中等學校劍道

東京文理大、高等師範主催第二十一回全國中等學校劍道大會は八月五日文理大コर्टで舉行す

準決勝

東邦商3-1-2 秋田中
小牛田農3-1-1 愛知工
△決勝
東邦商4-1-0 小牛田農

全國高工武道

第九回全國高工武道大會は七月十三、四兩日東京工大道場で舉行、柔道は上田蠶絲、劍道は

日大専工が優勝、仙臺高工は柔道決勝リーグ戦で、劍道は準決勝で惜くも敗退した。

柔道決勝リーグ

金澤高工(不戦三)仙臺高工
上田蠶絲(不戦二)金澤高工
上田蠶絲(不戦三)仙臺高工
△劍道準決勝
日大専工(不戦四)名古屋
神戸高工(不戦四)仙臺高工
△劍道決勝
日大専工(不戦三)神戸高工

全國高専校弓道大會

東北帝大主催全國高専校弓道大會は七月十四日東北帝大弓道場において舉行、二高二年連続優勝す。

優勝二高

(四八九・〇點)2 桐生高工(四八五・〇點)3 弘前高校(四七七・〇點)4 山形高校(四四六・〇點)5 岩手醫専(四四三・〇點)6 盛岡高農(四三八・〇點)7 東京高工(四三一・五點)

東北鑛山武道大會

東北鑛山武道大會は六月九日柔劍道は仙臺五橋小學校で、弓道は仙臺武徳殿でそれ、舉行

柔道は松尾鑛山、劍道は入山炭礦、弓道は好間炭礦が優勝した。

柔道

△準決勝
松 尾3-1-0 小坂
尾去澤1-1-0 花岡
△決勝
尾1-1-0 尾去澤

劍道

決勝リーグ戦
○好 間 城
○入 山 抽籤勝 城
○入 山 好 問

弓道

1 好間二十點 2 小坂一九點 3 大谷一五點

全國中等柔道

山形高校主催全國中等學校奧羽豫選柔道大會は六月九日山形武徳殿で開催、参加校十二、秋

東北六縣、北海道 樺太對抗柔道
北海タイムス並に本社共催の第六回東北六縣、北海道樺太對抗柔道試合は昭和十五年六月三十日札幌神社外苑特設道場において華々しく舉行された。試合

は午後一時四十分開始され、激戦二時間餘、南軍必死の力戦も空しく十對九で凱歌は四度北軍に舉つた。

(南軍)

(北軍)

先鋒	飯塚重臣(福島)	戸澤孝司(秋田)	熊谷喜代治(宮城)	松橋成男(秋田)	高橋正四(山形)	加藤剛(岩手)	文四郎(青森)	文淵(宮城)	岩淵(宮城)	川名(宮城)	齋藤(宮城)	龜井(宮城)	小松(宮城)	蝦名(宮城)	阿部(宮城)	岡田(宮城)	安田(宮城)	大庭(宮城)	黒田(宮城)	鈴木(宮城)	成田(宮城)
十字固	豐一	口目	武雄	藤村	川村	田見	都志雄	彌作	丸野	浦田	忠雄	忠雄	勝一郎	建七	崎八	柳平	柳平	谷條	村勇	取彌太郎	秀雄

5 菅原幸吉(宮城)	5 渡邊虎雄(福島)	引 崩上四方	引 分 5 阿部正幸
副將 5 佐藤勝太郎(秋田)	引 引 分 5 樫村實	引 引 分 5 谷群造	引 引 分 5 美靜雄
大將 5 佐藤儀一郎(宮城)	引 引 分 5 大將 美靜雄		

相撲

昭和十五年春場所成績

東方	双葉山 十四勝一負	羽黒山 十一勝四負	名寄岩 九勝六負	玉寄海 九勝六負	橋甲海 五勝十負	照國 十二勝三負	太浪 四勝十一負	大瀨 八勝七負	金藻 五勝十負	佐賀花 四勝十一負	磐石 九勝六負	青葉山 五勝十負	旭川 七勝八負
西方	男女ノ川 十勝五負	前田山 十勝五負	安藝ノ海 十勝五負	綾ノ島 九勝六負	笠置山 十一勝四負	兩國 九勝六負	松若里 二勝七負六休	綾若山 十一勝四負	龍王山 七勝八負	鹿島山 六勝九負	出羽山 九勝六負	大邱山 十勝五負	山陽山 八勝七負

昭和十五年夏場所成績

東方	雙葉山 七勝五負三休	羽黒山 七勝五負三休	名寄岩 六勝九負	玉寄海 一勝八負六休	大瀨 三勝十二負	金藻 六勝九負	佐賀花 四勝十一負	磐石 五勝十負	青葉山 五勝十負	旭川 八勝七負	龍王山 三勝十二負	肥州山 五勝十負	山陽山 八勝七負
西方	男女ノ川 十勝五負	前田山 十一勝四負	安藝ノ海 十四勝一負	綾ノ島 六勝九負	笠置山 八勝七負	兩國 十勝五負	松若里 十勝五負	綾若山 十勝五負	龍王山 九勝六負	鹿島山 九勝六負	大邱山 五勝十負	山陽山 九勝六負	山陽山 八勝七負

河北年鑑

同 九ヶ錦 七勝八頁
同 清美川 七勝八頁
同 佐渡ヶ島 八勝七頁
同 若 五勝十頁

張出關脇 國 十一勝四頁
幕下十兩 錦 八勝七頁
陸奥里 九勝六頁
備州山 十勝五頁
倭 岩 九勝六頁
源氏山 六勝九頁
双見山 九勝六頁
國 光 六勝九頁
立田野 七勝八頁
小役丸 二頁十三休
番神山 六勝九頁
若 潮 九勝六頁
加古川 三勝十二頁
八方山 十勝五頁
照 錦 四勝十一頁
豐 島 十勝五頁
雲仙 應召
矢咎山 應召

同 駒ノ里 八勝七頁
同 松ノ里 十勝五頁
同 武ノ里 三勝十二頁
同 出羽ノ花 全休
同 九州山 應召

張出關脇 五ツ島 十三勝二頁
幕下十兩 小松山 十勝五頁
一 渡 二勝一頁三休
小島川 八勝七頁
增位山 十二勝三頁
三船浪 六勝九頁
若 瀨川 四勝十一頁
藤ノ川 十勝五頁
山陽山 七勝八頁
綠 松 四勝十一頁
小 岩 八勝七頁
白 鷺 八勝七頁
高津山 六勝八頁一休
足羽山 一勝一頁三休
布 引 九勝六頁
八幡錦 全休
斜里錦 應召

全日本青年學校相撲大會

第二回全日本青年學校相撲大會は昭和十四年九月二十三日、二十四日明治神宮外苑相撲場において舉行、青森代表が連續二年優勝した。

△組豫選
青森縣 2-1 京都府
青森縣 3-1 沖繩縣
青森縣 3-1 群馬縣
△は組豫選
德島縣 3-1 福島縣
山形縣 2-1 山梨縣
宮城縣 2-1 佐賀縣
宮崎縣 3-1 宮城縣
山形縣 2-1 香川縣
奈良縣 2-1 福島縣
福島縣 2-1 宮崎縣
宮城縣 2-1 山梨縣
島 縣 2-1 山形縣
△に組豫選
岩手縣 2-1 栃木縣

四三四

秋田縣 3-1 東京府
岩手縣 2-1 岡山縣
秋田縣 3-1 廣島縣
岩手縣 2-1 秋田縣
△決勝試合

第一回戰
秋田縣 3-1 石川縣
青森縣 2-1 北海道
第二回戰
秋田縣 2-1 福井縣
青森縣 2-1 高知縣
準決勝
秋田縣 3-1 神奈川縣
青森縣 3-1 愛媛縣
決勝戰
青森縣 3-1 秋田縣
○坂本(突出し)工藤
○白川友(押し出し)高瀬
○白川與(上手投)千葉

國防

列國陸軍々備一覽 (昭和十四年末調)

蔣政權を中心とする支那

總數 約九十三萬
內譯 中央軍三十九萬 其他諸軍五十四萬
主要團隊數 步兵百五十二箇師團 獨立旅三十六箇旅團 騎兵七箇旅團
摘要 本表の外多数の不正規兵、土匪團ありて軍隊と略々同様の實力を有し、正規軍に改編せらるゝこと屢々である。其の兵數は算定困難であるが四、五十萬を下らぬものと判断せらる。

總數 約二百二十五萬
內譯 正規軍約百九十萬 內務人民委員部軍隊約三十五萬
主要團隊數 步兵師團百十箇師團 騎兵師團三十五箇師團
摘要 從來の民兵師團の廢止は昭和十四年三月第十八回黨大會に於てウオロシイロフ國防人民委員が確言した。

總數 約五十三萬
內譯 主要團隊數
正規軍法定數約二十九萬八千 步兵九箇師團 騎兵三箇師團
現在數約二十萬
蘇國軍法定數四十二萬五千 步兵十八箇師團(一部未完成)騎兵

四箇師團(現基幹部隊のみ現存す)

現在數約二十一萬
編成豫備軍約十二萬
摘要 護國軍は最小限二十五萬と規定せられあり、著々其の實現を期してゐる。「ル」大統領は九月八日準戰時なる事を宣言國防強化に關し非常時權を發動した。

總數 本國軍約八十萬 本國外約四十五萬七千
內譯 主要團隊數
正規軍約二十萬 二十箇師團
地方軍約三十萬 三十箇師團
豫備軍約二十萬
本國外の兵力
加奈陀約十六萬六千 濠洲約三萬一千
印度約十六萬 新西蘭約一萬三千 南阿
約三萬一千 愛蘭約六千

摘要 以上の外外征に使用するは目下の所正規軍、地方軍、豫備軍約七十萬にして今次戰爭に於ては少くも六十箇師團約七〇〇萬を動員し得べし本表の外に空軍兵力十萬を有す
總數 正規軍約六十五萬四千
內譯 本國兵力約四十四萬八千
在「アフリカ」及「ルヴァン」
十四萬六千 在植民地及支那六

主要團隊數
本國に駐屯する部隊
步兵師團二十箇師團 植民師
團一箇師團 移動師團 四箇師
團 戰車旅團三箇旅團 騎兵
師團五箇師團 砲兵旅團四箇
旅團 工兵旅團二箇旅團 四箇
團 外駐屯部隊 步兵旅團三十旅
團 騎兵旅團四箇旅團

武装團體十八萬二千 憲兵約三萬四千 委任統治領民兵 一萬五千 警察隊十三萬三千

不明 譯

總數 正規軍約二百萬

主要團隊數
步兵師團三十箇師團 騎兵師團一箇師團 獨立騎兵旅團二箇師團 野砲兵聯隊三十箇聯隊 特種砲兵聯隊二十箇聯隊

主要團隊數 步兵師團四十二箇師團 自動車化輕師團四師團 機械化師團 五箇師團 騎兵旅團一箇旅團 突擊隊 親衛隊等 摘要 歐洲最強の國軍建設を企圖しあるが如くである。

伊 國

總數 約六十五萬

主要團隊數

步兵師團五十一箇師團 自動車化師團二箇師團 輕快師團三箇師團 「アルプス師團」五箇師團 胸甲師團二箇師團 「ザラー兵團」一箇師團 「エルバ兵團」一箇師團

本國軍約六十萬 內憲兵五萬

列國新兵器整備一覽 (昭和十四年末調)

陸軍所屬飛行機數 約八千機(內第一線機五千) 部隊數 飛行機七二〇中隊以上 外に氣球中隊若干

高射砲兵力及砲數 高射砲隊(師・旅團を含む)約四〇 同右大隊約五〇 高射機關銃聯大隊若干 戰車及機械化部隊兵力及戰車數 裝甲旅團約五〇 獨立戰車聯(大)隊約二〇 右の外歩兵及騎兵師團の大部は機械化部隊を有す。 右戰車數約八・〇〇〇輛

植民地軍約五萬 武装團體約四十七萬 德國義勇軍約四十三萬 稅關兵團約二萬六千 警察隊約一萬五千

摘要 本表の外空軍約二萬六千を有する。 波 國 總數 約二十七萬

陸軍所屬飛行機數 約二千三百機 部隊數 正規軍 偵察二〇中隊 戰團四〇中隊 其他七〇中隊 合計一三〇中隊 機數約二〇〇〇機 譯國軍 機數 約三〇〇機

豫算約三億六千四百萬弗

外に高射機關銃約

高射砲兵力及砲數 八聯隊砲數約二〇〇門 五、〇〇〇 (本數字は豫備兵器を含む)

戰車及機械化部隊兵力及戰車數

中戰車聯隊 一 輕戰車聯隊(八中隊) 一 獨立輕戰車中隊 七 計一七中隊 右戰車數(豫備戰車を含む)約五〇〇輛 裝甲自動車中隊(騎兵師團配屬) 其他を合し裝甲自動車數約二〇〇輛

英 國

陸軍所屬飛行機 約五千二百機(空軍省所屬)(內半數は第二線機) 部隊數 本國第一線機約二、〇〇〇 爆擊五七中隊 戰團二五中隊 其他 海外派遣 四〇〇機 艦載 二二〇機 計二、六〇〇機 別に補助空軍二〇中隊

右の外第一線機以外略々同數の第二線機を保有す 外に海外自治領七二五機

豫算 約二億二千六十二萬六千磅(別に一九三九年追加豫算四千

萬磅) 高射砲兵力及砲數 正規軍高射砲隊(海外のものを含む) 二三箇中隊(機械化) 砲數二三〇(二五〇門) 一部は旅團に編成せらる 戦時は戰車を合して防空師團を編成す 地方軍高射砲隊二十三箇中隊 砲數未詳

戰車及機械化部隊兵力及戰車數 戰車約三五〇輛 右の外軍の機械化に伴ひ歩、騎兵用輕戰車相當數を有す。 裝甲自動車約一、二〇〇輛(推定) 印度には外に戰車三中隊裝甲自動車五中隊を有す。

佛 國

國防

陸軍所屬飛行機數 約四千七百機(航空省所屬)(內第一線機約二千二百)

部隊數 飛行機約一五〇中隊 氣球一二 偵察四〇 戰團四三 爆擊五五 尙北亞弗利加及「ルヴァン」其他の植民地の分を合すれば約一八五中隊となる

豫算 百十五億三千五百五十九萬法 高射砲兵力及砲數 五聯隊 戰車及機械化部隊兵力及戰車數 戰車旅團三(六聯隊) 獨立戰車大隊四 獨立戰車中隊 約四右 戰車數約一、五〇〇輛 其他豫備戰車多數 裝甲自動車中隊 約二〇

獨 國 陸軍所屬飛行機數攻撃兵力のみにて約六千機(空軍省所屬)(總機數は約一萬に達せん)

部隊數 對波戰當時十五箇師團 約八〇〇中隊 重爆約五〇% 輕爆約一〇% 戰團約三〇% 註、以上は悉く攻撃機にして 右の外要地防空用並陸海軍協同用の飛行機各數百機あり。

豫算 未詳 高射砲兵力及砲數 空軍高射砲約八〇箇聯隊 右の外要地防空用 並各部隊獨自として多數の砲及高射機關銃を有す

戰車及機械化部隊兵力及戰車數 重機械化師團五 輕機械化師團四 戰車數約四、〇〇〇輛

伊 國

陸軍所屬飛行機數 約三千機(空軍省所屬) 部隊數 飛行機約二二〇中隊 爆擊機八〇中隊 驅逐襲擊機六〇

中隊 陸軍協同機二五中隊 海軍協同機二〇中隊 在「アフリカ」三五中隊
 豫算 約二十一億九千六萬利(一九三九、四〇年度航空省豫算)
 高射砲兵力及砲數 野戰高射砲聯隊五(十二大隊) 義勇軍に屬する
 陣地高射砲司令部二五 砲數約一四〇門
 戰車及機械化部隊兵力及戰車隊
 胸甲師團二 自動車化師團二 輕快師團三 右戰車數約一、五〇〇輛

陸軍所屬飛行機數 約七百機
 部隊數 飛行七聯隊 氣球二大隊
 豫算 未詳
 高射砲兵力及砲數 未詳
 戰車及機械化部隊兵力及戰車隊
 戰車聯隊四戰約八〇〇輛
 (波國欄の數字は一九三九年獨波會戰前に於けるものを示す。)

支那事變論功行

(東北關係分)

第十五回 (昭和十四年十月二日發表)

功五旭六 步中尉 田中義彦 米澤
 功五旭五 同 小茄子川重治 宮城
 功五旭六 步大尉 泉四郎 同
 功五旭五 步少佐 山口鐵作 福島
 功五旭六 步大尉 渡部英男 同
 功五旭六 步中尉 三本木善行 同
 功五旭六 同 棚木典夫 同
 功五旭六 步大佐 佐藤倫信 同
 中尉

陸軍側第十四回

功五旭六 步中尉 佐藤通夫 福島
 功五旭四 步少佐 針岡壽 宮城
 功五旭五 步中尉 野崎庄助 福島
 功五旭六 同 大谷桂次 同
 功五旭六 步大尉 小泉敬雄 岩手

第十六回 (昭和十四年十月十二日發表)

功四旭三 步中佐 對馬小次郎 岩手
 功五旭六 步中尉 梅村忠太郎 山形
 功五旭六 同 梅村忠太郎 山形
 功五旭六 同 梅村忠太郎 山形

第十七回 (昭和十四年十月十六日發表)

功五旭七 兵曹長 星正 岩手
 功五旭七 一空兵曹 高橋弘 山形
 功五旭六 同 高橋弘 山形
 功五旭六 同 高橋弘 山形

第十八回 (昭和十四年十一月十五日發表)

功五旭五 步中尉 今井豐作 青森
 功五旭六 步大尉 葛西博繁 同
 功五旭五 同 千葉運為 岩手
 功五旭五 同 三浦克也 同
 功五旭六 步中尉 久保田金五郎 盛岡
 功五旭六 同 及川宇吉 岩手
 功五旭五 同 熊谷仁太郎 同
 功五旭六 步少尉 藤原安藏 同
 功五旭五 步大尉 川原田功 盛岡
 功五旭六 同 千田圓治 岩手
 功五旭六 同 須藤誠 同
 功五旭六 步中尉 小田中二男 同
 功五旭六 同 吉田七太郎 盛岡
 功五旭六 同 菊池正見 岩手
 功五旭六 同 佐々木弘 同
 功五旭六 步大尉 下田清助 岩手
 功五旭五 同 島崎一郎 盛岡
 功五旭六 同 布袋屋嘉一 秋田
 功五旭六 同 村上美彌 山形
 功五旭六 同 高島長政 秋田
 功五旭六 同 渡邊興三郎 同
 功五旭五 同 後藤太助 同
 功五旭六 同 佐藤裕二 同
 功五旭六 同 足利長十郎 同
 功五旭六 同 木内千代吉 同

第十九回 (昭和十五年四月二十五日發表)

功五旭六 步中尉 三浦次郎 秋田
 功五旭五 步大尉 三浦正左衛門 同
 功五旭六 步中尉 村田堅之助 同
 功五旭六 同 工藤謙一郎 同
 功五旭六 同 池田吾三郎 同
 功五旭六 步中尉 小笠原武夫 同
 功五旭五 步中尉 岩村恭二 同
 功五旭六 步大尉 伊賀山徳夫 同
 功五旭六 步中尉 石井清一 同
 功五旭六 同 田口龍一 同
 功五旭六 步中尉 阿部作藏 同
 功五旭六 同 三浦五一 同
 功五旭六 同 齋藤新一 同
 功五旭六 同 伊藤哲夫 同
 功五旭六 同 佐々木牛鏡 同
 功五旭六 同 石井電六 同
 功五旭六 同 赤平定家 同
 功五旭六 同 佐野憲三 同
 功五旭五 步中尉 工藤三吉 山形
 功五旭六 同 川村俊美 同
 功五旭五 步少佐 阿部忠作 同
 功五旭六 同 青山勇 同
 功五旭六 同 明石佐門 同
 功五旭六 同 吉田博 同
 功五旭五 同 笹尾二郎 同

第二十回 (昭和十五年二月二十五日發表)

功五旭六 步中尉 三浦正左衛門 秋田
 功五旭六 同 村田堅之助 同
 功五旭六 同 工藤謙一郎 同
 功五旭六 同 池田吾三郎 同
 功五旭六 步中尉 小笠原武夫 同
 功五旭五 步中尉 岩村恭二 同
 功五旭六 步大尉 伊賀山徳夫 同
 功五旭六 步中尉 石井清一 同
 功五旭六 同 田口龍一 同
 功五旭六 步中尉 阿部作藏 同
 功五旭六 同 三浦五一 同
 功五旭六 同 齋藤新一 同
 功五旭六 同 伊藤哲夫 同
 功五旭六 同 佐々木牛鏡 同
 功五旭六 同 石井電六 同
 功五旭六 同 赤平定家 同
 功五旭六 同 佐野憲三 同
 功五旭五 步中尉 工藤三吉 山形
 功五旭六 同 川村俊美 同
 功五旭五 步少佐 阿部忠作 同
 功五旭六 同 青山勇 同
 功五旭六 同 明石佐門 同
 功五旭六 同 吉田博 同
 功五旭五 同 笹尾二郎 同

第二十一回 (昭和十五年三月二十七日發表)

功五旭六 步中尉 三浦正左衛門 秋田
 功五旭六 同 村田堅之助 同
 功五旭六 同 工藤謙一郎 同
 功五旭六 同 池田吾三郎 同
 功五旭六 步中尉 小笠原武夫 同
 功五旭五 步中尉 岩村恭二 同
 功五旭六 步大尉 伊賀山徳夫 同
 功五旭六 步中尉 石井清一 同
 功五旭六 同 田口龍一 同
 功五旭六 步中尉 阿部作藏 同
 功五旭六 同 三浦五一 同
 功五旭六 同 齋藤新一 同
 功五旭六 同 伊藤哲夫 同
 功五旭六 同 佐々木牛鏡 同
 功五旭六 同 石井電六 同
 功五旭六 同 赤平定家 同
 功五旭六 同 佐野憲三 同
 功五旭五 步中尉 工藤三吉 山形
 功五旭六 同 川村俊美 同
 功五旭五 步少佐 阿部忠作 同
 功五旭六 同 青山勇 同
 功五旭六 同 明石佐門 同
 功五旭六 同 吉田博 同
 功五旭五 同 笹尾二郎 同

第二十二回 (昭和十五年四月二十五日發表)

功五旭六 步中尉 三浦正左衛門 秋田
 功五旭六 同 村田堅之助 同
 功五旭六 同 工藤謙一郎 同
 功五旭六 同 池田吾三郎 同
 功五旭六 步中尉 小笠原武夫 同
 功五旭五 步中尉 岩村恭二 同
 功五旭六 步大尉 伊賀山徳夫 同
 功五旭六 步中尉 石井清一 同
 功五旭六 同 田口龍一 同
 功五旭六 步中尉 阿部作藏 同
 功五旭六 同 三浦五一 同
 功五旭六 同 齋藤新一 同
 功五旭六 同 伊藤哲夫 同
 功五旭六 同 佐々木牛鏡 同
 功五旭六 同 石井電六 同
 功五旭六 同 赤平定家 同
 功五旭六 同 佐野憲三 同
 功五旭五 步中尉 工藤三吉 山形
 功五旭六 同 川村俊美 同
 功五旭五 步少佐 阿部忠作 同
 功五旭六 同 青山勇 同
 功五旭六 同 明石佐門 同
 功五旭六 同 吉田博 同
 功五旭五 同 笹尾二郎 同

陸軍側第十九回

功五旭六 步中尉 森清 福島
 功五旭六 航准尉 小野寺大治 宮城
 功五旭七 航准尉 村上由吉 同
 功四旭五 步大尉 奥山禮二 山形
 功四旭五 步大尉 神田俊雄 八戸
 功四旭五 同 武田久治郎 秋田
 功四旭五 同 石田要 青森
 功五旭七 步曹長 土岐誠事 同
 功四旭五 步大尉 東海林勇吉 盛岡
 功五旭六 步少尉 藤原安藏 岩手
 功四旭五 步少佐 入江三郎 秋田
 功四旭六 步中尉 三浦正直 同

一般行賞 (功五級以上)

功五旭七 步曹長 茂内謙藏 秋田
 功五旭七 步伍長 富岡留誠 同
 功五旭八 步伍長 尾口禮助 同
 功五旭八 步伍長 川崎千代次 同
 功五旭八 步伍長 石塚勘助 同
 功五旭六 步少尉 小林定治 山形
 功四旭六 步少佐 五ノ井淀之助 福
 功五旭七 步准尉 藤田好 福島
 功五旭八 步伍長 藤田廣治 秋田

一般行賞 (功五級以上)

功五旭六 航大尉 牧野克己 若松
 功五旭六 計少尉 鈴木正太郎 山形
 功五旭六 計大尉 村山周三郎 同
 功五旭六 步大尉 千田久造 青森
 功五旭六 步中尉 青木實 同
 功五旭五 步大尉 塚原實滿 同
 功五旭六 步中尉 森三郎 同
 功五旭六 同 小山恒藏 弘前
 功五旭六 步大尉 阿部義雄 山形
 功五旭五 同 石橋善三郎 八戸
 功五旭六 同 山口隆一 山形
 功五旭六 同 川島松榮 青森
 功五旭六 步中佐 岩館新太郎 八戸
 功五旭六 步大尉 黒田常藏 米澤

一般行賞 (功五級以上)

功五旭六 步中尉 今井豐作 青森
 功五旭六 步大尉 葛西博繁 同
 功五旭五 同 千葉運為 岩手
 功五旭五 同 三浦克也 同
 功五旭六 步中尉 久保田金五郎 盛岡
 功五旭六 同 及川宇吉 岩手
 功五旭五 同 熊谷仁太郎 同
 功五旭六 步少尉 藤原安藏 同
 功五旭五 步大尉 川原田功 盛岡
 功五旭六 同 千田圓治 岩手
 功五旭六 同 須藤誠 同
 功五旭六 步中尉 小田中二男 同
 功五旭六 同 吉田七太郎 盛岡
 功五旭六 同 菊池正見 岩手
 功五旭六 同 佐々木弘 同
 功五旭六 步大尉 下田清助 岩手
 功五旭五 同 島崎一郎 盛岡
 功五旭六 同 布袋屋嘉一 秋田
 功五旭六 同 村上美彌 山形
 功五旭六 同 高島長政 秋田
 功五旭六 同 渡邊興三郎 同
 功五旭五 同 後藤太助 同
 功五旭六 同 佐藤裕二 同
 功五旭六 同 足利長十郎 同
 功五旭六 同 木内千代吉 同

功五旭六 輜中尉 小山正美 弘前
 功五旭六 獸中尉 成田利秋 青森
 功五旭五 計少佐 高橋直信 山形
 功五旭六 步大尉 松井壽郎 宮城
 功五旭四 步少佐 石垣耕陸 同
 功五旭六 步中尉 阿部房秋 山形
 功五旭六 同 菅原養藏 岩手
 功五旭六 同 守屋三郎 宮城
 功五旭六 步中尉 佐藤四郎 福島
 功五旭六 步中尉 小林犬二 山形
 功五旭三 步大佐 助川啓爾 福島
 功五旭三 步大尉 小關三郎 山形
 功五旭六 步中尉 坂本博 青森
 功五旭六 步中尉 河野善治 岩手
 功五旭四 步少佐 石川澄 山形

第二十三回 (昭和十五年六月一日發表)

功五旭七 步曹長 八重樫甚吉 岩手
 功五旭七 步曹長 阿部正己 同
 功五旭七 步伍長 川上隆作 同
 功五旭七 步曹長 堀川清一 酒田
 功五旭八 砲上等兵 根本佐三郎 福島
 功五旭六 工大尉 石田勝利 福島
 功五旭五 步中尉 長谷部與助 山形
 功五旭六 步大尉 高橋久三郎 同
 功五旭六 步中尉 島田正晴 同
 功五旭六 步大尉 加藤正喜 秋田
 功五旭六 步中尉 渡邊孝史 同
 功五旭六 步少尉 松浦鐵美 山形
 功五旭六 步中尉 西島治之助 秋田
 功五旭六 工大尉 熊谷金雄 同
 功五旭五 騎大尉 龜谷邦壽 宮城
 功五旭六 步中尉 三浦謙光 同
 功五旭六 步大尉 小野寺用七 岩手
 功五旭五 特中尉 岡部三郎 福島

第二十四回 (昭和十五年六月十二日發表)

功五旭六 步少尉 關根七藏 福島
 功五旭七 步軍曹 大和山榮藏 青森
 功五旭六 步大尉 千坂雄喜 宮城
 功五旭七 步曹長 阿部敏一 同
 功五旭七 步准尉 飛田傳吉 福島
 功五旭五 步大尉 佐藤親次郎 仙臺
 功五旭七 步軍曹 門脇靜雄 宮城
 功五旭六 步少尉 永井久英 福島
 功五旭五 步中尉 齋藤金市 同
 功五旭四 步中佐 柴有時 同
 功五旭八 步上等兵 岡本武雄 青森
 功五旭六 步少尉 田口幸之助 秋田
 功五旭六 航海尉 後藤久助 山形
 功五旭五 藥少佐 渡邊英四郎 宮城
 功五旭四 砲中佐 米谷豐治 仙臺
 功五旭四 砲中佐 今村久 同
 功五旭五 航海尉 若松茂平 福島
 功五旭二 法務官 根本莊太郎 秋田

第二十五回 (昭和十五年九月二十六日發表)

功五旭六 步少尉 關根七藏 福島
 功五旭七 步軍曹 大和山榮藏 青森
 功五旭六 步大尉 千坂雄喜 宮城
 功五旭七 步曹長 阿部敏一 同
 功五旭七 步准尉 飛田傳吉 福島
 功五旭五 步大尉 佐藤親次郎 仙臺
 功五旭七 步軍曹 門脇靜雄 宮城
 功五旭六 步少尉 永井久英 福島
 功五旭五 步中尉 齋藤金市 同
 功五旭四 步中佐 柴有時 同
 功五旭八 步上等兵 岡本武雄 青森
 功五旭六 步少尉 田口幸之助 秋田
 功五旭六 航海尉 後藤久助 山形
 功五旭五 藥少佐 渡邊英四郎 宮城
 功五旭四 砲中佐 米谷豐治 仙臺
 功五旭四 砲中佐 今村久 同
 功五旭五 航海尉 若松茂平 福島
 功五旭二 法務官 根本莊太郎 秋田

議シ且陸軍大臣及參謀總長ニ報告スベシ但シ緊急バムラ得ザル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 軍司令官ハ防衛ニ關スル演習ノ爲其ノ軍管區内ニ在ル隷下外部隊ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該部隊ノ所管長官ト豫メ協議スベシ

第六條 軍司令官ハ地方長官ヨリ地方ノ靜謐ヲ維持スル爲兵力ノ請求ヲ受ケタルトキハ事急ナレバ直ニ之ニ應ズルコトヲ得

其ノ事地方長官ノ請求ヲ待ツノ違ナキトキハ兵力ヲ以テ便宜處置スルコトヲ得

第七條 第四條及前條ノ規定ニ依リ兵力ヲ使用シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ陸軍大臣及參謀總長ニ報告シ且關係所管長官ニ通報スベシ

第八條 疫疾其ノ他非常ノ場合ニ際シ軍司令官一時其ノ部下軍隊ヲ移動セントスルニ當リ

國防

急ヲ要スルトキハ之ヲ實行シタル後前條ニ準ジ報告通報スベシ

第九條 軍司令官ハ部下諸部隊ノ軍紀、風紀、内務、兵器、經理、衛生及馬事ニ關スル事項ヲ統監ス

第十條 軍司令官ハ軍政及人事ニ關シテハ陸軍大臣、動員計畫及作戰計畫ニ關シテハ參謀總長、教育ニ關シテハ教育總監ノ區處ヲ承クルモノトス

第十一條 軍司令官ハ毎年概ネ軍隊教育期ノ終ニ於テ軍事一般ノ景況及意見ヲ部下各師團ノ狀況報告ト共ニ奏上シ且陸軍大臣、參謀總長及教育總監ニ報告スベシ

第十二條 軍司令部ニ左ノ各部ヲ置ク

一 參謀部
 二 副官部
 三 兵器部
 四 經理部
 五 軍醫部

六 獸醫部
 七 法務部

參謀部及副官部ヲ合シ幕僚トス

前項ノ外司令部附ヲ置クコトヲ得

第十三條 參謀長ハ軍司令官ヲ補佐シ且軍司令部内ノ事務整理ノ責ニ任ズ

第十四條 幕僚ノ各將校ハ參謀長ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル

第十五條 司令部附將校ハ軍司令官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル

第十六條 准士官、下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第十七條 兵器部、經理部、軍醫部、獸醫部及法務部ニ於ケル各官ノ職責ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

第十八條 司令部附將校及各部長ヨリ軍司令官ニ具申スベキ事項ハ豫メ參謀長ニ開陳シ其

四四一

ノ承認ヲ承クルモノトス

附則
 本令ハ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ軍令ハ之ヲ廢止ス

防衛司令部令
 朝鮮軍司令部條例
 臺灣軍司令部條例

新師團司令部令
 (十五・七・十三公布軍令陸第十三號十五・八・一施行)

第一條 師團長ハ陸軍中將ヲ以テ之ヲ親補シ軍司令官ニ隷シ部下陸軍諸部隊ヲ統率シ軍司令官ノ旨ヲ承ケ軍事ニ係ル諸件ヲ統理ス

第二條 師團長ハ其ノ管理ニ係ル各部隊ノ動員計畫ヲ掌ル

第三條 師團長ハ部下軍隊ノ練成ニ付其ノ責ニ任ズ

第四條 師團長ハ軍司令官ノ定ムル所ニ依リ其ノ師管ノ防衛ニ任ズ近衛師團長ハ前項ノ外禁闕守衛ノ事ニ任ズ近衛師團長ハ前項ノ外禁闕守

衛ノ事ニ任ズ
師團長ハ防衛ノ爲緊急ノ必要
アルトキハ其ノ師管内ノ隷下
外部隊ヲ一時區處スルコトヲ
得
前項ノ場合ニ於テハ速ニ軍司
令官ニ報告シ且關係所管長官
ニ通報スベシ
第五條 師團長ハ防衛ニ關スル
演習ノ爲其ノ師管内ニ在ル隷
下外部隊ヲ使用スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ當該部隊
ノ所管長官ト豫メ協議スベシ
第六條 師團長ハ地方長官ヨリ
地方ノ靜謐ヲ維持スル爲兵力
ノ請求ヲ受ケタルトキハ事急
ナレバ直ニ之ニ應ズルコトヲ
得
其ノ事地方長官ノ請求ヲ待ツ
ノ違ナキトキハ兵力ヲ以テ便
宜處置スルコトヲ得
第七條 師團長ハ防疫上必要ア
ルトキハ其ノ師管内ニ在ル隷
下外部隊ヲ一時區處スルコト
ヲ得

第八條 前二條ノ場合ニ於テハ
直ニ之ヲ軍司令官ニ報告シ且
關係所管長官ニ通報スベシ
第九條 疫疾其ノ他非常ノ場合
ニ際シ師團長一時其ノ部下軍
隊ヲ移動セントスルニ當リ急
ヲ要スルトキハ之ヲ實行シタ
ル後前條ニ準ジ報告スベシ
第十條 師團長ハ部下諸部隊ノ
軍紀、風紀、内務、兵器、經
理、衛生及馬事ニ關スル事項
ヲ統監ス
師團長ハ其ノ師管内ニ在ル陸
軍諸部隊(軍司令官ノ隷下諸
部隊ニ在リテハ其ノ指定スル
モノ及軍隊以外ノ部隊ニ限
ル)ノ軍紀風紀ヲ監督ス
第十一條 師團長ハ軍政及人事
ニ關シテハ陸軍大臣、動員計
畫ニ關シテハ參謀總長、教育
ニ關シテハ教育總監ノ區處ヲ
承クルモノトス
第十二條 師團長ハ毎年概本軍
隊教育期ノ終ニ於テ師團ノ狀
況ヲ軍司令官ニ報告スベシ

第十三條 師團司令部ニ左ノ各
部ヲ置ク
一 參謀部
二 副官部
三 兵器部
四 經理部
五 軍醫部
六 獸醫部
七 法務部
參謀部及副官部ヲ合シ幕僚ト
ス
前項ノ外司令部附ヲ置クコト
ヲ得
第十四條 參謀長ハ師團長ヲ補
佐シ且師團司令部内ノ事務整
理ノ責ニ任ズ
第十五條 幕僚ノ各將校ハ參謀
長ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ
掌ル
第十六條 司令部附將校ハ師團

長ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ
掌ル
第十七條 准士官、下士官及判
任官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ
従事ス
第十八條 兵器部、經理部、軍
醫部、獸醫部及法務部ニ於ケ
ル各官ノ職責ニ關シテハ別ニ
定ムル所ニ依ル
第十九條 司令部附將校及各部
長ヨリ師團長ニ具申スベキ事
項ハ豫メ參謀長ニ開陳シ其ノ
承認ヲ承クルモノトス
附則
本令ハ昭和十五年八月一日ヨリ
之ヲ施行ス
北部軍司令官ノ隷下ニ入ルベキ
師團ニ在リテハ該軍司令部ノ設
置ニ至ル迄仍從前ノ規定ニ依ル

改正陸軍軍管區域 (十五・七・二六公布八・一實施)

東部軍管區
師管 齋藤區
管轄區域

麻布	東京府	東	本甲	京	宮都字	仙	臺	金
埼玉縣	東京府	埼玉縣	千葉縣	茨城縣	栃木縣	群馬縣	長野縣	富山縣
埼玉縣	東京府	埼玉縣	千葉縣	茨城縣	栃木縣	群馬縣	長野縣	富山縣
埼玉縣	東京府	埼玉縣	千葉縣	茨城縣	栃木縣	群馬縣	長野縣	富山縣

澤	中部軍管區	名	古	屋	京	都
福井縣	愛知縣	岐阜縣	豐橋	靜岡縣	京都府	津
福井縣	愛知縣	岐阜縣	豐橋	靜岡縣	京都府	津
福井縣	愛知縣	岐阜縣	豐橋	靜岡縣	京都府	津

〔宗谷支廳、留萌支廳



備考 軍管區又ハ師管ハ夫々當該軍管區又ハ師管ニ在ル軍司令官
又ハ師團長ノ管轄ニ屬ス

兵科區分の廢止(陸軍)

陸軍では修正新軍備擴充計畫に基きさきに新軍管區制を設定したが、更に兵科區分の撤廢を斷行、陸軍武官々等表並に陸軍兵等級表の改正を行ひ無敵陸軍の新構築を行つた、その内容次

の通り

一、陸軍武官々等表においてはこれまで本科と呼ばれてゐた歩、騎、砲、工、輜重、航空の六科が廢止されて一括「兵科」と呼稱されることとなり、佐尉官以上の呼稱には、各部將校

(經理、軍醫等)と區別する爲これを兵科將校と稱し一率に陸軍大佐又は陸軍大尉等と呼ぶこととなる、但し憲兵は陸軍憲兵大佐或は大尉等と從來通り「憲兵」の名稱を付する爲のため從來の本科は陸軍兵科陸軍憲兵の二呼稱となる、なほ在來は兵科の他に經理、衛生、獸醫、軍樂の四部があるが今回の改正で技術部(兵技と航技に分つ)が新設され技術部將校は、陸軍兵技中將(以下佐、尉官同じ)陸軍航技中將(前同)等と呼ぶこととなつた。

の區分も廢止され各兵科一率に陸軍〇等兵と呼ぶこととなり從來の伍長勤務上等兵を廢して「兵長」なる單位を設け二等兵、一等兵、上等兵、兵長、伍長の順位を新たに構成することとなつた、それで上等兵までは單に陸軍二等兵、同一等兵、同上等兵と呼稱するが兵長以上は陸軍兵長、陸軍憲兵兵長(技術)兵技兵長、航技兵長(衛生)陸軍衛生兵長(軍樂)陸軍軍樂兵長等と呼稱することとなり、従つて將來憲兵は現在の上等兵を一級繰上げて憲兵兵長以上に繰上げられる筈である。

欠

欠

學藝

齋藤報恩會補助 (昭和十五年度)

一、學術研究補助

所屬	氏名	研究事項	補助額	備考
東北大	石川 總雄	硝子電極ニヨル水素イオン濃度測定ノ研究	八〇〇.〇〇	新
	内野 仙治	腫瘍ノ生化學的研究	七〇〇.〇〇	繼
	岡村 俊彦	強磁性體ノ磁化境界傳播ノ機構ニツイテ	三、二〇〇.〇〇	新
	加藤 愛雄	太陽輻射ニ關スル研究	一、五〇〇.〇〇	〃
	佐藤 隆雄	定電流及ビ定電壓電源用濾波器ノ研究	四〇〇.〇〇	〃
	神谷 六郎	チフス菌ノ菌體內毒素ニ關スル研究	一、〇〇〇.〇〇	〃
	墨屋 政彦	湖水ノ無氣層ノ生物學的研究	二〇〇.〇〇	繼
	小久保 清治	東北方言ノ研究	一、一六〇.〇〇	新
	小林 好日	東北地方ニ於ケル聚落ノ消長ニ關スル經濟地理學的研究	三〇〇.〇〇	繼
	田中 館秀三	東北六縣縣所在都市ノ小學校兒童並ニ中等學校生徒ノ智能検査研究	九〇〇.〇〇	繼
	山口 彌一郎			
	千葉 胤成			
	外二名			
	中川 善之助	東北地方ニ於ケル社會環境ト法律生活ノ實證的研究	九〇〇.〇〇	〃
	中川 包	稻ノ二三形態ニ關シ生理遺傳學的研究	三〇〇.〇〇	新
	古田 良一	東北地方ニ於ケル未刊ノ史料蒐集及其ノ研究	一、〇〇〇.〇〇	繼
	朴澤 三二	陸奥灣生物調査	二四〇.〇〇	〃
	松隈 健彦	日蝕時ニ於ケル「太陽コロナスベクトル」及「閃光スペクトル」ニ關スル研究	二、〇〇〇.〇〇	〃
	阿刀 田令造	仙臺藩幕末財政史ノ研究	一、〇〇〇.〇〇	〃
	伊東 信雄	倍數植物育成ニ關スル實驗的研究	一四〇.〇〇	〃
	小野 知夫	アルカリ、ハライド結晶上ニ作リタル金屬薄膜ノ構造	三〇〇.〇〇	〃
	白井 俊二	油脂ノ空氣酸化ニ關スル研究	三〇〇.〇〇	新
	高野 篤治	不完全彈性構造用材ヨリナル抗壓材ノ安定	五五〇.〇〇	繼
	橋本 朝恭	關東東北ニ遺存サレタル古代樂器ト歌謡ニツイテノ研究	一〇〇.〇〇	新
	結城 朝恭	關東東北ニ遺存サレタル古代樂器ト歌謡ニツイテノ研究	二〇〇.〇〇	繼
	館山 甲午	城下町トシテノ仙臺ノ細部的研究	二〇〇.〇〇	繼
	三原 良吉	城下町トシテノ仙臺ノ細部的研究	二〇〇.〇〇	繼
	本田 安次	不良環境ニ對スル水稻品種	二〇〇.〇〇	繼
	小坂 安次	不良環境ニ對スル水稻品種	五〇〇.〇〇	〃
	安川 傳朗	東北地方ノ舞曲民謡ノ音樂的研究	一〇〇.〇〇	新
	武田 忠一郎	東北地方ノ舞曲民謡ノ音樂的研究	一〇〇.〇〇	新

弘前中野邊地	佐藤光雄	魚類ノ聴覺ノ研究	〃	20,000
實女	中野謙三	青森縣ヲ中心トスル信仰ノ民間傳承ノ調査研究	〃	1,000,000
秋田中	高橋幹雄	超高周波特性ノ研究	〃	1,000,000
山形高	安齋徹	東北地方ニ於ケル市場ノ地理學的研究	〃	1,000,000
〃	大森恭輔	蔵王火山火口ノ研究	〃	1,000,000
〃	望月修二	リゼガング現象ノ研究	〃	1,000,000
鶴岡女	茂木住平	陸奥出羽歌枕遺跡調査研究	〃	1,000,000
山形縣	戸川安章	羽黒修驗道ノ發達ト其ノ東北民俗ニ及ボシタル影響	〃	1,000,000
正善院	合	北民俗ニ及ボシタル影響	〃	1,000,000
計		三十三件		21,810,000

日赤宮城支部	仙臺療養院	救療費	〃	1,000,000
日赤宮城支部	石巻病院	救療費	〃	1,000,000
宮城縣社會事業協會	連絡統制、指導、講習會、助成調査研究其他	〃	〃	1,000,000
宮城縣教育會	中央講習會、滿洲支那視察、映畫講習會	〃	〃	1,000,000
宮城縣保護會	釋放者收容保護、入所者家族保護	〃	〃	1,000,000
宮城縣神職會	神職養成	〃	〃	1,000,000
宮城縣社會事業協會	教化網施設獎勵事業	〃	〃	1,000,000
愛國婦人會宮城支部	季節託兒所設置	〃	〃	1,000,000
仙臺市社會事業協會	副業助成其他七項	〃	〃	1,000,000
昭德會宮城福島支部	管内思想犯保護事業助成	〃	〃	1,000,000
仙臺基督教育兒院	指導改善其他五項	〃	〃	1,000,000
仙臺佛敎託兒院	乳兒部經費幼稚園新設	〃	〃	1,000,000
仙臺佛敎託兒院	託兒	〃	〃	1,000,000
仙臺佛敎聯合會	乳幼兒保育、乳兒室新設	〃	〃	1,000,000
仙臺孔子會	國民精神作興講演會	〃	〃	1,000,000
東本願寺東北別院	釋菜、展覽會、座談會	〃	〃	1,000,000
合	精神報國社會教化事業	〃	〃	1,000,000
計	十六件			11,100,000

學術研究事業報告
自昭和十四年四月 至昭和十五年二月
研究費臨時補助
一金四百圓以内
不完全環性構造用材よりなる

抗塵材の安定	仙臺高工教授	結城 朝恭	〃	1,000,000
仙臺高工教授	一月三十一日に發行し關係各方面に配布せり			1,000,000
戰時下に於ける私經濟生活の實情調査	邦文學術研究報告第二十二	田山利三郎 土田定次郎共著	〃	1,000,000
福島高商教授	北上山地の地形學的研究	其一 河野段丘B北	〃	1,000,000
仙臺高商教授	岩手縣下一村落に於ける小學校兒童の智能検査並に血液の検査研究	上川及び馬淵川の河岸段丘	〃	1,000,000
東北帝大教授	東北帝大教授	千葉 胤成	〃	1,000,000
同 助教	同 助教	大脇 義一	〃	1,000,000
二 高 校 長	二 高 校 長	栗林 宇一	〃	1,000,000
同 教授	同 教授	伊東 信雄	〃	1,000,000
出版 物	出版 物			1,000,000
事業年報	事業年報			1,000,000
本會事業年報第十五(昭和十	本會時報前年に引續き毎月發行し本年二月第百五十八號に達せり			1,000,000

和書	三〇二部	五六六冊
洋書	二二部	三六四冊
雜誌定期刊行物	二二部	八五五冊
單行本	七三一部	七三一部
雜誌定期刊行物	二二部	八五五冊
單行本	七三一部	七三一部
計	九三三一部	一六六七冊

文部省十五年度科
學研究獎勵費被交
付者(東北關係)

〔精神科學〕
▼古田良一(東北帝大教授)「交通運輸の發達と文化の普及との關係についての史的的研究」
▼平田榮(弘前高商教授)「孔、韓二子の政治思想並に二子の思想と現代の日本及支那の政治」
▼大島延次郎(宮城女專教授)

〔自然科學〕
▼遠藤誠道(東北帝大講師)「日本更新世産化石植物の研究」
▼山田直正(東北帝大講師)「シロナマコ」の神經筋肉生理の研究」
▼丸井清泰(東北帝大教授)「外一名「癲病と精神病との關係並に患者の精神狀態に對する精神學的、精神分析學的研究」
▼田中館秀三(東北帝大講師)「日本活動火山の地形的及火山學的研究」
▼山岸五平(盛岡高農教授)「數實の酵素化學的研究」
▼西鐵之輔(米澤高工教授)「酸性及び植物染料に關する研究」
▼高野政吉(仙臺高工教授)「外一名「油脂の酸化に關する研究」
▼加賀谷文治郎(秋田高專教授)「本邦明礬石鑛床の研究」
▼白井俊二(二高教授)「アルカリ、ハライド結晶上に作りたる金屬薄膜の構造」

▲安齋徹(山形高教授)「硫黄と硫化鐵との共生産出に關する研究」
▲三浦信之(岩手醫專教授)「腦髓描寫の研究」
▲池田徹郎(緯度觀測所技師)

東北の學校

東北帝國大學 仙臺市片平丁

本部 總長 熊谷 尙藏
會計 菅原 廣治
營繕 同 楠 富士太郎
學部別 學部 部長
理學部 藤原 松三郎
醫學部 近藤 正二郎
工學部 宮城 音五郎
法文學部 高橋 里美
附屬電氣通信研究所 拔山 平長
金屬材料研究所 村上 武次郎
農學研究所 寺尾 博
農學研究所 同 仙臺市片平丁

第二高等學校 校長 阿刀田令造 生徒 創立年月 明治一九二二 所在地 仙臺市北六番丁
山形高等學校 佐野保太郎 四六 大正九・九 山形市小白川町
弘前高等學校 龍山義亮 五〇 大正九・二 弘前市富田町

專門學校

仙臺高等工業學校 校長 鶴見一之 生徒 創立年月 明治一九二二 所在地 仙臺市南六軒丁
米高等工業學校 大場成實 四六 明治四・三 米澤市馬口勢町
盛高等工業學校 石原富松 昭和一四・四 盛岡市上田
盛高等農林學校 上村勝爾 四九 明治三・三 盛岡市上田
福高等商業學校 江口重國 五九 大正二〇・二 福島縣信夫郡清水村
秋山專門學校 平岡通也 六三 明治四・三 秋田市手形町
東北高等專門學校 出村佛三郎 四〇 明治七・三 仙臺市南六軒丁
宮城高等專門學校 三矢英松 三七 大正二・三 仙臺市越路
女子專門學校 荒木忠郎 三八 昭和二・四 仙臺市小田原
東宮專門學校 一見清 三三 明治一九・九 仙臺市東三番丁
宮城專門學校 高橋重人 四八 明治二五・八 仙臺市中島丁

中等學校

宮城縣 師範學校 校長 山本昇
宮城縣師範學校 8 丹澤 助
同女子師範學校 8
宮城縣仙臺第一中 20 小平 高明
同 仙臺第二中 20 土井 賢志
同 白石中學校 10 星 教宥
同 角田中學校 10 堀路 敏郎
同 古川中學校 15 相原 賢藏
同 築館中學校 10 中村 勝衛
同 佐沼中學校 10 畑 平次
同 石卷中學校 10 大竹 良護
同 同氣仙沼中學校 10 名尾 嘉作
同 市立仙臺中學校 3 藤江喜久夫
仙臺市立 伊藤浩二郎
圖南中學校 10 五十嵐豐吉
東北中學校 9 加藤 利吉
仙臺育英中學校 14 出村佛三郎
東北學院中學校 17 櫻井 肇山
梅檀中學校 10 櫻井 肇山
高等女學校

宮城縣 第一高等女學校 16 齋藤 文
第二高等女學校 20 野口 秀敏
第三高等女學校 4 丹澤 美助
白石高等女學校 10 大村文七郎
同 角田高等女學校 8 鈴木 壽
同 石卷高等女學校 10 金子 武雄
同 同氣高等女學校 9 梶谷 健吉
同 古川高等女學校 12 諸石 靖
同 登米高等女學校 8 湯澤 茂
同 若柳高等女學校 8 梅森 浩
同 仙臺高等女學校 12 關原 重雄
宮城女學校 7 高橋 重人
尚綱女學校 13 杉良 善照
常盤女學校 13 杉良 善照
吉田高等女學校 10 金山 活牛
三島東北女子職業學校 三島 よし
學園東北女子職業學校 三島 よし
生徒數一、三三

朴澤松操女學校生徒數六二
築館高等家政女 4 松井 清作
石卷實業女學校 7 伊藤善右衛門
實科高女縣内二十五校
宮城縣農學校 9 相澤 庸治
同 栗原農學校 8 馬場 庄介
同 黒川農學校 3 齋藤義一郎
同 小田農學校 8 春田 光治
〔農科4林科4〕
柴田農林學校 3 福田 建策
宮城縣農學校 6 全先 清水
加美農蠶學校 3 本間 直人
同 伊具農蠶學校 3 永井 德
同 同理農蠶學校 3 鈴木 長治
同 南郷農學校 1 河合 盾丸
同 水産學校 6 佐藤 吉文
同 工業學校 6 佐藤 吉文
〔機械電氣科三三人木材工藝科六人第二部機械科九人〕
仙臺工業學校 高久 榮一
仙臺商業學校 20 蟻川 行道
石卷商業學校 間室 四郎

宮城縣 氣仙沼商業學校 2 鈴木 健治
同 古川商業學校 5 伊藤 市見
東北商業學校生徒數四三一
〔福島縣〕
宮城縣 上沼實業學校 4 後藤 直哉
〔福島縣〕
安積中學校 20 羽曾部千代八
磐城中學校 25 淺水成吉郎
福島中學校 16 小橋山久作
相馬中學校 16 渡部 乙彦
會津中學校 21 山森 正一
喜多方中學校 10 甲斐 俊次
保原中學校 10 齋藤 俊次
白河中學校 10 幸野 岩雄
安達中學校 10 大竹 才悟
田村中學校 10 齋藤 榮一
雙葉中學校 10 吉田 廣佐
私立石川中學校 11 森 深造
福島高等女學校 20 鹽津 環

會津高等女學校 20	荒川 信吉	喜多方商業學校 7	行宗 繁殖	一關高等女學校 10	畑田 清吉	同 盛農園藝學校 4	小山幸右衛門
磐城高等女學校 20	正木貞二郎	白河商業學校 4	丹野吉五郎	同 久慈農林學校 4	同 久慈農林學校 4	同 久慈農林學校 4	奧野 幸隆
安積高等女學校 17	五十嵐正彦	郡山商業學校 10	吉田 專治	同 農蠶學校 5	同 農蠶學校 5	同 農蠶學校 5	田子 文忠
相馬高等女學校 12	佐藤 才吉	相馬商業學校 3	鈴木 勝利	同 水産學校 6	同 水産學校 6	同 水産學校 6	富永盛治郎
白河高等女學校 10	山下 美一	平商業學校 12	服部 甲	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家
喜多方高等女學校 8	加瀬 義助	(岩手縣)		同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家
郡山淑徳女學校 10	今木 一郎	岩手縣師範學校 13	富野壯子路	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家
福島高等家政女學校 4	鈴木 春治	同女子師範學校 10	森岡 文策	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家
實科高等女學校		岩手縣盛岡中學校 21	武智啓次郎	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家
縣内二十七校アリ		同 一關中學校 13	溝口 亮一	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家
蠶業農學校 7	三田村興二郎	同 福岡中學校 10	及川俊次郎	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家
岩瀨農學校 6	荒川 靖	同 遠野中學校 10	辻 悅淳	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家
會津農林學校 6	田附卯一郎	同 黒澤尻中學校 11	前野喜代治	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家
相馬農蠶學校 6	佐藤 弘毅	同 花巻中學校 10	樋渡卯左衛門	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家
東白川農蠶學校 3	山野邊義彦	同 岩手 中學校 10	佐々木 暫郎	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家
信夫農學校 4	關 泰平	私立盛岡禪林中學校 3	佐藤 大麟	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家
田島農林學校 6	潮田 豊	盛岡夜間中學校 4	鈴木 直巳	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家
會津工業學校 34	高橋 清章	釜石夜間中學校 4	三澤 長次	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家
川俣工業學校 3	富田 千秋	岩手 高等女學校	萬谷 達道	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家
平工業學校 2	立花 幸吉	盛岡高等女學校 12	高橋理八郎	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家
福島商業學校 10	田中 健三	花巻高等女學校 8		同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家
若松商業學校 10	稻村良之助			同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家
須賀川商業學校 5	齋藤 清三			同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	同 盛岡工業學校 17	増田 精家

同 八月中學校 16	小野寺重吉	同 弘前工業學校	藤江乙次郎	同 山形工業學校	山崎 熊吉	同 山形工業學校	杉山 哲也
同 野邊地中學校	那須 正一	同 青森工業學校	西村 文雄	同 山形工業學校	同 山形工業學校	同 山形工業學校	平川秀五郎
同 水造中學校 10	筒井 東衛	同 商業學校	尾藤 信正	同 山形工業學校	同 山形工業學校	同 山形工業學校	久野 省三
青森市立中學校 7	松本興三郎	同 商業學校	久保田信三	同 山形工業學校	同 山形工業學校	同 山形工業學校	住登 勝藏
青森高等女學校 16	秋山 篤英	同 商業學校	館山 太吉	同 山形工業學校	同 山形工業學校	同 山形工業學校	萩野 忠事
弘前高等女學校 16	三浦 茂六	(山形縣)	下山信次郎	同 山形工業學校	同 山形工業學校	同 山形工業學校	
同 青森高等女學校 13	富澤 豊	師範學校	大西 蕪	同 山形工業學校	同 山形工業學校	同 山形工業學校	菅原 信治
同 五所川原中學校 8	田中 傳吾	同 女子師範學校	久米卯之彦	同 山形工業學校	同 山形工業學校	同 山形工業學校	田邊 長助
同 三本木中學校 9	對馬助五郎	同 山形中學校	三浦三義人	同 山形工業學校	同 山形工業學校	同 山形工業學校	坂本 定徳
同 青森市立中學校 12	大井 章	同 山形中學校	岩淵 勝郎	同 山形工業學校	同 山形工業學校	同 山形工業學校	新家 利一
同 青森高等女學校 8	前田 忠一	同 山形中學校	眞木 道喜	同 山形工業學校	同 山形工業學校	同 山形工業學校	横地 得三
同 堤橋高等女學校 8	村中 末吉	同 山形中學校	五十嵐善作	同 山形工業學校	同 山形工業學校	同 山形工業學校	相田 泰三
同 弘前女學校 23	實科高等女學校縣内ニ七校アリ	同 山形中學校	水野昌之介	同 山形工業學校	同 山形工業學校	同 山形工業學校	小川 景重
同 實業學校		同 山形中學校	内藤 理八	同 山形工業學校	同 山形工業學校	同 山形工業學校	中川 秀松
同 青森縣立中學校 14	工藤藏之助	同 山形中學校	三浦三義人	同 山形工業學校	同 山形工業學校	同 山形工業學校	高橋 一郎
同 三本木農學校 14	川上 三郎	同 山形中學校	岩淵 勝郎	同 山形工業學校	同 山形工業學校	同 山形工業學校	岸本 達三
同 五所川原農學校 15	菊池幸次郎	同 山形中學校	久米卯之彦	同 山形工業學校	同 山形工業學校	同 山形工業學校	田尾 一
同 柏木農學校		同 山形中學校		同 山形工業學校	同 山形工業學校	同 山形工業學校	高橋熊五郎

盲、聾啞學校

同 盲學校 同人

秋田縣立盲啞學校

中山 源吉 一七

東北六縣主要圖書館 (昭和十四年)

館名	種別	藏書冊數	前年度 閱覽人員	館長
宮城圖書館	縣立	一五、九八	六七、七四	菊地勝之助
石卷圖書館	市立	四、六六	三六、一五九	石母田正輔
福島圖書館	縣立	五、八二	六、〇〇八	阿部 恭登
會津圖書館	市立	三、九〇〇	五、二七	菅野義之助
岩手圖書館	縣立	四、三六	六〇、一五	菅野龍太郎
青森圖書館	市立	五、八四九	六五、五三	吉岡龍太郎
弘前圖書館	市立	三、一七九	一〇五、八一	工藤 彌市
八戸圖書館	市立	一、〇三三	八、九〇〇	駒嶺 賢治
山形圖書館	縣立	五〇、一四〇	一四三、三〇〇	田代洗太郎
山形圖書館	市立	一五、四三一	二四、六七	半田喜代藏
米澤圖書館	市立	四六、〇四三	二七、三九	赤井運次郎
光丘文庫	私立	四八、五〇六	九三、三六二	白崎 良彌
秋田圖書館	縣立	一〇三、六五〇	一三六、七三二	小野 襄

新博士

(一四・九一—一五・八)

(東北六縣關係並に東北關係)

〔醫學博士〕 松田季五郎(東 谷延三郎(大阪) 山下龜久男(佐 京) 小島修吾(長野) 恩地建 賀) 沖田柱治(島根) 神岡日

學 藝

同 角館高等女學校 4 廣山 仲
同 橫手高等女學校 8 瀧澤 厚
同 湯澤高等女學校 8 久司 慶三
同 土崎高等女學校 8 伊藤 孝一
同 小坂高等女學校 5 木口 長吉
同 聖靈高等女學院 12 園部 ビア
同 秋田高等家政女學校 19 千葉源之助
秋田愛國女學校 5 兒玉庄太郎
阿仁實科女學校 5 佐藤 信一
實科高等女學校縣内ニ二校アリ

實業學校
秋田縣大曲農業學校 9 小林 直村
同 鷹巢農林學校 7 手島 胤巳
同 金足農業學校 7 井上 春吉
同 秋田工業學校 21 豐口 精一
同 能代工業學校 12 志賀龜之助
秋田市商業學校 10 皆川 一
土崎商業學校 9 鈴木 竹藏
能代商業學校 2 工藤 茂治

岩手縣立盲啞學校 柴内 魁三一四
青森縣 縣立青森盲啞學校 柿崎 守忠 三
同 八戸盲啞學校 星 三藏 空
山形縣 山形縣立盲啞學校 吉川 直次

吉(福島) 竹内孝(東京) 鈴木 田中 武(福島) 同
磯(宮城) 河田信時(同) 水谷 菊田 敬吉(岩手) 同
博(愛知) 川名浩(東京) 太田 千葉修太郎(宮城) 同
文雄(同) 岡田竹文(長野) 矢 萩原 廣(山形) 名古屋帝國大
戸仙太郎(宮城) 大和田一男(茨 海野金一(宮城) 同
城) 笹野榮(福岡) 大石基一 紺野 義重(福島) 同
(宮城) 澁田八郎(北海道) 相 船山 温(山形) 同
澤鑑(宮城) 鄭圭元(朝鮮) 宮 南條 一(宮城) 日本醫科大
坂治雄(長野) 金田晴司(愛知) 楠信男(宮城) 芳賀磐根(宮 本間 文雄(山形) 同
長倉五郎(静岡) 上國料興市(鹿兒島) 横 島山 勳(秋田) 同
井憲一(茨城) 陳志藻(中華民 小松 齡司(山形) 同
國) 梶原義(東京) 森重大作 三瓶 一二(福島) 同
(山口) 大迫不二夫(静岡) 正田 福田 浩藏(岩手) 京都府立醫
亨四郎(群馬) 菅野弘(宮城) 今田 昌平(宮城) 千葉醫科大
竹澤弘(栃木) 大林一三(東京) 砂金 馨(青森) 同
森良二(青森) 以上東北帝國大 南 武(福島) 同
杉山萬喜藏(秋田) 北海道帝國 安孫子連四郎(山形) 同
大學 島 政信(同) 同
林 信治(山形) 同
齋藤 兵治(同) 同
岡本 正三(福島) 同
佐藤文太郎(山形) 同
高坂 知甫(山形) 瀧洲醫科大
大田 堅藏(秋田) 慶應義塾大學

秋山 和泉(山形) 同
佐賀 愛二(岩手) 同
荒谷 善治(秋田) 同
岡田 一平(福島) 同
土屋 敏(岩手) 同
齊藤七五三男(福島) 同
大里 文祐(秋田) 東京帝國大
高橋 利貞(同) 同
早川 宏學(同) 同
八田 貞義(福島) 同
遠藤 卓夫(山形) 同
門脇 良德(同) 同
丸山龜久治(青森) 同
白崎 重彌(山形) 同
五十嵐善榮(福島) 新潟醫科大
渡邊 亮昌(福島) 同
田代 秋策(福島) 同
新井 八郎(山形) 同
温美 義行(宮城) 京城帝國大
伊藤高麗夫(青森) 同
橋本 幸三(青森) 東京慈惠會
醫科大學 東京帝國大學

木村 登(宮城) 九州帝國大
山家 敏雄(福島) 大阪帝國大
〔醫學博士〕 野邑雄吉(山口)
小林要三(廣島) 大石三郎(山
形) 河野義禮(大分) 湯本清
比古(長野) 高木外次(富山) 岡
好良(宮城) 自在丸新十郎(大
分) 後藤秀弘(兵庫) 高橋進
一(滋賀) 遠藤誠道(福島) 杉
山敏郎(静岡) 以上東北帝國大
學
荒川秀俊(福島) 東京帝國大學
〔工學博士〕 石田求(福井)
松本潤一郎(千葉) 佐藤隼夫(鹿
兒島) 川村偉二(青森) 青柳
健次(京都) 以上東北帝國大學
齊藤豐三(福島) 京都帝國大學
〔農學博士〕 矢野英雄(山形)
齊藤孝藏(秋田) 九州帝國大學
〔醫學博士〕 服部安藏(山形) 同
東京帝國大學

東北産業科 研究所

役員 (昭和十五年三月末日現在)

理事 横山 助成

理事 金森 太郎

理事 渡邊男二

理事 猪熊 貞治

理事 田坂 一郎

理事 龜山 直人

理事 藤澤 進

理事 村松 市作

理事 保坂 文藏

評議員

横山 助成

植松 練磨

二瓶 貞夫

渡邊男二

首藤 英二

吉見 静一

猪熊 貞治

蜂谷 洲平

樋口 邦雄

椎野 與七

坂本 文藏

丹治 俊一

山中 鍊治

安田 吉助

安藤 信昭

龍野 昌之

金森 太郎

村上 正彦

山下 太郎

小野塚 彬樹

村松 市作

萩原 俊一

田坂 一郎

山内 武夫

龜山 直人

藤澤 進

新井 淑

平手 勤次郎

杉山 正雄

戸田 吉

四七〇

(六) 農林、水産、畜産関係	四三	二一	九二〇.〇〇
(七) 社会問題	三三	八	四八.五
(八) 政治、財政、法律其他雑計	一一三	一六	一〇七.六
三、調査物刊行	六九	二二	一、四四三.三
○産研資料			
昭和十四年七月 資料第二輯			

本年度中蒐集せる資料左の如し	分	類	別	冊数	寄贈	購入	金額	備考
(一) 經濟一般、企業、金融	三	三	五	二七	五〇.七六			同 一月 第八輯 東京向東北地方移出貨物數量調査
(二) 交通、商業	三	三	二	一七	五、〇五			同 一月 第九輯 東北に於ける除蟲菊の栽培
(三) 化學機械、其他工業一般	六	九	三	一八	一八三.九六			同 七月 第六輯 山形縣に於ける下請工業の現況、福島縣に於ける下請工業の現況、要、仙臺市に於ける主要工場概要
(四) 電氣事業	九	一	五	八	三〇〇.〇〇			同 七月 第七輯 東北興業株式會社關係重業の製品供給に關する調査
(五) 鑛業關係	八	一	八	三	五二.三〇			同 八月 第七輯 東北地方鑛山に關する資料
								同 七月 第五輯 朝鮮金山開發株式會社設立書類、帝國鑛業開發株式會社設立書類、金屬を原料とする塗料及顔料に關する調査
								同 二月 第十一輯 東北鑛業の趨勢

同 三月 第十二輯 醫藥品に關する調査

同 三月 第十三輯 本邦硬化油工業の現況

○其他 昭十四年五月 福島縣鑛物資源に關する調査資料

同 五月 青森縣苹果振興企業に關する調査中間報告

同 七月 電解法による硫酸アルミニウム精製の研究

同 七月 黒文字油製造事業に關する調査

同 七月 在京相談役顧問の意見の概略

同 八月 内閣東北局委員參與懇談會概要

同 昭和十五年一月 草炭に就て(一)

同 一月 東北地方に於ける企業條件に關する調査

同 一月 東北地方産業經濟統計表

同 三月 東北地方に於ける地域別、鑛種別、鑛物資源分布表

同 三月 紡織用水管に關する調査

調査研究事項 一、地域別企業調査 前年度に引き続き氣仙地方、會津地方、青森地方並新に選定せる横手地方及米澤地方の夫々に適切なる事業計畫につき相談役顧問の指導を受けて調査を進めたり

(一) 氣仙地方(炭化石工業) 氣仙地方に於ける原料石灰石

(二) 會津地方(電爐工業) 前年度より繼續したる會津地

方に於ける磁石資源の利用を中心としたる電爐工業に就ては其の後調査研究を進めたる結果既に原料たる磁石の分布状況、電力關係、技術關係並に現況關係の調査を了し目下企業計畫立案検討中なり。

(三) 青森地方(造船工業) 前年より繼續したる本計畫に就ては一應調査を完了し、目下企業計畫に對する成案に付検討中なり。

(四) 横手地方 本地方に於ける研究事業は東北産杉皮利用による活性炭の製造事業に決定し既に原料關係の一部につき調査を了し引續き目下技術的研究調査を取進め中心なり。

(五) 米澤地方 本地方に於ける研究事業は工具製造事業に決定し、現地に於ける勞働力、機械工場等の企業條件に關し一部調査を爲し十五年に於て工具工業の

現況其他技術關係調査を爲す豫定なり。

二、東北地方經濟基礎調査 (一) 東北地方に於ける企業條件に關する調査 東北地方に於ける企業條件に關し交通運輸關係、市場關係、資金關係、勞力關係、電力及資源關係、其他當地方に於ける企業條件の一般的諸特徴を明確ならしむる目的を以て之等につき實證的調査研究を爲し昭和十五年一月之を公刊し關係各方面に配布せり。

(二) 東北地方に於ける木炭に關する調査 長谷田顧問に委嘱し東北地方に於ける木炭の生産供給並に生産諸關係につき經濟調査を爲し目下取進め中心なり。

三、東北興業株式會社に關する有する經濟調査 硫酸アンモニヤの生産、配給消費、アルミニウムの生産、配給、消費等肥料其他の電

氣化學工業に關聯する調査及其の他東北興業株式會社の事業に關聯を有する製品三十品目餘の生産配給消費に關する調査を行ひ前掲「東北興業株式會社關係事業の製品配給に關する調査」として刊行せり

四、東北地方産業經濟に關する統計の蒐集整備
東北地方産業經濟の全部面の基礎數字を蒐集整備し、昭和十五年一月「東北地方産業經濟統計表」を公刊し關係方面に配布せり。

五、東北地方經濟文獻目錄の作成
前年度に引き續き長谷田順間指導の下に蒐集調査を進めたる結果本年三月一應の完了を見たるを以て目下印刷中なり。

六、其他一般經濟調査並に經濟法規に關する調査
左記につき調査せり。
(一)輕金屬事業法に關する調査
(二)軍用資源秘密保護法に關する調査

(三)國家總動員法による總動員試驗研究令の調査
(四)金屬を原料とする塗料及顏料に關する調査
(五)マンガン鑛の需給に關する調査
(六)最近に於ける塗料會社の業績
(七)醫藥品に關する調査
二、化學工業科
一、アルミナ製造中間工業試驗
昭和十五年三月末現在に於けるアルミナ中間工業試驗に關する設備並に陣容左の如し。

(イ)實驗所 板橋區志村中臺町 一、三、八、八 日本電氣化學研究所内
(ロ)實驗所面積 三十六坪 附屬寄宿舎 三室十坪
二、アセチレンを中心とする有機合成工業調査
三、草炭利用に關する調査
四、砂鑛製鍊に關する實驗
三、鑛業科
鑛産資源調査開發事業

昭和十三年十月内閣東北局主催關係官廳協議會及昭和十四年三月當研究所主催鑛物探査事務打合せの決定要綱に基き實施せる昭和十四年度事業は左記の如し。

(イ)鑛石標本配布に關する調査
○鑛石標本配布數

縣名	探査員數	送付鑛石數	分析廻數	有望鑛石數
福島	一六	五〇六	六〇	三
宮城	一〇	四〇	四	三
岩手	一〇	三九	六	八
青森	一〇	一五	一	一
秋田	一〇	四七	一	一
合計	五〇	一、〇八六	七二	一六

(ハ)實地調査に關する件

縣名	鑛區所在	備考
福島	大沼郡川口村、本名村、横田村地内	東興出願
同	大沼郡横田村、南會津郡伊北村地内	同
同	下閉伊郡小川村地内	同
同	下閉伊郡津輕石村、豐間根村地内	同
同	下閉伊郡花輪村、豐間根村地内	同
同	下閉伊郡豐間根村地内	同
同	下閉伊郡川井村地内	同

(一)實地調査せる新發見鑛區

縣名	鑛區所在	鑛區坪數
大沼郡川口村、本名村、横田村地内	一、〇〇〇、〇〇〇	
大沼郡横田村、南會津郡伊北村地内	九六二、五〇〇	
南會津郡伊北村、朝日村地内	九二〇、〇〇〇	
岩手縣		
鑛區所在		
下閉伊郡小川村地内	一、〇〇〇、〇〇〇	
下閉伊郡津輕石村、豐間根村地内	一、〇〇〇、〇〇〇	
下閉伊郡花輪村、豐間根村地内	九七〇、〇〇〇	
下閉伊郡豐間根村地内	一、〇〇〇、〇〇〇	
下閉伊郡川井村地内	一、〇〇〇、〇〇〇	
下閉伊郡船越村地内	九六〇、〇〇〇	
山形縣		
鑛區所在		
西村山郡五百川村、西置賜郡西根村地内	一、〇〇〇、〇〇〇	
西村山郡西五百川村七軒村地内	一、〇〇〇、〇〇〇	
南村山郡木澤村、柏倉門傳村地内	一、〇〇〇、〇〇〇	
北村山郡尾花澤町、宮澤村地内	九三〇、〇〇〇	
東田川郡東村地内	一、〇〇〇、〇〇〇	

山形 西村山郡西五百川村、西置賜郡西根村地内 右 同
同 西村山郡西五百川村、七軒村地内 右 同
同 南村山郡木澤村、柏倉村地内 右 同
福島 南會津郡朝日村地内 備考
同 南會津郡荒海村地内 右 同
同 河沼郡寶坂村地内 右 同
同 本吉郡唐桑村地内 探査員紹介
同 岩手縣 氣仙郡赤崎村、猪川村地内 右 同
同 岩手縣 岩手郡御所村地内 探査員所有
同 青森縣 南津輕郡大鰐町地内 探査員紹介
同 秋田縣 上北郡七戸町地内 右 同
同 雄勝郡院内町地内 探査員所有
同 雄勝郡小野村地内 右 同
同 雄勝郡秋ノ宮村地内 探査員紹介
同 鹿角郡七瀧村地内 右 同
同 北秋田郡長本村地内 右 同
同 西村山郡五百川村地内 探査員所有
同 最上郡萩野村地内 右 同

(二)出願鑛區に關する調査
探査員の採取せる鑛石に付調査の結果試掘許可願を提出するの價値ありと認めしものを東北興業株式會社に推薦し、之に基き同社に於て出願に至りたるもの左の如し。

福島縣

鑛區所在

大沼郡川口村、本名村、横田村地内 鑛區坪數 一、〇〇〇、〇〇〇
大沼郡横田村、南會津郡伊北村地内 九六二、五〇〇
南會津郡伊北村、朝日村地内 九二〇、〇〇〇

岩手縣

鑛區所在

下閉伊郡小川村地内 一、〇〇〇、〇〇〇
下閉伊郡津輕石村、豐間根村地内 一、〇〇〇、〇〇〇
下閉伊郡花輪村、豐間根村地内 九七〇、〇〇〇
下閉伊郡豐間根村地内 一、〇〇〇、〇〇〇
下閉伊郡川井村地内 一、〇〇〇、〇〇〇
下閉伊郡船越村地内 九六〇、〇〇〇

山形縣

鑛區所在

西村山郡五百川村、西置賜郡西根村地内 一、〇〇〇、〇〇〇
西村山郡西五百川村七軒村地内 一、〇〇〇、〇〇〇
南村山郡木澤村、柏倉門傳村地内 一、〇〇〇、〇〇〇
北村山郡尾花澤町、宮澤村地内 九三〇、〇〇〇
東田川郡東村地内 一、〇〇〇、〇〇〇

一、魚肉利用工業に關する企業調査
のところで、岩手縣沿岸一帯の實地調査を爲し、此の程一應の調査完了を見、企業計畫案の報告を見た。

二、赤棉利用に關する研究
本邦中部より東北地方に亘り

て山間部に野生せるあかだを麻代用品として利用するの研究を東京帝大厚木教授の指導により進めたり。面して従来の研究により之が利用価値あるものと認めらるるに至りたるを以て新年度に於ては紡織試験並びに原料調査、栽培試験を爲す豫定を以て研究中なり。

三、除蟲菊栽培試験

安藤相談役の指導の下に東北地方に於ける除蟲菊の新規増殖につき基礎的研究を爲し、他方之が實地栽培試験を本明兩年度に亘り行ふことに決し、秋田縣農事試験場並びに青森縣農事試験場に委嘱せり。

四、鮫肉利用による魚膠精製に關する研究

本所顧問田所博士に委嘱し、鮫肉利用による魚膠の精製を爲さんとする研究にして目下委嘱研究中なり。

五、紡織用木管に關する調査

我國纖維工業の發達と密接な

る關係を有する紡織用木管工業の原材料として東北地方よりも原料潤葉樹材並に紡織用木管半加工品が相當數量移出せられつゝある事情に鑑み、將來の潤葉樹利用問題と關聯して紡織用木管事業に就き豫備調査を進めたり。

而して紡織用木管に對しては將來輸出向需要の増加を見込まれ得るにより、今後他の木管利用工業と共に一層の調査を進むる豫定なり。

六、果箱改良に關する研究

前年に引き続き農林省林業試験場に委嘱研究を進め、青森縣に於ける現地の意向を入れ、同場果箱改良の各種林檎箱につき昭和十五年二月十七日青森縣當局の協力を得て實地輸送試験を実施せり。試験の結果は大體成功を見たるも、尙實用化の爲には研究の餘地あるを以て目下林業試験場に於て繼續研究中なり。

七、鈎樟の調査

東北地方山野に野生する鈎樟より天然香料黒文字油の製造を爲す事業を農村工業的見地から検討を加へたるも尙原料並に製品の需要状況につき更に調査研究の要あるを以て、此の方面に對し調査を進むる豫定なり。

五、其の他

一、特殊合板の企業調査

商工省工務指導所に於て發明特許を得たる金屬及木材の特殊合板に就き之が企業化に必要なる調査研究を爲さんとするものにして、第一着手として其の用途調査を行ひ本製品のサンプルにより鐵道省、車輛會社、自動車會社、建築業者、内務省、同防空研究所等につき調査し、大體の成案を得たるを以て、目下特殊需要につき實地試験を爲す豫定にして、試験結果により之が實際化の方策を講ぜんとするものなり。

二、東北地方工業の實狀調査

新界の權威者を煩し東北地方工業の實狀につき調査を爲し、その改善を要すべき點を指摘し經營の合理化に資せんとするものにして、第一回の試みとして本所顧問宮城音五郎博士を煩し東北地方の機械關係工場を視察を委嘱せり。

因つて同博士は昭和十四年十一月及昭和十五年一月に、前後三回に亘りて之が視察調査を爲せり。

東北放送局一覽

(昭和十五年七月現在)

局名	呼出符號	周波數	放送開始年月日
東京 J O A K	全國五九〇大	四、三、三	都市八七〇昭六、四、六
中央 J O H K	七〇〇同	三、六、一六	
仙臺 J O H K	七〇〇同	三、六、一六	
秋田 J O U K	六五〇同	七、二、二六	
山形 J O J G	一、〇〇〇同	二、一、三〇	
弘前 J O R G	八四〇同	三、二、三二	
盛岡 J O Q G	八四〇同	三、二、三二	

東北振興

東北振興の現段階

大泉 八郎

事變と共に東北振興の意義もまた變化を蒙つてゐる。東北振興が唱へられるに至つたのは周知のやうに昭和九年の深刻な冷害をきっかけとしてゐる。昭和四、五年頃からの一般的な深刻な農業恐慌によつて特にいためつけられてゐた東北農村が同年の自然的災害によつて破局的様相を呈したため遽かに朝野の視聽を集めるに至つた。されば東北振興はその初においては東北救済であり、また後れた農業地帯たる東北の水平運動であつた。

然るに今や事態は一變した。一般にわが農村が救済の對象でなくなつたといふことは東北地方も憐憫或ひは同情の眼を以て見られることを要しなくなつたといふことである。否、それどころか東北地方は米や木炭やその他の農林水産物の最も豊富な供給地として事變下銃後國民生活の死命を制するほどの地歩を占めるに至つてゐる。救済乃至水平運動としての東北振興は今やその意味を失つた。然らば東北振興もまた無意味となつたであらうか。答は否である。東北は東北としての立場において事變遂行に協力しなればならず、そのためには東北が東北として有する力乃至特質が十分に闡明せられ、開發されることを要する。かゝることは遺憾ながら今まで十分に行はれてはゐなかつた。

東北振興 (東北振興の現段階)

しかし、かゝる東北振興の意義の變化がどの程度に意識されてゐるかは甚だ疑はしい。例へば第七十五議會における東北振興兩會社法改正法案委員會の審議を見れば、振興そのものの眞義に徹したものが甚だ少いと同時に、事變下新事態における東北振興の意義を把握した論議は殆どないといつてもよい状況である。(別項「第七十五議會と東北」参照)

一月二十六日宮城縣廳に開かれた六縣總務部長會議はいはゆる第二期綜合計畫樹立の準備をなす意味をもつたものであることは當日の清水宮城縣知事の挨拶からも窺へるが、この際議題となつたことは

- 一、第一期計畫においては山形、青森兩縣に對する事業が比較的少いから第二期計畫ではこの點を考慮すること
 - 二、港灣修築、鐵道網整備が各縣から要望され、特に東北本線の複線化によつて米穀、肥料、鑛石等重要物資の輸送配給を圓滑ならしむることが急務である
 - 三、東北地方の國有林の收益約四百萬圓を地方に還元すべきである
 - 四、電源開發の急務、猪苗代湖々面低下による増加電力の二三割は地方に留保すべきである
 - 五、地方税制改革について東北の特殊事情考慮の要
 - 六、東北地方には特に肥料が重要である。石灰窒素は製造されることになつてはゐるが、これについても、更に東北に多産する硫化鐵礦による硫酸の製造が急務なる折柄、これについても、政府の善處を要望する。
- 等々の事項である、徒らに原理原則論に没頭するのは非實際的で

あるとしても以上の如きは東北當面の案件の二三であるといふ意味において、東北振興に無関係ではないといへるがらものである。しかしながら見様によつては、このあまりにも當面的實際的な論議は無意識のうちに、東北振興の目標の變化を承認してゐるものといふことができる。

以上の如き意義の變化にも拘らず、現實に東北振興事業なりとして行はれ來つたことにはむしろ甚だ變化が少い。元來振興事業そのものが不十分、不適切なものであつたのであるが、しかしそれ故に事業内容としては時局的なものが早くから探り上げられてゐたといふ關係もあれば、また事變下に一層それが促進されてゐる關係もある。

とにかく昭和九年十二月の内閣東北振興調査會が十一年夏に至つて決定答申したいはゆる東北振興第一期綜合計畫は十二年度より十六年度に至る五ヶ年繼續事業として國費地方費計約三億五千萬圓を投せんとしたものであるが、これが十五年分豫算として第七十五議會に提出されたものは四千七十三萬圓であつた。當初計畫においては本年度は五千六百二十八萬圓となつてゐたものである。四千七十三萬圓の各省別内譯は

- 内務省 八、一〇四、千圓
- 大藏省 二、二四、五
- 文部省 四二〇
- 農林省 二六、六五六
- 商工省 三〇二
- 逓信省 一、八四七

存の小設備を買収したに過ぎぬものもある。東北振興の見地より見るときは、前者は東北振興の名を冠せられてはゐるが東北的といふよりむしろ全國的の事業であり、後者は反對に東北的といふべくあまりに局地的である。何れも、東北に關係がありその隆昌は東北を多かれ少かれ潤ほすであらうといふ意味において興業會社の事業たるに値ひするものである。

かくの如きに對してアルギン酸、ペントナイト等の如き新事業は未だその規模が大でなく、またその前進も不明ではあるが、東北特産の物資を原料とするだけ独自の事業として注目すべきものである。同様の意味で成績を擧げてゐるのは振興皮革である。これは殆ど全部水産皮革を處理し、皮革拂底時代において貴重な貢獻をなしてゐる。

この振興皮革はこれと密接な關係ある振興水産と共に小規模ながら、既に収益を擧げつゝある僅少な事業の中に數へられるものである。既存事業を買収した企業及び既存事業に資本參加した場合にあつては勿論直ちに配當収益があるべきであるが、かくの如きものも餘り多くはない中において兩者は異彩を放つてゐる。しかし振興水産について問題を擧げれば、同社の活動は一般遠洋漁業企業と全く同様なものがあり、同社は屢々その根據地神奈川縣三崎港においては水揚記録を樹立してゐるが、かくの如き一般民業と全然同一地盤に立ち、むしろ競争する立場にある如き事業の經營振りは如何なものであらうか。同社が特殊會社たる以上こゝには検討を要する原則的な問題が潜んでゐるとしなければならぬ。

かゝる見地から見ると興業會社の直營として行つてゐる各種

東北振興（東北振興の現段階）

厚生省 一、一二九

となつてゐる。

更に事業別に見れば、治水事業四百八十一萬圓、道路新設改修百九十五萬圓、林道開設等林業關係百十七萬圓、耕地改良事業九十八萬圓、畜産施設整備九十八萬圓、開墾事業九十四萬圓等を主な種目としてゐる。これらは既に立案發表當時に批評されたやうに、これを以て特に東北地方を振興せんとするには甚だ不十分、不適切であり、また東北振興といふ如き掛聲がなくとも當然行はるべきことであつて、東北としては實施してもらふことは必要であつても、これを以て満足できるものではない。しかも例へば鐵道網の整備、港灣施設の整備、鑛業開發促進等は東北振興といふ立場よりもむしろ國の必要として甚だ緊急化してゐるのである。

東北振興電力兩會社の事業についても同様なことはいへる。東北興業會社の關係會社は昭和十五年初頭において三十一社、その資本總額一億四千七百九十三萬圓、内興業會社の出資は五千三百五十一萬圓、興業會社直營事業は十六、その計畫資金六百八十萬圓といふ現勢を示してゐる。

事業種別に見れば、資本金五千萬圓、内興業會社出資二千五百萬圓の東北振興パルプを初として、東北振興化學、東北振興アルミニウム等を大口とし、金屬機械工業、化學工業、纖維工業、皮革工業、窯業等殆どあらゆる工業部門を網羅し、更に鑛業水産業農畜産業においても自營及び投資の數種がある。これら事業は、例へば振興アルミニウム、振興化學等の如く國策の見地から全然新たに設立されたものもあり、また數多くの小會社に見る如く既

貸付、即ち大型鐵道船、小型漁船を縣或ひは縣漁聯に相當の長期に亘つて貸付け、また畜牛、綿羊を各縣に貸付け、アンゴラ兔を無償交付してゐる如きは會社の特質からいつても全く適切だとすべきである。

東北振興電力の業況については詳細を知るを得ないが、立石外六發電所は既に完成し、神代外六發電所は工事中、大谷外三發電所は計畫案變更により工事準備中で事業の進行は順調である。

東北振興を東北興業會社並びにその子會社のみによつて圖らうと考へるものもないであらうが、たしかにこの特殊會社と東北振興事業そのものが完全に一體だとすることはできない。振興事業の成績の擧げないことを以て單にこの會社のみ責任とすることのできぬ所以である。しかし同時に、本會社は何よりも東北振興を目的として設立されたものであるから、その事業が東北振興の見地から見て適切なりや否や、またその活動は十分かどうかは検討の餘地が多い。かゝる意味において同社の現在及び今後における二三の問題點を擧げれば

(一) 公益優先が強調されるに至つた今日、特に特殊會社たる當社としては収益増加に狂奔するを要せざる如くではあるが、兩會社法によつて規定されてゐる通り一面たしかに營利會社であるとするれば、事業により利潤を擧げることが絶対に必要なわけである。關係事業が未だ緒に就いたばかりであるから未だ見るべき業績がないのは致方ないといへやうが、第七十五議會において兩會社法改正法案が衆議院を通過するに際して附せられた希望條項にもいふ如く、本社が官僚的に流れてゐる弊は蔽ひがたく、會社の本質そのものが不透明なものと相俟つて、事業と

して成績が大いに擧つてゐるとはいへない。當社の事業がそれ自體として利潤を生むやうでなければ、當社事業が意味するべきに於いても東北振興は自律的、自動的運動として軌道に乗り得ないこととならう。

(二) 反面、同會社關係事業中比較的好成绩を示してゐる振興水産を例にとつて見れば、同社の事業は通例の漁撈事業から殆ど改善指導、新漁場開拓等に特別の力を拂つてゐるとも見えない。かくては徒らに民間事業と競争壓迫するのみとならう。東北振興が單に東北の水面からより多くの魚介を漁獲することであり或ひは東北に船籍を有する漁船によつて同様の結果を生むことだとすればそれまでであるが、東北地方の漁民の生活を向上せしめ、或ひは民間水産業に一段の活力を注入するにあるとすれば同社の營業振りに若干の問題があるとならねばならぬ。

化學工業

八、二九六千圓
一、五二〇

(三) 例へば砂鐵精煉の研究の如き從來も行はれてはゐたが、かくの如き新規事業に力を入れ自ら企業するといふよりは企業化し得る道を拓くことに重點をおくべきである。

(四) 以上のやうな立場からは營利主義の一擲とまでは行かなくとも營利第一主義は再吟味されねばならぬ。根本的には會社法の再検討にまで溯らねばならぬ。

(五) 重點主義はまた次の如き點に現れるべきである。東北振興が農業關係の改善を度外視しては無意味であることは無論であるが、兩會社にこれを要求するのは無理といふべきであらう。畜牛、綿羊の貸付事業特産物の販賣斡旋の如きは全面的改善のためには効果が薄いがなほ大いになさるべきものである。即ち當社は徒らに聲を大にして萬能藥的効能を吹聴するよりはその能力の限界を知つてその内に最善を盡すべきである。

東北振興の意義はたしかに變化した。しかしながらそれは東北そのものが變化したからではなく、或ひは東北自體に變化があつたとしても、それは例へば農産物の値上りといふ如きいは表面的、偶然的な部面においてであつて、朝野をして東北振興を叫びしむるに至つた根本的事情は殆ど變化を見ないのである。むしろ事變の影響の下に「他の農業地方におけると同様」の新たな困難が発生してゐる。故に東北振興兩會社を重要な一翼とする東北振興事業の基礎理論の貧困は依然として深刻なものがある。興業會社の事業の一二について指摘した如き事項はすべて東北振興とはそもそも何でなければならぬかといふことが明確に把握されてをらぬことから來てゐるといへやう。これは勿論政府當局者、會社當

東北振興 (東北振興の現段階)

三、二五〇
一、六六九
二、六五六
一四五

運轉資金 一、八八六

目新しい事業としてはいよいよ硫安製造會社の設立が目論まれその他にも亞炭低溫乾溜、植物油精製、飼料製造等が計畫されてゐる。林檎輸出會社の設立投資などもある。第七十五議會で政府の東北振興に對する補助金限度は五百五十萬圓から八百五十萬圓に引上げられ、振興電力の社債發行も拂込資本の五倍までできることとなつた。兩會社並びにその關係會社はかくして事變の下に、その意義に重大な變化を來した東北振興に一層邁進すべき使命を負ふものである。何といつても東北局と共に國の東北地方に對する直接の且つ専門の觸手たるものであるから時局下東北地方をして事變完遂に協力せしむる新東北振興運動の急先鋒とならねばならぬ。そのために再検討すべき或は新に考慮すべき二三の點を擧げれば次のやうである。

(一) 宇都宮東北局長が第七十五議會で言明した如く重點主義をとることは最も急務である。

(二) 重點の具體的内容は例へば肥料の製造、鑛産資源の開發の如きであるが、東北の隠れた力を總動員する意味において後者は殊に重要である。採算を度外視せよとはいはぬが採鑛等ますます積極的に、且つ民間企業を指導する立場においてなすべき

事者等について言へるのみならず、實に東北の地元そのものについて強調しなければならぬところである。

封建的要素を多分に殘してゐるわが國農業は或る意味においてわが國民經濟の重要な支柱ではあるが、その反面においてはその發展を阻害する要因をもなしてゐる。このわが國農業の矛盾が最も深刻に露呈してゐるのが外ならぬ東北地方である。氣候の寒冷の如き自然的事情や維新以來の歴史的事情等が錯綜してゐるとはいへ、問題の核心はこゝにあり、故に東北問題の本質は農業問題である。事變の影響下にわが農業には新たな困難が追加されてゐる。基礎的事情は依然たるものがありながら、表面的には收支難が緩和され、勞力資材不足による生産難が現れてゐる。農業の根本的再編成の必要がますます緊急化してゐる。

曾て東北振興は後れた東北地方を引揚げ、少くとも他地方並みにすることであつた。舉國興亞の大業完遂に向つて邁進しつゝある現在においては東北はその有する全力を擧げてこれに参加し、その相應の部署を守らねばならぬ。これが今の東北振興である。從來東北振興事業として行はれ來つた事業が不要であつたとも、不要になつたともいふものではない。しかしそれは甚だ不十分であつたし、また不適切であつた。まづ何よりも東北の基幹たる農民がその全力を以て國民經濟に寄與し得る如き状態が確立されねばならぬ。この意味においては東北振興の根本問題は少しも變つてはゐない。勿論東北を單純に農業地方と規定し、またそれに縛りつける如きは許されぬ。現に東北の工業化は駁々として進みつつあり、鑛産物の増産まためざましい。各種生産物價額の増加を以て東北振興といふならそれは既に相當程度に達成されてゐる

といへる。問題の中心は勿論そこにはない。わが農業問題は東北問題を解決し得なければ眞の解決に到達したとはいへない。非常に大きな問題であるが、依然として、否まします緊急なものとしてこの問題は残つてゐる。

東北振興豫算要綱

明年度豫算中東北振興関係豫算並に明年度事業計畫を説明するため招集された東北局長委員

會は十二月二十日午後三時半より首相官邸に開會政府側 遠藤書記官長、宇都宮東北局長その他関係官、委員側 淺田男、松岡男、横山、石黒、松井の各委員出席、先づ遠藤書記官長より挨拶あり、次いで宇都宮東北局長より左の如き東北振興第二期綜合計畫調査委員會豫算、東北興業並電力兩會社に對する政府の起債保證増額承認及び各省豫算中東北振興に關係ある事項とその事業計畫に關し詳細なる説明をなし、次に横山東北興業、振興電力兩會社總裁より會社關

係事業の内容につき説明、之に對し淺田、石黒、松岡の各委員より簡単な質問あつて同三時十分散會

七ヶ年二百萬圓(一)地方港灣大船渡、港(岩手)七ヶ年八十萬圓(二)中小河川改修四十萬圓(全國分) 追川(宮城)七ヶ年六十五萬圓、淺瀬石川(青森)四ヶ年四十二萬五千圓(一)東北振興基本施設調査費二萬圓(一)道路改良經費五百九十二萬五千圓(全國分) (二)國道改良費四百七十四萬五千圓(全國分) (一)馬淵川改修費追加七ヶ年六十一萬二千圓 (一)阿武隈川改修費追加十萬圓 (一)厚生省關係 (一)母性乳幼児體力向上指導八十六萬三千圓(全國分) (一)農村隣保施設助成十五萬圓(全國分) (一)寄生蟲豫防二十三萬圓(全國分)

△農林省關係 (一)重要農産物耕地開墾助成七百四十一萬八千圓(全國分) (二)自作農耕地開發助成に關する經費増十六萬五千圓(同) (一)農用公共施設改良事業七十萬一千圓(同) (一)暗渠排水床縮客土事業五十五萬二千圓

△農林省關係 (一)重要農産物耕地開墾助成七百四十一萬八千圓(全國分) (二)自作農耕地開發助成に關する經費増十六萬五千圓(同) (一)農用公共施設改良事業七十萬一千圓(同) (一)暗渠排水床縮客土事業五十五萬二千圓

△通信省關係(一)金増産の爲にする送配電施設助成二百六十七萬圓(全國分)

東北振興電力十五年度事業計畫

東北振興電力では昭和十四年度計畫に於てその計畫期間を政府原案通り昭和十四年度から同二十年度までとして該期間の需要電力の總量を想定し水力發電所二十七ヶ所を開發、その上日本發送電會社から受電することによつて最大供給力を増大すべく夫々認可を得て鋭意建設の歩を進めてゐるが今回資金關係並に生産力擴充關係から右計畫を變更し計畫期間を第一期昭和十八年迄に短縮、水力發電所二十ヶ所を開發、不足分は日本發送電から受電することによつて急需に應ずることとなり認可を申請した、なほ既に發電開始中のものは蓬萊、信夫、腹帶、立石、小出、板平、生保内の七發電所

で、その出力合計は同社設立當初の計畫總發電力の約六十パーセント、目下工事中的ものは神代、郷内、遠刈田、岩泉、米内十和田の六發電所、工事準備中のものは大谷、小針、荒澤、曲竹の四發電所

東北興業十五年度事業計畫

東北興業では十五日昭和十五年事業計畫概要を發表したが該計畫立案の基礎は昨年十一月大藏省に提出された第一期第二期綜合一億一千四百萬圓の計畫に置かれ右綜合計畫中の第二期事業計畫立案方針を其の儘踏襲して該計畫中に含まれた昭和十五年度計畫内容を本年度に於て實施する方針を探り過去の經驗を基礎に東北地方の特殊事情に即して時局資源の開發利用と時局物資の生産擴充を圖り以て事業目的達成の最高經濟國策に順應すると共に東北地方産業の振瀾に寄與するもので十五年度投

資總額は二千九百餘萬圓に上つてゐるこれが手當に就ては社債の發行並に株式拂込金を以てし残餘は借入金及繰越金其の他に依り賄ふ豫定である、尙事業資金の使途及事業計畫の概略は左の如くである

(單位千圓)

△化學工業(八、二九六) 硫酸製造會社設立投資、振興化學、東亞輕金屬、振興ゴム、日本製藥工場(假稱)各會社拂込、亞炭低溫乾燥事業工場新設、アルギン酸製造事業擴張△一般工業(一、五二〇) 秋田鐵工、酒田農機兩會社増資引受、岩手鐵工、東北船渠兩會社増資株拂込、盛岡精器、平鐵工(假稱)岩木精機(假稱)福島製作所各會社拂込△鑛産業(三、二五〇) 新規買山及探鑛契約大貫、八鉢兩鑛山及大貫金製鍊所擴張、砂鐵製鍊研究、鑛物資源調査、製鍊選鑛研究繼續、振興鉛亞鉛

東北興業委員會

▲正副委員長決定 十二日の委員會にて互選の結果正副委員長左の如く決定
△委員會黒田長禮侯(火) △副委員長山川端夫(研究)
(三、一二) 十二日の東北興業株式會社法中改正法律案特別委員

會は午前十時十四分開會

大谷五平氏(同和) 東北振興電力株式會社の社債總額を將來五倍以上に裏債し得る事にする事もあるか

宇都宮東北局長 目下の所は此儘やつて行き度い
山川端夫氏(研究) 冷害対策の如きは農林省でやつてゐる様だが特別な東北地方調査機關はないか

宇都宮局長 農林省では種々東北地方の害対策を行つてゐる又文部省では東北帝大に委嘱調査してゐる潮流關係を調べてゐるのは東京中央氣象臺が行つてゐる

かくて十一時十八分散會
▲東北興業會社法改正可決

(三・一三)

十三日の委員會は午前十時十三分開會、山川端夫氏(研究)東北局改善につき實し宇都宮東北局長充分研究善處すると答へ諸橋久大郎氏(交友)會社の本社設置場所につき實し

置場所につき實し

宇都宮局長 仕事をし行くのに各省との連絡、實業家等との接觸等に不利不便があるの形式上は本社はまだ仙臺にあるも實質は東京支社に移つてゐる
と答へ、かくして東北興業株式會社法中改正法律東北振興電力株式會社法中改正法律二案を會一致可決同十一時二十六分散會

東北興業

新設會社

東亞輕金屬工業株式會社
生産力擴充の國策に順應し、また東北振興の立場から、マグネシウム工業に着手することゝし、この爲各種の特殊合金鐵、電解工業等に定評ある鐵興社と提携して「東亞輕金屬工業株式會社」(資本金三百五十萬圓四分一拂込東北興業百萬圓鐵興社二百五十萬圓)を創立した。原料

に織物工業に於て多量に消費する糊の代用となり又硬水軟化劑、保護膠質、防水加工等に利用されるアルギン酸年三十趣を製造
事業開始 昭和十四年十二月
設立 昭和十三年十月
資本金 五十萬圓(當社十七萬五千圓)

宮城縣仙臺市
事業開始 昭和十三年十月
設立 昭和十二年八月
資本金 二十萬圓(當社十萬圓)

青森縣八戸市
事業開始 昭和十三年七月
設立 昭和十二年八月
資本金 二十萬圓(當社十萬圓)

一般工業
事業開始 昭和十三年七月
設立 昭和十二年八月
資本金 二十萬圓(當社十萬圓)

のマグネサイト(菱苦土鐵)は、滿洲朝鮮に求め、鹽素は、食鹽電解で自給、又電力は當分酒田市電氣局、鳥海電力鐵興社谷澤第二發電所の出力によるが、東北振興電力の發電所が完成すればそれに振替へる豫定で、操業開始は十六年秋

東北振興ベント

ナイト工業會社

秋田縣湯澤町所在秋田木工株式會社は昭和四年以來大きくを主材とする曲木椅子、家具の製造をなし、内地向及輸出品として相當の聲價を博し來たもので、同社の設備及び技術を基本とする新會社東北振興秋田木工株式會社(資本金十八萬圓)を設立し其の生産力を擴充して現在の旺盛な需要に應ずることになつた本會社は「きく」を原料とする各種椅子、火燧槍、自動車ハンドル及び軍需品を一ヶ年約三拾萬圓を製造し、軍需品と輸出品とは特に力を入れる

東北振興ベントナイト工業會社は青森縣下に産する優良なるベントナイトに特殊加工を施したる製品を賣出してゐる、資本金十萬圓、現に原土採掘現場の山形村と東京志村に工場を設けて製造してゐる。

東北興業會社

事業概況

化學工業

(肥料其他の電氣化學工業)
一、東北振興株式會社
設立 昭和十二年十二月
資本金 一千萬圓(當社四百萬圓)

岩手縣和賀郡岩崎村
事業開始 昭和十五年三月
傍系會社 原料確保、發着貨物輸送に對應すべく和賀仙人礦山株式會社(資本金三十萬圓)和賀仙人通運株式

會社(資本金五萬圓)を設立

式會社

設立 昭和十二年十二月
資本金 〇〇萬圓(當社五百萬圓)

福島縣郡山市
事業開始 昭和十四年七月
製造及成型

東亞輕金屬工業株式會社
設立 昭和十四年九月
資本金 〇〇萬圓(當社百萬圓)

山形縣酒田市
事業開始 昭和十四年九月
マグネシウム増産

一般化學工業
一、アルギン酸製造株式會社
設立 昭和十年
資本金 五十萬圓

岩手縣下閉伊郡大槌町
事業 東北地方沿岸淺海に無盡蔵に繁茂する褐藻を原料

東北振興

設立 昭和十四年一月
資本金 五十萬圓(當社二十五萬圓)

秋田市英島
事業 各種工作機械その他機械器具類
事業開始 昭和十四年二月
株式會社岩手鐵工所
設立 昭和十二年八月
資本金 六十萬圓(當社十五萬圓)

岩手縣盛岡市
事業 鑄物類、製罐
事業開始 昭和十二年九月
決算時年八分、同十四年四月第三期決算時、同年十月第四期決算時据置八分

東北振興精密機械株式會社
設立 昭和十三年七月
資本金 百五十萬圓(當社七十五萬圓)

山形縣天童町(組立製作所)東京市(試驗設備販

賣、サービス部)
事業 發動機用マグネツト電氣裝置及ブラツグ
事業開始 昭和十三年九月
配當 昭和十四年九月第二期決算時年四分
昭和十四年十一月一日天童工場は火災で全燒、復興工事中

四八三

株式會社盛岡機器製作所
設立 昭和十三年九月
資本金 五十萬圓(當社二十五萬圓)

岩手縣盛岡市
事業 兵器、航空機、自動車一般機械工業の際必須不可缺なるブロックゲージ、ブラツグゲージの製作
事業開始 昭和十四年六月
設立 昭和十三年四月
資本金 三十萬圓(當社十萬圓)

宮城縣鹽釜町
事業 イ、乾船渠一(一千噸

級

口、引揚船渠二(三百噸級)
 八、機械、汽罐等の製作修理
 事業開始 昭和十三年四月
 配當 昭和十三年九月第一期
 決算時四分、同十四年三月
 第二期決算時年三分同年九
 月第三期決算時年四分
 六、東北振興酒田農機工業株式
 會社
 設立 昭和十三年二月
 資本金 當初十五萬圓(當社
 九萬圓)合併増資二萬圓、
 現在十七萬圓
 工場 山形縣酒田市
 事業 米攪機、脱穀機等を製
 作中の處材料配給困難の爲
 鐵工品製作を兼營
 事業開始 昭和十三年三月
 七、東北振興秋田農機株式會社
 設立 昭和十三年二月
 資本金 當初十萬圓(當社四
 萬圓)増資八萬圓(當社五
 萬三千圓)現在十八萬圓

當社(九萬三千圓)決
 工場 秋田市(本工場)
 秋田市川尻町(分工場)
 事業 酒田農機具會社同様
 事業開始 昭和十三年三月
 (纖維工業)
 一、東北振興纖維工業株式會社
 設立 昭和十三年十月
 資本金 百萬圓(當社七十五
 萬圓)
 工場 岩手縣盛岡市
 事業 人絹毛布、混毛人絹毛
 布、國防服地等
 事業開始 昭和十三年十月
 二、東北振興ニッポン絨氈株式
 會社
 設立 昭和十二年十一月
 資本金 十萬圓(當社七萬圓)
 工場 山形縣東村山郡山邊
 (本工場)山形市小白石川町
 (分工場)
 事業 絨氈年産三萬尺坪
 事業開始 昭和十二年十一月
 配當 昭和十四年十月第二期
 決算時年六分

(皮革事業)
 一、東北振興皮革株式會社
 設立 昭和十三年五月
 資本金 五十萬圓(當社三十
 萬圓)
 工場 宮城縣仙臺市
 事業 鯨皮、鯨皮、海獸皮革
 鱈革魚膠、魚粕、兔皮毛等
 生産
 事業開始 昭和十三年九月
 配當 昭和十四年五月第一期
 決算時年五分
 (窯業)
 一、東北碍子株式會社
 設立 昭和十四年二月
 資本金 十八萬圓(當社七萬
 圓)
 工場 福島縣北會津郡川南村
 事業 低壓、高壓碍子、ノッ
 プ、化學磁器、坏土等
 事業開始 昭和十四年二月
 二、株式會社福島製作所へ投資
 資本參加 昭和十三年十一月
 資本金 二百萬圓(當社十萬
 圓)

工場 福島市(鐵工、電氣工
 事部)福島縣伊達郡長岡村
 (鑄鋼部)福島市(新設工場)
 鑄造業
 (探鑛業、製鍊選鑛業)
 一、大貫鑛業所
 所在地 宮城縣遠田郡大貫村
 鑛區面積 三百餘萬坪
 事業費 六十四萬三千圓
 作業開始 昭和十三年一月
 二、八針鑛業所
 所在地 岩手縣氣仙郡下有住
 村
 鑛區面積 八十餘萬坪
 事業費 四十三萬五千圓
 作業開始 昭和十三年七月
 三、大貫鑛山金製鍊所
 所在地 宮城縣遠田郡沼部村
 設備 碎鑛場、粉鑛場、溶解
 場、青化場
 作業方法 全泥式青化製鍊法
 事業費 六十七萬五千圓
 作業開始 昭和十五年三月
 (調査研究)
 一、砂鐵製鋼中間工業試驗所

所在地 宮城縣仙臺市伊勢屋
 横丁
 事業費 三十萬二千圓(國庫
 補助見込二十三萬三千圓、
 當社六萬九千圓)
 事業開始 昭和十三年六月
 二、鑛物資源調査
 三、製鍊選鑛研究 昭和十三年
 七月岩手縣氣仙郡高田金山と
 の間に選鑛製鍊用給水路設備
 の貸貸契約を締結、川邑式選
 鑛法に付實地研究を爲すこと
 とした、昭和十四年四月財團
 法人東北産業科學研究所に委
 嘱し東北産粘土よりアルミナ
 抽出の試験研究を行ひつゝあ
 り
 (其他)
 一、岩手炭鑛鐵道株式會社へ投
 資
 資本參加 昭和十三年八月
 資本金 一千萬圓(當社二十
 萬圓)
 鑛業所 岩手縣下閉伊郡山川
 村

事業 石炭採掘、製鍊、鐵道
 旅客貨物運輸
 二、岩手鑛業輸送株式會社へ投
 資
 設立 昭和十四年三月
 資本金 百萬圓(當社三十萬
 圓)
 工場 岩手縣下閉伊郡小川村
 事業 耐火粘土製造
 事業開始 昭和十四年四月東
 東北振興ベントナイト工業
 株式會社
 設立 昭和十四年九月
 資本金 十萬圓(當社三萬圓)
 工場 青森縣南郡山形村(本
 工場)東京市板橋區志村分
 工場
 企業費 十三萬圓
 事業 ペントナイトを主成分
 とする特殊加工品は防濕乾
 燥用、紡織用、鑄物用とし
 てその用途多方面に亘りこ
 の原料土は青森縣下に豊富
 に埋藏せられ品質も良好な
 るに鑑み、採掘加工並に販

賣を目的とする會社設立と
 なりたるもの、創立後日本
 特殊化工會社よりの買取設
 備に依り事業を開始し更に
 工場並に機械設備の新設擴
 張を爲すべく引續き實施取
 運びに努めつゝあり
 農林、水産、畜産、蠶糸關係
 (林産關係)
 一、東北振興パルプ株式會社
 設立 昭和十三年一月
 資本金 五千萬圓(當社二千
 五百萬圓)
 工場 宮城縣石巻市、秋田縣
 河邊郡新屋町に各一ヶ工場
 事業 人絹、ステープルファ
 イバー用パルプ年産三萬五
 千噸、製紙用パルプ年産一
 萬五千噸
 事業開始 昭和十五年三月
 二、秋田木工株式會社
 設立 昭和十四年十二月資本
 金十八萬圓(當社八萬圓)
 工場 秋田縣湯澤町
 事業 家具製作

事業開始 昭和十四年十二月
 一、(農業關係)
 無水酒精製造事業(自營事業)
 設立 昭和十二年十二月
 所要資金 二百十萬圓
 工場 青森縣八戸市
 事業 無水酒精年産二萬石
 事業開始 昭和十四年十一月
 二、秋田油脂工業株式會社
 設立 昭和十二年九月
 資本金 十萬圓(當社七萬圓)
 工場 秋田市川尻町
 事業 米糠一年六十萬貫消化
 製油七萬二千貫
 事業開始 昭和十三年五月
 三、弘前油脂工業株式會社
 設立 昭和十二年九月
 資本金 十萬圓(當社七萬圓)
 その後増資
 工場 青森縣弘前市
 事業開始 昭和十二年十月
 (水産關係)
 一、東北振興水産株式會社
 設立 昭和十二年六月
 資本金 五十萬圓(當社三十

五萬圓

所在地 青森縣八戸市

企業費 百三萬三千圓

事業 遠洋漁業その他一般水

産業、百二十噸級遠洋漁業

船建造四、五噸級貸付用小

型漁船建造、年産二萬箱鱈

詰製造、日産二百箱竹輪製

造

事業開始 昭和十二年十一月

配當 昭和十三年二月第一期

決算時年五分、昭和十四年

二月第二期決算時年七分

現況 全漁船の建造を了し夫

々神奈川縣三崎港を基地と

して就航、太平洋上二千哩

内外沖合に於て漁撈従事、

三崎港に於ける新種漁船の

水揚高記録を更新すること

一再ならず。貸付用小型漁

船も續々竣工、既に貸付を

了し出漁毎に好成績を示す

竹輪製造設備も完成し中央

市場に於て好評、罐詰製造

設備も昭和十四年六月未完

成、振興丸に依る鮭鱈積取

開始を行つてゐる

二、漁船貸付事業(自營事業)

一、大型及中型漁船貸付

イ、百三十五噸鐵船一隻宛秋

田、山形、福島三縣下に、

九十五噸木船二隻を岩手縣

に夫々十七年及十年期間を

以て建造費及之に對する年

四分乃至六分の金利を適當

分割したる金額に相當する

貸付料を以て貸付、貸付料

完済の上は無償で残存船體

及屬具を讓渡するもの

ロ、昭和十三年六月より九月

まで各船共全部夫々借受團

體に引渡を了し振興丸に劣

らぬ成績を挙げつゝある

ハ、岩手縣下保證責任平田漁

業協同組合に貸付たる第二

岩手丸は昭和十四年三月十

五日南洋東カロン群島フ

イオオ島附近で坐礁船員は

救助されたが船體の救助不

可能にて放棄せり

ニ、小型漁船貸付

イ、七、五噸十五馬力船二十

隻を山形縣漁業組合聯合會

に七年間の期間を以て貸付

け船船貸付元金及年六分の

金利の償還を受けたる上は

残存船體及屬具を無償で讓

渡する

ロ、船舶建造中で昭和十五年

三月末日迄に貸付を爲す豫

定である

三、渡波製氷冷凍(藏株式會社

資立 昭和十二年十一月

資本金 十四萬圓(當社五萬

圓)

工場 宮城縣渡波町

事業 製氷冷凍

事業開始 昭和十三年七月

配當 昭和十三年十二月第一

期決算時年六分

四、魚介養殖場

秋田縣八郎湯に鱈養殖場を設

備、縣保證の下に同縣船越漁

業組合に對し十八年賦で設備

を貸付け、貸付料完済の上は

残存設備を借受者に無償讓渡

事業費 三萬圓

貸付期間

自昭和十三年五月一日

至昭和三十一年四月末日

事業 昭和十四年五月下旬よ

り放棄開始

(畜産關係)

一、白石種畜場(自營事業)

所在地宮城縣刈田郡大平村

資金 昭和十三年度以降四年

繼續事業として二十四萬圓

事業 兎、狸の常飼増殖を行

ひ第二年度乃至第五年度よ

り夫々仔兎仔狸を縣農會、

縣畜産組合聯合會其他に對

し、大體四年限度の年賦渡

或は現金賣買を爲すもの、

養豚事業も計畫中

現況 昭和十四年五月建設物

(兎舎五棟、狸舎六棟、事務

所、寄宿舎一棟)を終へ、種兎四百羽、種狸百十頭を基礎畜として配給畜生産に努めつゝあり

二、畜牛、綿羊貸付(自營事業)

イ、畜牛貸付業 福島、岩手、

山形、青森各縣下畜産組合

産乳組合に對し乳牛肉牛を

貸付して、滿六年乃至九ヶ

年間に購入元金及年六分の

金利の償還を受ける條件で

貸付

第一回 福島、岩手兩縣下

に乳牛二百四頭

第二回 福島、岩手、山形縣

下に乳牛五百七十七頭

第三回 青森縣下に役肉五

十頭

第四回 岩手縣下に乳牛百

一頭

ロ、綿羊貸付業

種綿羊を貸付、貸付先より

種綿羊と同性同数の仔綿羊

(蠶絲關係)

の還付を受け更に之を種綿

一、宮城縣是共榮蠶絲株式會社

羊として繰返し貸付を行ふ

昭和十二年より續紡より二

回に涉り種綿羊百三十七頭

の寄贈を受け、宮城縣下四

綿羊組合、岩手縣下瀧澤村

綿羊組合に貸付

ハ、アングラ兎無償交付

鐘紡より寄贈のアングラ兎

百頭を山形縣に無償交付

ニ、現況 貸付後に於ける飼

育普及状況良好、貸付所要

望ある状態故、昭和十五年

度には福島、山形兩縣下に

乳牛三百頭青森縣に役肉五

十頭貸付豫定

三、東北畜産工業株式會社

設立 昭和十四年二月

資本金 十八萬圓(當社九萬

四千圓)

工場 山形縣鶴岡市

事業 豚肉加工事業

事業開始 昭和十四年二月

事業開始 昭和十四年二月

事業開始 昭和十四年二月

に對する投資

設立 昭和十二年五月

資本金 百二十萬圓(當社投

資十萬圓)

工場 宮城縣仙臺市(本工場)

同縣刈田郡白石町(仙南工

場)同縣玉造郡岩出山町

(仙北工場)

事業開始 昭和十二年七月

物産販賣及販賣斡旋事業

東北地方に生産せられる物産の

販賣開拓、販賣組織の改善、販

賣方法の合理化を目的とする

一、東北物産販賣斡旋事務所

昭和十二年五月東京市日本橋

區室町四丁目近三ビル内

事業 昭和十二年度に於て東

北各縣販賣斡旋所並に地元

生産者と直接連絡、各所に

見本市展示會、即賣會開催

陸軍糧秣本廠、海軍軍需部

購買組合並滿鐵社員消費組

合、各問屋筋等に大量賣込

斡旋、昭和十三年度には商

取引の實現を見、内地市場

たる京濱、阪神及靜岡地方

等地盤開拓、大陸方面進出

を企圖、大連市に見本市及

展示會開催、將來の見透し

がつかつたので大連市に連絡

員を朝鮮清津港に事務所及

連絡員を設置同年七月頃よ

り各種取引も漸く軌道に乗

り、一般經濟界活況好轉に

依り本事業は益々發展の一

途を辿りつゝある、取扱品

目は木炭、燃料、木材、農

産物、海産物、罐詰、一般

食料品、肥料、纖維製品、

礦產品、機械器具、雜貨、

雜品等百種以上

其他の事業、會社、投資

一、東北振興土地株式會社

設立 昭和十三年九月

資本金 四十萬圓(當社全額

出資)

事業 土地埋立業

事業開始 昭和十三年十月

現況 秋田縣土崎港附近敷地造成地域の買収を取運ぶと共に一部埋立工事施行中昭和十四年八月豫定地買収略了九月より本格的埋立工事に着手した

二、岩手開發鐵道株式會社に投資

設立 昭和十四年八月

資本金 二百五十萬圓(當社二十萬圓)

本社 岩手縣盛岡市

事業開始 昭和十七年

三、財團法人東北産業科學研究所

設立 昭和十三年六月

事務所 東京市日本橋區小舟町

所長 金森太郎(東興副總裁)

基本財産 一萬圓

目的 イ、東北地方に關する經濟調査

ロ、化學工業、鑛業及農林水産資源調査並に利用に

關於研究

ハ、東北振興に關する研究

研究費 昭和十三年度四萬圓 昭和十四年度八萬六千圓 昭和十四年度事業內容

一、經濟調査 地域別企業調査、一般經濟事情調査東北經濟事情基礎調査

一、化學工業 アルミナ抽出試驗研究を主とし、各種化學工業原料調査及利用研究

一、鑛業 鑛産資源探査開發事業、鑛業資源

一、農林水産 鱈利用を中心とする水産物利用工業の企業調査、苹果加工販賣、苹果箱の改良に關する調査

東北振興電力會社現況

水力調査及建設事務所

阿武隈川 所長 馬場 宗光

閉伊川 所長 堀 武

北上川 所長 堀 武

小本川 所長 杉村 武次

奥入瀬 所長 高橋 清藏

玉川 所長 長澤 達也 發電所

子吉川 所長 藤本 瀧彌 蓬萊

最上川 所長 武澤 源一 信夫

電氣部出張所

阿武隈川 所長 石野 定見 立石

玉川 所長 松井、其松 小出

郷内 所長 石野 定見 坂平

岩泉 所長 佐井 正一 神代

松川 所長 河野 仁 生保内

産業組合所有電力株(昭和十五年二月一日)

創立時代 現在口數 創立時代 現在口數

宮城 1,791 1,255 2,330 2,330

福島 2,733 2,377 3,310 3,310

岩手 2,055 1,277 2,630 2,630

青森 1,771 1,047 2,455 2,455

山形 1,879 1,500 2,780 2,780

秋田 1,197 908 1,370 1,370

計 11,384 9,088 15,775 15,775

縣	口數	株數	個	人	株數	計
宮城	1,791	7,160	3,310	8,955	7,950	8,100
福島	2,733	11,580	3,310	14,260	9,900	9,900
岩手	2,055	11,580	2,630	8,171	7,500	7,500
青森	1,771	8,830	2,455	6,105	8,000	8,000
山形	1,879	10,680	2,780	7,288	7,288	7,288
秋田	1,197	8,310	1,871	6,105	1,197	90,359
計	11,384	61,140	19,335	74,783	61,140	61,140

興業會社府縣別株主類別表

(昭和十五年一月現在)

縣	口數	株數	個	人	株數	計
宮城	1,791	7,160	3,310	8,955	7,950	8,100
福島	2,733	11,580	3,310	14,260	9,900	9,900
岩手	2,055	11,580	2,630	8,171	7,500	7,500
青森	1,771	8,830	2,455	6,105	8,000	8,000
山形	1,879	10,680	2,780	7,288	7,288	7,288
秋田	1,197	8,310	1,871	6,105	1,197	90,359
計	11,384	61,140	19,335	74,783	61,140	61,140

振興電力會社府縣別株主類別表

(昭和十五年二月一日)

縣	口數	株數	個	人	株數	計
宮城	1,840	8,355	3,310	9,525	8,800	8,800
福島	2,733	11,580	3,310	14,260	9,900	9,900
岩手	2,055	11,580	2,630	8,171	7,500	7,500
青森	1,771	8,830	2,455	6,105	8,000	8,000
山形	1,879	10,680	2,780	7,288	7,288	7,288
秋田	1,197	8,310	1,871	6,105	1,197	90,359
計	11,574	60,000	19,366	74,783	60,000	60,000

河北年鑑 東北興業 一、三八八 二六、四八五 九〇八 八〇、一五一 八六三 三三、四八四 三、五六六 三六、八八〇 六、七三四 六〇〇、〇〇〇 四九〇

東北興業會社關係會社一覽表

名	稱	資本金	當社出資額	當社拂込額	一株金額	持株數	投資年月日
東北振興電力會社	會社	五〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十一年四月七日
東北振興水産會社	會社	五〇,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	五〇	六〇〇,〇〇〇	昭和十四年五月廿九日
株式會社岩手鐵工所	鐵工所	五〇,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	五〇	七〇〇,〇〇〇	昭和十二年八月廿九日
秋田油脂工業株式會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十二年八月廿九日
弘前油脂工業株式會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十二年八月廿九日
東北振興ニッポン絨氈會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	三〇〇,〇〇〇	昭和十二年八月廿九日
波波製氷冷凍冷蔵會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	三〇〇,〇〇〇	昭和十二年八月廿九日
東北振興アルミニウム會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十二年八月廿九日
東北振興化學會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十二年八月廿九日
東北振興酒山農機工業會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十二年八月廿九日
東北振興秋田農機具會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十二年八月廿九日
東北船渠鐵工會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十二年八月廿九日
東北振興皮革會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十二年八月廿九日
東北振興精密機械會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十二年八月廿九日
盛岡精器製作會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十二年八月廿九日
東北振興織維工業會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十二年八月廿九日

關係會社の投資會社一覽表

名	稱	資本金	振興化學出資額	振興化學拂込額	一株金額	持株數	投資年月日
東北振興秋田鐵工會社	株式會社	五〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十四年一月七日
東北北鐵工會社	株式會社	五〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十四年一月廿五日
東北北鐵工會社	株式會社	五〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十四年二月四日
東北北鐵工會社	株式會社	五〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十四年二月十日
東北北鐵工會社	株式會社	五〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十四年二月廿八日
東北北鐵工會社	株式會社	五〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十四年九月十五日
東北北鐵工會社	株式會社	五〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十四年九月廿七日
東北北鐵工會社	株式會社	五〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	五〇	二〇〇,〇〇〇	昭和十四年十二月十四日

投資會社一覽表

名	稱	資本金	當社出資額	當社拂込額	一株金額	持株數	投資年月日
和賀仙人鐵山株式會社	株式會社	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	三〇〇,〇〇〇	昭和十三年五月廿一日
和賀仙人鐵山株式會社	株式會社	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	三〇〇,〇〇〇	昭和十三年十月廿五日
宮城縣是共榮會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	一〇〇,〇〇〇	昭和十二年四月十四日
日本化學工業株式會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	一〇〇,〇〇〇	昭和十二年七月十日
岩手炭礦鐵道株式會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	一〇〇,〇〇〇	昭和十三年八月卅日
岩手炭礦鐵道株式會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	一〇〇,〇〇〇	昭和十三年八月卅日
岩手炭礦鐵道株式會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	一〇〇,〇〇〇	昭和十三年八月卅日
岩手炭礦鐵道株式會社	株式會社	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇	一〇〇,〇〇〇	昭和十四年七月廿五日

東北振興

四九一

東北振興連絡協議會幹事會

(十五・五・三〇)於宮城縣廳
東北局主催振興聯絡協議會幹事會は五月三十日午前十時から宮城縣正廳で開催

林知事、宇都宮東北局長、渡邊同書記官、多湖宮城、小田岩手内藤福島、岩重青森、田中山形山本秋田各縣總務部長、三島仙臺土木出張所技師、山田新潟土木出張所工務部長、青木仙臺稅務監督局總務部長、中村積雪地方農村經濟調查所技師、牛澤青森營林局事務官、飯島秋田營林局庶務課長、横山仙臺鑛山監督局總務部長、中津山仙臺局監督課長、三好新鐵局總務部長、橋本仙鐵局總務部長、金井盛岡工事事務所計畫課長等出席
先づ宇都宮局長の挨拶後、十六年度政府に要求すべき各關係官衙の東北振興關係事業豫算編成につき意見の交換を遂げ資材

統制の強化に對處して事業施行の圓滑を期することとなり更に六月下旬仙臺に招集される東北局主催六縣知事會議の議案作成につき連絡した

東北振興連絡協議會

(十五・六・二六)於宮城縣廳
東北振興連絡協議會は廿六日午前十時宮城縣廳で開催

宇都宮東北局長、林宮城、橋本福島、山内岩手、鈴木青森、留岡秋田、石黒山形各縣知事、坪内仙臺、玉置新潟兩鐵道局長、中村仙臺通信局長、楠瀬同鐵道監督局長、池部青森、秋田兩營林局長、金森仙臺、蒲新湯兩東北出張所長、横山東北振興會社總裁
等出席、まづ今後の世話役として東北局長、宮城縣知事、通信局長、鑛山監督局長の四名を互選、東北振興第二期綜合計畫樹立の目標として次の如き申合せをなした。
申 合

東北振興第二期綜合計畫樹立

株主總會

東北振興第二期綜合計畫樹立に當りては東北地方が人的資源の涵養地にしてかつ物的資源の豊富であるにも拘らず開發せられざるもの多き事實に鑑み國土計畫の見地に立つて積極的開發を行ひもつて國產遂行上の使命を達成せしめることの基本方針とするを要す

(十五・六・二四)於仙臺簡保講堂
東北振興會社第四回株主總會は振興總會に引續き二十四日午後一時から簡保講堂で開催、横山、金森正副總裁、田坂、権野、藤澤、山中の各理事(杉山理事欠席)株主三千七百五十三人(委任状とも四十二萬八千四百二十二株)出席、金森副總裁から事變の概要につき詳細な説明あつた後
(一)昭和十四年度營業報告書
その他の承認
(二)利益金處分案決議

(一)社債三千五百萬圓の發行増加に關する件
(二)商法改正による定款改正の件

を逐條審議、それぞれ確定、次いで山下、二瓶兩監事の任期満了に伴ふ選任の件に移り横山總裁に指名一任の結果現監事山下太郎、二瓶貞夫兩氏を再選重任し午後二時散會した

利益金處分 別項東北の損益計算書及び利益金處分案は次の通り

Table with financial data including 損益計算書, 支拂利息, 諸債却金, 本年度利益金, 合 計, 事業益金, 受入配當金, 受入利息, 雜 收入

政府補給金

計 一、一七〇、〇八七
合 一、一〇〇、〇八七
(利益金處分案)
法定準備金 一三、七三二
役員賞與金 一五、〇〇〇
株主配當金 一、一七〇、〇八七
(年六分、一株に付一圓九十錢)

東北振興第四回株主總會

(十五・六・二四)於仙臺簡保講堂
東北振興電力株式會社第四回株主總會は二十四日仙臺市簡保講堂で開かれ横山社長以下吉見、萩原、樋口の三理事出席、株主側は委任状とも出席者四千六百二人(株數五十一萬九千六百十三)横山社長から當期間における一般營業に就て詳細な報告説明あり、財産目録貸借對照表、損益計算書を承認、次いで六分配當の利益處分案を可決した、これより第二號議案政府保證社債金七千七百萬圓を數回に

分ちて募集する件及び商法改正に伴ふ定款改正の件を上程異議なく可決した、監事土田萬助、中村房次郎兩氏の任期満了に伴ふ監事二名選任については横山社長に一任と決し、結局中村房次郎氏を再選重任し土田萬助氏は病氣のため重任不能により横山社長は山形縣天童藩主子爵貴族院議員織田信恒氏を推し選任した、引續き前副社長猪熊貞治氏の退職慰勞金贈呈については社長一任となし、散會した、因に新監事織田信恒子爵は貴族院議員にして振興問題で熱心な人經濟界にも明るく横山社長とは親交がある。

利益金處分 別項東北振興電力株式會社第四回定時株主總會で可決された利益金處分案及び損益計算書次の通り
利益金處分案
△法定準備金 七五、七四四圓
△役員賞與金 一五、〇〇〇圓
▽配 當 金 一、一七〇、〇八七圓

年六分(一株に付二圓三十七錢)

当期純利益 一、五二四、四九五圓
損益計算書
(利益之部)
電力料 三、八八七、八五八圓
供給雜益 二、五九八圓
有價證券利息及配當金 二、五〇〇圓
受入利息 六四、八〇七圓
雜 收 益 三〇、五三三圓
政府補給金 九四三、三八八圓
合 計 四、九三二、六七五圓

(損失之部)

發 電 費 一九二、一九三圓
購入電力料 三六四、八四四圓
送 電 費 九五、八〇三圓
變 電 費 二四、一六八圓
業 務 費 二八、一八九圓
減價銷却 四八〇、〇〇〇圓
總 係 費 六三六、八七六圓
所得稅及營業收益稅 一五三、五四〇圓
法人資本稅 一九、五二二圓
退職給與金引當 五〇、〇〇〇圓
支拂利息 一、三〇三、五七五圓

社債差金及發行費銷却 五八、九〇〇圓
雜 損 失 三二、七九九圓
支拂利息 二六七、八七六圓
諸 債 却 金 一五七、七四四圓
本年度利益金 一、三三七、三三三圓
合 計 二、一〇〇、〇八七圓

△利 益 四四、七八五圓
事業益金 七四三、三三三圓
受入配當金 一四一、三三四圓
受入利息 一八、九〇一圓

(損益計算書)
△損 失 三二、七九九圓
總 係 費 六三六、八七六圓
支拂利息 二六七、八七六圓
諸 債 却 金 一五七、七四四圓
本年度利益金 一、三三七、三三三圓
合 計 二、一〇〇、〇八七圓
△利 益 四四、七八五圓
事業益金 七四三、三三三圓
受入配當金 一四一、三三四圓
受入利息 一八、九〇一圓

經理課長代理 (東京支店貸付係主任) 山本 弘

本店營業部長代理 (本店營業部證券係主任) 廣瀬榮治郎
東京支店長代理 (東京支店信託係主任) 和栗 陽

東北興業新總裁

川越丈雄氏に決定

東北興業會社總裁東北振興電力會社社長横山助成氏の後任に庶民金庫理事長川越丈雄氏が決定、氏は東北興業會社創設當時の創立委員であり東大政治科では横山氏の一年後輩である。六日氏語る

東北振興策の大眼目は東北六縣の産業その他を他の府縣のレベルに到達せしめる、いやそれそれ以上に發展せしめる方策にある。殊に戦時下の東北の産業には力瘤を入れなければならぬ種々の問題がある。なほ氏は庶民金庫理事長に就任して一年余大蔵省で廿余年庶民

金融のプランを練つていままにその抱負實現といふところで今度の榮轉となつた、かつて廣田内閣では準戰時財政を立案し馬場藏相の女房役大藏次官として才幹を示し、林内閣では法制局長官として腕を揮つたが、氏は元來大蔵省育ちでありしかも才幹と氣魄に満ち、新總裁、新社長としては多大の期待が待たれてゐる明治十七年鹿兒島生れ今年五十七歳東大政治科を明治四十三年に卒業

東北振興副社長 平井出氏に決定 (十五・七・十三)
猪熊前東北振興電力副社長の後任に決定した平井出貞三氏は本年五十歳山梨縣出身、大正四年文官高等試験に合格、翌五年東大法科卒業、同年逓信局書記となり爾來逓信大臣秘書官簡易保險局書記官、札幌逓信局長などを歴任昭和十一年一月滿洲國に

東北振興第二期計畫打合せ

(十五・八・五於東北局)

轉じ交通部郵務司長、交通部次長を経て同十四年二月歸還、東京都市逓信局長に就任、同年四月電氣廳開設と同時に初代局長となつたが、去る五月末職を辭して今日に至つた、電氣關係の仕事については兎も角、東北振興事業會社に關しては全くの素人でこれといつた目標も目算もない、今回の新總裁更迭に當つて新機構の整備が問題となつてゐるやうだがこれには勿論地方當局並に民間との接觸面を豊富にしてその要望に添ふべく種々の準備工作も必要なのではないか、出来るだけ多くの機會を利用して所管地方を見學視察したい考へたが、僕は元來が行動主義の男でねと語つた。

東北振興第二期計畫打合せ

(十五・八・五於東北局)

東北振興第一期計畫は十六年度を以て終了するが東北の重要性に鑑み第二期振興計畫樹立を目してその打合せが五日正午から東北局會議室で宇都宮東北局長、石川、渡邊兩書記官、商工省猪熊書記官、内務省三好書記官逓信省荒木、小野兩書記官等出席の下に開かれ
一、振興計畫は各省の協力を得て資料蒐集には各省の盡力を求めること
一、兼任書記官の設置なき陸海厚生各省等とも特に緊密なる連絡をとること
一、東北六縣各自の振興計畫とは更に連絡を圖り各縣の意見及び資料を尊重すること
一、東北局としては第二期振興計畫の目標を國土計畫と合致せしめるやう努力すること
等種々協議を重ね午後一時中散會したが今後更に會合を重ねることが具體化につき審議を進める

書記官は左の如く語つた
明年度より施行される東北振興第二次會綜合計畫の成案を得るに當つては近衛新内閣の基本政綱中にも明示された國土計畫にその基礎を置き國家的計畫を樹立する事が重要條件となり、今後關係各省との連繫はいよゝゝ緊密化を必要とするこゝとなつた、そこで

本日は各省兼任書記官の參同を願つて各省が國土計畫案を作る上に必要な要求資料について色々懇談し、また近く開かるべき東北振興調査會に提出する幹事案作製などを種々相談した、從來東北六縣がそれぞれ独自の調査計畫を進めてゐる地元案についてはそのまゝ繼續して東北振興ならびに東北資源開發上に絶對必要な重點主義を完成するとともに東北局としては時局に鑑みた國土計畫に基き東北振興

東北振興 (仙鹽地方開發綜合計畫に就て)

計畫を綜合的に完全なものとするため東北六縣側と各省との横の連絡を圓滑ならしめるため努力するつもりである。

第二回東北振興促進連合會總會

(十五・八・六於山形市會議所)

第二回東北振興促進連合會總會は午後一時半から山形市會議所にて山形市の當番で開催された仙臺市側より梅津、島海正副市長議長外十六市議、石巻市側より鈴木議長外五市議、地元山形市より叫内議長外十四市議、特に東北興業より金藤副總裁も出席開會の挨拶、宮城遙拜市長祝辭等あり午前中開かれた役員會で決定された左記提出議案を中心に東北振興への積極的對策を協議全議案を満場一致で議決關係方面に要望の猛運動を開始することになつた、かくて次回開催地を石巻市に決定午後四時半閉會した、議案は左の通り

- 一、仙山線全線電化促進に關する請願の件
- 一、仙臺、新潟間直通列車運行請願の件
- 一、板谷電化促進に關する請願の件
- 一、奥羽線に三等寢臺車、食堂車の復活並に準急列車運轉請願の件
- 一、東北振興化學研究所設置方要望の件
- 一、メタンガス試掘請願の件
- 一、東北六縣物價調整に關する件
- 一、東北振興、電力兩會社の事業促進に關する件
- 一、東北各市に本會加入方懇願に關する件 (以上山形市提出)

仙鹽地方開發綜合計畫に就て

内務省仙臺土木出張所長

工學博士 金 森 誠 之

(十四・十・二五仙臺市公會堂に於ける講演)

日本の地圖に於て人口三十萬以上、並に人口五十萬以上の都市

に丸印をつけて見ますと、東京地方、名古屋地方、大阪地方、廣島地方、九州地方に印が澤山つきまますが、東北地方に於ては丸印をつける場所がないのであります。此の丸印の状態から申しまして總てのものは東京から南西の方に賑かであり、東北地方は丸で原つばになつて居るのであります。このことは我が國としては餘程考へなければならぬことで、東北地方も他の地方と變らない立派な平野、立派な港、立派な川を有つて居ながら今迄閑却せられて居るのであります。

由來此の文明と云ふものは其の地方の頼りにする都市から隔たれば隔たる程段々薄らいで行く原則になつて居ります。

都から遠ざかれば遠ざかる程文明が後れる原則から申しまして東北地方は埼玉縣、神奈川縣よりも都に遠ざかり自然それ等の地方より文明が後れて居ると云ふことになつて居ります。

東北地方に今迄さう云ふ核心となるべき都市はなかつたが、今後ともさう云ふものは出来ないでせうか、今核心となるべき都市と云ふものを検討して見るとその要素は先づ其の都に總ての文化、産業、經濟等の最高の能力を持つた或は持ち得る素質のある都市であり、それから其の勢力範圍内の地域との間に交通が至便であり、其の勢力範圍の地域内の色々の要求を充たし得其の地域内の資源を其の都市に依つて消化して行く力がなければならぬのであります。この爲にはその都市には十分の生産力を持ち、經濟的の核心都市であり科學の最高の施設を持ち、行政上の色々の主要官廳が其處に存在してゐる等の條件を持つて居らなければなりません。

是等の内で最も大切なのは生産力即ち其の都市及附近が工業地

それから地域内の交通には薄羅政宗公の拵へられました貞山堀があります。只今の所は幅二十五、六メートルから三十七、八メートル、約四十メートルばかりの幅であり、深さは不幸にして五十センチ位のもので、用途には供されて居ないのであります。之を改良することに依りまして非常な利益を上げ得るのであります。

斯う云ふ點から申しまして貞山運河は非常に恵まれた状態にあるのであります。現今之を新たに開鑿すると四、五百萬圓の金が掛かることとあります。廢物利用をやかましく云つて居る今日値の五百萬圓もする品物を何も使はずに抛つちやつて置くことと云ふことは、我が國の問題としまして如何にも残念なことで、一刻も早く何か利得しなければならぬのであります。

土地に付きましたは鹽釜から仙臺平野、名取川と阿武隈川の間、に宏大な面積がありまして工場として大體三千六百萬坪ばかりでこれが何も障害物がなく、直ちに利用出来る状態になつて居るのであります。只今股賑を極めて居る工業地帯などに於きまして、斯う云ふやうな恰好の土地は殆どないと云つて宜いのであります。それから工業用水に對しましては遺憾乍ら只今の状態では殆どないと云つて宜しい状態でありまして、傍には名取川が流れて居りますが、此の川は灌漑時になりますと殆ど全部灌漑用水に使はれ、餘り水がなく工業用に使ふ譯に行かんののであります。それが爲には今迄仙臺地方に工業が興らうとした場合に他の場所に移つたと云ふことが度々あると聞いて居ります。而して本當に水がないかどうかを考へて見ますと、私の見る所ではあり餘る程水があるものであります。と申しますのは此の名取川の水は洪水の時には皆海

帯としての資格があるかどうかでありまして、工場地帯として適當なる爲めには其の都市が地域外並に地域内の交通のよいこと、それから工業地帯としての土地が十分あること、土地に關しては昔は大にしては千坪、二千坪と云ふのでありましたが、只今は十萬坪、二十萬坪と云ふものを望むやうな状態でありまして、大きい土地を容易く得られると云ふやうな事情にある都市が望ましい。それから動力即ち充分電氣、石炭或は勢力のあることであります。それから工業用水が充分あることで昔は工業用水は天然自然に得られる状態でありましたが、今日工業の發達に伴ひまして、工業用水の不足と云ふことが各所に唱へられて居ります。

是等の點を考へて見まして一體東北に其の資格のあるやうな都市があるかどうかと申しますと、仙臺は現況では缺けてゐるものがありまして手を加へることにより是に對する十分の素質を有つて居るのであります。

現在の仙臺の状態を調べて見ますと、交通は鐵道は東北本線、常磐線、仙山線、鹽釜線等の要衝になつて居ります。道路は六號國道、四號國道、石巻を経て岩手縣の海岸に通ずる道路並に山形と通ずる道路の要衝になつて居ります。それから港は鹽釜港がありまして防波堤の要らない特徴を持つて居ります。

鹽釜港は防波堤の要らない地形でありますから非常ならしを受けましても港から逃げ出すと云ふやうな心配のない、全く安全な状態の港であります。現況は中百メートルの航路、水深七メートル六十、岸壁が三百三十メートルを有つて居るだけでありまして、甚だ貧弱な施設であります。港の状態から見まして十分立派に港に爲し得る素質を有つて居るのであります。

の中に捨て、居るのであります。洪水がなくても灌漑用以外の餘つて居る水は殆ど海に捨て、居ります。此の水を貯めて置きました工業用水として使ふことに致しますれば、相當の量になるのであります。此のことに就きましては後で又申し上げます。それから阿武隈川は最も水の少ない時で三十五立方米毎秒乃至四十四立方米毎秒の水が流れて居るのであります。是等の名取川の水を貯めたり或は阿武隈川の水を集めた其の量と云ふものは、非常に大きい量であります。

茲に先程から申しました仙臺が工業地帯として缺けて居るものを數へて見ますと

- 一、鹽釜港の擴張
- 二、工業地帯と鹽釜港との聯絡、其の爲の貞山堀の改修
- 三、工業用水を安く持つて來る方法
- 四、名取川の災害防止

等であります。尙其の外に鐵道を復線にし道路を改修鋪裝などして能力を増す等種々の問題もありませんが、この四つは最も大事なこととありまして之れ等を綜合計畫致しますと、大仙臺を出現することが出来るのであります。

貞山堀から七北田川を他所へ廻してしまひますと自由に運河線を選ぶことが出来まして仙臺平野の中に内港を作り尙舊七北田川の部分にも内港を造ります。是等の水深は何れも三メートルであります。内港は大體平行四邊形の形をして二千百メートルの施設が出来るとなつて居ります。七北田川の方は兩岸で大體四千メートルの施設が出来るとなつて居ります。次に名取川の洪水防禦並に名取川の水の工業用水化の問題であ

ります。先程もちよつと申しましたが、名取川で捨てられて居る水、竝に洪水として暴れて居る水を名取川の上流のどつかで止めて貯めて置けば、其の水が平時に於きましては工業用水に使はれるのであります。

この貯める地と致しまして北の方から申しますと廣瀬川の支流の上流にある有名な如來さんのある定義、名取川の本流では野尻内野と云ふ所に二ヶ所、それから名取川の支流の碁石川の右岸に釜房山と云ふ山がありまして、此の山の下の所に一ヶ所地盤があります。定義ダム、野尻ダム、釜房ダムと云ふ名前を付けて居ります。

色々検討して見ますと釜房ダムは誠に恵まれた状態でありまして、それに流れ込む面積も相当大きく百九十三平方キロもあります。都に近い所で、是れ程の広い流域面積を持つたダムと云ふものは非常に稀なのであります。東北地方に於きまして米代川、雄物川、を調べて見ましたも斯う云ふ所がないのであります。

釜房ダムの設計の概略を申しますと、高さは約五十五メートル長さが二百メートル貯め得る水量が八百萬立方メートル、洪水其の他總ての水を貯めて置けば、それを工業用水に使ふことに致しますれば大體毎秒五立方メートル乃至八立方メートルの水が得られるのであります。

尙此の計畫は仙臺市、鹽釜町、其の他各町村に跨がつて居りますが、技術的に見ましても又地形的に見ましてもは一つの行政區劃であつて欲しいと云ふことが望まれます。ばらばらでも此の仕事が進んで行けない譯ではありませんが、成るべく一つのものにした方が組合を作るにしても、色々便宜があり、仕事もし易いのであります。(終)

「東北振興」参考書類

「東北地方産業經濟文獻目録」による

Table listing various books and articles related to the revitalization of the Tohoku region, including titles like '東北振興策論', '東北の発展策', and '東北の主眼', along with authors and publication dates.

Table listing various reports and studies, including titles like '東北振興調査報告', '東北振興調査報告', and '東北振興調査報告', along with authors and publication dates.

Table listing various books and articles related to the revitalization of the Tohoku region, including titles like '東北地方の各種重要資源', '東北地方の人口', and '東北地方の産業と人口', along with authors and publication dates.

東北振興 (参考書類)

經濟

東北各縣の經濟構造の特殊性

大泉 八郎

一口に東北地方と概括されるが、仔細に見ればその地方地方はまたそれぞれの特殊性を有してゐる。ここでは産業經濟的觀點からこの問題について若干の觀察を試みよう。

北といへば後れた農業地帯と極められてをり、また事實それに相違はない。例へば昭和十三年の米産額は全國で六千五百八十六萬九千石であるが、六縣はこのうち一千八百八十七石即ち一六%強を出してゐる。六縣人口の全國人口に對する割合は一〇%強(昭和十年國勢調査)であるから、東北が他地方に米を供給する立場にあることは自ら明らかである。事實昭和六年乃至十年の六縣平均米消費額は六百十五萬七千石であるから、平均して年四百萬石前後は他地方に供給してゐることになる。

かくの如き東北地方ではあるが、縣を單位として經濟圏を考へるときには、その農業の占める比重は決して同様ではない。殊に注目すべきは、從來最も後れてゐると見られてゐた青森、岩手兩縣が、北振興事業以來、更に事變の刺激を加へられて急速に工業化しつつあることである。昭和十二年の生産總額青森一億五千五百萬圓の内、工産品は四千九百萬圓で、宮城の四千三百萬圓、秋田の二千五百萬圓を凌駕するに至つてゐる。更に岩手では生産

總額二億二千二百萬圓中一億を占め、次位の福島八千四百萬圓(但し十二年)ともかなりの開きを示してゐる。今、總生産額中工産品の占める比率を以て工業化の指標とするなら次の如くである

縣	工産額	生産總額に對する割合
岩手	一〇〇,六三七	四五,二%
福島	八四,〇一四	三七,八%
山形	四九,一九〇	三七,〇%
青森	四九,八四七	三二,一%
宮城	四三,三三〇	二二,五%
秋田	二五,〇二三	一一,七%

(註) 各縣要覽による、福島、山形のみ十一年、他は十二年の數字。

これら各縣の工業もその内容を見ればそれぞれ相違がある。岩手の工産額は十三年には十二年に比しても九百八十六萬七千圓の激増を示して一億一千五百萬圓となつてゐるが、生絲の五百六十二萬二千圓、酒類の五百八萬圓、木製品百八十五萬六千圓、菓子及びパン類百六十萬圓以外には百萬圓に達する品目はない。然しその他の項目に概括されるものは實に九百六十七萬四千圓の壓倒的な大きさを示してゐる。即ち最近岩手に發展しつつある工業は時局産業である。昭和九年の工産額は二千七百四十一萬一千圓に過ぎなかつたのを見れば如何に發展が急速であるか瞭目に價ひする。

福島では昭和十一年の工場生産額七千五百萬圓の内、紡織工業が三千五百萬圓、化學工業が二千四百萬圓を占め、この兩業種だけで全體の七八%となつてゐる。會津若松を中心とす、漆器の産額は昭和十一年三百九十九萬圓で、この業種だけを見れば山形の六十六萬圓から岩手の十三萬圓に至る他の五縣を全然引離してはゐる。

もの、かかる家内工業の全工産額に對する比重は問題にならぬ。山形では昭和十一年工場生産額三千七百萬圓の内紡織工業關係が二千二百萬圓を占める。絹綿交織織物産額八十二萬四千圓の如きは類として大ともいへないが、同年宮城が二千圓、福島が二百圓、秋田、岩手がそれぞれ十八圓、十三圓であるのに比すれば、山形の工業は壓倒的に機械業であることを知り得る、十一年末の機械場数は山形二千九十、福島五百六十六、岩手百二十五、宮城九十二、青森十六、秋田四である。

宮城では昭和十三年末の工場數八百五十一の内四百二が食料品工業を營み、工業生産額五千百萬圓の内二千三百八十九萬圓が食料品である。しかしその主要なる部分は水産加工品である。計算の基礎は違ふが、昭和十一年末における六縣食料品工業を比較すれば宮城千六百九十四萬圓、秋田九百七十五萬圓、青森八百三十三萬圓、山形七百八十九萬圓、岩手五百六十八萬圓、福島二百七十七萬圓である。かくの如きは金華山沖漁場を控へた宮城の水産業が他の五縣に優越してゐることに因るものと見られる。即ち昭和十二年における各縣水産品價額並びにその生産總額に對する割合は次の通りである。

縣	水産品價額	生産總額に對する割合
宮城	二四,九二一	一七,五%
青森	一一,七一六	七,六%
岩手	一〇,八六一	四,八%
福島	八,八五一	三,九%
秋田	二,〇二二	一,〇%
山形	一,二一四	〇,九%

例へば酒造業、製絲業の如きは如何なる縣にも多かれ少かれ經濟 (東北各縣の經濟構造の特殊性)

存するもので、東北各縣でもこれらは工産品中重要なものとなる。しかしかくの如きは近代的な意味での工業の範疇に屬するものではない。この近代的な工業のないことが東北地方の一つの特色でさへあつた、しかし今や、殊に事變以來であるが、近代的な意味においても工業と稱し得べきものが東北地方にも生じ來つた。これは東北全體としての傾向でもあるが、特に岩手、青森兩縣において著しい。これら兩縣は曾て最も後れた地方と見られてゐたことを思へば多少の今昔の感を禁じ得ないものがある。岩手における工業化が十三年三千七百萬圓(十二年は千八百萬圓)に達してゐる鑛産物と關係があることは想像できるが、青森では鑛産は百五十四萬圓に過ぎず、また六縣中工産額の最も少い秋田では鑛産が七千百萬圓と六縣中最多であることを見れば、單純に鑛産と工業とが平行すると推論することはできぬ。

これに對して近代的工業が榮えてゐるのも一つの地方福島では電力の豊富なことがその重大な原因をなすものと考へられる。即ち昭和十一年における同縣の電力の使用容量は十萬四千キロワットに上るが、他の五縣では秋田が三萬キロワットに達するのみで、他は何れも二萬キロワットを出てない。

かくして東北の工業には重工業、化學工業の名によつて呼ばれる近代的なもの、多分に家内工業的である在來の型のものとの二つを分けることができる。同時に前者の榮える地方は、既に指摘したやうに、從來後れてゐるといはれてゐたが、今や猛然新興地帯として進出しつつあるもので、岩手、青森がそれである。後者の代表は織物工業を主とする山形である。福島は全國有数の養蠶縣として機械工業が盛んであり、これが近代的紡織工業騰致の原

因の一となつた。同時に會津塗の如き家内工業的なものもある。福島は近代的及び在來的兩様の意味の工業地方である。宮城は水産加工工業の殷盛を別とすれば、綿絲紡績及び織物、製絲及び絹織物、清酒その他の中小工業が平均に發達して、在來の意味の東北地方工業の典型をなしてゐる。秋田では鐵産はそのまま鐵産として産出され、近代工業發達の契機となつてをらない。

二

以上概観したやうに各縣それぞれの速度と特徴とを以て工業化が行はれてはゐるが、農業が依然として東北經濟の基調をなすものであることに變りはない。各縣農家戸數及びその全戸數に對する割合を見れば次のやうである。

青森	九二、三五七	七〇・〇%
岩手	一一一、二一一	六四・〇%
秋田	一七二、一〇七	五五・六%
宮城	一〇五、三二七	五三・八%
山形	一〇一、四一三	五五・八%
福島	一四〇、八九一	五二・二%

(註) 昭和十二年末、昭和十二年農事統計表による、各縣發表のものは計算方法の相違があると思われるが、一般に

大麥	一、八九五	七、八七四	一、八〇四	一、四〇四
小麥	一、五七五	一、八六五	一、四〇四	一、四〇四
大豆	一、二七五	一、二七五	一、二七五	一、二七五

上揚より農家數少くまた低率である。例へば十三年末宮城では八八、八三九戸四四・五%となつてゐる。青森の七〇%を最高として何れも五〇%を越える高率である。これら農業諸縣がまた如何にその内部において異つてゐるか。耕地の田畑別を見れば次の如し。

青森	七五、一一〇	五五%	六三、四七一	四四%
岩手	七三、三三六	四六%	六、九七〇	五四%
秋田	一一五、五五三	八〇%	三、三九四	一九%
宮城	一〇一、四三二	六九%	四、三五六	三〇%
山形	九九、六四七	七二%	四、〇五九	三九%
福島	一〇五、七六七	五三%	八、四四五	四六%

秋田、山形、宮城の三縣において田が壓倒的に多いのに對し、岩手、青森、福島三縣においては畑の比重が相當大で、殊に岩手にあつては畑の方が多くなつてさへあるのは頗る對照的である。この對照は他の種々の觀點からも證明されるところで、一つの型としての東北農業の内更に二つの型を示すものである。しかしして畑の多い三縣の内でも福島はまた特殊の地位を占める。前の二縣における畑は田と同様穀物・生産するものであるが、福島では主として桑を栽培するためのものである。即ち主要畑作物の作付反別及び桑園面積は次の如し。

粟	四、七七八	五、八八九	五、二〇六	七、八
種	四、六一七	一、五九二	一、五九二	一、五九二
蕎麥	一、二八八	一、二八八	一、二八八	一、二八八
桑園	一、二八八	一、二八八	一、二八八	一、二八八

(註) 青森、岩手は十三年、秋田、山形、福島は十二年、宮城は十二年、桑園のみ十四年。作物の地方的相違は相當顯著である。中でも青森、岩手兩縣における粟、種、蕎麥等の栽培面積が大であることが目立つてゐる。秋田縣においても多少これを見るが、他の三縣ではこれらは殆んど問題にならない。實に青森、岩手兩縣の種作付面積合計二萬一千四百八十町は全國の三萬五千九百九十四町の六〇%を占めてゐる。またこの種の前代的或ひは極育すれば凶作型の食糧が如何に青森、岩手兩縣に偏つてゐるかを昭和十一年の六縣粟生産高比較に見れば次のやうである。

宮城	一、二六四	七、一四四
山形	一、四六四	一、九三三
福島	一、五九三	二、五三六
青森	四八、五三四	四、三九一
岩手	三七、三九一	五、九九三
秋田	一、五三五	二、六九八
宮城	二、六九八	九、八二〇

桑園においては福島、山形兩縣が斷然他を壓倒してをり、宮城がこれに追隨してゐる。畑の總反別中桑園の占める割合は山形が五六・三%で最高にあり、次いで宮城が三三・三%福島三一・八%岩手は下つて一四・五%、秋田がこれに近く一二・八%であるが青森は一・四%に過ぎない。(昭和十二年)

麥類、大豆、粟、種等上揚作物は小麥を除いては商品性の乏しいものであり、粟、種に至つては最も甚しく、飼料或ひは移出用

經濟 (東北各縣の經濟構造の特殊性)

として商品化されることはあるとしても、米に比すれば商品としての價値の高さは比較にならない。即ち麥類、大豆、前代的穀物類は主として農家の自家消費に當てられるものである。これに反して桑即ち蠶繭は百パーセント商品として生産される。青森、岩手が畑作物において福島、山形等に對立するといふことは、前者において田の割合が少かつたと同様に、前者では農業が未だ比較的に自給自足的色彩を濃厚に残してをり、後者においてはより多くの商品生産化されてゐることを物語るものである。更に各縣における耕地の田及び畑への配分を昭和四年當世と比較して見よう。計算の基礎が恐らく同一でないが、大體の傾向を窺ふには足りると思はれる。

青森	七、五九三	昭十二年	昭十二年
岩手	六、〇九四	昭四年	昭四年
秋田	一一、七七七	昭十二年	昭十二年
宮城	九、七六八	昭四年	昭四年
山形	一〇、〇六四	昭十二年	昭十二年
福島	一〇、二二七	昭四年	昭四年

五〇三

いて宮城、岩手兩縣では六千町歩以上の増加が見られるのに對し秋田では逆に減少を示してゐる。畑では青森が著増し、宮城、山形兩縣では減少してゐる。かかる事實が何に基くかは偶然的と見

なほ農業、園藝の特産品から六縣の特殊性を見ると

青森の苹果は全國に冠たるもので、十三年の産額は四千四百八十七萬三千貫、價額千七百五十六萬三千圓に達してゐる、二千六百七十七萬三千貫の收穫に過ぎなかつた十一年でも全國總産額が三千二百十八萬貫、東北では次位の秋田も五十五萬四千貫を算するに過ぎぬ。菜種は昭和十三年三萬一千六百九十三石、七十萬八千圓を産してゐるが、十一年に對して比較すれば青森二萬三千六百三十三石に對して次位の福島が八千五百二石、次いで山形の三千百九十三石である。

岩手甘藍の名は近年かなり喧傳されてゐるが、十三年の産額は六百四十五萬七千貫、五十一萬一千圓である。十一年に對して比較すると岩手五百七十九萬八千貫、青森二百二十萬七千貫、秋田

福島が百萬貫臺である。宮城で有名なのは結球白菜である。昭和十一年について他の漬菜類と合計した産額は九百八十一萬貫であるが、福島は八百十四萬五千貫、山形六百二十二萬貫とこれに追隨してゐる。

山形、福島兩縣は種々の果實の生産地であり、後者は六縣中畑作物のヴァライエテイにも最も富んでゐる。櫻桃産額は山形が全國一で昭和十一年四十三萬九千貫、(價二十萬圓)、福島三十六萬貫、青森十四萬八千貫。葡萄昭和十一年山形七十八萬四千貫、秋田五十四萬貫、福島四十六萬貫、宮城二十五萬七千貫。

生柿昭和十一年福島四百七十八萬七千貫は全國一で、山形の百七十二萬五千貫は東北での次位である。日本梨福島二百二萬九千貫(昭和十一年)秋田百五萬九千貫。桃福島八十萬九千貫(昭和十一年)、山形二十九萬八千貫。甘藷福島六百二十萬貫(昭和十一年)、宮城二百八十萬七千貫。蒟蒻芋福島百六十四萬三千貫(昭和十一年)、宮城九萬三千貫。人参福島二萬一千貫(昭和十一年、全國一)山形十七萬貫。葉煙草福島百六十九萬六千貫(昭和十一年)三百六十九萬九千圓、岩手四十三萬二千貫、七十六萬七千圓、山形二十三萬九千貫、四十二萬三千圓、青森は五十二貫、三十五圓等々。

養蠶は南部三縣、特に福島において殷盛であることは周知のことであるが、これを數字で見ると次のやうである(昭和十二年)(前掲桑園比較参照)

Table with 4 columns: 養蠶戶數, 蠶種掃立量, 繭産額, 價額. Rows for 山形, 福島, 青森.

Table with 4 columns: 宮城, 岩手, 秋田, 青森. Rows for 養蠶一戸當り掃立量, 瓦三と三縣は殆んど同じである, 異つてゐる, 圓九十錢, 二百二十四圓十錢, 十錢となつてをり, 縣において養蠶の經濟的意義も殆んど平均してゐるが, 手以下三縣にあつてはそれほどでないことを物語る, 百七十二匁に對して岩手は七百四十九匁であるから品種はむしろ優良といへやう。

三

東北農業はその耕地の利用度の低率を以て知られてゐる。即ち全國では一毛作田は田全體の五九・三% (昭和十一年)を占めるに過ぎぬに反し、東北六縣では青森の九九・九%を最高に最少でも九二・四%に達してゐる。この全體として少い二毛作以上の田の六縣における分布を見るに(昭和十一年)。

Table with 2 columns: 田全面積に對する割合, 宮城, 福島, 岩手.

經濟 (東北各縣の經濟構造の特殊性)

Table with 4 columns: 牛馬耕面積, 耕作用牛馬頭數. Rows for 秋田, 青森, 宮城, 山形, 福島, 岩手.

次に事變下農業の進路として近年問題となつてゐる機械化の状況を見よう(昭和十二年十一月末)。

電 動 機	石 油 發 動 機	ガ ス 發 動 機	計
青森 二四四台	六五六台	四台	三、二九一馬力
岩手 一、一四五馬力	一、〇八一	一	四、七六四
秋田 一、九三七	一、〇九二	一	五、七五五
宮城 一、八二六	一、〇七九	一〇	六、六二四
山形 五九六	一、〇九二	三	六、六二四
福島 二、二一〇	一、二〇二	一	四、四一〇
計	八、八七	一	三、二九一馬力

秋田には蒸気機三十三臺五十三馬力、福島に同機一臺十馬力があつて、それぞれ計に含まれてゐるが、他の四縣にはない。これら農業用原動機の普及度を見ると臺数の最も多いのは山形の三千九十八であるが、馬力数の最大なるは宮城の六千六百二十四馬力である。一臺當り平均馬力数を算出すれば宮城の三・七、青森の三・六、岩手の三・〇は全國平均二・四より相當高く、福島二・〇、秋田一・九、山形一・四でこれらは普及度は高いが機械が小規模なことを示す。原動機として最も普通な電動機と石油發動機について見れば、前者は山形、秋田に多く、後者は農業用原動機として移動にも容易であり、使用に便なるものであるだけに平均に分布してゐるが、福島、宮城がその中でも多く、馬力数は後者が優越してゐる。前に一言したやうに東北六縣中發電において僅かに三百六十七馬力と六縣中最低位を示してゐるのは注目すべきで、農地の自然的條件による點も大であると見られるが、近代工業と農業とがその裏に於いてはともかく直接的にはその關係が稀薄で、少くとも東北ではこれら兩業種が各々獨立して平行して發展してゐること、東北農業を初として一般にわが國農業が近代的技術を取り容れる

能力には重大な限界が置かれてゐること、等が示唆される。農業機械の中核的部分たる脱穀機、糶摺機等の普及度は次の如し。(昭和十二年十一月末)

脱穀機	糶摺機	糖 機	精 機	製粉機	肥料粉砕機
青森 八一	一五五	八	一五八	三三	六六
岩手 一、六五三	一、五九三	一七	二、九六六	五九	三三
秋田 一、八〇七	二、〇七九	一	一、〇二二	七	二二
宮城 一、三九三	一、三三三	六三	一、三三四	二七	一〇八
山形 二、〇四二	二、五二二	二六	一、四九二	二九	一〇五
福島 二、五八八	九九四	一四九	一、〇四六	八七	一四七

各種機械に亘つて青森の普及度の低位が最も目立つてゐる。その他の縣はそれぞれ得意とする機械を有してゐる。例へば脱穀機は福島が最高で山形がこれに次ぎ、糶摺機は山形が最も多く秋田が次位を占め、精米機は岩手が断然多く山形、秋田は殆んど數である。麥摺機は福島が多いが、精米機、製粉機は共に岩手が多い。水利用のポンプは秋田断然多く、穀物乾燥機は岩手に發達してゐる。即ち次の如し。

これらの機械並びに装置の地方による密度の差異は自然的、經濟的、諸條件に規定されるものであることは言ふまでもないが、また屢々偶然的な事情が作用し、機械とその地方の農業との間に一元的な關係を設定することは多く困難である。またこれら機械の單に技術的な意味以上のもの、即ち社會的、經濟的關係を窺ふには、これら機械が何人によつて所有されてゐるか、個人耕作者であるか、農事實行組合等の共同體であるか、或ひは直接耕作には關係なき貸貸營業者であるかの區別は甚だ重

要であるが、遺憾ながらこれを明かにする調査は行はれてはゐないやうだ。東北農業もまた多肥農業であり、特に自給肥料使用高が多いとされて來た。各縣における實情を見れば次の如し。(昭和十二年)

販賣肥料	自給肥料	計
青森 八、〇〇〇	八、一〇〇	一六、一〇〇
岩手 五、四〇〇	八、〇〇〇	一三、四〇〇
秋田 五、四〇〇	九、二一〇	一四、六一〇
宮城 六、四〇〇	一〇、九六〇	一七、三六〇
山形 七、四七〇	八、八三〇	一六、三〇〇
福島 八、一一〇	一〇、一〇〇	一八、二一〇

福島、宮城、山形と青森、岩手、秋田とがそれぞれ接近してゐる。秋田における販賣肥料消費の寡少が目立つてゐる。反當り及び一月當り平均について見れば次の如し。

販賣肥料	自給肥料	計
青森 五・三	五・九	一一・二
岩手 五・〇	五・八	一一・八
秋田 一・九	六・六	八・五
宮城 四・三	七・三	一一・六
山形 五・二	六・〇	一一・二
福島 四・三	五・九	一〇・二

販賣肥料	自給肥料	計
青森 八〇・一三	八、九七〇	一三、七六〇
岩手 五九・八三	九、三三〇	一三、七六〇
秋田 三三・六八	九、二九〇	一二、五五八
宮城 四〇・一〇	一〇、一四〇	一四、二五〇
山形 四九・六六	八、八三〇	一三、四九六
福島 五九・六六	九、一〇〇	一四、七六六

經濟 (東北各縣の經濟構造の特殊性)

反當り乃至一、當り消費が眞に集約度の指標として役立つであらうが、これによれば宮城、山形、秋田が一つのグループをなし多肥農業の實を示してゐる。秋田における販賣肥料使用の少額なことは何といつても特徴的である。これは肥料使用の點からのみ見た東北農業の特質を最もよく代表するものである。即ち全國平均においては反當り販賣肥料が五圓七十二錢消費されるに對して自給肥料は六圓三十六錢である。

しかも自給肥料として重大な地位を占める綠肥の作付面積及び收穫高は次の如く(昭和十二年)

町	畑	收穫高
青森	二・九	六六、〇九五
岩手	一、二二七	三〇八・三
秋田	四八〇・五	八三・八
		三、二〇五、九七六
		七、七、三三五

宮城 一、七九二・四
山形 二、〇四一・一
福島 五、四四七・七
宮城の七千三百町歩は全國的に見てもそれほど少いとはいへぬが、他は概して甚だしく、殊に青森の二百一十町は大阪の三百六十五町よりも少く全國最下位に位してゐる。綠肥作は福島、宮城、山形にのみ行はれてゐると言つてよい。自給肥料の使用が多く、しかも綠肥作物の栽培が少いとすれば、結局堆肥製造に主力が注がれてゐるものと見るべく、何れにしても、労働集約的であることを特徴とするわが國農業のうちでもわが東北農業はとりわけ労働に依存してゐると推論することが出来る。その各縣における状況を帝國農會の米生産費調べに窺つて見よう。(昭和十三年自作者の分、反當り生産費)

労働日数から見ても最大なのは秋田であるが、更に注目すべきはその組成で、家族労働と雇傭労働とはほぼ等しいのである。若手で後者が前者の三分の一、更に福島では三分の一以下であるの

と同日の談ではない。肥料消費の最も少い秋田では労働日数が最大であり、反對に肥料を最も多く用ひてゐる宮城では労働日数が最少であるのは符節を合する如くである。

秋田において稲作労働中雇傭労働の占める割合が特に大であるといふことは、同時に、雇傭されるべき即ち一時的にもせよ恒久的にもせよ耕地から切離された労働者として存在する農業人口が他

に比して多くなつてゐることを意味する。このことは同じ帝國農會の米生産費調べ中小自作者の分に現れてゐる事實と對照するとき更に注目すべきものとなる。

縣	家族労働			雇傭労働			計
	日数	日備	計	日数	日備	計	
青森	一、八九七	三、八八	五、七八五	一、〇〇九	二、〇〇	六、七九四	
岩手	一、八四六	一、七	三、六〇三	一、〇〇九	二、〇〇	五、六一三	
秋田	一、〇一七	一、〇	二、〇一七	一、〇〇九	二、〇〇	四、〇二六	
山形	一、〇一七	一、〇	二、〇一七	一、〇〇九	二、〇〇	四、〇二六	
宮城	一、〇一七	一、〇	二、〇一七	一、〇〇九	二、〇〇	四、〇二六	
福島	一、〇一七	一、〇	二、〇一七	一、〇〇九	二、〇〇	四、〇二六	
青森	一、八九七	三、八八	五、七八五	一、〇〇九	二、〇〇	六、七九四	
岩手	一、八四六	一、七	三、六〇三	一、〇〇九	二、〇〇	五、六一三	
秋田	一、〇一七	一、〇	二、〇一七	一、〇〇九	二、〇〇	四、〇二六	
山形	一、〇一七	一、〇	二、〇一七	一、〇〇九	二、〇〇	四、〇二六	
宮城	一、〇一七	一、〇	二、〇一七	一、〇〇九	二、〇〇	四、〇二六	
福島	一、〇一七	一、〇	二、〇一七	一、〇〇九	二、〇〇	四、〇二六	
青森	一、八九七	三、八八	五、七八五	一、〇〇九	二、〇〇	六、七九四	
岩手	一、八四六	一、七	三、六〇三	一、〇〇九	二、〇〇	五、六一三	
秋田	一、〇一七	一、〇	二、〇一七	一、〇〇九	二、〇〇	四、〇二六	
山形	一、〇一七	一、〇	二、〇一七	一、〇〇九	二、〇〇	四、〇二六	
宮城	一、〇一七	一、〇	二、〇一七	一、〇〇九	二、〇〇	四、〇二六	
福島	一、〇一七	一、〇	二、〇一七	一、〇〇九	二、〇〇	四、〇二六	

經濟 (東北各縣の經濟構造の特殊性)

三町以上の経営の比較的多いことは東北各縣に共通した特徴で、全國どの地方にもかくの如きはない。殊に宮城の五町以上耕作戸數千八百八十二、一・二二%は北海道を除く全府縣中の最高に位置する。五反未満の零細經營は各縣平均してゐるが、福島は推定の如く比較的經營に乏しい。

四

六縣耕地自小作別は次の如し。(昭和十二年)

縣	田		畑	
	自作	小作	自作	小作
青森	66,717	56,111	43,818	43,818
岩手	93,742	64,111	55,818	55,818
宮城	101,101	69,000	58,000	58,000
秋田	101,101	69,000	58,000	58,000
山形	101,101	69,000	58,000	58,000
福島	101,101	69,000	58,000	58,000

縣	田		畑	
	自作	小作	自作	小作
秋田	64,833	45,111	68,000	58,000
宮城	67,818	46,111	68,000	58,000
山形	66,000	46,111	68,000	58,000
福島	112,933	57,111	79,000	68,000

自作地が小作地より多く、岩手、福島においては畑總面積の三分の一前後である。宮城は畑においても小作地が他に比し多いのは注目すべきである。畑に自作地が多いことは田に小作地が多いとい

ふ事實と表裏をなすものである。岩手、福島、青森三縣は田だけを見ては自作地は小作地より大であるが、その割合は耕地全體について見たときよりはよほど低下してをり、秋田、山形、宮

城にあつては小作田は田全體の六割を占めるものとなつてゐる。

更に農家について自小作を區別して見よう。

縣	自作		小作	
	戸數	%	戸數	%
青森	32,311	32.5	21,400	21.4
岩手	41,111	37.2	36,818	33.6
宮城	19,700	18.8	19,700	18.8
秋田	30,877	29.6	22,111	21.4
山形	32,311	31.1	22,111	21.4
福島	41,111	39.8	36,818	35.6

町	自作兼小作	
	戸數	%
三町一五町	6,100	6.1
五町一十町	1,857	1.8
十町一五十町	600	0.6
五十町以上	600	0.6

宮城を除いて各縣とも最も多いのは自作と小作とを兼ねるものである。純自作が最も多いのは岩手であり、反對に純小作の最も多いのは宮城である。

な事象は、丁度その反對である福島などと比較して、前者において大土地所有が發達してゐるのではないかといふ推定を成立せしめる。その實際を各耕地所有者の廣狹別戸數に見れば次の如し。(昭和十二年)

例へば秋田、宮城の如く耕地殊に田において小作地が多く、強度に勞働に依存する經營形態であり、自作農家も少いといふやう

青森七五、〇三四、岩手一〇二、四六一、秋田八二、九九三、宮城八二、八〇四、山形八二、六〇二、福島一四八、七五〇、五十町以上の大土地所有者戸數の夥多なことは頗る特徴的である。全國でこの級の大地主が百人以上を數へるのはこの三縣のほかに新潟と茨城の二縣あるのみである。

更に各級耕地所有者の全體に對する割合を見るに次の如くである。

青森	五反未満	五反—一町	一町—三町	三町—五町	五町—十町	十町—五十町	五十町以上
岩手	五九・八九	二五・九一	三三・六九	八・二四	二・四七	〇・八〇	〇・一〇
秋田	四一・三三	六六・〇〇	三三・四五	五・六三	二・一〇	〇・六六	〇・〇六
宮城	四八・一〇	二二・七五	三〇・三六	五・四七	二・八八	一・三三	〇・〇六
山形	四三・四七	三三・五六	一九・五九	五・九四	二・七八	一・二四	〇・一一
福島	四八・三一	一九・八〇	三〇・七六	六・五九	三・二五	一・四三	〇・一四
青森	四三・〇六	三三・四三	二五・〇九	五・五三	一・五九	〇・八一	〇・〇四

秋田、宮城、山形においては五反未満の零細所有者と五十町以上の大地主とが共に他縣に比し多いことが注目される。即ち小は飽くまで小く、大は飽くまで大であるといふ分化の度が進んでゐる。實に五十町以上の巨大地主が全地主の〇・二%を占めるといふのは全國において秋田一縣である。この級の地主の絶對數においては全國一である新潟(二百二十八)もその割合は〇・一二%であるに過ぎぬ。これに反して福島、岩手においては自作者も多く、耕地所有者も多く、また所有も中位のもの比較的多く一體に貧富が平均してゐる。

更に耕地所有關係の變動の傾向の特徴を見るため昭和六年當時とごく大ざつばな比較を試みよう。

耕地自小作別においては、青森で自作地が六萬九千町歩から七萬六千町歩へ、割合にしても五三・四%から五六%へと増加してゐるのに對し、福島では十一萬五千町六〇・五%から十一萬二千町五八・七%へ減少してゐるのが對照的である。秋田と宮城ともまた對照をなし、秋田では自作地が約二千町歩増し小作地が同様に二

千町歩減少し、割合も自作地は四三・七%から四五・一%に増加してゐるのに對し、宮城では自作地が千八百町増してゐるとき小作地は三千六百町増して自作地の割合は四六・八%から四六・三%へと低下してゐる。

青森で自作地が増したのとは殆んど全く自作田の増加が顯著であつたため、畑においては自作小作ともに増加してゐるものの小作においては増加は優勢である。總じて畑地に小作化の傾向があることは六縣を一にするところで、福島においては自作地の減少が著しいのも、同縣においては畑地の變動が大で畑の小作化が大だからである。即ち福島では田には殆んど變動がないのに自作畑は六萬一千三百町から五萬八千七百町へ減少し、反對に小作畑は二萬六千町から二萬九千六百町へ増加した。ごく大ざつばに言つて田には多少とも自作化の傾向があり(福島だけ實數は僅少なながら例外である)畑においては反對に小作化の傾向がある。

かくの如く經濟的に特に重要である田において自作化の傾向が見られながらも、耕地所有者の廣狹別を見ればまた違つた動きが

ある。所有關係において端的に東北前特徴である五十町以上の大地所有を見れば、山形において一人を増しただけで各縣軒並に減少してゐる。元來最も少かつた福島では五十八から二十七へ半減以上の減少振りである。これに反して五反以下の零細所有者はかなりの増加となつてゐる。これが自作化の重要な原因と推定されるが、殊に福島の一萬二千戸、岩手の五千戸、秋田の四千七百戸が目立つてゐる。

東北農業の一つの特徴であつた大土地所有の分解傾向はさきにも一言したやうに秋田、宮城、山形等その優越せる地方における生産にもあらはれはじめてゐる。青森、岩手では田自作が増加して、最も後れた農業は商品生産農業へと先進地方に追隨してゐる。福島では從來の比較的均衡の取れた所有形態が崩れて小作地及び小作戸數が増加した。

かかる變動の原因でもあり、また結果でもあり、しかしてかかる經濟關係を端的に示すものとして各縣田小作料を比較すれば(帝農米生産費調査昭和十三年)

青森	小作料	小作權價格
岩手	〇・四九	—
秋田	一・〇六	—
宮城	一・一四	五五・〇〇(五五・〇〇)
山形	一・〇〇	四〇・九三(三三・一〇)
福島	一・一六	(七・七八)
福島	一・〇九	五・五八(七・四三)

(註) 小作權價格括弧内は自作者についての調査
秋田は最も高率であり、山形これに次ぎ、青森が最低位となつ

經濟 (東北各縣の經濟構造の特殊性)

てゐる。青森、岩手については小作權價格は明かではないが、秋田の五十五圓に對して福島の五圓五十六錢を見れば、その地方的差異の甚しいのに一驚を喫せざるを得ない。尤も本調査をそのまま一般化することは前にも一言したやうに注意を要することである。

かくの如く小作料において秋田は最高を示してゐるが、田の經濟的収益力の綜合的指標としてその賣買價格を見れば他縣に比しむしろ低い。即ち次の如し。なほ法定貸買價格をも併せ示さう。

青森	賣買價格	貸買價格	畑貸買價格
岩手	五三・一五	四〇・九四	四・四七
秋田	五九・〇〇	三三・二八	四・二九
宮城	四〇・六〇	三三・三三	四・四三
山形	三六・六七	三二・八八	三・五九
福島	三三・〇八	三三・一六	三・三六

収益力の最も高いのは山形でこれを田及び畑の貸買價格に見ても同様である。秋田では貸買價格はむしろ高位であつて小作料の高率と照應してゐる。

以上の如き東北各縣農業の自然的並びに經濟的構造は農民の主體的諸組織に如何に結びつきまたは表現されてゐるであらうか。即ち地主組合、小作人組合及び協同組合、生産點における技術的組織たる性質を有し、農村協同體の原形的形態たる農事實行組合、更には農村における信用、配給組織である産業組合、同様な意味をもつ技術的指導組織たる農會、これらは各縣において如何

に組織され、また如何に活動してゐるであらうか。遺憾ながらこの方面では資料が甚だ不充分である。産業組合だけについてその

活動一斑だけを見れば(昭和十四年末)

青森	岩手	秋田	宮城	山形	福島	組合員数		貯金		貸付金		販賣額		購買額		利用料	
						組合員数	組合員数	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
三三	三三	三三	三三	三三	三三	一三、三九二	一三、三九二	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇
三三	三三	三三	三三	三三	三三	一三、〇〇三	一三、〇〇三	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇
三三	三三	三三	三三	三三	三三	一〇、七四〇	一〇、七四〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇
三三	三三	三三	三三	三三	三三	一〇、六八八	一〇、六八八	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇
三三	三三	三三	三三	三三	三三	九、三六六	九、三六六	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇
三三	三三	三三	三三	三三	三三	一七、三三三	一七、三三三	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇
三三	三三	三三	三三	三三	三三	一七、二二二	一七、二二二	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇
三三	三三	三三	三三	三三	三三	一六、七七八	一六、七七八	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇

組織の最も進んでゐるのは自作農多く、経営規模も比較的平平均してゐる福島であり、實力も最も大である。福島と対照をなす秋田においても組織率は福島に次ぐ。共同販賣機關としての活動は宮城において大であり、利用組合の活動は青森がリードしてゐる

おいて最低である(前掲)といふ事實は、牧馬が牧馬として營まれてゐることを示す。しかしして一般的な意味で畜産縣であるのは最も多角的な經營形態を有する福島であつて、例へば昭和十一年における綿羊頭数四千二百九十五頭は全國一である。山形、岩手、宮城は二千頭臺である。鶏も同年六月現在で百二十三羽を數へるが、これに次ぐ宮城は八十萬羽である。乳牛頭數では山形が多く十一年一千四百頭を算し、最低の青森の二百九十頭と顯著な對照をなす。

五

東北における林野面積の廣大、特に國有林が多いこと、その設定は山村の共同利益地を收用するが如き意味をもつたこと、これらは夙に東北窮乏の原因のうちに數へられてゐるが、林野、特に立木地面積を見れば(昭和十一年末)福島の九十四萬二千町を最高に岩手九十三萬三千町、秋田六十二萬二千町を數へ以上を林業縣とすべきである。この内、國有林は福島四十六萬町、岩手四十四萬町、秋田四十萬九千町を占めてゐる。例へば秋田においてこの國有乃至公有が如何に優越してゐるかは、これら國有、公有、社寺有を除いた私有林が十七萬四千町に過ぎず、宮城の私有林野面積とほぼ等しくなつてゐることからも知ることが出来る。即ち私有林野面積においては岩手が四十七萬八千町で最高を占め、福島の三十七萬三千町がこれに次いでゐる。林野の所有關係はかくの如きものとなつてゐるから、秋田で林産物價額が三千三百四十三萬二千圓(昭和十二年)に達し、總生産價額の一五・七%を占めるとしても、これが同縣の山村民に對する直接の經濟的價値はそれほど大なるものともならぬ。即ち十一年について林野産物のみを見れば、秋田は三百六十一萬圓でむしろ山形に劣つてゐる。因みに林産總額は岩手が二千二百萬圓(昭和十二年)、福島が一千百萬圓(昭和十一年)であり、林野産物だけについて見れば岩手の六百九十一萬四千圓(昭和十一年、全國一)を最高に、福島六百八十三萬圓、山形、秋田、宮城は三百萬圓臺である。更にその内でも木炭の産額は(十一年)岩手が三千九百萬圓、六百十八萬圓(十三年)は四千六百萬圓(十一年)、福島三千四百萬圓、五百九十二萬圓、宮城

千七百萬圓、三百八萬圓等である。水産業については前に一言したやうであるが、太平洋岸諸縣に比して日本海岸二縣は殆んど問題とならない。漁船隻數(十一年)は岩手の一萬一千艘が最も多く、青森の九千八百、宮城の八千八百がこれに次ぐ。沿岸漁業においても岩手は九百二十九萬圓、青森五百八十五萬圓、福島四百八十二萬圓、宮城二百八十六萬圓の順であるが、遠洋漁業(宮城六百五十九萬圓、岩手二百萬圓、青森八十三萬圓)養殖(宮城六十五萬圓、岩手二十三萬圓)等においては宮城が優越し、水産製造において壓倒的であることは前に述べた通りである。商業、金融、企業組織、さては縣市町村財政等々六縣の經濟構造のそれぞれの特殊性を検出すべき鍵はまだまだ存するのでありまた今まで見て来た範圍でも脱漏は頗る多いのであるが、これらは一切省略してただ一つ新しい指標を掲げて大ざつばな概括を述べることとしよう。昭和十五年六月末における六縣郵便貯金の狀況は次の如し。

青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	總額	一人當り
一、五九、〇三二	一、三六、八	一、五九、〇三二	一、三六、八	一、五九、〇三二	一、三六、八	一、五九、〇三二	九三・八〇
一、五九、〇三二	一、三六、八	一、五九、〇三二	一、三六、八	一、五九、〇三二	一、三六、八	一、五九、〇三二	八三・四四
一、五九、〇三二	一、三六、八	一、五九、〇三二	一、三六、八	一、五九、〇三二	一、三六、八	一、五九、〇三二	七〇・二二
一、五九、〇三二	一、三六、八	一、五九、〇三二	一、三六、八	一、五九、〇三二	一、三六、八	一、五九、〇三二	五九・七七
一、五九、〇三二	一、三六、八	一、五九、〇三二	一、三六、八	一、五九、〇三二	一、三六、八	一、五九、〇三二	四九・四六
一、五九、〇三二	一、三六、八	一、五九、〇三二	一、三六、八	一、五九、〇三二	一、三六、八	一、五九、〇三二	四〇・七六

この数字は必ずしもいはゆる景氣と正確に一致するものではないにしてもまた全然無関係ではなく、或る程度までその指示者となるであらう。福島が總額において秋田の三倍以上、一人當りにおいて山形の二倍以上となつてゐることは、同じく東北と呼ばれる六縣においても地方的相違はかなり大きなものであることを物語つてゐる。

郵便貯金において福島が他の五縣をリードしてゐるのは今に始まつたことではない。これは同縣に自作者が多く、貧富の差が割合に少い事實と關係がある。養蠶が盛んであることは端的にこの縣が他の五縣と較べても貨幣經濟に浸透されること多いことを物語るものであるが、その他にも耕種に園藝に、畜産に、林産に、産物はヴァラエティに富み何れも商品性の大きなものである。

これと對立するものに秋田がある。大土地所有が發達して小作地が多く、農業は耕種、しかも米作に偏つてゐる。農民は肥料をも他縣ほどには用ひず専ら營々として勞力を支出することによつてその經營を維持してゐる。蠶産は七千百萬圓に達して全生産額の三三・七%を占め、林産は三千三百萬圓一五・七%で共に六縣中の最高額であるが(昭和十二年)、これが平均的縣民に與へる影響は輕微であり、即ち一般農民とは獨立に營まれてゐる。一人當り生産額(昭和十一年)は秋田が百六十三圓と六縣中最大であるのに郵便貯金が最低位に近いといふことはかかる推定を許すものであらう。

金屬工業を中心とする時局産業が急速に發展しつつある岩手、

青森兩縣においても、基本的産業たる農業とこれらとの關係は同様なものがある。即ち最も後れた農業地帯であり、自給自足的な色彩が濃厚であり、刈分小作や名子制度の如き遺制の解消が昨今問題とされてゐる如きこれら地方は、今や自然的條件の許すかぎり商品生産農業へ移りつつあり、その動きは工業化と無關係ではないであらうが、恐らく工業化が起らなくともつたであらう進路である。

宮城、山形は種々の點で類似してゐる。主穀農業に依存する點では山形がより強度のものあり、宮城は耕種その他の農業でも、また産の如きにおいて産物の種類に富んでゐる。しかし銀行預金その他の指標に見れば宮城が六縣中經濟的には比較的進化的度が高いことが推定される。

六縣を通じて田の自作地が多少とも増加する傾向にあること、秋田では主穀的であるその農業に停滯の兆のあること、福島では他五縣とは反對に小作地の増加が著しいこと、しかして最後に六縣を通じて、殊に岩手、青森において近代的工業しかも重化學工業が急激な發展を示しつつあること等、これら一聯の事實は、東北が東北として見るかぎりやはり急速に或ひは徐々にその性格を變化しつつあることを物語る。その各縣における方向、速度はそれぞれ相違してゐるが、それは從來の各地方の(縣がここでは手掛りとされる)經濟機構を分析することによつて或る程度測定し得られるところである。以上に試みた如き粗雑なものの上に出る廣汎精密な検討が必要である。

商業

一、預金利息 (昭和十四年)

A 普通貯金(年利)

縣	六月			十二月		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
東京市	0.030	0.018	0.022	0.030	0.018	0.022
宮城縣	0.030	0.018	0.022	0.030	0.018	0.022
福島縣	0.030	0.018	0.022	0.030	0.018	0.022
山形縣	0.030	0.018	0.022	0.030	0.018	0.022
松山縣	0.030	0.018	0.022	0.030	0.018	0.022
白河縣	0.030	0.018	0.022	0.030	0.018	0.022
須賀川	0.030	0.018	0.022	0.030	0.018	0.022
岩手縣	0.030	0.018	0.022	0.030	0.018	0.022
青森縣	0.030	0.018	0.022	0.030	0.018	0.022

縣	六月			十二月		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
八戸市	0.030	0.018	0.022	0.030	0.018	0.022
山形縣	0.030	0.018	0.022	0.030	0.018	0.022
米澤市	0.030	0.018	0.022	0.030	0.018	0.022
山形縣	0.030	0.018	0.022	0.030	0.018	0.022
秋田縣	0.030	0.018	0.022	0.030	0.018	0.022
能代市	0.030	0.018	0.022	0.030	0.018	0.022
横手市	0.030	0.018	0.022	0.030	0.018	0.022
全國平均	0.030	0.018	0.022	0.030	0.018	0.022
前年同月	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01
比較増減	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01

盛須白平郡若福白仙東	岡岩川河	山松島福石臺宮市	最高	最低	平均	最高	最低	平均	B 手形貸付金 (日歩)		
									比較前年同月	全國平均	橫手代
二・一〇	二・二〇	二・三〇	二・四〇	二・五〇	二・六〇	二・七〇	二・八〇	二・九〇	△0.01	△0.01	△0.01
一・〇四	一・一〇	一・一五	一・二〇	一・二五	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	△0.01	△0.01	△0.01
一・三〇	一・四〇	一・五〇	一・六〇	一・七〇	一・八〇	一・九〇	二・〇〇	二・一〇	△0.01	△0.01	△0.01
二・〇〇	二・一〇	二・二〇	二・三〇	二・四〇	二・五〇	二・六〇	二・七〇	二・八〇	△0.01	△0.01	△0.01
一・七〇	一・七〇	一・七〇	一・七〇	一・七〇	一・七〇	一・七〇	一・七〇	一・七〇	△0.01	△0.01	△0.01

白仙東	福石臺宮市	最高	最低	平均	最高	最低	平均	C 當座貸越 (日歩)			
								比較前年同月	全國平均	橫手代	
二・七〇	二・八〇	二・九〇	三・〇〇	三・一〇	三・二〇	三・三〇	三・四〇	三・五〇	△0.01	△0.01	△0.01
一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	△0.01	△0.01	△0.01
二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	△0.01	△0.01	△0.01
二・七〇	二・七〇	二・七〇	二・七〇	二・七〇	二・七〇	二・七〇	二・七〇	二・七〇	△0.01	△0.01	△0.01
二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	△0.01	△0.01	△0.01

五一九

A 國書貸付金 (年利)	比較前年同月	全國平均	橫手代	能代	秋田	酒田	米澤	山形	八戸	弘前	青森	水澤	盛岡	須賀	白川	平河	河北年鑑
△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01
△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01
△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01
△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01
△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01

鷓米山	八弘青	水盛	須賀	白川	平河	郡若福	白仙	東	最高	最低	平均	最高	最低	平均	六月			十一月		
															比較前年同月	全國平均	橫手代	比較前年同月	全國平均	橫手代
〇・七五	〇・八〇	〇・八五	〇・九〇	〇・九五	一・〇〇	一・〇五	一・一〇	一・一五	一・二〇	一・二五	一・三〇	一・三五	一・四〇	一・四五	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01
〇・七五	〇・八〇	〇・八五	〇・九〇	〇・九五	一・〇〇	一・〇五	一・一〇	一・一五	一・二〇	一・二五	一・三〇	一・三五	一・四〇	一・四五	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01
〇・七五	〇・八〇	〇・八五	〇・九〇	〇・九五	一・〇〇	一・〇五	一・一〇	一・一五	一・二〇	一・二五	一・三〇	一・三五	一・四〇	一・四五	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01
〇・七五	〇・八〇	〇・八五	〇・九〇	〇・九五	一・〇〇	一・〇五	一・一〇	一・一五	一・二〇	一・二五	一・三〇	一・三五	一・四〇	一・四五	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01
〇・七五	〇・八〇	〇・八五	〇・九〇	〇・九五	一・〇〇	一・〇五	一・一〇	一・一五	一・二〇	一・二五	一・三〇	一・三五	一・四〇	一・四五	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01	△0.01

五一八

比較 前年 同月 平均	全 國 平 均	橫 濱 代	能 代	秋 田	酒 田	鶴 田	山 形	八 戸	弘 前	青 森	水 澤	盛 岡	須 賀	白 河	平 川	郡 山	若 松	福 島	三、割引手形 (昭和十四年日歩)			
																			最高	最低	平均	最高
△0.11	△0.07	△0.10	△0.11	△0.04	△0.10	△0.11	△0.04	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	六月	十二月	
山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	
1.75	1.85	1.95	2.05	2.15	2.25	2.35	2.45	2.55	2.65	2.75	2.85	2.95	3.05	3.15	3.25	3.35	3.45	3.55	3.65	3.75	3.85	

比較 前年 同月 平均	全 國 平 均	橫 濱 代	能 代	秋 田	酒 田	鶴 田	山 形	八 戸	弘 前	青 森	水 澤	盛 岡	須 賀	白 河	平 川	郡 山	若 松	福 島	昭和十五年度東北六縣豫算額		
																			經常部	臨時部	
△0.11	△0.07	△0.10	△0.11	△0.04	△0.10	△0.11	△0.04	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	計	計	
山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣
1.75	1.85	1.95	2.05	2.15	2.25	2.35	2.45	2.55	2.65	2.75	2.85	2.95	3.05	3.15	3.25	3.35	3.45	3.55	3.65	3.75	

比較 前年 同月 平均	全 國 平 均	橫 濱 代	能 代	秋 田	酒 田	鶴 田	山 形	八 戸	弘 前	青 森	水 澤	盛 岡	須 賀	白 河	平 川	郡 山	若 松	福 島	昭和十五年度東北六縣豫算額及前年度トノ比較		
																			經常部	臨時部	
△0.11	△0.07	△0.10	△0.11	△0.04	△0.10	△0.11	△0.04	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	△0.10	計	計	
山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣	山形縣
1.75	1.85	1.95	2.05	2.15	2.25	2.35	2.45	2.55	2.65	2.75	2.85	2.95	3.05	3.15	3.25	3.35	3.45	3.55	3.65	3.75	

商工會議所議員

中村梅三
佐藤十兵衛
三原庄太
板垣金造
奈原龍三
芳賀亮三
淺野喜作

同上割合

會頭 仙臺商工會議所
副會頭
同議員

比較増減△

昭十四年度 昭十五年度

宮城 10,171,900 10,171,900
福島 9,470,436 9,470,436
青森 1,399,890 1,399,890
岩手 1,056,511 1,056,511
山形 9,858,856 9,858,856
秋田 1,500,899 1,500,899

宮城 10,171,900
福島 9,470,436
青森 1,399,890
岩手 1,056,511
山形 9,858,856
秋田 1,500,899

山形商工會議所	理事 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井	副理事 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井	會頭 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井	副會頭 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井	議員 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井
▼磐石商工會議所	理事 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井	副理事 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井	會頭 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井	副會頭 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井	議員 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井
▼鶴岡商工會議所	理事 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井	副理事 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井	會頭 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井	副會頭 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井	議員 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井
▼秋田商工會議所	理事 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井	副理事 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井	會頭 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井	副會頭 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井	議員 齋藤 鹿島 川島 土田 松宮 萬西 本堂 成田 三上 川村 辻井

佐藤 金兵衛	本間 金之助	木内 隆一	番町九 副會頭 岩崎 恒哉
進藤 鐵治	川口 傳助	山形商工會議所(山形市旅館町) 會頭 草刈 源助 理事 成原 三郎	酒田商工會議所(酒田市本町三) 會頭 荒木 幸吉 理事 伊藤 信成
野口 周治郎	加賀谷 家三郎	若松商工會議所(若松市) 昭和三十五・七・十設立認可	
松村 三之助	富野 御代助	八戸商工會議所(八戸市大字)	
辻村 兵太郎	小貫 太郎		
船木 末吉			
中田 豐太			
岸田 治			
鎌田 藏			

種別	合名	合資	株式	株式合資	合計	株主及社員數	總資本額	拂込資本額	積立金額	社債金額	利益金額	配當金額
農業	一三三	一	一	一	三	三	四,六〇〇,〇〇〇	三,八三三,三三一	三,七三〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
水産	一	一	一	一	四	四	一,〇〇〇,〇〇〇	八七六,八二五	八七六,八二五	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
工業	二	一	一	一	五	五	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
商業	一六	一	一	一	一九	一九	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
金融及保險業	一	一	一	一	四	四	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
交通業	一	一	一	一	四	四	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
其他	一	一	一	一	四	四	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
合計	三三	五	五	五	四八	四八	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
昭和十二年	八三	一	一	一	八六	八六	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

種別	昭和十一年		昭和十年		昭和九年	
	名合	資合	名合	資合	名合	資合
農	八七	三、八八八	八七	三、八八八	八七	三、八八八
水	一	一	一	一	一	一
鑛	一	一	一	一	一	一
工	一	一	一	一	一	一
商	一	一	一	一	一	一
金融及保險	一	一	一	一	一	一
交通	一	一	一	一	一	一
其他	一	一	一	一	一	一
合計	九	三、八八八	九	三、八八八	九	三、八八八
備考	昭和十一年 八七、三、八八八、一、五五七 昭和十年 八七、三、八八八、一、五五七 昭和九年 八七、三、八八八、一、五五七					

一、本表ノ外休業會社

種別	會社數	事業年度數
農	八	八
水	一	一
鑛	一	一
工	一	一
商	一	一
金融及保險	一	一
交通	一	一
其他	一	一
合計	一七	一七

二、外國會社ノ支店該當ナシ
三、勞務及出資ノ信用 會社數 四八
四、數年來營業ノ事實ナク解散ニ等シキモノ又ハ現ニ營業ヲ爲サス且ツ將來業務再開ノ見込ナキモノ等ハ之ヲ休業會社トシ本表

ニ算入セス此ノ分ヲ全管分備考ニ掲ク
五、數種ノ事業ヲ兼營スルモノハ主タル一方ノミニ掲ク
六、有限ナシ

三、設立(一三年内)

種別	昭和十二年		昭和十一年		昭和十年		昭和九年	
	名合	資合	名合	資合	名合	資合	名合	資合
農	二	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
水	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
鑛	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
工	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
商	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
金融及保險	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
交通	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
其他	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
合計	九	九〇〇,〇〇〇	八	八〇〇,〇〇〇	八	八〇〇,〇〇〇	八	八〇〇,〇〇〇

三、解散又ハ合併(一三年内)

種別	昭和十二年		昭和十一年		昭和十年		昭和九年	
	名合	資合	名合	資合	名合	資合	名合	資合
農	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
水	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
鑛	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
工	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
商	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
金融及保險	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
交通	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
其他	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
合計	九	九〇〇,〇〇〇	八	八〇〇,〇〇〇	八	八〇〇,〇〇〇	八	八〇〇,〇〇〇

四、資本増加(一三年内)

種別	昭和十二年		昭和十一年		昭和十年		昭和九年	
	名合	資合	名合	資合	名合	資合	名合	資合
農	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
水	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
鑛	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
工	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
商	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
金融及保險	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
交通	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
其他	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一	一〇〇,〇〇〇
合計	九	九〇〇,〇〇〇	八	八〇〇,〇〇〇	八	八〇〇,〇〇〇	八	八〇〇,〇〇〇

種別	會社數		資本金總額	拂込資本金額	積立金額	社債金額	利益金額	配當金額
	株式會社	合資會社						
商業	1	1	61,800	5,500				10,000
金融及保險業	1	1	810,350	692,850				10,000
交通業	1	1	821,090	408,590				
其他	1	1	210,000	210,000				
合計	5	5	1,453,240	1,367,340				
昭和十二年	9	3	3,635,000	1,949,685				90,000
昭和十一年	7	3	3,892,500	6,912,085				176,000
昭和十年	2	1	2,271,575	6,018,075				66,700
昭和九年	2	1	6,649,582	5,598,791				0
五、資本減少(十三年內)								
合計								
昭和十二年								
昭和十一年								
昭和十年								
昭和九年								

會社表 (昭和十三年十二月末日現在 仙臺稅務監督局稅務統計書)

郡市別	會社數	株主及社員數	資本金總額	拂込資本金額	積立金額	社債金額	利益金額	配當金額
計	9	6,870	1,059,870	1,598,791	91,800,730	3,000,000	7,759,628	2,245,588
郡部	4	3,635	562,300	778,937	24,640,000	1,400,000	4,031,128	7,558,065
市部	5	3,235	497,570	819,854	67,160,730	1,600,000	3,728,500	1,558,065
計	9	6,870	1,059,870	1,598,791	91,800,730	3,000,000	7,759,628	2,245,588

郡市別	會社數	株主及社員數	資本金總額	拂込資本金額	積立金額	社債金額	利益金額	配當金額
計	9	6,870	1,059,870	1,598,791	91,800,730	3,000,000	7,759,628	2,245,588
郡部	4	3,635	562,300	778,937	24,640,000	1,400,000	4,031,128	7,558,065
市部	5	3,235	497,570	819,854	67,160,730	1,600,000	3,728,500	1,558,065
計	9	6,870	1,059,870	1,598,791	91,800,730	3,000,000	7,759,628	2,245,588

工・鑛業

産業労働者調 (十四年十二月末現在)

Table showing industrial labor statistics by prefecture (道府縣別) and industry type (工業). It includes counts for male and female workers and production values for various sectors like textile, metal, and chemical industries.

昭和十四年度工業組合數 (昭和十四年)

昭和十二年度事業別生産額 (商工省工場統計表)

Table showing industrial production values (生産額) by prefecture (道府縣別) and industry type (業種別). It lists production values for various sectors such as textile, metal, and chemical industries across different prefectures.

昭和十二年度事業別、工場數、職工數 (縣別) (商工省工場統計表ニ據ル)

△砂 鐵

礦區數	坪數	延長	金屬工業	機械器具工業	窯業	化學工業	製材及木製品	印刷及製本業	食料品工業	其他の工業	加工賃及修理賃	瓦斯(百萬立方尺)	電氣(百萬「キロ」ワット「時」)
7	70,638.5	1,060.7	1,817.1	1,380.6	2,837.7	1,877.6	2,400.6	2,100.7	1,159.5	3,777.5	4,000.5	1,083.6	1,400.9
7	70,638.5	1,060.7	2,130.7	1,609.3	3,337.8	2,023.4	2,722.2	2,357.7	1,246.0	4,367.8	4,491.1	1,357.7	1,543.3
7	70,638.5	1,060.7	3,376.3	2,379.9	3,777.0	3,070.2	3,733.4	2,587.5	1,467.6	5,897.7	5,488.3	1,121.8	1,756.7
7	70,638.5	1,060.7	4,465.4	3,588.6	4,000.7	4,257.4	4,997.7	3,647.8	1,753.7	6,897.3	7,233.8	1,990.0	1

工業類別生產額 (商工省調, 單位百萬圓)

工業類別	昭和十年	十一年	十二年	十三年	十四年
紡織工業	3,078.1	3,371.7	3,915.3	3,656.8	
製鐵工業	1,155.0	1,235.1	1,350.0	1,400.0	1,450.0
鋼鐵工業	1,155.0	1,235.1	1,350.0	1,400.0	1,450.0
其他工業	1,923.1	2,136.6	2,565.3	2,256.8	3,000.0
合計	4,233.1	4,606.8	5,270.3	5,056.8	4,900.0

工業生產量指數 (商工省調, 各年月平均)

工業類別	昭和九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年
製鐵工業	127.4	141.0	150.8	169.8	172.0	180.5
鋼鐵工業	127.4	141.0	150.8	169.8	172.0	180.5
其他工業	127.4	141.0	150.8	169.8	172.0	180.5
合計	127.4	141.0	150.8	169.8	172.0	180.5

農業

農家戶數、米作、養蠶戶數、繭糸產額 (昭和十三年)

品目	農家戶數		米作		蠶絲	
	總數	自作小作	自作兼小作	作付面積 (ヘクタール)	收穫高 (百石)	產額 (千圓)
總數	5,519,480	1,695,884	3,823,596	1,194,122	1,194,122	5,519,480
青森	92,761	25,843	66,918	6,871	2,655	66,918
岩手	111,491	41,563	69,928	11,531	4,631	69,928
宮城	106,026	22,063	83,963	9,702	3,591	83,963
秋田	97,068	18,107	78,961	10,659	3,840	78,961
山形	103,591	21,610	81,981	9,459	3,807	81,981
福島	145,188	42,717	102,471	10,179	3,578	102,471

主要農產物品別產額 (農林統計)

品目	東 北		青 森		岩 手		宮 城		秋 田		山 形		福 島	
	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年
米	10,790,666	11,533,089	1,556,633	1,382,841	2,141,555	2,333,366	2,183,755	2,164,040	2,333,366	2,183,755	2,164,040	2,333,366	2,183,755	2,164,040
小麥	282,799,019	330,303,866	38,782,708	43,361,808	67,246,883	64,015,979	63,707,311	63,707,311	63,707,311	63,707,311	63,707,311	63,707,311	63,707,311	63,707,311
經濟 (農業)	7,479,550	11,448,666	1,556,633	1,382,841	2,141,555	2,333,366	2,183,755	2,164,040	2,333,366	2,183,755	2,164,040	2,333,366	2,183,755	2,164,040

馬鈴薯	大 麻	荷 葡	梨	萃 果	葉 煙 草	蒲	大 豆		大 麥	
							價	數	價	數
價額	價額	價額	價額	價額	價額	價額	價額	價額	價額	價額
六,〇八六,八九五	六,〇七九,七〇〇	一,六三三,九三三	一,七〇〇,七三八	九,四六七,五七〇	二,四三三,二六六	三,四〇七,〇九九	一,〇六五,六六六	六,六四九,七八〇	七,六六一,一九一	一,〇八五,〇〇〇
六,七六九,四六一	六,一三三,八三二	一,九一五,五五七	一,四九三,三九六	二,一三一,七九三	二,四四九,一三九	四,二六八,八四一	二,一六五,〇五五	一〇,三三三,三二〇	一〇,八二五,〇〇〇	一,九一〇,〇〇〇
一,六八五,四四三	一,六三三,五三三	七,三二六,六一六	九,七一三,一三八	二,〇四三,四二六	九,八	三,三三三,四三六	三,〇八五,五五二	一,九二一,二五〇	一,九二一,二五〇	一,九二一,二五〇
八〇二,五〇九	七,六四二,一八〇	七,七一一,七一一	一,四七九,九八四	二,四一七,七一一	四,〇〇四,七〇一	四,六二一,六七七	九,九四九,一七七	三,三三三,四三三	二,九七七,二六八	五,〇八八,五〇七
一,三五六,三六六	一,一九九,二八五	一,八三三,一一一	三〇八,〇〇六	九,六三一	五,〇五四	七,〇九七,三九九	一,五〇六,八六四	四,〇五六,六七六	四,〇五六,六七六	四,〇五六,六七六
九七五,〇五三	六,八二〇,二二〇	一,一三四,四三三	二九八,一〇〇	二,六九〇,三〇七	八,一三三	九八一,八五〇	一,一〇〇,六九〇	五,八〇九	五,八〇九	三,七一九
六三三,〇二七	五,五三七,九九二	八,四八二	二六四,八八五	二,六八七	四〇〇,四八〇	一〇,八五四,四五三	八八〇,六八四	三,四七一,七〇〇	三,四七一,七〇〇	三,四七一,七〇〇
一,四二,八九三	一,三〇七,五五七	二〇,七五五	四七六,六八七	一,九三三,三〇九	一,七四三,三四四	一八,八一〇,一七六	一,七六七,一五九	二,八五九,五六七	二,八五九,五六七	二,八五九,五六七

田畑賣買價格及實收小作料道府縣別表

(昭和十四年三月)

(勸銀調査課)

地方別	賣買價格	實收小作料	賣買價格	實收小作料	田	總 價 額	
						價	額
北 海 道	上 普	下 普	上 普	下 普	一,一〇九,七八〇	一,一〇九,七八〇	六,六七〇,一〇一
	一,五七〇,一〇一	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三			
(東北區)青 森 縣	上 普	下 普	上 普	下 普	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三	六,六七〇,一〇一
	一,五七〇,一〇一	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三			
岩 手 縣	上 普	下 普	上 普	下 普	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三	六,六七〇,一〇一
	一,五七〇,一〇一	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三			
宮 城 縣	上 普	下 普	上 普	下 普	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三	六,六七〇,一〇一
	一,五七〇,一〇一	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三			
秋 田 縣	上 普	下 普	上 普	下 普	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三	六,六七〇,一〇一
	一,五七〇,一〇一	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三			
山 形 縣	上 普	下 普	上 普	下 普	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三	六,六七〇,一〇一
	一,五七〇,一〇一	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三			
福 島 縣	上 普	下 普	上 普	下 普	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三	六,六七〇,一〇一
	一,五七〇,一〇一	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三			
經 濟 (農業)	上 普	下 普	上 普	下 普	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三	六,六七〇,一〇一
	一,五七〇,一〇一	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三	一,〇七三,七三三			
						計	六,六七〇,一〇一

種類	平均	自作	小作	總數	自作	小作
(關東區)平均	五、四四九	一、三二〇	三、一三〇	一、六〇一	一、三九七	八、六四
(北陸區)平均	六、七四一	一、三三九	四、四〇二	二、九六八	一、三八一	九、三九
(東海區)平均	六、〇六〇	一、二四一	三、八一九	一、六八二	一、四六五	九、六三
(近畿區)平均	七、〇六二	一、二五二	五、八一〇	二、〇〇四	一、三三五	九、〇九
(中國區)平均	七、九七五	一、三六一	六、六一九	二、〇〇九	一、四八七	一、四四五
(四國區)平均	八、四七〇	一、四二一	七、〇四九	二、〇七二	一、四八七	二、四三三
(九州區)平均	七、九一六	一、四二一	六、四九五	二、〇七二	一、四八七	二、四三三
沖繩	一、八二二	一、八二二	〇	一、八二二	一、八二二	〇
總平均	七、三二七	一、三二七	六、〇〇〇	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八

北海道沖繩ヲ除ク七五、五九六、四三四、一、三三二、〇八、八二、四七六、三五四、三三、七〇、一七、三三、一一、一一、三

備考 1、大都市附近にして専ら耕作以外の目的を以て賣買せらるる田畑は本調査より除外せり。
2、總價額は道府縣の普通品等田畑價額に農事統計表に於ける昭和十二年末現在の田畑面積を乗じて算出せり。

種類別耕地面積 (昭和十二年)

種類	總數	自作	小作	總數	自作	小作
青森	一、五七九、七九三	七、六七一、七〇	五、九七六、四四	一、四二一、一八三	六、六〇八、六八	七、六〇五、五〇
岩手	一、四六、二七六	九、七四九、一	五、三六八、五	一、三二、三四〇	一、一、九四二、八	七、九、三〇〇、二
宮城	一、四六、四八五	六、七、八九四、三	七、八、五二四、四	九、〇六、九九〇、一	四、八二、一三三、八	四、二四、八五六、五
秋田	一、四三、六四八	六、四、八四二、九	七、八、八五、五	六、〇九八、四三三、三	三、二六六、〇四五、六	二、八三二、三八九、七
青森	一、五七九、七九三	七、六七一、七〇	五、九七六、四四	一、四二一、一八三	六、六〇八、六八	七、六〇五、五〇
岩手	一、四六、二七六	九、七四九、一	五、三六八、五	一、三二、三四〇	一、一、九四二、八	七、九、三〇〇、二
宮城	一、四六、四八五	六、七、八九四、三	七、八、五二四、四	九、〇六、九九〇、一	四、八二、一三三、八	四、二四、八五六、五
秋田	一、四三、六四八	六、四、八四二、九	七、八、八五、五	六、〇九八、四三三、三	三、二六六、〇四五、六	二、八三二、三八九、七
總計	六、〇九八、四三三、三	三、二六六、〇四五、六	二、八三二、三八九、七	二、八三二、三八九、七	二、八三二、三八九、七	二、八三二、三八九、七

産業組合情勢

〔産業組合情勢報告〕による十四・一―十五・二

宮城

一、昭和十四年度産業組合運動の概観

事變の長期化に伴ひ産業組合の戰時活動は益々緊張の度を加へ、各種統後施設の擴充徹底に努めた。然し時局の深化に伴つて生起する諸々の事象は農林漁業生産力の維持増大に將又一般中小産者生活の安定上種々の困難を生ぜしむるに至つた。即ち事變進捗と共に青壯年者の應召馬匹及漁船の徵發、股賑産業への勞力移動等に依り農林漁業勞働力の減少及諸物資の供給逼迫は、肥料、飼料、農機具、農薬、石油、釘、針金、綿絲、綿布等々、直接間接の農林漁業生産資材は勿論、日用生計用品の需給

經濟 (農業) 産業組合情勢

逼迫並價格の昂騰甚しく、然も農林水産物價の騰貴率低くして其の缺狀價格差の擴大を招來せる經濟的困難等實に容易ならざるものがあつたが、斯る矛盾を克服して農林漁業生産力を維持し、軍需農産物は固より國債貸借の調整に資する輸出農産物及國民食糧の供給確保等國家的要請に應へ、且つ統後國民生活の安定化を期するは農村に與へられたる重大なる戰時的課題なりとし、本縣に於ては昭和十四年五月縣下産業組合長會議を開催して「長期建設に對處する農(林)村産業組合並市街地産業組合の活動方策」を夫々協議決定し、國民精神運動と共に全組合員の精神力の振作を圖り、縣下産業組合組織機構の整備刷新を行ひ、農林漁業關係諸機關と常に密接なる連絡提携の下に勞働力の調整、資材の確保配給、軍需品及國民食糧並生活必需品の供出、國民貯蓄の的確なる遂行

其の他統後生活の安定化に努力した。殊に國內政治事情の轉換、經濟事情の變移に對應し、昭和十四年十月縣下農林水産關係諸團體を網羅する「宮城縣農林漁業團體同盟」の結成を見るに至り爾來其の綜合的活動に依り各種施設を遂行し、時局下農林漁業の振興刷新並國家的使命の達成に邁進しつゝある状態である。

二、農村産業組合運動並其の組合經營狀態

昭和十二年産業組合未設置町村及未加入農林漁家解消運動に依り農林漁業者の殆ど全部が産業組合加入を見るに至つた折柄國家統制經濟の高度化に伴ひ之等農林漁業者の産業組合事業に對する期待及依存性は頗る旺盛となり、更に、前項記載の如き情勢の下に農漁村産業組合事業は著しく擴充せられたが、一面常務役員にして軍隊應召及股賑産業方面に轉出せる者事變勅

發以來約三〇%の多きに達した爲、組合の經營計理に於ける困難性は日を遂ふて甚だしくなつて來た。殊に國民貯蓄の強行と金融統制の強化並金利平準化運動の進展は別項詳記の如く産業組合に於ては餘裕金の激増を見ながら支拂利息の増大に反し収入利息の減少を見る様な結果を生じ又國策に基づく生産物資の集荷販賣及統制物資の配給は販賣購買事業分量を激増し、其の計理を複雑多岐化した。一方、組合經營費を償ふに足る收益を得られないやうな有様だ。其の他統制外の物資は概ね營利業者の所謂關取引の對象物となつて價格激騰し且つ一部業者の手に偏在するに至り、尙九、一八の價格停止令公布後に於ては關取引の横行甚しくなつた爲公正なる取引並記帳經理を絕對必要とする産業組合に於ては系統機關以外の取引は殆ど不可能の状態になつた等に依り、組合經營の困

難性は愈々深刻化するに至つた
斯る情勢に鑑み本縣産業組合
は系統農會其の他關係機關と協
力し統制物資中農林水産物生産
必需資材及國民食糧に屬する物
資を營利對象物として取扱はし
めず、飽く迄も適正圓滑なる配
給並公正價格堅持の爲非營利生
産者乃至消費者の團體に集荷及
配給を一元化せしめられたる旨
を縣當局或は政府に對し屢々陳
情したのであるが、其の實現困
難なる状態にあつたため現行制
度に於て幾分なりとも其の意圖
する處を具現せんとするには自
主的に集荷、配給組織を改善整
備するに不如となし、縣下二市
二百ヶ町村中組織の不備なる百
三十ヶ町村に互り部落團體の整
備強化に關する協議會を開催し
たる外關係各機關と協力の上實
地指導を行ひ、以て各自然部落
毎に農事實行組合を設立せしめ
之を統制物資の集荷・配給の基
礎としたる外産業組合活動の萬

般の基礎團體として各般の施設
計畫を遂行しつゝ在る状態であ
る。其の他主要問題の概要左の
如し。

(一) 生産必需資材の配給

1、肥料 昭和十四年春肥料
に於ては過去の取扱実績に
基く暫定的割當制度を行は
れたが、需給關係極度に逼
迫し、苗の伸張甚しく挿押
適期に達するも圓滑なる配
給を了する事が出来ない。
關係團體は協力一致屢々上
京關係筋に陳情したる外、
滯京委員を設け連日關係會
社に接衝の上辛ふじて一應
の配給を了するを得た様な
實情に鑑み、本格的割當制
度に依り行はるゝ秋肥料の
獲得並配給に就て萬全を期
し、需要實情に即應し且つ
適正配給組織を完成せる産
業組合機構に於て絶對多數
の配給を行ふべく關係機關
協力の上獲得運動を行つた

が、縣割當は過去の実績を
施行するところとなり、産
業組合に二二・五%商業組
合七七・五%の比率を以て
配給するに至つた。然して
其の配給實情を見るに産業
組合は部落團體と協力し、
適期を誤ることなく最も適
正に全割當量の完全配給を
了したが、商業者の配給に
於ては適期に配給を了した

るもの少く、殊に配合肥料
に於ては統制指定肥料に代
へ統制外の化學肥料を配給
したのも不諳状態で需要
農業者を困惑せしめたと聞
く。
秋肥料の配給實態に付縣下三
十八ヶ町村に互り實地調査した
所左の如き状態で、今日尙配給
未了三〇%を存する。

品名	縣割當 數量	配給済 數量	配給済 割合	配給未 了數量
硫安	九、三九九	五、四三三	五九%	三、九六六
石炭窒素	一、五九三	九、三六六	五九%	六、五五五
過燐酸石灰	三、五八四	二、五二四	七〇%	一、〇六〇
配合肥料	一、六一六	一、四四三	八九%	一、六九三
計	一六、〇一七	一四、四四三	九〇%	一、五七四

備考 一、單位は噸又は袋
二、配合肥料の配給率比較的大なるは指定配合肥料に
非ざる統制外の配合肥料を任意配給せるもの相當
に含むに依る

右の様な實情に鑑み昭和十五
年春肥に於て産業組合は絶對量
を確保すべく運動を試みたが縣
當局に於ては依然實績主義を固
持し、割當比率は産業組合五〇
%商業組合五〇%と折半せる比

率を以て決定された。然して之
が配給に當つては極力適正配給
の實を擧ぐべく系統農會と連絡
提携の上最終配給機關は例外な
く農事實行組合に相當せしむる
權計畫を進め、且つ最近の需給
逼迫の狀態に鑑み極力適期配給
を行ひ得る様運動を展開してゐ
る

2、釘・針金其の他生産必需
物資

釘・針金の入手も困難で、釘
は昭和十三年より昭和十四
年六月迄の需要申請高四、
一三二樽に對し配給高六八
〇樽一七%、同年七月より
昭和十五年三月迄の需要申
請高三、六〇七樽に對し産
業組合に配給せられたもの
僅々四〇樽(〇・三%)の状
態である。針金に於ては上
半期の需要申請五、九六三
九(一九五〇斤)に對し配給
高二四九(〇・四%)といふ
やうな有様であつた。尤も
般用として商業者系統に

割當られたもの相當あり。
本縣に於ては之を各町村毎
に指定商人を設定して配給
せしめたが、多くは開取引
の對象物となつて特殊業者
方面にのみ流用せられたも
のの如く、一般農業者等は
數里の道を遠しとせず指定
商人の許に五十匁乃至百匁
の釘、針金を求むるも尋
常の手段方法では中々求む
ることが出来ず、産業組合
關係は勿論全農林漁業關係
團體は之が根本塞源の對策
實施の要緊切なるを再三再
四縣及政府要路に陳情し來
たが、縣及政府に於ては其
都度之を諒とせられたるに
不拘今日尙的確なる對策乃
至適正配給の方途が確立せ
られないのは遺憾である。

(二) 米穀木炭の集荷並配給

1、米穀 九・一八物價停
止令發動後米穀の開取引漸
次濃厚となり殊に朝鮮中國
九州地方旱害に依る減收の
影響著しく、米穀の買溜め
賣惜み等行はれ、十一月米
穀公定價格制定前迄に於て
は市街地に於ける米穀の窮
迫甚しかつた。

此の間縣下産業組合は縣
販購聯を中心として全力を
擧げて當用米の集荷配給に
當り、極力逼迫狀態の緩和

に努力したが、商業者の巧
妙なる開取引に妨げられ、
某地方農業倉庫等に於ては
一時新設の出廻期に際會し
尙一俵の入庫米をも見られ
ないやうな状態を現出した
斯る情勢の下に十一月初
旬第一次政府買上米本縣割
當六萬石に接し縣に於ては
之が全部を産業組合の集荷
納入に一任せられたのに依
り、系統農會と緊密なる連
絡提携の上農業者の時局認
識の徹底化工作に併行して
其の集荷に努めた結果同月
中に滞りなく全數量の納入
を了することが出来た。
更に十二月に入り第二次政
府買上米四十九萬九千石の
割當を見たが、商業者は其
の集荷機關たらんことを猛
烈に縣當局に陳情するに至
つたので、第二次買上米の
集荷は産業組合及商業者
(組合)に二元化せられ、昭

和十五年三月末日迄に兩者に於て集荷納入すべきことに決定せられたところ、産業組合に於ける集荷成績豫想外に良好迅速にて昭和十五年二月八日に於て産業組合の納入高四十一萬五千餘石(八〇%強)商業者の納入高八萬三千餘石(一六%弱)の成績を見、産業組合に於ては尙第三次買上米十三萬石に差廻すべき余力を保持して完納することが出来た

役牛並労働力不足等に起因し、例年に比し約一五%の減産を見るに至つたのに、消費に於ては石炭、電力、ガス等一般燃料不足の影響に依り、需要激増傾向にあつた爲十一月以降に於て一般消費者は生産地帯に於ても一俵の木炭を取得するは容易ならず、市街地に於ては一俵の木炭を十人位にて分割消費するが如き言語に絶したる窮状を現出した。昭利十五年一月二十二日日本縣木炭配給統制規則公布せられ、産業組合員の生産せる木炭及農事實行組合の集荷木炭は原則として産業組合に供出することを要し且つ縣販購聯は縣内配給及移出に於ける中樞的統制機關となつたのに依り、縣下産業組合は全販賣機能發揮して之が

集荷配給に努めた結果、最近漸く逼迫緩和せらるゝに至つた。然し商業者の買溜め賣惜み等尙依然たるものがあり、仙臺市内消費木炭は今日猶縣販購聯より各町自警團に供給の上、毎戸に(適正に)配給を行ひつゝある状態である。

昭利十四年度國民貯蓄本縣目標額七千萬圓の内産業組合の目標額七百萬圓と決定し、之が達成の爲特に「報國貯金」を設定し、年四回に亘り貯蓄強調週間を設け、精勵運動と呼應して組合員の時局認識の徹底、生活様式の刷新に依る消費節約、販賣事業の統制強化等と相俟ち、極力貯金吸収に努めた結果、十二月末現在に於て前年度に比し二倍の増加率を以て七百二十九萬圓を一舉に増加し、完全に目標額を達成するを得た貸付金に於ては

五四二

不急資金の貸出等極力差控へたる傾向があるが、的確なる生産擴充資金に限り積極的に貸出を行ひたる爲、一般的に資金需要少く、寧ろ償還率大なりしに不拘、十二月末現在貸付殘高に於て前年度に比し二倍強の八十萬圓を増加した。

然し貯金の著増は借入金殘額に於て四十八萬圓餘を減せしめたが、運轉資金總額に於て六百六十七萬圓餘を増大するに至り爲に販賣購買事業等に於ける運用高も増大したが、結局餘裕金に於て前年に比し二倍強の五百四十八萬九千圓を増加するに至り、然も其の七六%は單に預金として管理せられつゝある状態なるに依り、組合經營上の探算關係に於ては總じて收入利息遞減し支拂利息漸増し其の調整に相當苦慮しつゝある傾向を見るに至つた。

三、都市産業組合運動並其の經營狀態

本縣に於ける都市産業組合は遺憾ながら未だ概して不振の状態にある。即ち市街地購買組合はなく、數年前より仙臺市内適當地區及職場中心の消費組合を設立すべく屢々關係團體並有志有力者の協議會を開催し設立伸進に努めたが未だ一般的に機運熱せざる感がある。又一部熱烈なる賛成者或は支持者等ありと雖市内商工勢力の牽制に逢つて停頓してゐる状態である。

四、

綿製品及肥料配給の割當問題に關しては産業組合、商業者夫々有利なる割當獲得の爲對立状態を生じたが、其の他米穀木炭の集荷、農機具、釘、針金、石油其の他資材の配給等の關係に於ては、夫々常に行ひつゝある慢性的反産運動を反復し居る程度のものに過ぎず。其の他縣會に於ける諸般の情勢及縣當局の産業組合對處方針等微視的なる憾なしとせざるも反産運動として特筆すべき事項を認めない。

五、産業組合活動に對する批判

並今後の方針 前記諸般の情勢に鑑み時局下産業組合の使命は實に重且つ大にして、戦時國民食糧を確保し輸出並に軍需資材充足の爲生産必需資材の適正配給を圖りつゝ増産計畫の完遂に協力し、國民

經濟(農業)

産業組合情勢

生活の維持安定化の爲消費の規正、物價昂騰の抑制を圖り、將又保健施設の擴充、生活協同化並共同作業の促進等に依り労働力を調整し以て人的資源の確保を期する等時局の進展と共に産業組合事業は層一層擴充強化を必要とすべく、更に現今世界は舉げて國防高度化を目標とし、國民經濟の運営も國防經濟確立の見地より國家統制に順應せしめつゝ其の發達を企圖する如く思惟されるものにして、推進する統制經濟完遂の組織機構として協同組合運動の國家機關化的傾向は必然的にして、其の使命は加速度的に重要性を加ふるものと考へられる。

して追力を欠き、十全の効果を發揮し得ざる憾不尠感がある。又政府、道府縣等の産業組合對處方策徹底的なるもの少く、稍もすれば微温的に失するきらひがないでもない。依て眞に産業組合運動を擴充強化し、協同報國の實を擧げむには産業組合法の改正を斷行して全組織機構の整備刷新及各種機關の整理統合並人的、物的、金勢力の集結化を圖ると共に、政府道府縣の對處方策の強化を促し、以て組織的計畫的に全産業組合運動を推進すべきなりと思ふ次第である。如上の見地から本縣に於ては先づ以て中樞的産業組合關係機關の連絡提携の緊密化を圖り、指導理論の統合を圖ると共に指導機關の擴充強化を斷行し、以て縣下弱體組合を個別に全能力を擧げて綜合的集中指導を行ひ之を刷新更生せしめて縣下全態勢の跛行性を是正し以て強力なる

五四三

態勢を整へ時局下産業組合運動の使命達成に邁進せんと決意してゐる(宮城支會)

福島

一、昭和十四年度産業組合運動の概観

第一期

事變第三年を迎へた昭和十四年は昨年の劃期的事業であつた産業組合未設置町村解消の後を受けて組織的には充分現下の戦時經濟體制に即應し得べき内容を以て進むことが出来たのである。然し乍ら一面農山漁村に於ける各種資材の逼迫状態は既に昭和十三年秋頃から相當顯著なものがあつたのであるが昭和十四年に入るや愈々具體的に現はれ殊に肥料に於ては割當制度實施の聲に躍る業者と之に伴つて働く肥料とは甚しく混亂を來し此の間に處して吾が産業組合は増産計畫完遂に絶對的なる必需資材の確保に懸命なる努力を致

第二期

今期に入るや物資問題は益々複雑性を加えると共に之に伴ふ物價問題亦漸く喧噪を來し現下の中心的問題となるの感がある肥料は愈々割當制度實施期に入りたるも統制技術上尙幾多の欠陥ある爲に其の配給量の如くならず殊に業者に於ては其の内部的紛争の結果配給甚しく遅延する等の事態發生した斯る問題の後を受けて昭和十五年春肥割當に付ては充分此の間の事情考慮せらるべきに不拘割當率は産組四六商組五四%と決定し問題を今後に残した。

其の他の資材に就ても農機具の配給に稍合理性を認められた外は大略配給方法に遺憾の點多きも

があるのである。斯る現状に對處せんが爲には益々關係團體との連絡緊密の要極めて大なるものあるに鑑み福島縣農村物資調整委員會の機構を擴充強化する一方縣内關係團體を網羅して十月十八日福島縣農山漁村協議會を結成し昭和十四年二月には東北六縣農山漁業團體聯盟の結成を見るに至つた。

産業組合課税問題は議會切迫と共に再び重大化し本縣産業組合として其の本質上非課税團體たるべきを主張し之に基く運動を繼續實施しつゝある。

軍需物資及重要生活必需物資の供出に於ける吾産業組合の統制力は顯著に現はれ政府米供出に於て其の合理性を遺憾なく發揮した。即ち當初本縣は其の實績に重きを置いた結果政府米供出の割當を産組四割商組六割と決定した。然るに其の後の出廻り状況を見るに産組割當は一月下旬既に納入済となつたが商組

分は利潤少なき政府米納入を喜ばざる傾向ありし爲二月下旬に到るも未だに三分ノ一を納入せるに過ぎない。此處に於て再び産組中心に不足分を目下極力集荷中にして着々成果を納めつつある状況である。尙今期に於て特筆すべきは本縣産組に割當られた貯蓄増加目標七百萬圓は遙かに突破して十二月末に於て約一千萬圓を増加し國債消化割當百五萬も既に大部分を消化した。

二、農村産業組合運動並其の組合經營狀態

1、組合員の増加部落の組織化其の他組織活動
戦時下産業組合の重要性が認識せらるゝと共に肥料其他重要資材の適正なる配給を期待せんとするには産業組合以外に道なしの感念を深くし未加入者の加入激増し一萬八千餘人を増加して十七萬八千二百四十七人となり其の大部分の

一萬五千人は農業者にして更に下部組織體たる法人加入も殆ど倍加し一、三〇二を算し組織的活動の強化の完璧に進みつゝある。

2、公定價格制度並協定價格制度

物資問題の重大化と共に各方面に亘り公定價格制が施行されつゝあるも公定價格決定せる物資の流通部面の合理化乃至は配給機構の整備不完全なる爲稍もすれば價格遊離するもの多く各所に所謂闇値段の續出し公荷並配給を使命とする吾産業組合は之が爲に甚大なる影響を受け組合員に不測の損失を蒙らしめ事業執行上に安定性を欠く傾向となりたるは最も遺憾とする處にして物資の適正配給上由々敷問題である。即ち物價公定に配

給機構の整備密接不離の關係に於て方策はを樹立するに非ざれば、徒らに不正の徒の跋扈を助長せしむる結果となり、低物價政策に添はないこと遠きものがあり。斯くの如き状態なるを以て自然農村必需物資は實質的に甚しく高價となり米其他の生産物公定價格は結局甚しく低く缺狀價格差を深めつゝある。

3、物資割當制度又は切符制度

物資不足濃化に伴つて各府縣共生生産物の區域外移出を禁止する傾向強く本縣に於ても既に米、木炭、魚粕等に本制度が實施せられ一面移入物資又殆ど割當制となつた爲に爾來躍進的の事業擴充を爲しつゝあつた縣下産業組合は實質的活動の餘地僅少となり大部分実績を以て律せらるゝ状態なるを以て事業分量は組織力の

増大と平衡しない憾多く現下の物資問題の重大性に鑑み米、麥、木炭等の集荷並肥料飼料等の重要物資の配給は産業組合に依る一元化を圖り絕對數量の適正配給を期すべきものなく、本縣に於て切符制實施しつゝあるものは肥料農機具鐵鋼ガソリン綿製物等なるも配給機構不備等はなく切符と現品とが一致しないものがあつて、一般消費者は切符に對する信頼薄く從て今後の政策上にも影響するところ大なりとと思料される。

4、非統制物資の偏在價格騰貴

統制過程に於ける著しき現象の一つは統制外に在るものも奔放振りである。殊に無機質肥料統制下に於ける有機質の價格の昂騰と數量の偏在は其の最も著しきもの

にして大豆粕の如きは殆ど市場に現はれず。更に木炭製造原木は之亦價格高騰し採算割の結果は薪として搬出さるゝもの増加し木炭は寧ろ減産傾向を示す地方もあり統制上に於て更に一段の高度化を要求されつゝある。

5、米、木炭、肥料等の一元化運動並其成績

出廻最盛期と共に米の問題は重大化し銃後國民食糧確保の應急策として移出米の政府買上が實施せられ本縣は産組及米商組が之を擔當せるも其の集荷は實績主義を以て律せられた結果當初産業組合は四割の引受となつた。然れ共其合理的集荷組織は遺憾なく發揮され割當量を遙かに突破して二月末迄の成績は六割五